

法務総合研究所研究部報告

7

—犯罪被害の実態に関する調査—

2000

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部が平成11年度に実施した「犯罪被害の実態に関する調査」の結果とこれに基づいて行った分析結果を、ここに研究部報告第7号として刊行する。

本調査は、犯罪被害者又はその遺族の、被害の実態や被害回復の状況を明らかにするとともに、被害者等の意識や刑事司法機関に対する要望を把握することを目的として実施したものである。調査は、有罪判決の言渡しがあった殺人等の10罪種に係る事件の被害者及びその遺族に対するアンケート調査の方式によって行われた。

その結果、殺人等及び業過致死の遺族については、そのほとんどが多様な精神的影響を受けていること、強姦及び強制わいせつの被害者については、その多くが多様な精神的影響を受けているだけではなく、強い恐怖心を感じていること、その他の罪種の被害者についても、大部分が何らかの精神的影響を受けていることなど、犯罪被害の深刻な実態が明らかとなり、他方、被害者及び遺族が刑事司法機関に対して有する様々な希望・不満の内容も明らかになった。

さらに、本報告においては、実態調査の結果に基づき、様々な統計的手法を用いて、事件によって被った精神的・生活面への影響に関連する要因・被害感情に関連する要因等の分析を行っており、その結果、罪種によって異なる様々な要因が、犯罪被害が被害者に及ぼす影響の大きさや被害感情の融和の程度に関連していることが明らかとなった。

今日、犯罪被害者の問題に対する社会的関心が高まっており、刑事司法機関においても、民間団体等においても、被害者の救済に向けて様々な取組が行われているが、本報告が、有効かつ適切な被害者施策を講じる上でいささかでも寄与することができれば幸いである。

最後に、本調査実態に当たって御協力を賜った法務省刑事局及び全国の検察庁の関係各位に対して、深く謝意を表する次第である。

平成12年3月

法務総合研究所長

頃 安 健 司

「犯罪被害の実態に関する調査」研究報告書

研 究 官	安 東 美和子
研 究 官	吉 田 研一郎
研 究 官	濱 井 浩 一
研究官補	染 田 恵
研究官補	栗 栖 素 子
研究官補	岡 田 和 也
研究官補	橋 本 三保子

目 次

はじめに	5
第1 調査の概要	5
1 調査の目的	5
2 調査対象者	5
3 調査実施方法等	6
(1) 実施手続	6
(2) 質問項目等	6
(3) 有効回収総数	6
第2 調査結果	7
1 回答者等の属性	7
(1) 殺人等及び業過致死	7
(2) 傷害等、業過傷、窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝	9
(3) 強姦及び強制わいせつ	10
2 調査対象となった事件の概要	11
(1) 加害者の属性	11
(2) 加害者と被害者の面識の有無及び関係	12
(3) 犯行場所等	12
(4) 財産的損害の有無・総額	12
(5) 傷害の有無・程度	15
(6) 犯行態様	16
(7) 事件発生から本調査実施までの経過期間	17
3 事件による影響	18
(1) 精神的影響の有無	18
(2) 精神的影響の内容	20
(3) 生活面での影響の有無・内容	25
4 事件後の謝罪、示談、賠償金支払等	31
(1) 加害者側からの謝罪の有無・方法	31
(2) 示談の成否・内容	34
(3) 賠償金の支払の有無・金額・支払者	38
(4) 保険金の受領状況	44
(5) 民事訴訟の提起状況とその理由	48
5 報道の受け止め方	51
6 捜査・刑事裁判に関する認識等	55
(1) 捜査協力の負担	55
(2) 証人出廷の負担	64
(3) 刑事裁判を傍聴した際の感想	67
7 裁判結果その他の情報の認識等	69

(1) 裁判結果の認識	69
(2) 捜査・裁判上の加害者に関する情報について	75
8 被害感情	75
(1) 加害者に対する感情等	75
(2) 罪の償いに関する認識	80
9 捜査・裁判に対する要望等	81
(1) 情報提供	81
(2) 捜査に対する要望等	83
(3) 刑事手続における被害者等の地位等について	83
(4) 刑事手続における意見表明	84
(5) 加害者側からの謝罪・賠償金の支払等について	84
(6) 被害者等の保護の要望	84
(7) その他の要望	84
10 調査結果のまとめ	84
(1) 事件による影響, 謝罪・被害回復の状況及び被害感情	84
(2) 捜査・裁判に関する認識・要望等	86
第3 調査結果に基づく統計的分析	87
1 事件により被った精神的・生活面への影響に関連する要因	87
(1) 精神的影響	87
(2) 生活面への影響	114
2 被害感情に関連する要因の分析	122
(1) 被害感情に関連する要因ごとの分析 (χ^2 検定)	122
(2) 被害感情に関連する要因についての総合的分析	187
第4 おわりに	194
資料	199

はじめに

近年、我が国では、犯罪被害者の問題について国民の関心が高まっている。特に、平成7年3月20日に発生した地下鉄サリン事件等を契機に、被害者が犯罪による直接的な被害のみならず、精神面、生活面、経済面等において様々な被害を受けていることについて国民の認識が深まるとともに、その後の刑事司法過程において、いわゆる二次的被害を受けて被害者の精神的被害が更に深くなる場合があることなどが問題とされ、被害者の保護・支援に対する関心が高まっている。

このような状況の下で、近時、刑事司法機関等においても、犯罪被害者の保護等の観点から様々な取組が行われている。検察庁においても、平成11年4月から、事件処理結果、公判期日、判決結果等を被害者等に通知する被害者等通知制度が全国的に統一して実施され、同年11月からは、被害者等に対してよりきめ細かい配慮を行うため、「被害者支援員」制度の導入が開始され、一部の検察庁において、被害者等からの相談対応、被害者等への情報提供等を始めとする各種の被害者支援業務が行われている。さらに、同12年3月末現在、刑事手続における犯罪被害者保護のための刑事訴訟法の改正案等が国会において審議中である。

このような状況を踏まえ、法務総合研究所では、犯罪被害の実態と被害者の捜査・裁判に関する認識・要望等を明らかにするため、検察庁を通じて「犯罪被害の実態に関するアンケート調査」を実施した。

本報告書は、この結果を取りまとめたもので、「第1 調査の概要」、「第2 調査結果」、「第3 調査結果に基づく統計的分析」、「第4 おわりに」の全4章で構成されている。なお、本調査結果の集計は、栗栖及び橋本が、作図・作表は、染田、栗栖、橋本及び岡田が、統計的分析のうち、事件による影響の分析は、吉田及び橋本が、被害感情の分析は、濱井及び岡田が、それぞれ担当し、安東がこれらを統括した。

第1 調査の概要

1 調査の目的

今回実施した犯罪被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）に対するアンケート方式による調査は、被害者等の被害の実態や被害回復の状況を明らかにするとともに、被害者等の意識や刑事司法機関に対する要望を把握することを通じて、今後、より一層被害者等の立場及び心情に配慮した刑事司法の運用に努め、被害者等の保護・支援の観点から、刑事司法制度の改善を図るための基礎資料を得ることを目的としたものである。

2 調査対象者

調査対象は、平成9年1月1日から11年3月31日までの間に有罪判決の言渡しのあった①殺人（嬰兒殺を除く。）・傷害致死（以下、「殺人等」という。）及び②道路上の交通事故に係る業務上過失致死（以下、「業過致死」という。）に係る事件の被害者の遺族並びに③殺人未遂・傷害（受傷期間1か月以上のもの。以下、「傷害等」という。）、④道路上の交通事故に係る業務上過失傷害（受傷期間1か月以上のもの。以下、「業過傷」という。）、⑤窃盗、⑥詐欺（無銭飲食・無賃乗車・カード詐欺を除く。）・横領（遺失物等横領を除く。）（以下、「詐欺等」という。）、⑦強盗、⑧恐喝、⑨強姦及び⑩強制わいせつに係る事件の被害者から、順次さかのぼって無作為に選択した者のうち、調査に回答することに同意した被害者等である。

ただし、被害者が暴力団関係者である事件、加害者と被害者が親族関係など特殊な関係にある事件、生存被害者が未成年（調査時を基準とする。）の事件など、事案の性質、被害者等の感情等にかんがみ、本調査を行うことが適当でないと判断されるものを除外した。

3 調査実施方法等

(1) 実施手続

各地方検察庁を通じて、あらかじめ、被害者等から、口頭（電話を含む。）又は文書（末尾資料(1)）により、調査に対する同意を得た上、アンケート用紙を添書（末尾資料(2)）を付けて送付又は交付し、所定の記入を受けて、これを回収することによって行った。

(2) 質問項目等

質問項目は、基本的に各罪種共通であるが、罪種によって、一部の質問項目や選択肢の内容が異なるため、以下のとおり、各罪種に応じた5種類のアンケート用紙を使用した。

アンケート用紙(A)－前記2の①殺人等及び②業過致死の調査対象者（末尾資料(3)）

アンケート用紙(B)－前記2の③傷害等及び④業過傷の調査対象者（末尾資料(4)）

アンケート用紙(C)－前記2の⑤窃盗及び⑥詐欺等の調査対象者（末尾資料(5)）

アンケート用紙(D)－前記2の⑦強盗及び⑧恐喝の調査対象者（末尾資料(6)）

アンケート用紙(E)－前記2の⑨強姦及び⑩強制わいせつの調査対象者（末尾資料(7)）

(3) 有効回収総数

有効回収総数は1,132人で、罪種別の回答者数は、表1のとおりである。なお、今回の調査では、各罪種ごとに回答者が100人程度になるよう、各地方検察庁に1罪種当たり1通から5通のアンケート用紙の回収を依頼した⁽¹⁾。

表1 罪種別回答者数

罪 種	罪種内訳	総 数	男	女	性別不詳
総 数	総 数	1,132(100.0)	624(55.1)	506(44.7)	2(0.2)
殺 人 等	殺 人	75(100.0)	35(46.7)	39(52.0)	1(1.3)
	傷 害 致 死	36(100.0)	20(55.6)	16(44.4)	—
業 過 致 死	業 過 致 死	131(100.0)	69(52.7)	62(47.3)	—
傷 害 等	傷 害	79(100.0)	58(73.4)	21(26.6)	—
	殺 人 未 遂	25(100.0)	16(64.0)	9(36.0)	—
業 過 傷	業 過 傷	124(100.0)	74(59.7)	50(40.3)	—
窃 盗	窃 盗	142(100.0)	81(57.0)	60(42.3)	1(0.7)
詐 欺 等	詐 欺	104(100.0)	69(66.3)	35(33.7)	—
	横 領	23(100.0)	19(82.6)	4(17.4)	—
強 盗	強 盗	123(100.0)	86(69.9)	37(30.1)	—
恐 喝	恐 喝	104(100.0)	97(93.3)	7(6.7)	—
強 姦	強 姦	81(100.0)	—	81(100.0)	—
強制わいせつ	強制わいせつ	85(100.0)	—	85(100.0)	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

第2 調査結果

1 回答者等の属性

(1) 殺人等及び業過致死

ア 回答者の属性

表2は、殺人等及び業過致死の遺族である回答者について、男女別、年齢層別及び職業別の人員並びに各構成比を見たものである。年齢層別の比率では、殺人等及び業過致死共に50歳代が最も高く、次いで40歳代となっており、この両方で50%以上を占めている。

表2 遺族回答者の属性（殺人等・業過致死）

① 性別

罪 種	総 数	男	女	性別不詳
総 数	242 (100.0)	124 (51.2)	117 (48.3)	1 (0.4)
殺 人 等	111 (100.0)	55 (49.5)	55 (49.5)	1 (0.9)
業過致死	131 (100.0)	69 (52.7)	62 (47.3)	—

② 年齢層別

罪 種	総 数	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
総 数	240 (100.0)	1 (0.4)	14 (5.8)	30 (12.5)	57 (23.8)	72 (30.0)	51 (21.3)	15 (6.3)
殺 人 等	111 (100.0)	1 (0.9)	9 (8.1)	10 (9.0)	25 (22.5)	37 (33.3)	22 (19.8)	7 (6.3)
業過致死	129 (100.0)	—	5 (3.9)	20 (15.5)	32 (24.8)	35 (27.1)	29 (22.5)	8 (6.2)

③ 職業別

罪 種	総 数	農業・林業・漁業	商業・工業・サービス業	土木・建設	事務・管理職・専門技術職	家事・家事手伝い	パート・アルバイト	学 生	無 職	その他
総 数	236 (100.0)	13 (5.5)	47 (19.9)	13 (5.5)	43 (18.2)	10 (4.2)	21 (8.9)	4 (1.7)	48 (20.3)	37 (15.7)
殺 人 等	108 (100.0)	4 (3.7)	27 (25.0)	8 (7.4)	14 (13.0)	6 (5.6)	7 (6.5)	2 (1.9)	25 (23.1)	15 (13.9)
業過致死	128 (100.0)	9 (7.0)	20 (15.6)	5 (3.9)	29 (22.7)	4 (3.1)	14 (10.9)	2 (1.6)	23 (18.0)	22 (17.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

イ 被害者の属性

表3は、殺人等及び業過致死の被害者について、男女別、年齢層別の人員並びに各構成比を見たものである。性別については、殺人等及び業過致死共に、男性の比率が60%台となっているが、殺人等を殺人と業過致死に分けて比べてみると、殺人の方が女性の比率が高い。また、年齢層別の比率では、殺人等及び業過致死共に、20歳代が最も高くなっているが、次に高いのは、殺人等が50歳代であるのに対し、業過致死は70歳以上である。

表3 被害者の属性（殺人等・業過致死）

① 性別

罪 種	総 数	男	女
総 数	242 (100.0)	157 (64.9)	85 (35.1)
殺 人 等	111 (100.0)	74 (66.7)	37 (33.3)
業 過 致 死	131 (100.0)	83 (63.4)	48 (36.6)

② 年齢層別

罪 種	総 数	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
総 数	241 (100.0)	12 (5.0)	17 (7.1)	59 (24.5)	31 (12.9)	33 (13.7)	35 (14.5)	24 (10.0)	30 (12.4)
殺 人 等	111 (100.0)	2 (1.8)	7 (6.3)	31 (27.9)	17 (15.3)	18 (16.2)	21 (18.9)	10 (9.0)	5 (4.5)
業 過 致 死	130 (100.0)	10 (7.7)	10 (7.7)	28 (21.5)	14 (10.8)	15 (11.5)	14 (10.8)	14 (10.8)	25 (19.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

ウ 回答者の被害者に対する続柄等

表4は、回答者の被害者に対する続柄を見たものである。殺人等及び業過致死共に、親が最も多い。

表4 遺族回答者の被害者に対する続柄属性（殺人等・業過致死）

罪 種	総 数	親	子	夫	妻	兄弟姉妹	その他
総 数	242 (100.0)	106 (43.8)	48 (19.8)	15 (6.2)	49 (20.2)	19 (7.9)	5 (2.1)
殺 人 等	111 (100.0)	50 (45.0)	17 (15.3)	6 (5.4)	22 (19.8)	12 (10.8)	4 (3.6)
業 過 致 死	131 (100.0)	56 (42.7)	31 (23.7)	9 (6.9)	27 (20.6)	7 (5.3)	1 (0.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

表5は、事件当時、回答者が被害者と同居していたかどうかについて、表6は、事件当時、被害者が家計を支えていたかどうかについて、それぞれ見たものである。同居の比率が、殺人等で48%であるのに対し、業過致死では76%台であり、被害者が家計を支えていたかどうかについては、主に支えていた

表5 遺族回答者の被害者との同居の有無（殺人等・業過致死）

罪 種	総 数	同居していた	別に居住していた
総 数	241 (100.0)	153 (63.5)	88 (36.5)
殺 人 等	110 (100.0)	53 (48.2)	57 (51.8)
業 過 致 死	131 (100.0)	100 (76.3)	31 (23.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

表6 被害者の家計負担（殺人等・業過致死）

罪 種	総 数	主に支えていた	主にはないが一部支えていた	支えていなかった
総 数	239 (100.0)	84 (35.1)	50 (20.9)	105 (43.9)
殺 人 等	109 (100.0)	37 (33.9)	20 (18.3)	52 (47.7)
業 過 致 死	130 (100.0)	47 (36.2)	30 (23.1)	53 (40.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

ものの占める比率が、殺人等及び業過致死共に、30%台である。

(2) 傷害等、業過傷、窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝

表7は、傷害等、業過傷、窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝の6罪種について、回答者の罪種ごとの男女別、年齢層別及び職業別の人員並びに各構成比を見たものである。

性別については、各罪種共に、男性の比率が高く、恐喝で93%、傷害等、詐欺等及び強盗で70%前後、業過傷及び窃盗で60%弱となっている。また、最も高い構成比を占める回答者の年齢層を、罪種別に見ると、傷害等、業過傷及び強盗で20歳代が30%前後、恐喝で20歳代が約41%、窃盗及び詐欺等で50歳代が20%台となっている。

表7 回答者の属性（傷害等、業過傷、窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝）

① 性別

罪 種	総 数	男	女	性別不詳
総 数	724 (100.0)	500 (69.1)	223 (30.8)	1 (0.1)
傷 害 等	104 (100.0)	74 (71.2)	30 (28.8)	—
業 過 傷	124 (100.0)	74 (59.7)	50 (40.3)	—
窃 盗	142 (100.0)	81 (57.0)	60 (42.3)	1 (0.7)
詐 欺 等	127 (100.0)	88 (69.3)	39 (30.7)	—
強 盗	123 (100.0)	86 (69.9)	37 (30.1)	—
恐 喝	104 (100.0)	97 (93.3)	7 (6.7)	—

② 年齢層別

罪 種	総 数	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
総 数	713 (100.0)	—	183 (25.7)	106 (14.9)	135 (18.9)	150 (21.0)	100 (14.0)	39 (5.5)
傷 害 等	102 (100.0)	—	29 (28.4)	20 (19.6)	21 (20.6)	18 (17.6)	12 (11.8)	2 (2.0)
業 過 傷	123 (100.0)	—	36 (29.3)	18 (14.6)	18 (14.6)	19 (15.4)	22 (17.9)	10 (8.1)
窃 盗	139 (100.0)	—	26 (18.7)	19 (13.7)	30 (21.6)	31 (22.3)	24 (17.3)	9 (6.5)
詐 欺 等	124 (100.0)	—	13 (10.5)	15 (12.1)	28 (22.6)	35 (28.2)	24 (19.4)	9 (7.3)
強 盗	122 (100.0)	—	37 (30.3)	19 (15.6)	19 (15.6)	28 (23.0)	12 (9.8)	7 (5.7)
恐 喝	103 (100.0)	—	42 (40.8)	15 (14.6)	19 (18.4)	19 (18.4)	6 (5.8)	2 (1.9)

③ 職業別

罪 種	総 数	農業・林業・漁業	商業・工業・サービス業	木工・建設	事務・管理職・専門技術職	家事・家事手伝い	パート・アルバイト	学 生	無 職	その他
総 数	710 (100.0)	4 (3.7)	27 (25.0)	8 (7.4)	14 (13.0)	6 (5.6)	7 (6.5)	2 (1.9)	25 (23.1)	15 (13.9)
傷 害 等	100 (100.0)	3 (3.0)	26 (26.0)	11 (11.0)	15 (15.0)	3 (3.0)	7 (7.0)	3 (3.0)	11 (11.0)	21 (21.0)
業 過 傷	122 (100.0)	5 (4.1)	43 (35.2)	8 (6.6)	15 (12.3)	7 (5.7)	12 (9.8)	3 (2.5)	14 (11.5)	15 (12.3)
窃 盗	140 (100.0)	3 (2.1)	51 (36.4)	8 (5.7)	30 (21.4)	1 (0.7)	6 (4.3)	1 (0.7)	17 (12.1)	23 (16.4)
詐 欺 等	125 (100.0)	2 (1.6)	38 (30.4)	14 (11.2)	22 (17.6)	4 (3.2)	5 (4.0)	2 (1.6)	15 (12.0)	23 (18.4)
強 盗	120 (100.0)	1 (0.8)	33 (27.5)	2 (1.7)	21 (17.5)	4 (3.3)	17 (14.2)	8 (6.7)	9 (7.5)	25 (20.8)
恐 喝	103 (100.0)	1 (1.0)	41 (39.8)	16 (15.5)	14 (13.6)	—	5 (4.9)	4 (3.9)	5 (4.9)	17 (16.5)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、構成比である。
 3 無回答を除く。

(3) 強姦及び強制わいせつ

表 8 は、強姦及び強制わいせつについて、回答者の、事件当時の、年齢層別、職業別及び既婚・未婚

表 8 回答者の属性(強姦・強制わいせつ)

① 年齢層別

罪 種	総 数	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
総 数	164 (100.0)	4 (2.4)	118 (72.0)	23 (14.0)	9 (5.5)	7 (4.3)	3 (1.8)	—
強 姦	80 (100.0)	4 (5.0)	53 (66.3)	8 (10.0)	8 (10.0)	5 (6.3)	2 (2.5)	—
強制わい せ つ	84 (100.0)	—	65 (77.4)	15 (17.9)	1 (1.2)	2 (2.4)	1 (1.2)	—

② 職業別

罪 種	総 数	農業・林業・漁業	商業・工業・サービス業	木工・建設	事務・管理職・専門技術職	家事・家事手伝い	パート・アルバイト	学 生	無 職	その他
総 数	165 (100.0)	3 (1.8)	30 (18.2)	3 (1.8)	46 (27.9)	4 (2.4)	18 (10.9)	22 (13.3)	10 (6.1)	29 (17.6)
強 姦	81 (100.0)	1 (1.2)	20 (24.7)	—	22 (27.2)	1 (1.2)	8 (9.9)	10 (12.3)	4 (4.9)	15 (18.5)
強制わい せ つ	84 (100.0)	2 (2.4)	10 (11.9)	3 (3.6)	24 (28.6)	3 (3.6)	10 (11.9)	12 (14.3)	6 (7.1)	14 (16.7)

③ 既婚・未婚別

罪 種	総 数	結婚していた	結婚していなかった
総 数	166 (100.0)	44 (26.5)	122 (73.5)
強 姦	81 (100.0)	19 (23.5)	62 (76.5)
強制わい せ つ	85 (100.0)	25 (29.4)	60 (70.6)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、構成比である。
 3 無回答を除く。

別の人員並びに各構成比を見たものである。なお、強姦及び強制わいせつ共に、回答者の性別はすべて女性であった。

最も高い構成比を占める回答者の年齢層は、強姦及び強制わいせつ共に、20～24歳で、次いで25～29歳となっているが、強姦では、10歳代から65～69歳までの幅広い年齢層に分布している。

2 調査対象となった事件の概要

(1) 加害者の属性

表9は、回答者が挙げた、加害者（複数いる場合には、回答者が「主犯だと思う人」）について、罪種ごとの性別及び年齢層別の人員並びに各構成比を見たものである。

性別については、業過致死、業過傷及び詐欺等で約90％を、強姦及び強制わいせつではすべてを、その他の罪種では90％台を、いずれも男性が占めている。

また、最も高い構成比を占める年齢層を、罪種別に見ると、詐欺等で40歳代となっているほかは、すべての罪種で20歳代となっている。

表9 加害者の属性

① 性別

罪 種	総 数	男	女
総 数	1,036 (100.0)	976 (94.2)	60 (5.8)
殺 人 等	105 (100.0)	99 (94.3)	6 (5.7)
業 過 致 死	109 (100.0)	98 (89.9)	11 (10.1)
傷 害 等	95 (100.0)	92 (96.8)	3 (3.2)
業 過 傷	119 (100.0)	107 (89.9)	12 (10.1)
窃 盗	124 (100.0)	114 (91.9)	10 (8.1)
詐 欺 等	115 (100.0)	103 (89.6)	12 (10.4)
強 盗	118 (100.0)	115 (97.5)	3 (2.5)
恐 喝	97 (100.0)	94 (96.9)	3 (3.1)
強 姦	77 (100.0)	77 (100.0)	—
強制わいせつ	77 (100.0)	77 (100.0)	—

② 年齢層別

罪 種	総 数	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
総 数	896 (100.0)	22 (2.5)	333 (37.2)	170 (19.0)	157 (17.5)	136 (15.2)	71 (7.9)	7 (0.8)
殺 人 等	88 (100.0)	6 (6.8)	28 (31.8)	14 (15.9)	19 (21.6)	14 (15.9)	6 (6.8)	1 (1.1)
業 過 致 死	99 (100.0)	3 (3.0)	47 (47.5)	18 (18.2)	9 (9.1)	15 (15.2)	6 (6.1)	1 (1.0)
傷 害 等	90 (100.0)	2 (2.2)	33 (36.7)	18 (20.0)	12 (13.3)	18 (20.0)	7 (7.8)	—
業 過 傷	102 (100.0)	4 (3.9)	47 (46.1)	16 (15.7)	14 (13.7)	10 (9.8)	9 (8.8)	2 (2.0)
窃 盗	97 (100.0)	2 (2.1)	35 (36.1)	15 (15.5)	19 (19.6)	15 (15.5)	11 (11.3)	—
詐 欺 等	95 (100.0)	—	11 (11.6)	23 (24.2)	30 (31.6)	21 (22.1)	9 (9.5)	1 (1.1)
強 盗	108 (100.0)	—	29 (26.9)	17 (15.7)	22 (20.4)	23 (21.3)	16 (14.8)	1 (0.9)
恐 喝	83 (100.0)	3 (3.6)	31 (37.3)	16 (19.3)	16 (19.3)	12 (14.5)	4 (4.8)	1 (1.2)
強 姦	63 (100.0)	1 (1.6)	33 (52.4)	15 (23.8)	7 (11.1)	4 (6.3)	3 (4.8)	—
強制わいせつ	71 (100.0)	1 (1.4)	39 (54.9)	18 (25.4)	9 (12.7)	4 (5.6)	—	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

(2) 加害者と被害者の面識の有無及び関係

表10は、加害者と被害者の面識の有無を尋ねた結果について、罪種別に見たものである。

被害者が加害者を「よく知っていた」とするものの比率は、殺人等（約50%）、傷害等（約38%）及び詐欺等（約33%）で高いが、その他の罪種では15%未満であり、強制わいせつでは、選択した者はいなかった。加害者の「顔や名前くらいは知っていた」とするものの比率は、詐欺等（約25%）、殺人等（約19%）、傷害等及び恐喝（約18%）で高いが、窃盗（約9%）、業過傷（約5%）並びに業過致死及び強制わいせつ（3%台）では低くなっている。加害者を「知らなかった」とするものの比率は、高い順に、強制わいせつ（約96%）、業過傷（約92%）、業過致死（約85%）、強姦（約81%）、窃盗（約80%）、強盗（約80%）、恐喝（約68%）となっている。

表11は、加害者を事件の前から知っていたとするものに対して、その関係を尋ねた結果について、罪種別に見たものである。

(3) 犯行場所等

表12は、窃盗、強盗、恐喝、強姦及び強制わいせつに関して、犯行場所について尋ねた結果を、罪種別に見たものである。

窃盗では自宅（約35%）、強盗では自宅・加害者の家以外の屋内（約35%）、恐喝では屋外（約30%）、強姦では自宅（約32%）、強制わいせつでは屋外（約46%）が、いずれも最も高い比率となっている。

さらに、表13は、窃盗の被害者のうち自宅で被害が起きたとするものについて、事件が起きたときに回答者若しくは家族が家の中にいたかどうかを見たものである。

(4) 財産的損害の有無・総額

窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝に関して、現金・物等を取られたり、物を壊されるなど何らかの財産的

表10 加害者と被害者の面職の有無

罪 種	総 数	知らなかった	顔や名前くらいは知っていた	よく知っていた	自分にはわからない
総 数	1,122 (100.0)	771 (68.7)	138 (12.3)	198 (17.6)	15 (1.3)
殺 人 等	109 (100.0)	22 (20.2)	21 (19.3)	54 (49.5)	12 (11.0)
業 過 致 死	131 (100.0)	111 (84.7)	4 (3.1)	13 (9.9)	3 (2.3)
傷 害 等	103 (100.0)	45 (43.7)	19 (18.4)	39 (37.9)	...
業 過 傷	124 (100.0)	114 (91.9)	6 (4.8)	4 (3.2)	...
窃 盗	141 (100.0)	113 (80.1)	13 (9.2)	15 (10.6)	...
詐 欺 等	126 (100.0)	54 (42.9)	31 (24.6)	41 (32.5)	...
強 盗	122 (100.0)	97 (79.5)	15 (12.3)	10 (8.2)	...
恐 喝	102 (100.0)	69 (67.6)	18 (17.6)	15 (14.7)	...
強 姦	80 (100.0)	65 (81.3)	8 (10.0)	7 (8.8)	...
強制わいせつ	84 (100.0)	81 (96.4)	3 (3.6)	—	...

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、構成比である。
 3 無回答を除く。

表11 加害者と被害者との関係

罪 種	総 数	仕事や取引先の人	学校関係の人	恋 人	遊びの仲間	近所の人	その他
総 数	332 (100.0)	4 (3.7)	27 (25.0)	8 (7.4)	14 (13.0)	6 (5.6)	7 (6.5)
殺 人 等	74 (100.0)	26 (35.1)	1 (1.4)	6 (8.1)	8 (10.8)	6 (8.1)	27 (36.5)
業 過 致 死	17 (100.0)	5 (29.4)	1 (5.9)	—	2 (11.8)	5 (29.4)	4 (23.5)
傷 害 等	56 (100.0)	11 (19.6)	2 (3.6)	13 (23.2)	4 (7.1)	5 (8.9)	21 (37.5)
業 過 傷	10 (100.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	—	2 (20.0)	2 (20.0)	3 (30.0)
窃 盗	28 (100.0)	13 (46.4)	—	—	1 (3.6)	3 (10.7)	11 (39.3)
詐 欺 等	72 (100.0)	28 (38.9)	6 (8.3)	—	2 (2.8)	1 (1.4)	35 (48.6)
強 盗	24 (100.0)	8 (33.3)	—	—	—	4 (16.7)	12 (50.0)
恐 喝	33 (100.0)	7 (21.2)	5 (15.2)	—	1 (3.0)	4 (12.1)	16 (48.5)
強 姦	15 (100.0)	1 (6.7)	3 (20.0)	1 (6.7)	—	3 (20.0)	7 (46.7)
強制わいせつ	3 (100.0)	1 (33.3)	—	—	—	1 (33.3)	1 (33.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、構成比である。
 3 無回答を除く。

損害のあった被害者は、窃盗で140人（約99%）、詐欺等で123人（約97%）、強盗で110人（約89%）、恐喝で96人（約92%）である。

そのうち、損害額の記載のあったものについて、被害総額を罪種別に見たものが、表14である。窃盗、強盗及び恐喝では、被害総額が10万円以下のものの占める比率が50%を超えているが、詐欺等では、その比率は約24%にすぎず、被害総額が100万円を超えるものの比率が50%を超えている。

表12 犯行場所（窃盗、強盗、恐喝、強姦及び強制わいせつ）

罪 種	総 数	自宅	加害者の家又は居室	ホテル又は旅館	屋内	自動車内	電車内	屋外	その他	わからない
総 数	512 (100.0)	114 (22.3)	20 (3.9)	8 (1.6)	106 (20.7)	60 (11.7)	11 (2.1)	149 (29.1)	37 (7.2)	7 (1.4)
窃 盗	136 (100.0)	47 (34.6)	—	—	35 (25.7)	9 (6.6)	5 (3.7)	26 (19.1)	14 (10.3)	—
強 盗	117 (100.0)	18 (15.4)	—	—	41 (35.0)	11 (9.4)	—	39 (33.3)	8 (6.8)	—
恐 喝	97 (100.0)	9 (9.3)	13 (13.4)	—	23 (23.7)	16 (16.5)	—	31 (32.0)	5 (5.2)	—
強 姦	79 (100.0)	25 (31.6)	5 (6.3)	8 (10.1)	3 (3.8)	18 (22.8)	—	15 (19.0)	5 (6.3)	—
強制わいせつ	83 (100.0)	15 (18.1)	2 (6.3)	—	2 (2.4)	6 (7.2)	6 (7.2)	38 (45.8)	5 (6.0)	7 (8.4)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 「屋内」とは、「自宅」、「加害者の家又は居室」及び「ホテル又は旅館」以外をいう。

4 無回答を除く。

表13 窃盗事件時の在宅状況

在 宅 の 有 無	総 数	男	女
総 数	47 (100.0)	20 (42.6)	27 (57.4)
い な か っ た	29 (100.0)	14 (48.3)	15 (51.7)
いたが、気付かなかった	11 (100.0)	3 (27.3)	8 (72.7)
い た	7 (100.0)	3 (42.9)	4 (57.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

表14 財産上の損害の有無・内容（窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝）

罪 種	総 数	1万以下	5万以下	10万以下	50万以下	100万以下	500万以下	1,000万以下	3,000万以下	5,000万以下	8,000万以下	1億円以下	1億円を超える
総 数	418 (100.0)	44 (10.5)	102 (24.4)	50 (12.0)	71 (17.0)	37 (8.9)	60 (14.4)	15 (3.6)	20 (4.8)	11 (2.6)	2 (0.5)	1 (0.2)	5 (1.2)
窃 盗	119 (100.0)	12 (10.1)	33 (27.7)	20 (16.8)	25 (21.0)	9 (7.6)	16 (13.4)	1 (0.8)	3 (2.5)	—	—	—	—
詐欺等	117 (100.0)	10 (8.5)	12 (10.3)	6 (5.1)	14 (12.0)	15 (12.8)	24 (20.5)	7 (6.0)	13 (11.1)	8 (6.8)	2 (1.7)	1 (0.9)	5 (4.3)
強 盗	92 (100.0)	11 (12.0)	26 (28.3)	19 (20.7)	15 (16.3)	4 (4.3)	11 (12.0)	2 (2.2)	2 (2.2)	2 (2.2)	—	—	—
恐 喝	90 (100.0)	11 (12.2)	31 (34.4)	5 (5.6)	17 (18.9)	9 (10.0)	9 (10.0)	5 (5.6)	2 (2.2)	1 (1.1)	—	—	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

表15は、現金又は物をとられたとするものに対して、被害を受けた現金や物それ自体が戻ってきたかどうかを尋ねた結果を、罪種別に見たものである。

窃盗、強盗及び恐喝では、「そのまますべてもどってきた」とするものが、40%台であるのに対して、詐欺等では約17%にとどまっており、一方、「まったくもどってこなかった」とするものが窃盗、強盗及び恐喝では20%台から30%台であるのに対し、詐欺等では約57%に達している。

表15 被害金品の還付状況（窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝）

罪 種	総 数	そのまますべてもどってきた	一部もどってきた	まったくもどってこなかった
総 数	411 (100.0)	160 (38.9)	109 (26.5)	142 (34.5)
窃 盗	130 (100.0)	60 (46.2)	41 (31.5)	29 (22.3)
詐 欺 等	109 (100.0)	19 (17.4)	28 (25.7)	62 (56.9)
強 盗	87 (100.0)	43 (49.4)	24 (27.6)	20 (23.0)
恐 喝	85 (100.0)	38 (44.7)	16 (18.8)	31 (36.5)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、構成比である。
 3 無回答を除く。

(5) 傷害の有無・程度

本調査では、傷害等・業過傷の被害者は、受傷期間1か月以上のものを対象としている。表16は、強盗、恐喝、強姦及び強制わいせつにおいて、今回の事件によって傷害を負わされたかどうかについて尋ねた結果を、罪種別に見たものである。傷害を負った者は、強盗で約53%、恐喝で約30%、強姦で約65%、強制わいせつで約39%を占めている。

表16 傷害の有無（強盗、恐喝、強姦及び強制わいせつ）

罪 種	総 数	けがを負わされた	けがを負わされなかった
総 数	384 (100.0)	179 (46.6)	205 (53.4)
強 盗	122 (100.0)	65 (53.3)	57 (46.7)
恐 喝	98 (100.0)	29 (29.6)	69 (70.4)
強 姦	80 (100.0)	52 (65.0)	28 (35.0)
強制わいせつ	84 (100.0)	33 (39.3)	51 (60.7)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、構成比である。
 3 無回答を除く。

表17は、傷害等、業過傷、強盗、恐喝、強姦及び強制わいせつに関し、今回の事件によって傷害を負わされたものに対して、受傷期間について尋ねた結果を、罪種別に見たものである。傷害等及び業過傷を除く各罪種の受傷期間については、2週間未満のものの比率が最も高く、強盗で約43%、恐喝で約83%、強姦で約42%、強制わいせつで約61%となっている。

表17 受傷期間(傷害等, 業過傷, 強盗, 恐喝, 強姦及び強制わいせつ)

罪 種	総 数	2週間未満	1か月未満	3か月未満	6か月未満	1年未満	1年以上	わからない
総 数	405 (100.0)	94 (23.2)	51 (12.6)	61 (15.1)	40 (9.9)	45 (11.1)	82 (20.2)	32 (7.9)
傷 害 等	102 (100.0)	—	—	36 (35.3)	16 (15.7)	19 (18.6)	24 (23.5)	7 (6.9)
業 過 傷	124 (100.0)	—	—	11 (8.9)	19 (15.3)	24 (19.4)	50 (40.3)	20 (16.1)
強 盗	65 (100.0)	28 (43.1)	25 (38.5)	5 (7.7)	2 (3.1)	—	3 (4.6)	2 (3.1)
恐 喝	29 (100.0)	24 (82.8)	5 (17.2)	—	—	—	—	—
強 姦	52 (100.0)	22 (42.3)	12 (23.1)	8 (15.4)	3 (5.8)	1 (1.9)	4 (7.7)	2 (3.8)
強制わいせつ	33 (100.0)	20 (60.6)	9 (27.3)	1 (3.0)	—	1 (3.0)	1 (3.0)	1 (3.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は, 構成比である。

3 無回答を除く。

表18は, 傷害等, 業過傷, 強盗及び恐喝に関し, 後遺症が残ったり, 身体の機能の一部が損なわれたりしたこと(以下, 「後遺症等」という。)の有無とその内容について尋ねた結果を, 罪種別に見たものである。

表18 後遺症等の内容(傷害等, 業過傷, 強盗及び恐喝)

罪 種	総 数	身体の一部が失われた	身体の機能の一部が損なわれた	傷あとが残った	痛みが残った	その他
総 数	322	16 (5.0)	82 (25.5)	159 (49.4)	150 (46.6)	61 (18.9)
傷 害 等	104	7 (6.7)	37 (35.6)	58 (55.8)	51 (49.0)	16 (15.4)
業 過 傷	124	8 (6.5)	44 (35.5)	65 (52.4)	73 (58.9)	29 (23.4)
強 盗	65	1 (1.5)	1 (1.5)	28 (43.1)	18 (27.7)	12 (18.5)
恐 喝	29	—	—	8 (27.6)	8 (27.6)	4 (13.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は, 総数に対する比率である。

3 重複選択による。

4 無回答を除く。

(6) 犯行態様

表19は, 強盗及び恐喝に関し, 今回の事件で, 「殴られたり, 蹴られたりした」か, 「凶器を見せられたり, つきつけられたりしておどされた」か, 「凶器で殴られたり, 切られたりした」か, 「言葉や態度でおどされた」かなどの, 犯行態様について尋ねた結果を見たものである。

強盗では「凶器を見せられたり, つきつけられたりしておどされた」としたものが最も多く, 恐喝では, そのほとんど(約94%)が, 「言葉や態度でおどされた」としている。

表19 犯行態様（強盗・恐喝）

罪 種	総 数	殴られたり、蹴られたりした	凶器を見せられたり、つきつけられたりしておどされた	凶器で殴られたり、切られたりした	言葉や態度でおどされた	その他
総 数	222	70 (31.5)	97 (43.7)	42 (18.9)	170 (76.6)	43 (19.4)
強 盗	118	36 (30.5)	75 (63.6)	32 (27.1)	72 (61.0)	22 (18.6)
恐 喝	104	34 (32.7)	22 (21.2)	10 (9.6)	98 (94.2)	21 (20.2)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、総数に対する比率である。
 3 重複選択による。
 4 無回答を除く。

表20は、事件で凶器を用いられたとしたものに対して、用いられた凶器の種類について尋ねた結果を見たものである。全体では、ナイフが用いられたとするものが最も多い。

表20 凶器の種類（強盗・恐喝）

罪 種	総 数	ナイフ	包 丁	刀	かなづち、のみ等の工具	けん銃、銃	おもちゃのけん銃、モデルガン	その他
総 数	88	29 (33.0)	18 (20.5)	5 (5.7)	9 (10.2)	5 (5.7)	3 (3.4)	19 (21.6)
強 盗	67	24 (35.8)	15 (22.4)	3 (4.5)	7 (10.4)	4 (6.0)	3 (4.5)	11 (16.4)
恐 喝	21	5 (23.8)	3 (14.3)	2 (9.5)	2 (9.5)	1 (4.8)	—	8 (38.1)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、総数に対する比率である。
 3 重複選択による。
 4 無回答を除く。

(7) 事件発生から本調査実施までの経過期間

事件発生から本調査実施までの経過期間は、表21のとおりであり、その平均は、約1年4か月である。

表21 事件発生から調査までの経過期間

罪種	総 数	6 か 月 未 満	6 か 月 以 上 1 年未満	1 年以上 1 年 6 か 月未満	1 年 6 か 月 以 上 2 年未満	2 年以上 2 年 6 か 月 未 満	2 年 6 か 月以上 3 年未満	3 年以上	不 明
総 数	1,132 (100.0)	38 (3.4)	382 (33.7)	324 (28.6)	186 (16.4)	104 (9.2)	37 (3.3)	45 (4.0)	16 (1.4)
殺 人 等	111 (100.0)	1 (0.9)	24 (21.6)	37 (33.3)	20 (18.0)	16 (14.4)	5 (4.5)	8 (7.2)	—
業 過 致 死	131 (100.0)	2 (1.5)	29 (22.1)	52 (39.7)	32 (24.4)	11 (8.4)	4 (3.1)	1 (0.8)	—
傷 害 等	104 (100.0)	8 (7.7)	41 (39.4)	24 (23.1)	14 (13.5)	13 (12.5)	2 (1.9)	2 (1.9)	—
業 過 傷	124 (100.0)	3 (2.4)	30 (24.2)	40 (32.3)	36 (29.0)	10 (8.1)	2 (1.6)	1 (0.8)	2 (1.6)
窃 盗	142 (100.0)	15 (10.6)	69 (48.6)	42 (29.6)	8 (5.6)	4 (2.8)	—	2 (1.4)	2 (1.4)
詐 欺 等	127 (100.0)	1 (0.8)	24 (18.9)	31 (24.4)	17 (13.4)	11 (8.7)	10 (7.9)	26 (20.5)	7 (5.5)
強 盗	123 (100.0)	2 (1.6)	50 (40.7)	33 (26.8)	18 (14.6)	15 (12.2)	3 (2.4)	—	2 (1.6)
恐 喝	104 (100.0)	4 (3.8)	43 (41.3)	28 (26.9)	12 (11.5)	8 (7.7)	6 (5.8)	2 (1.9)	1 (1.0)
強 姦	81 (100.0)	—	27 (33.3)	19 (23.5)	16 (19.8)	11 (13.6)	4 (4.9)	2 (2.5)	2 (2.5)
強制わいせつ	85 (100.0)	2 (2.4)	45 (52.9)	18 (21.2)	13 (15.3)	5 (5.9)	1 (1.2)	1 (1.2)	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 事件による影響

本調査では、事件により被害者等が被った影響について、精神的影響と生活面への影響の二つに分け、その程度や内容について調査している。

精神的影響に関し、本調査では、殺人、業過致死、強姦及び強制わいせつを除く各罪種の回答者に対しては、事件による精神的影響の有無・大小を尋ねた上で、影響があったと回答した者には更にその内容を尋ね、殺人、業過致死、強姦及び強制わいせつの回答者に対しては、精神的影響の有無・大小についての質問は設けなくて、精神的影響の内容のみを訪ねている。

(1) 精神的影響の有無

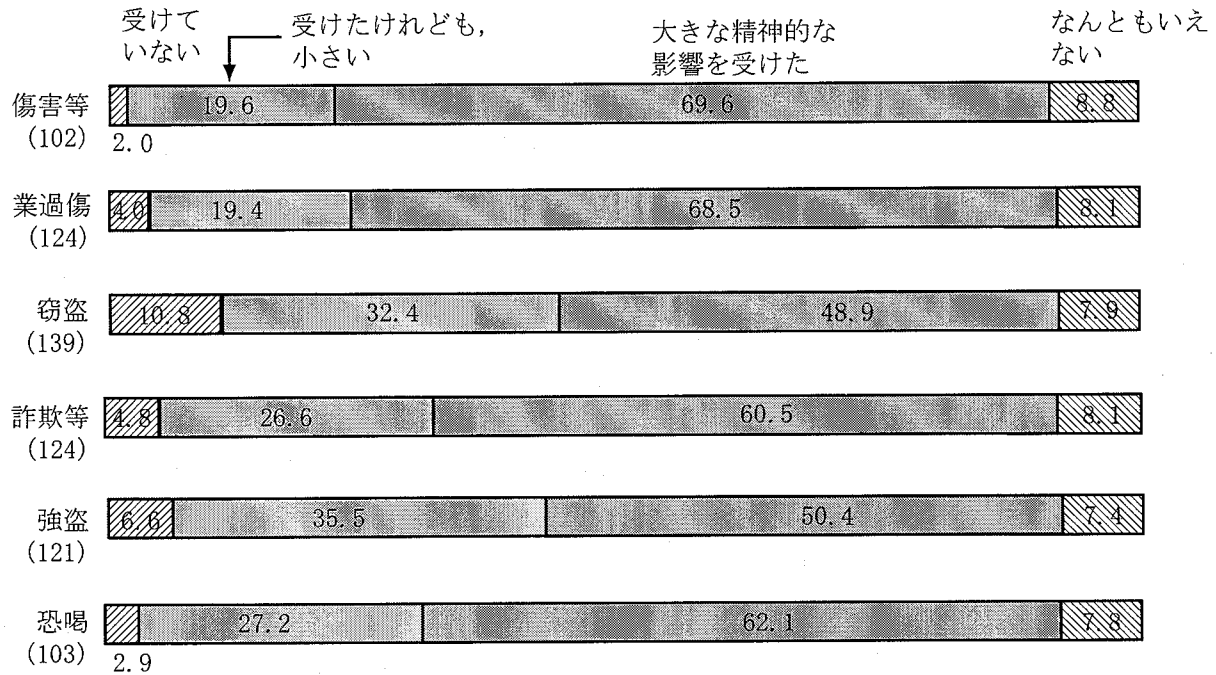
表22及び図1は、被害者が事件によって受けた精神的影響の有無を、殺人等、業過致死、強姦及び強制わいせつを除く罪種別に見たものである。これによると、精神的な影響を「受けたけれども、小さい」としたものを含めると、どの罪種でも、80%を超える被害者が何らかの影響を受けていることが分かる。また、傷害等及び業過傷では「大きな影響を受けた」とするものの比率がほぼ70%と高く、窃盗及び強盗では、「受けていない」又は「受けたけれども、小さい」とするものの比率が40%強と高くなっている。

表22 精神的影響の有無

罪 種	総 数	受けていない	受けたけれども、 小さい	大きな精神的な 影響を受けた	なんとも いえない
傷 害 等	102 (100.0)	2 (2.0)	20 (19.6)	71 (69.6)	9 (8.8)
業 過 傷	124 (100.0)	5 (4.0)	24 (19.4)	85 (68.5)	10 (8.1)
窃 盗	139 (100.0)	15 (10.8)	45 (32.4)	68 (48.9)	11 (7.9)
詐 欺 等	124 (100.0)	6 (4.8)	33 (26.6)	75 (60.5)	10 (8.1)
強 盗	121 (100.0)	8 (6.6)	43 (35.5)	61 (50.4)	9 (7.4)
恐 喝	103 (100.0)	3 (2.9)	28 (27.2)	64 (62.1)	8 (7.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、構成比である。
 3 無回答を除く。

図 1 精神的影響の有無



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実数である。
 3 無回答を除く。

(2) 精神的影響の内容

図2及び表23は、様々な精神的影響の内容について、11項目の選択肢(このうち、「異性に対して恐怖を覚えるようになった」については、強姦及び強制わいせつの被害者のみに尋ねている。)により尋ねた結果を、罪種別に示したものである。

これによると、多くの回答者が様々な精神的影響を被っていることがうかがえるなかで、殺人等及び傷害致死の遺族並びに強姦の被害者については、とりわけ多くの者が、多様な影響を受けていることがうかがえる。

まず、殺人等については、③「何をする気力もなくなった」とするものが70%を超えているほか、①「病気になったり、精神的に不安定になった」、②「食欲がなくなった」、④「人と会いたくなくなった」、⑦「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」とするものがおおむね60%を超えている。また、⑧「感情がまひしたような状態となった」、⑨「自分としての実感がなくなった」とするものも、40%前後で他の罪種と比較して最も高くなっている。⑤「外出ができなくなった」とするものも40%近くに上り、強姦や強制わいせつに次いで高くなっている。

業過致死についても、やはり③「何をする気力もなくなった」とするものが70%を超えているほか、①「病気になったり、精神的に不安定になった」、②「食欲がなくなった」とするものが50%を超えている。また、④「人と会いたくなくなった」、⑦「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」、⑧「感情がまひしたような状態となった」、⑨「自分としての実感がなくなった」とするものも、30%台から40%台で、他の罪種と比べてかなり高くなっている。また、これらの項目と比較すると数値は高くないものの、⑥「自殺を考えた」とするものが20%を超えているのが目を引く。

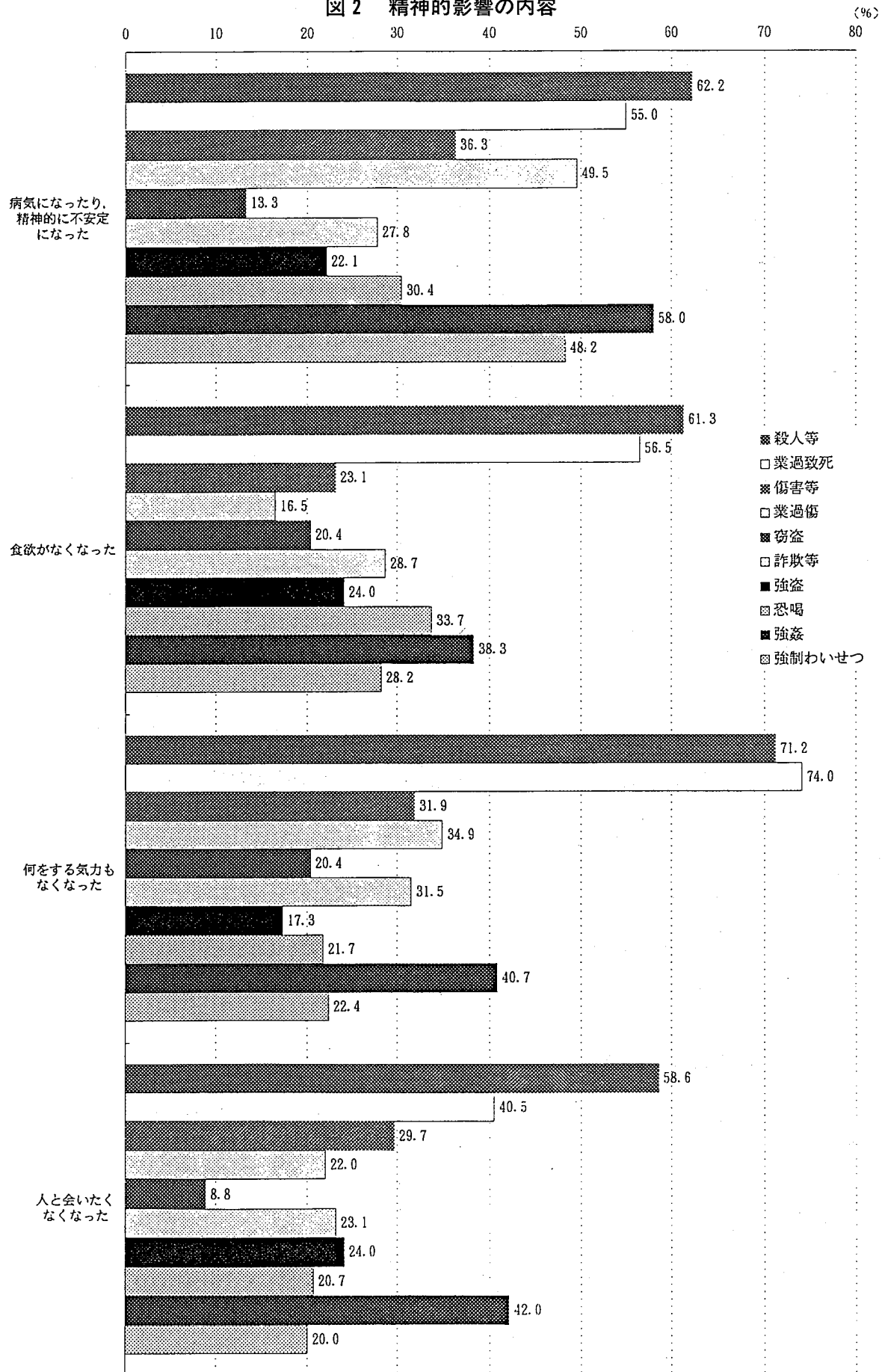
強姦については、⑩「異性に対して恐怖を覚えるようになった」とするものが3分の2に上っているほか、①「病気になったり、精神的に不安定になった」、⑦「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」とするものが60%前後で、殺人等の遺族と大差のない結果となっている。また、⑤「外出ができなくなった」とするものが40%を超え、強制わいせつと並んで、全罪種中、最も高い比率を示している。このほか、②「食欲がなくなった」、③「何をする気力もなくなった」、④「人と会いたくなくなった」とするものが40%前後で、かなり高くなっている。また、業過致死と並んで、⑥「自殺を考えた」とするものが20%を超えている。

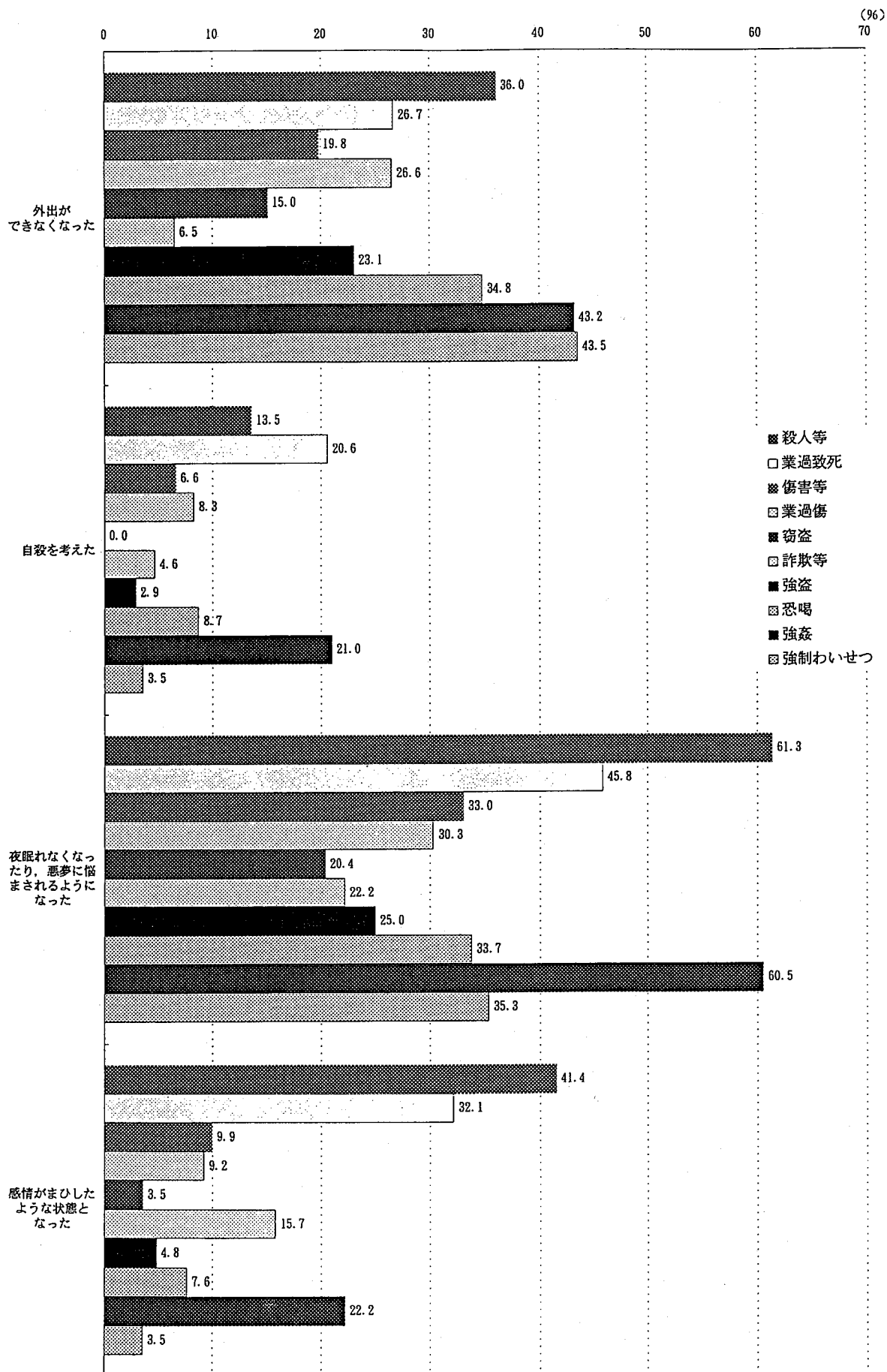
強制わいせつについても、⑩「異性に対して恐怖を覚えるようになった」、①「病気になったり、精神的に不安定になった」とするものが50%前後に上っているほか、⑤「外出ができなくなった」が40%を超え、全罪種中、最も高い比率を示している。

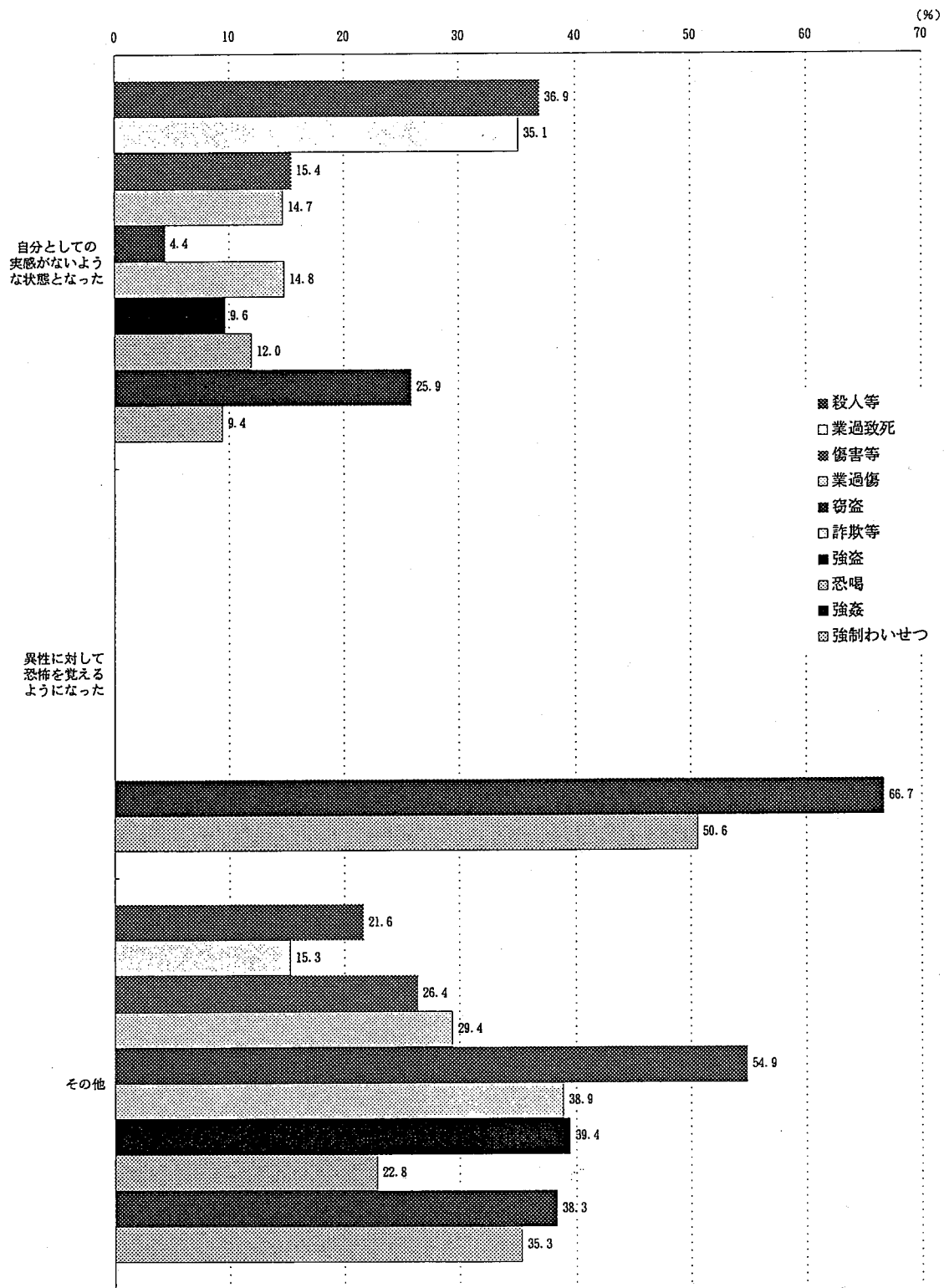
その他の罪種では、業過傷で、①「病気になったり、精神的に不安定になった」とするものが40%を超えている以外は、それほど目立つ項目は見られない。ただ、窃盗と詐欺等を比較すると詐欺等が、強盗と恐喝を比較すると恐喝が、ほとんどの項目で他方の数値を上回っていること、詐欺等と恐喝を比較すると、⑤「外出ができなくなった」とするものが、恐喝で30%を超え、詐欺等では10%に満たないなどの違いはあるものの、多くの項目で選択するものの比率が同程度となっている。

なお、⑪「その他」を挙げたものが、窃盗で半数近くに上っているのを始め、詐欺等や強盗で比較的高くなっている。これらの犯罪については、用意された選択肢以外で何らかの精神的影響を受けていることがうかがえる。特に、「人が信用できなくなった」が、業過致死及び業過傷以外の罪種で挙げられており、特に詐欺等で多くなっている。性犯罪でも、⑪「その他」を挙げるものは比較的多く、強姦では、事件後一人で家にいることへの恐怖を訴えるものが、強制わいせつでは、事件後の外出や自分に近づく物音・足音などへの恐怖を訴えるものが、それぞれ見られた。

図2 精神的影響の内容







- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 殺人等及び業過致死については、本調査回答者数総数に占める比率である。
 3 傷害等、業過傷、窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝については、精神的影響の有無について、「受けたけれども、小さい」又は「大きな精神的影響を受けた」と回答した者のみを対象とした。
 4 各罪種ごとの回答者数に占める、「あてはまる」としたものの比率である。
 5 無回答を除く。
 6 重複選択による。
 7 「異性に対して恐怖を感じるようになった」の総数に占める比率は、強姦及び強制わいせつの回答者数の合計に占める比率である。

表23 精神的影響の内容

	総数	病気になったり、精神的に不安定になった	食欲がなくなった	何をする気力もなくなった	人と会いたくなくなった	外出ができなくなった	自殺を考えた	夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった	感情がまひしたような状態となった	自分としての実感がなくなような状態となった	異性に対して恐怖を覚えるようになった	その他
総数	1,025	412 (40.2)	346 (33.8)	390 (38.0)	299 (29.2)	274 (26.7)	93 (9.1)	374 (36.5)	161 (15.7)	188 (18.3)	97 (58.4)	327 (31.9)
殺人等	111	69 (62.2)	68 (61.3)	79 (71.2)	65 (58.6)	40 (36.0)	15 (13.5)	68 (61.3)	46 (41.4)	41 (36.9)	…	24 (21.6)
業過致死	131	72 (55.0)	74 (56.5)	97 (74.0)	53 (40.5)	35 (26.7)	27 (20.6)	60 (45.8)	42 (32.1)	46 (35.1)	…	20 (15.3)
傷害等	91	33 (36.3)	21 (23.1)	29 (31.9)	27 (29.7)	18 (19.8)	6 (6.6)	30 (33.0)	9 (9.9)	14 (15.4)	…	24 (26.4)
業過傷	109	54 (49.5)	18 (16.5)	38 (34.9)	24 (22.0)	29 (26.6)	9 (8.3)	33 (30.3)	10 (9.2)	16 (14.7)	…	32 (29.4)
窃盗	113	15 (13.3)	23 (20.4)	23 (20.4)	10 (8.8)	17 (15.0)	0 (0.0)	23 (20.4)	4 (3.5)	5 (4.4)	…	62 (54.9)
詐欺等	108	30 (27.8)	31 (28.7)	34 (31.5)	25 (23.1)	7 (6.5)	5 (4.6)	24 (22.2)	17 (15.7)	16 (14.8)	…	42 (38.9)
強盗	104	23 (22.1)	25 (24.0)	18 (17.3)	25 (24.0)	24 (23.1)	3 (2.9)	26 (25.0)	5 (4.8)	10 (9.6)	…	41 (39.4)
恐喝	92	28 (30.4)	31 (33.7)	20 (21.7)	19 (20.7)	32 (34.8)	8 (8.7)	31 (33.7)	7 (7.6)	11 (12.0)	…	21 (22.8)
強姦	81	47 (58.0)	31 (38.3)	33 (40.7)	34 (42.0)	35 (43.2)	17 (21.0)	49 (60.5)	18 (22.2)	21 (25.9)	54 (66.7)	31 (38.3)
強制わいせつ	85	41 (48.2)	24 (28.2)	19 (22.4)	17 (20.0)	37 (43.5)	3 (3.5)	30 (35.3)	3 (3.5)	8 (9.4)	43 (50.6)	30 (35.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 殺人等及び業過致死については、本調査回答者数総数に占める比率である。

3 傷害等、業過傷、窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝については、精神的影響の有無について、「受けたけれども、小さい」又は「大きな精神的影響を受けた」と回答した者のみを対象とした。

4 () 内は、総数に対する比率である。

5 無回答を除く。

6 重複選択による。

7 「異性に対して恐怖を覚えるようになった」の総数に占める比率は、強姦及び強制わいせつの回答者数の合計に占める比率である。

さらに、表24は、殺人等及び業過致死の遺族が事件によって受けた精神的影響の内容を、被害者に対する続柄別に見たものである。これによると、殺人等及び業過致死の被害者の遺族の多くは多様かつ深刻な精神的影響を受けていることが認められるが、とりわけ被害者の親及び妻にその傾向が強いことがうかがえる。一方、兄弟姉妹は、他の続柄と比較すると、いずれの項目でもやや低い比率となっている。

なお、殺人等と業過致死を比較すると、殺人等の方が高い比率を示している項目が多い中で、実数は少ないながら、「自殺を考えた」とするものについては、どの続柄でも業過致死が殺人等を上回っている。

表24 遺族回答者の精神的影響の内容（続柄別）

続柄	総数	病気になったり、精神的に不安定になった	食欲がなくなった	何をする気力もなくなった	人と会いたくなくなった	外出ができなくなった	自殺を考えた	夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった	感情がまひしたような状態となった	自分としての実感がないような状態となった	その他
総数	235	141 (60.0)	142 (60.4)	176 (74.9)	118 (50.2)	75 (31.9)	42 (17.9)	128 (54.5)	88 (37.4)	87 (37.0)	44 (18.7)
親	105	65 (61.9)	62 (59.0)	89 (84.8)	59 (56.2)	35 (33.3)	28 (26.7)	60 (57.1)	49 (46.7)	41 (39.0)	22 (21.0)
子	46	28 (60.9)	26 (56.5)	29 (63.0)	17 (37.0)	9 (19.6)	2 (4.3)	21 (45.7)	11 (23.9)	14 (30.4)	8 (17.4)
夫	15	7 (46.7)	7 (46.7)	8 (53.3)	6 (40.0)	6 (40.0)	1 (6.7)	8 (53.3)	4 (26.7)	3 (20.0)	3 (20.0)
妻	48	33 (68.8)	37 (77.1)	40 (83.3)	29 (60.4)	22 (45.8)	9 (18.8)	29 (60.4)	21 (43.8)	23 (47.9)	5 (10.4)
兄弟姉妹	17	6 (35.3)	8 (47.1)	8 (47.1)	5 (29.4)	2 (11.8)	1 (5.9)	7 (41.2)	3 (17.6)	5 (29.4)	4 (23.5)
その他	4	2 (50.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	—	1 (25.0)	2 (50.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「遺族回答者」とは、殺人等及び業過致死の被害者の遺族をいう。

3 () 内は、総数に対する比率である。

4 無回答を除く。

5 重複選択による。

(3) 生活面への影響の有無・内容

表25及び図3は、被害者等が事件によって受けた生活面への影響の有無及びその内容を、11項目の選択肢（「影響はない」を含む。また、このうち、「離婚した」及び「親しい人との関連が悪くなった」については、強姦及び強制わいせつの被害者のみに尋ねている。）により尋ねた結果を、罪種別に示したものである。

これによると、殺人等及び業過致死では、80%以上のものが生活面で何らかの影響があったとしている一方で、「影響はない」とするものが、強盗で3分の2に上っているほか、窃盗で60%近く、詐欺等及び恐喝でも半数近くを占めており、生活面への影響については、罪種によりかなりの差異が認められる。

罪種別に見ると、まず殺人等及び業過致死では、「家庭が暗くなった」とするものがいずれも70%に上り、他の罪種がいずれも30%以下であるのと比べて極めて高くなっている。また、「子育てに影響があった」とするものや、「家庭が崩壊した」とするものの比率も、他の罪種と比較すると、かなり高くなっていることが認められる。「生活が苦しくなった」とするものは、いずれも30%前後を占めるが、他の罪種と比べてそれほど高いというわけではない。このほか、「近所との関係が悪くなった」とするものの比率が、殺人等でやや高くなっている。

次に、傷害等及び業過傷では、「生活が苦しくなった」とするものが40%を超え、他の罪種と比べて高くなっている。このほか、業過傷では、「仕事や学校を続けられなくなった」とするものが26%と、全罪種中最も高い比率となっている。

財産犯である窃盗と詐欺等について見ると、「生活が苦しくなった」とするものが、詐欺等では40%近

表25 生活面の影響の有無・内容

	総 数	影響は な い	生活が 苦しく なった	子育て に影響 があった	家庭が 暗く なった	離婚し た	家庭が 崩壊し た	親しい 人との 関係が悪 くなった	近所と の関係が 悪くなっ た	引っ越 さなけ ればな くなっ た	仕事や学 校を続け られな くなっ た	その他
総 数	1,083	384 (35.5)	296 (27.3)	118 (10.9)	324 (29.9)	1 (0.6)	45 (4.2)	26 (16.6)	46 (4.2)	68 (6.3)	123 (11.4)	212 (19.6)
殺 人 等	108	13 (12.0)	34 (31.5)	25 (23.1)	75 (69.4)	…	13 (12.0)	…	11 (10.2)	9 (8.3)	15 (13.9)	22 (20.4)
業 過 致 死	125	20 (16.0)	35 (28.0)	29 (23.2)	87 (69.6)	…	13 (10.4)	…	6 (4.8)	6 (4.8)	12 (9.6)	17 (13.6)
傷 害 等	102	29 (28.4)	44 (43.1)	11 (10.8)	26 (25.5)	…	4 (3.9)	…	9 (8.8)	8 (7.8)	18 (17.6)	15 (14.7)
業 過 傷	123	33 (26.8)	50 (40.7)	17 (13.8)	36 (29.3)	…	2 (1.6)	…	5 (4.1)	5 (4.1)	32 (26.0)	22 (17.9)
窃 盗	136	78 (57.4)	20 (14.7)	8 (5.9)	11 (8.1)	…	—	…	2 (1.5)	1 (0.7)	3 (2.2)	30 (22.1)
詐 欺 等	122	54 (44.3)	45 (36.9)	7 (5.7)	28 (23.0)	…	5 (4.1)	…	3 (2.5)	4 (3.3)	3 (2.5)	27 (22.1)
強 盗	109	71 (65.1)	15 (13.8)	5 (4.6)	10 (9.2)	…	1 (0.9)	…	2 (1.8)	2 (1.8)	9 (8.3)	15 (13.8)
恐 喝	101	45 (44.6)	27 (26.7)	7 (6.9)	29 (28.7)	…	3 (3.0)	…	2 (2.0)	3 (3.0)	6 (5.9)	16 (15.8)
強 姦	78	18 (23.1)	14 (17.9)	3 (3.8)	12 (15.4)	—	2 (2.6)	14 (17.9)	4 (5.1)	20 (25.6)	14 (17.9)	25 (32.1)
強制わいせつ	79	23 (29.1)	12 (15.2)	6 (7.6)	10 (12.7)	1 (1.3)	2 (2.5)	12 (15.2)	2 (2.5)	10 (12.7)	11 (13.9)	23 (29.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、総数に対する比率である。

3 無回答を除く。

4 「影響はない」を除く、生活面への影響の内容については、重複選択による。

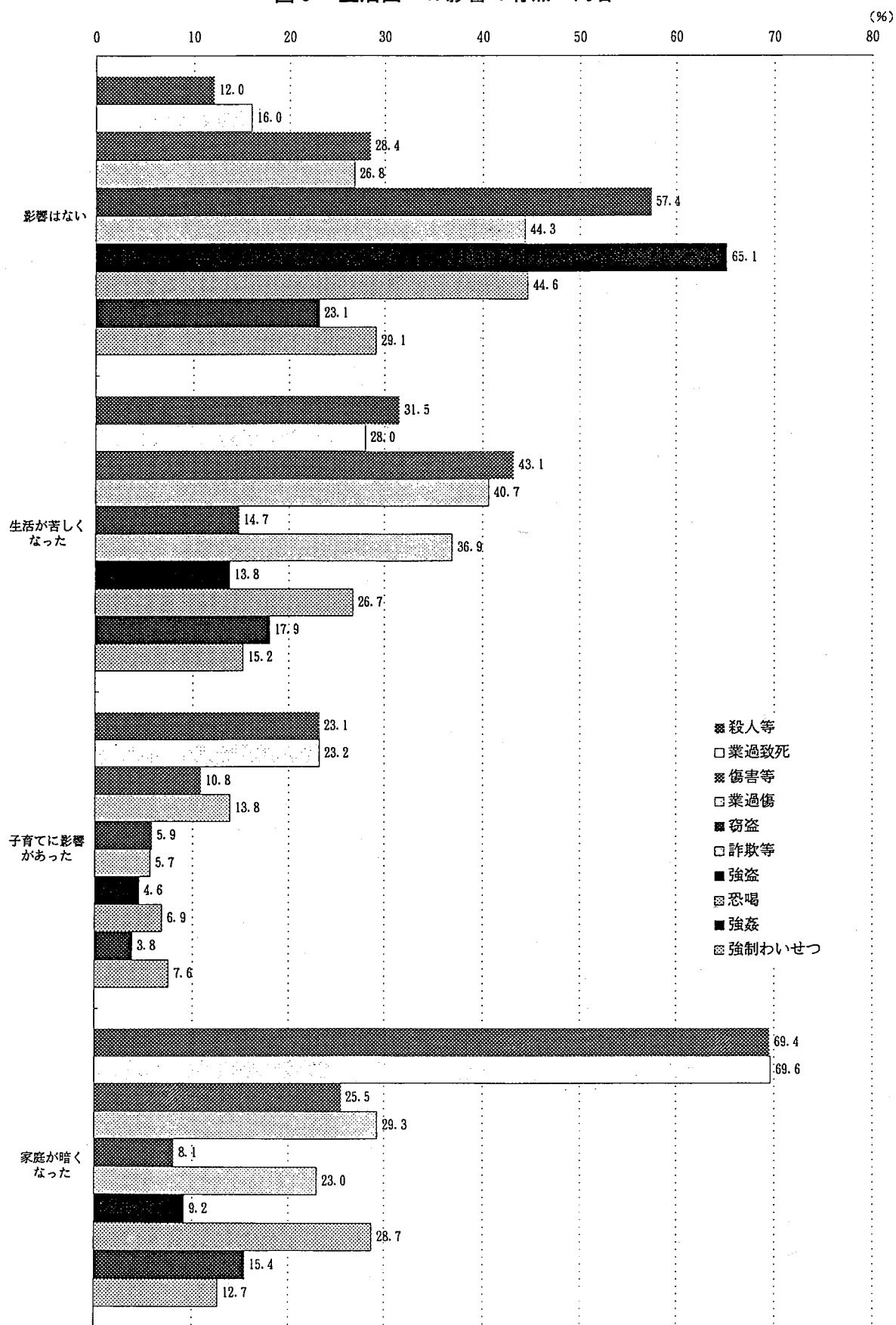
5 「離婚した」及び「親しい人との関係が悪くなった」の総数に占める比率は、強姦及び強制わいせつの回答者数の合計に占める比率である。

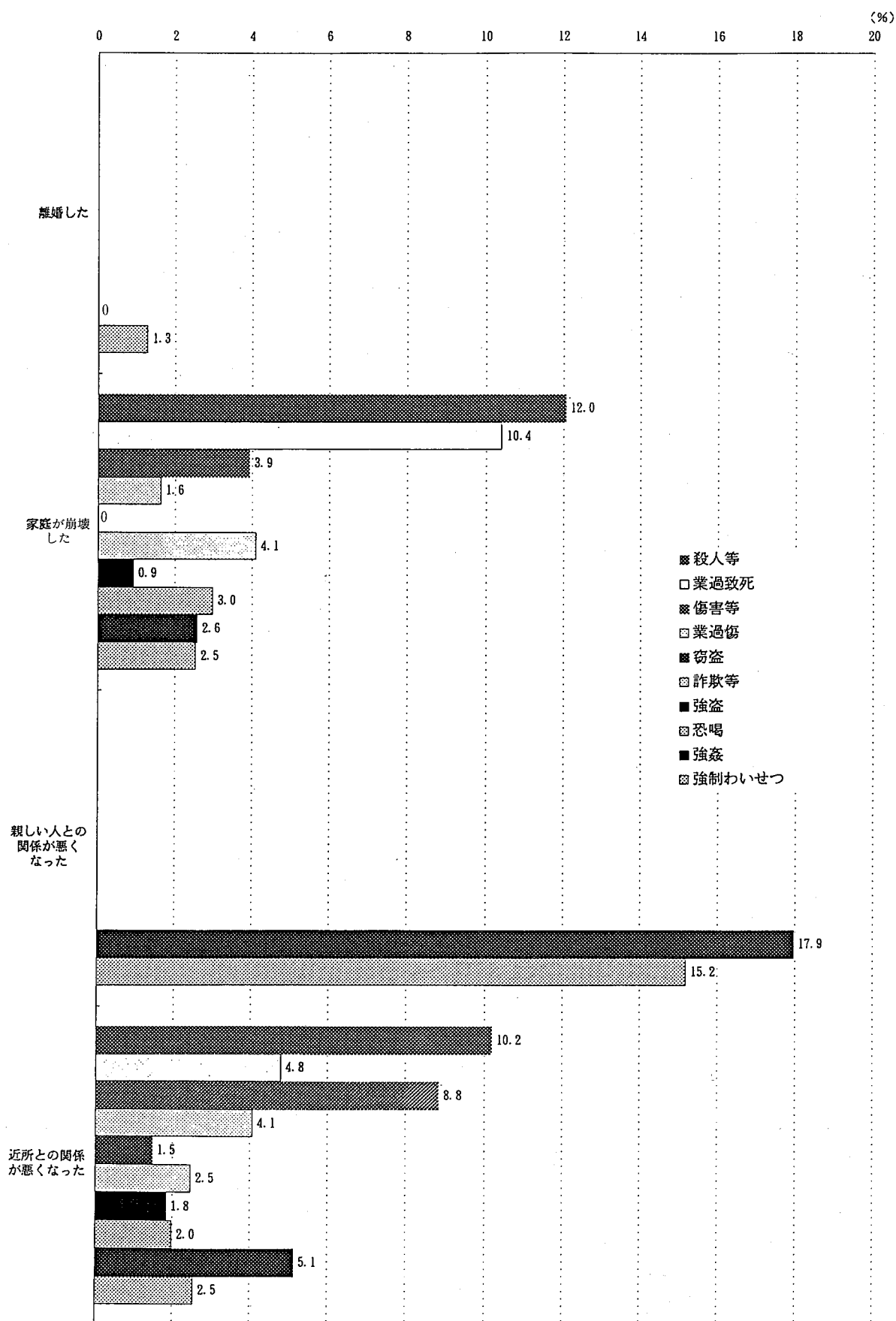
くに達しているのに対して、窃盗では10%台にとどまっているほか、「家庭が暗くなった」とするものも、詐欺等が20%を超えているのに対し、窃盗では10%に満たない。

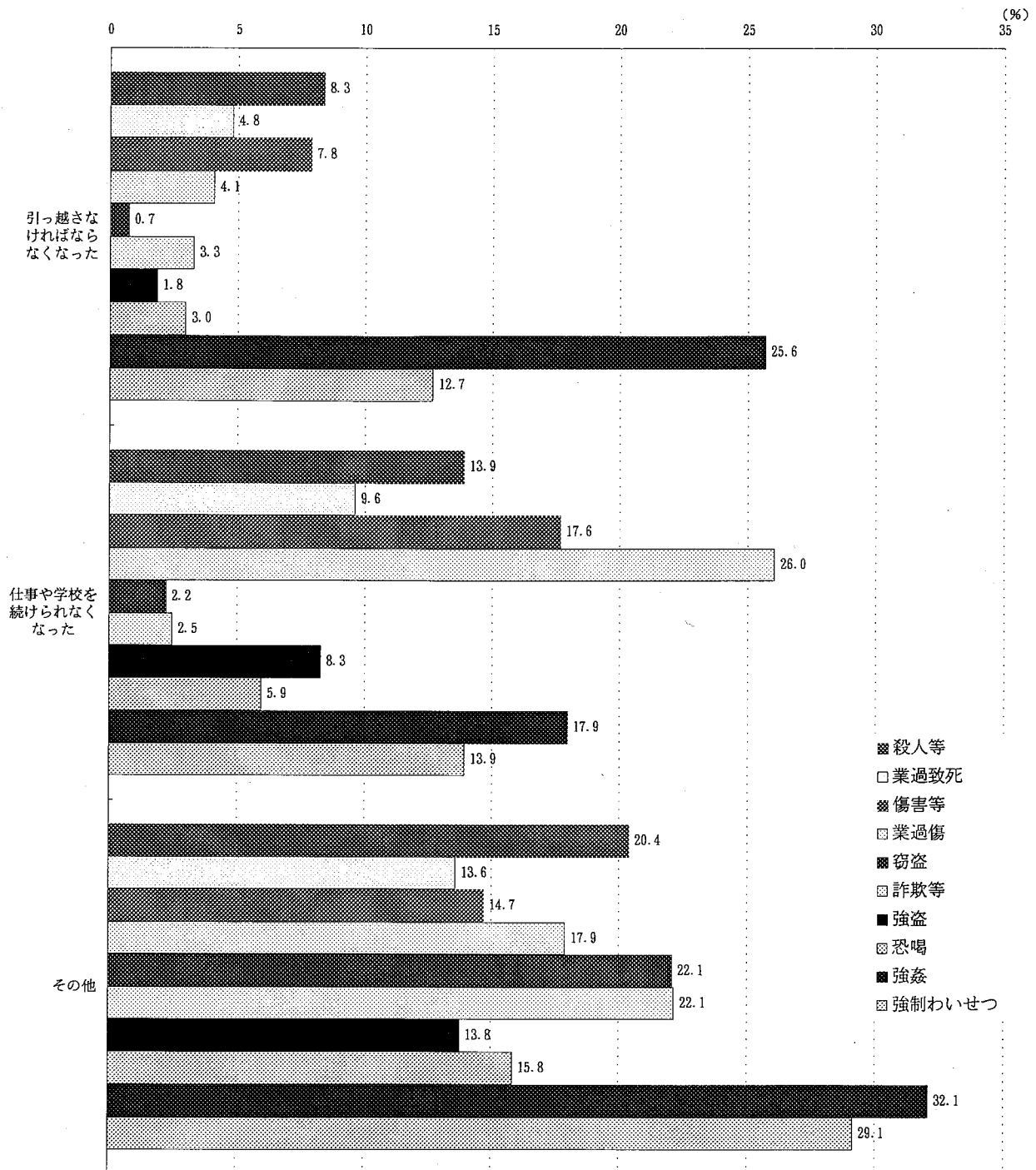
強盗では、前述したとおり「影響はない」とするものが3分の2を占めており、他の項目については、いずれも回答者全体の比率を下回っている。恐喝では、詐欺等と同様の回答傾向が出ているが、特に目立つ数値は見られない。

性犯罪については、「引っ越さなければならなくなった」とするものが強姦で26%、強制わいせつで13%となっており、他の罪種と比べて高い比率を示している。また、「その他」を挙げているものが、いずれも30%前後に上っており、用意された選択肢以外で何らかの影響を受けている被害者が多いことがうかがえる。

図3 生活面への影響の有無・内容







- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各罪種ごとの回答者数に占める、「あてはまる」としたものの比率である。
 3 無回答を除く。
 4 重複選択による。
 5 「離婚した」及び「親しい人との関係が悪くなった」の総数に占める比率は、強姦及び強制わいせつの回答者数の合計に占める比率である。

表26は、殺人等及び業過致死の遺族が、事件によって受けた生活面への影響の有無及びその内容を、被害者に対する続柄別に見たものである。

表26 遺族回答者の生活面の影響の有無・内容（続柄別）

続 柄	総数	影響は ない	生活が苦 しくなっ た	子育てに 影 響 が あつた	家庭が暗 く なつた	家庭が崩 壊した	近所との 関係が悪 く なつた	引っ越さな ければなら なくなつた	仕事や学校 を続けられ なくなつた	その他
総 数	233	33 (14.2)	69 (29.6)	54 (23.2)	162 (69.5)	26 (11.2)	17 (7.3)	15 (6.4)	27 (11.6)	39 (16.7)
親	102	10 (9.8)	22 (21.6)	18 (17.6)	84 (82.4)	15 (14.7)	7 (6.9)	4 (3.9)	9 (8.8)	18 (17.6)
子	47	9 (19.1)	12 (25.5)	9 (19.1)	29 (61.7)	5 (10.6)	4 (8.5)	2 (4.3)	7 (14.9)	7 (14.9)
夫	15	1 (6.7)	2 (13.3)	7 (46.7)	10 (66.7)	2 (13.3)	1 (6.7)	—	2 (13.3)	3 (20.0)
妻	46	5 (10.9)	30 (65.2)	19 (41.3)	27 (58.7)	3 (6.5)	5 (10.9)	9 (19.6)	8 (17.4)	5 (10.9)
兄弟姉妹	18	8 (44.4)	2 (11.1)	1 (5.6)	8 (44.4)	1 (5.6)	—	—	1 (5.6)	4 (22.2)
そ の 他	5	—	1 (20.0)	—	4 (80.0)	—	—	—	—	2 (40.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「遺族回答者」とは、殺人等及び業過致死の被害者の遺族をいう。

3 () 内は、総数に対する比率である。

4 無回答を除く。

5 「影響はない」を除く、生活面への影響の内容については、重複選択による。

4 事件後の謝罪、示談、賠償金支払等

(1) 加害者側からの謝罪の有無・方法

表27及び図4は、加害者側の謝罪の状況を罪種別に見たものである。加害者側が「謝罪した」とするものの占める比率が、全体では、約48%と最も高い。これを罪種ごとに見ると、殺人等及び窃盗では、「謝罪を求めたこともないし、加害者側からも謝罪はない」とするものの比率が、それぞれ、約49%及び約51%と、最も高く、「謝罪した」とするものの比率は、それぞれ、約25%及び約35%となっている。その他の罪種では、「謝罪した」の比率が最も高くなっているものの、50%を超えているのは、業過致死(約79%)、業過傷(約63%)及び強制わいせつ(約55%)のみであり、傷害等、詐欺等、強盗、恐喝及び強姦では40%台である。なお、「こちらが謝罪を求めたが、加害者側が応じなかった」とするものの比率は業過傷(約12%)において、「加害者側からの面会や謝罪の申し出をこちらが拒否した」とするものの比率は強姦及び強制わいせつ(約12%及び約11%)において、それぞれ、他の罪種と比べて比較的高くなっている。

表27 謝罪の状況

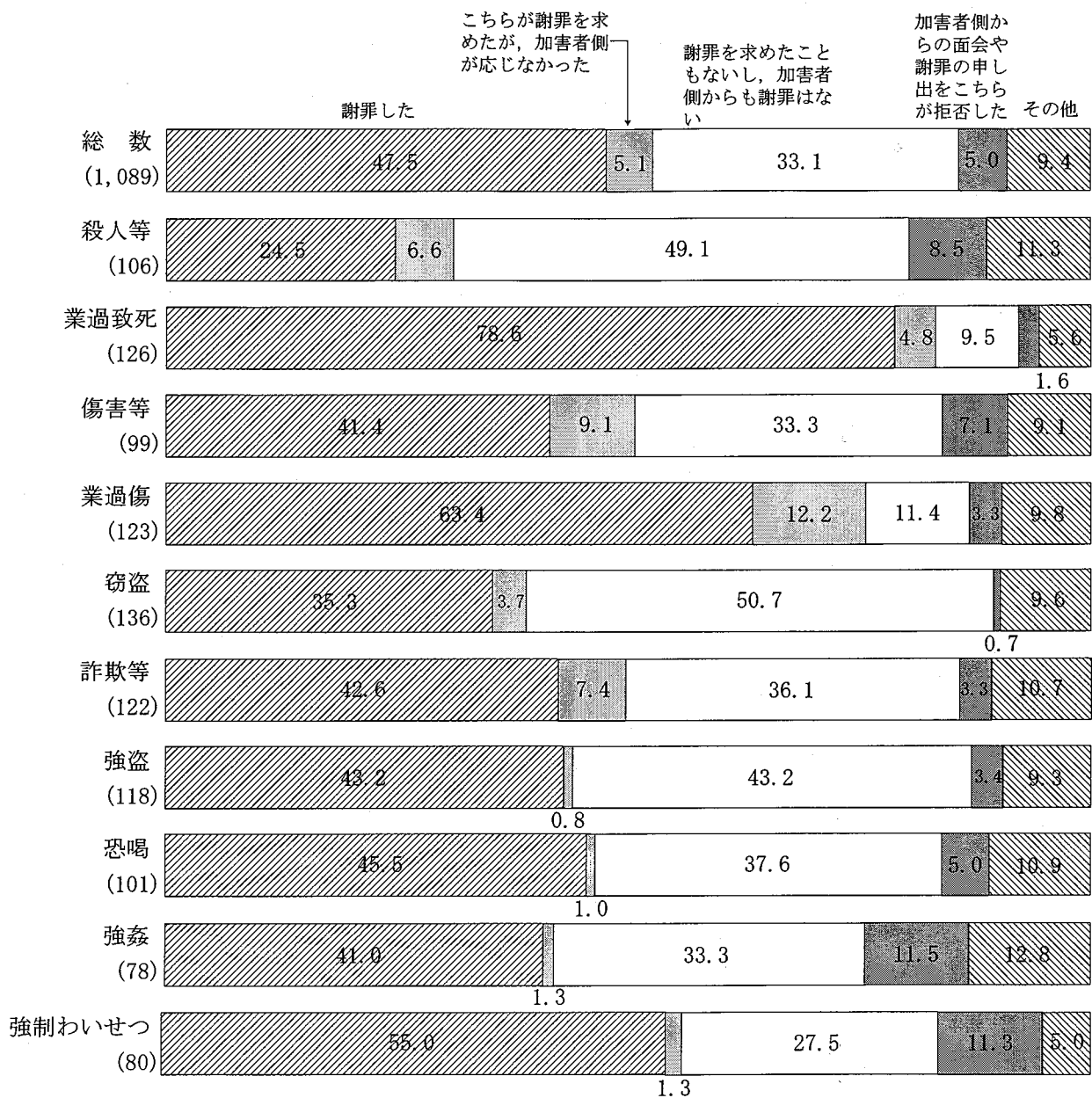
罪 種	総 数	謝罪した	こちらが謝罪を求めたが、加害者側が応じなかった	謝罪を求めたこともないし、加害者側からも謝罪はない	加害者側からの面会や謝罪の申し出をこちらが拒否した	その他
総 数	1,089 (100.0)	517 (47.5)	55 (5.1)	361 (33.1)	54 (5.0)	102 (9.4)
殺 人 等	106 (100.0)	26 (24.5)	7 (6.6)	52 (49.1)	9 (8.5)	12 (11.3)
業 過 致 死	126 (100.0)	99 (78.6)	6 (4.8)	12 (9.5)	2 (1.6)	7 (5.6)
傷 害 等	99 (100.0)	41 (41.4)	9 (9.1)	33 (33.3)	7 (7.1)	9 (9.1)
業 過 傷	123 (100.0)	78 (63.4)	15 (12.2)	14 (11.4)	4 (3.3)	12 (9.8)
窃 盗	136 (100.0)	48 (35.3)	5 (3.7)	69 (50.7)	1 (0.7)	13 (9.6)
詐 欺 等	122 (100.0)	52 (42.6)	9 (7.4)	44 (36.1)	4 (3.3)	13 (10.7)
強 盗	118 (100.0)	51 (43.2)	1 (0.8)	51 (43.2)	4 (3.4)	11 (9.3)
恐 喝	101 (100.0)	46 (45.5)	1 (1.0)	38 (37.6)	5 (5.0)	11 (10.9)
強 姦	78 (100.0)	32 (41.0)	1 (1.3)	26 (33.3)	9 (11.5)	10 (12.8)
強制わいせつ	80 (100.0)	44 (55.0)	1 (1.3)	22 (27.5)	9 (11.3)	4 (5.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

図4 謝罪の状況



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、実数である。

3 無回答を除く。

表28は、謝罪があったとしたものについて、その方法を尋ねた結果を罪種別に見たものである。全体では、「代理人による謝罪」の比率（約54%）が最も高く、次いで「本人が会って謝罪」（約39%）、「本人が手紙や電話で謝罪」（約24%）の順となっている。罪種別に見ると、業過致死及び業過傷では、「本人が会って謝罪」の比率が最も高くなっている（ともに約89%）。しかし、その他の罪種では、「代理人による謝罪」の比率が、60%台から80%台と、最も高くなっており、この比率を「本人が会って謝罪」又は「本人が手紙や電話で謝罪」のいずれかがあったものの比率と比較すると、その差が殺人等及び傷害等では5ポイント以内であるのに対し、窃盗、恐喝、強姦及び強制わいせつでは、「代理人による謝罪」の比率が、30ポイント以上高くなっている。

表28 謝罪の方法

罪 種	総 数	本人が自分 (たち遺族)に 会って謝罪し た	本人が手紙や 電話で謝罪し た	代理人による 謝罪だった	加害者の親族	弁 護 士	加害者の勤務 している(い た)会社の関 係者
総 数	517	199 (38.5)	126 (24.4)	279 (54.0)	131 (25.3)	78 (15.1)	6 (1.2)
殺 人 等	26	4 (15.4)	13 (50.0)	17 (65.4)	12 (46.2)	3 (11.5)	—
業 過 致 死	99	88 (88.9)	5 (5.1)	17 (17.2)	7 (7.1)	1 (1.0)	3 (3.0)
傷 害 等	41	11 (26.8)	16 (39.0)	26 (63.4)	12 (29.3)	9 (22.0)	—
業 過 傷	78	69 (88.5)	11 (14.1)	15 (19.2)	12 (15.4)	2 (2.6)	—
窃 盗	48	6 (12.5)	9 (18.8)	37 (77.1)	15 (31.3)	15 (31.3)	—
詐 欺 等	52	9 (17.3)	20 (38.5)	33 (63.5)	10 (19.2)	14 (26.9)	1 (1.9)
強 盗	51	5 (9.8)	19 (37.3)	38 (74.5)	15 (29.4)	9 (17.6)	—
恐 喝	46	6 (13.0)	12 (26.1)	34 (73.9)	17 (37.0)	11 (23.9)	1 (2.2)
強 姦	32	—	9 (28.1)	27 (84.4)	15 (46.9)	5 (15.6)	—
強制わいせつ	44	1 (2.3)	12 (27.3)	35 (79.5)	16 (36.4)	9 (20.5)	1 (2.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、「謝罪した」と回答した者に対する比率である。
 3 重複回答による。
 4 無回答を除く。

さらに、表29は、殺人等及び業過致死の遺族に、加害者側のその他の慰謝の措置（加害者本人のほか、その親族・代理人によるものを含む。）について尋ねた結果を見たものである。「通夜・葬儀への出席」のあったものは殺人等で約21%、業過致死で約87%、「香典・お花代などの提供」のあったものは殺人等で約37%、業過致死で約88%、「命日その他に、墓参やご位牌・ご遺影などにお参り」のあったものは殺人等で約13%、業過致死で約59%であった。

表29 遺族に対する加害者側の慰謝の措置（殺人等・業過致死）

罪 種	慰霊の措置の内容	総 数	あ り	加害者 本 人	加害者の 親 族	代理人	加害者本 人と親族	な し
殺 人 等	通夜・葬儀への出席	110	23 (20.9)	2 (8.7)	16 (69.6)	3 (13.0)	1 (4.3)	87 (79.1)
	香典・お花代等の提供	109	40 (36.7)	3 (7.5)	26 (65.0)	7 (17.5)	—	69 (63.3)
	墓参やご位牌・ご遺影等にお参り	110	14 (12.7)	—	9 (64.3)	1 (7.1)	2 (14.3)	96 (87.3)
	その他	111	1 (0.9)	—	—	—	—	110 (99.1)
業過致死	通夜・葬儀への出席	129	112 (86.8)	32 (28.6)	28 (25.0)	11 (9.8)	27 (24.1)	17 (13.2)
	香典・お花代等の提供	129	114 (88.4)	30 (26.3)	26 (22.8)	11 (9.6)	25 (21.9)	15 (11.6)
	墓参やご位牌・ご遺影等にお参り	127	75 (59.1)	24 (32.0)	6 (8.0)	3 (4.0)	26 (34.7)	52 (40.9)
	その他	131	1 (0.8)	—	—	—	—	130 (99.2)

注 1 「あり」、「なし」の欄の（ ）内は、総数における構成比であり、「あり」の内訳の欄の（ ）内は、「あり」の人数における構成比である。

2 無回答を除く。

3 重複回答による。

表30は、「香典・お花代などの提供」があったものについて、その金額を尋ねた結果を見たものである。

表30 香典・お花代等の金額（殺人等・業過致死）

罪 種	総 数	1 万 円 以 下	5 万 円 以 下	10 万 円 以 下	50 万 円 以 下	100 万 円 以 下	500 万 円 以 下
総 数	127 (100.0)	12 (9.4)	34 (26.8)	37 (29.1)	32 (25.2)	7 (5.5)	5 (3.9)
殺 人 等	33 (100.0)	7 (21.2)	12 (36.4)	7 (21.2)	4 (12.1)	2 (6.1)	1 (3.0)
業 過 致 死	94 (100.0)	5 (5.3)	22 (23.4)	30 (31.9)	28 (29.8)	5 (5.3)	4 (4.3)

注 1 法務総合研究所調査による。

2 （ ）内は、構成比である。

3 無回答を除く。

(2) 示談の成否・内容

表31及び図5は、加害者側との示談の状況を罪種別に見たものである。全体では、示談が「成立した」とするものの比率が約36%である。これを罪種別に見ると、業過致死（約58%）で高くなっているが、その他の罪種では、殺人等以外の罪種で30%台から40%台であるのに対し、殺人等では約10%にすぎない。これに「交渉中である」を加えたものの比率を見ても、業過致死（約85%）及び業過傷（約68%）以外の罪種では、いずれも50%を下回っており、殺人等においては約20%にすぎない。「示談の申し出があったが、こちらが拒否した」の比率は、恐喝、強姦及び強制わいせつでは約20%と、他の罪種と比べ、高くなっており、「示談の申し出がなかった」の比率は、殺人等、強盗及び窃盗で高く、いずれも50%以上であるが、特に殺人等では約66%を占めている。

表31 示談の状況

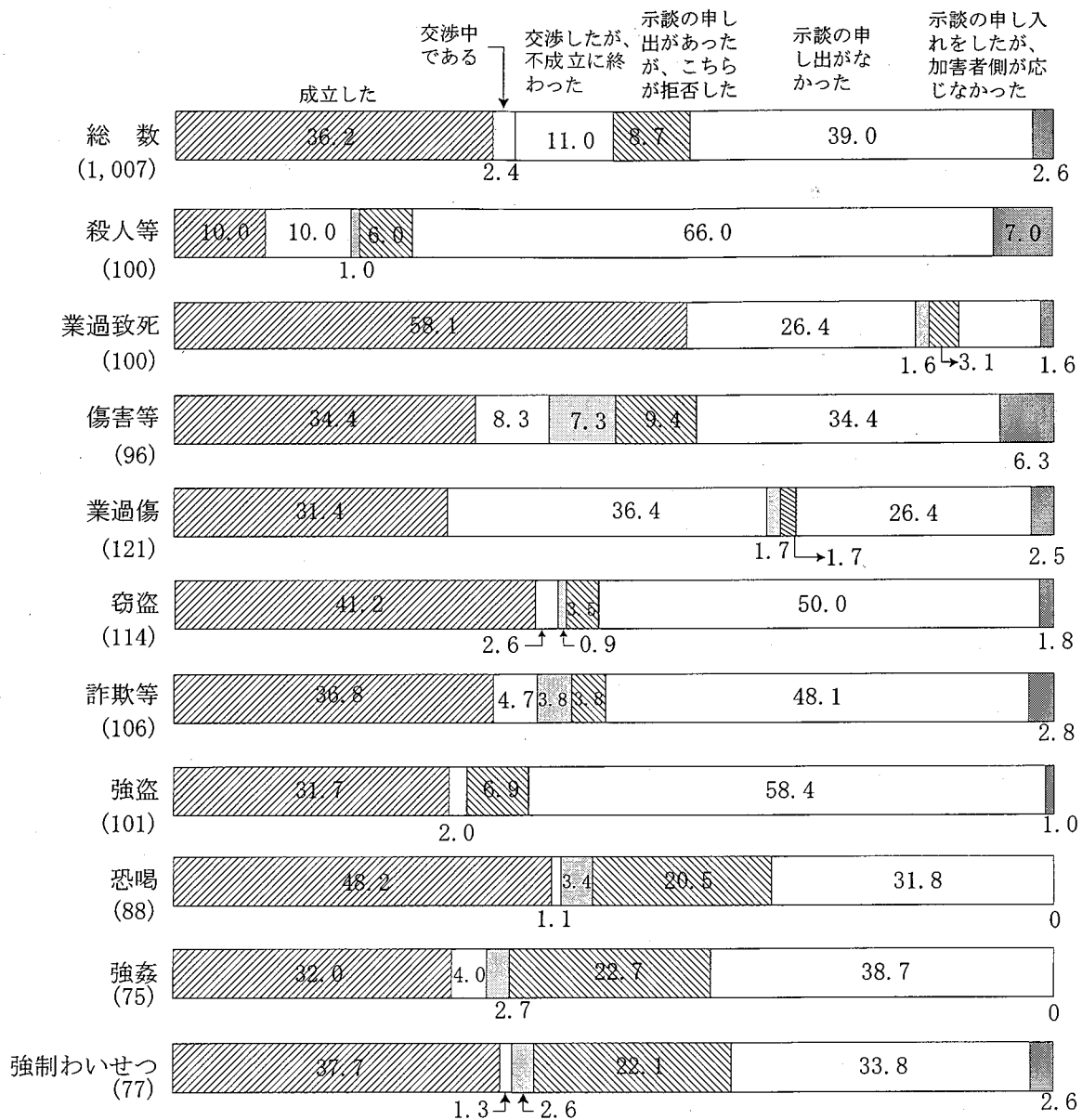
罪 種	総 数	成立した	交渉中である	交渉したが、不成立に終わった	示談の申し出があったが、こちらが拒否した	示談の申し出がなかった	示談の申し入れをしたが、加害者側が応じなかった
総 数	1,007 (100.0)	365 (36.2)	24 (2.4)	111 (11.0)	88 (8.7)	393 (39.0)	26 (2.6)
殺 人 等	100 (100.0)	10 (10.0)	10 (10.0)	1 (1.0)	6 (6.0)	66 (66.0)	7 (7.0)
業 過 致 死	129 (100.0)	75 (58.1)	34 (26.4)	2 (1.6)	4 (3.1)	12 (9.3)	2 (1.6)
傷 害 等	96 (100.0)	33 (34.4)	8 (8.3)	7 (7.3)	9 (9.4)	33 (34.4)	6 (6.3)
業 過 傷	121 (100.0)	38 (31.4)	44 (36.4)	2 (1.7)	2 (1.7)	32 (26.4)	3 (2.5)
窃 盗	114 (100.0)	47 (41.2)	3 (2.6)	1 (0.9)	4 (3.5)	57 (50.0)	2 (1.8)
詐 欺 等	106 (100.0)	39 (36.8)	5 (4.7)	4 (3.8)	4 (3.8)	51 (48.1)	3 (2.8)
強 盗	101 (100.0)	32 (31.7)	2 (2.0)	—	7 (6.9)	59 (58.4)	1 (1.0)
恐 喝	88 (100.0)	38 (43.2)	1 (1.1)	3 (3.4)	18 (20.5)	28 (31.8)	—
強 姦	75 (100.0)	24 (32.0)	3 (4.0)	2 (2.7)	17 (22.7)	29 (38.7)	—
強制わいせつ	77 (100.0)	29 (37.7)	1 (1.3)	2 (2.6)	17 (22.1)	26 (33.8)	2 (2.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

図5 示談の状況



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

表32は、示談が「成立した」と回答した被害者等に、示談金額を尋ねた結果を罪種別に見たものである。殺人等では、すべて500万円を超えており、業過致死では、500万円を超えるものが90%以上を占め、最低額は300万円である。一方、その他の罪種では、100万円以下のものが50%以上を占めており、これと500万円以下のものを加えて500万円以下のものとする、その比率はおおむね80%以上となっている。

表32 示談金額

① 殺人等・業過致死

罪 種	総 数	500万円 以下	1,000万円 以下	3,000万円 以下	5,000万円 以下	8,000万円 以下	1億円 以下	1億円を 超える
総 数	78 (100.0)	4 (5.1)	4 (5.1)	24 (30.8)	18 (23.1)	20 (25.6)	5 (6.4)	3 (3.8)
殺 人 等	9 (100.0)	—	2 (22.2)	4 (44.4)	2 (22.2)	1 (11.1)	—	—
業 過 致 死	69 (100.0)	4 (5.8)	2 (2.9)	20 (29.0)	16 (23.2)	19 (27.5)	5 (7.2)	3 (4.3)

② その他

罪 種	総 数	1万円 以下	10万円 以下	50万円 以下	100万円 以下	500万円 以下	1,000万円 以下	1,000万円 を超える
総 数	220 (100.0)	6 (2.7)	55 (25.0)	63 (28.6)	39 (17.7)	43 (19.5)	6 (2.7)	8 (3.6)
傷 害 等	25 (100.0)	—	3 (12.0)	8 (32.0)	3 (12.0)	9 (36.0)	—	2 (8.0)
業 過 傷	29 (100.0)	—	2 (6.9)	8 (27.6)	5 (17.2)	12 (41.4)	1 (3.4)	1 (3.4)
窃 盗	33 (100.0)	4 (12.1)	18 (54.5)	5 (15.2)	2 (6.1)	4 (12.1)	—	—
詐 欺 等	34 (100.0)	—	8 (23.5)	8 (23.5)	9 (26.5)	2 (5.9)	2 (5.9)	5 (14.7)
強 盗	26 (100.0)	1 (3.8)	7 (26.9)	10 (38.5)	6 (23.1)	2 (7.7)	—	—
恐 喝	27 (100.0)	1 (3.7)	10 (37.0)	9 (33.3)	3 (11.1)	3 (11.1)	1 (3.7)	—
強 姦	21 (100.0)	—	1 (4.8)	7 (33.3)	5 (23.8)	7 (33.3)	1 (4.8)	—
強制わいせつ	25 (100.0)	—	6 (24.0)	8 (32.0)	6 (24.0)	4 (16.0)	1 (4.0)	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

(3) 賠償金の支払の有無・金額・支払者

表33及び図6は、加害者側からの、賠償金、示談金、慰謝料等、名目のいかんを問わず、損害・被害を償う趣旨の金（交通事故の場合は、加害者側が加入していた保険による支払を含む。以下、本章において「賠償金」という。）の支払状況について、罪種別に見たものである。全体を見ると、「全額支払いがあった」とするものの比率は約31%で、これに「一部支払いがあり、残りも今後支払われる予定である」を加えたものの比率は、約39%である。罪種別では、「全額支払いがあった」とするものの比率の最も高いのは業過致死の約59%で、最も低いのは殺人等の約7%である。また、これに「一部支払いがあり、残りも今後支払われる予定である」を加えたものの比率を見ると、業過致死（約72%）及び業過傷（約67%）で高くなっているのに対し、その他の罪種では、強姦、強制わいせつ、恐喝及び窃盗で30%台から40%台、詐欺等、傷害等及び強盗で20%台、殺人等で約10%となっている。一方、「全く支払いはなく、支払いの見込みもない」とするものの比率は、業過致死及び業過傷では10%未満であるが、その他の罪種では、おおむね40%以上となっており、特に、殺人等では約69%と最も高くなっている。

表33 賠償金支払状況

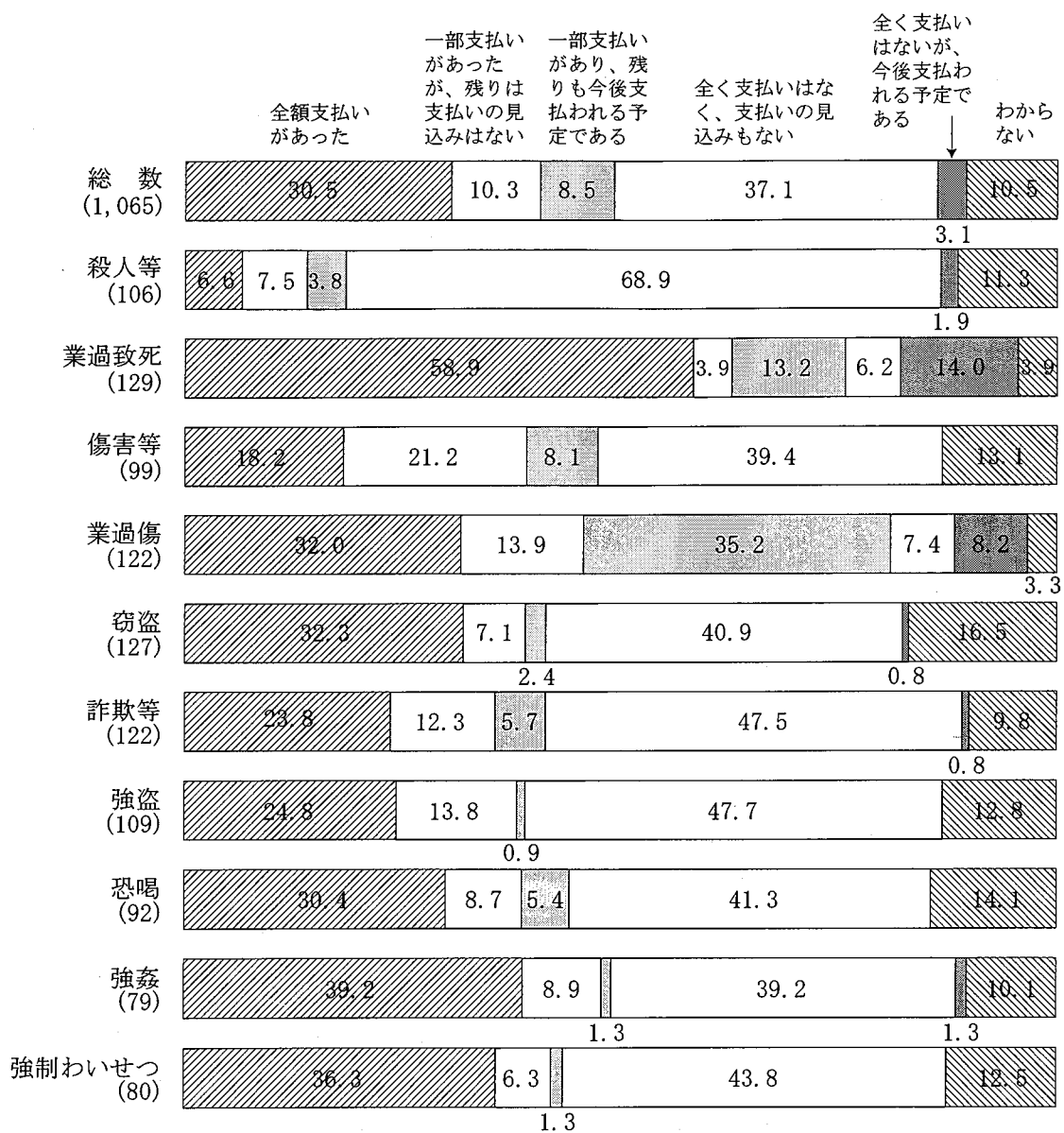
罪 種	総 数	全額支払いがあった	一部支払いがあったが、残りは支払いの見込みはない	一部支払いがあり、残りも今後支払われる予定である	全く支払いはなく、支払いの見込みもない	全く支払いがないが、今後支払われる予定である	わからない
総 数	1,065 (100.0)	325 (30.5)	110 (10.3)	90 (8.5)	395 (37.1)	33 (3.1)	112 (10.5)
殺 人 等	106 (100.0)	7 (6.6)	8 (7.5)	4 (3.8)	73 (68.9)	2 (1.9)	12 (11.3)
業 過 致 死	129 (100.0)	76 (58.9)	5 (3.9)	17 (13.2)	8 (6.2)	18 (14.0)	5 (3.9)
傷 害 等	99 (100.0)	18 (18.2)	21 (21.2)	8 (8.1)	39 (39.4)	—	13 (13.1)
業 過 傷	122 (100.0)	39 (32.0)	17 (13.9)	43 (35.2)	9 (7.4)	10 (8.2)	4 (3.3)
窃 盗	127 (100.0)	41 (32.3)	9 (7.1)	3 (2.4)	52 (40.9)	1 (0.8)	21 (16.5)
詐 欺 等	122 (100.0)	29 (23.8)	15 (12.3)	7 (5.7)	58 (47.5)	1 (0.8)	12 (9.8)
強 盗	109 (100.0)	27 (24.8)	15 (13.8)	1 (0.9)	52 (47.7)	—	14 (12.8)
恐 喝	92 (100.0)	28 (30.4)	8 (8.7)	5 (5.4)	38 (41.3)	—	13 (14.1)
強 姦	79 (100.0)	31 (39.2)	7 (8.9)	1 (1.3)	31 (39.2)	1 (1.3)	8 (10.1)
強制わいせつ	80 (100.0)	29 (36.3)	5 (6.3)	1 (1.3)	35 (43.8)	—	10 (12.5)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

図6 賠償金支払状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実数である。
 3 無回答を除く。

表34は、「全額支払いがあった」と回答した被害者等に、支払われた金額を尋ねた結果を罪種別に見たものである。殺人等及び業過致死では、500万円を超えるものが、それぞれ約67%、約96%であり、最低額は、殺人等で100万円、業過致死で300万円である。それ以外の罪種では、業過傷を除き、100万円以下のものがおおむね50%以上を占めており、これと500万円以下のものを加えると、おおむね90%以上となっている。

表34 賠償金額

① 殺人等・業過致死

罪 種	総 数	500万円 以下	1,000万円 以下	3,000万円 以下	5,000万円 以下	8,000万円 以下	1億円以下	1億円を 超える
総 数	75 (100.0)	5 (6.7)	2 (2.7)	22 (29.3)	20 (26.7)	18 (24.0)	5 (6.7)	3 (4.0)
殺 人 等	6 (100.0)	2 (33.3)	1 (16.7)	1 (16.7)	1 (16.7)	—	1 (16.7)	—
業 過 致 死	69 (100.0)	3 (4.3)	1 (1.4)	21 (30.4)	19 (27.5)	18 (26.1)	4 (5.8)	3 (4.3)

② その他

罪 種	総 数	1万円 以下	10万円 以下	50万円 以下	100万円 以下	500万円 以下	1,000万円 以下	1,000万円 を超える
総 数	226 (100.0)	16 (7.1)	63 (27.9)	65 (28.8)	35 (15.5)	39 (17.3)	4 (1.8)	4 (1.8)
傷 害 等	14 (100.0)	—	2 (14.3)	5 (35.7)	1 (7.1)	5 (35.7)	—	1 (7.1)
業 過 傷	36 (100.0)	—	1 (2.8)	9 (25.0)	6 (16.7)	16 (44.4)	3 (8.3)	1 (2.8)
窃 盗	40 (100.0)	5 (12.5)	25 (62.5)	5 (12.5)	3 (7.5)	2 (5.0)	—	—
詐 欺 等	26 (100.0)	4 (15.4)	8 (30.8)	3 (11.5)	8 (30.8)	1 (3.8)	—	2 (7.7)
強 盗	26 (100.0)	2 (7.7)	6 (23.1)	9 (34.6)	6 (23.1)	3 (11.5)	—	—
恐 喝	27 (100.0)	3 (11.1)	10 (37.0)	11 (40.7)	2 (7.4)	1 (3.7)	—	—
強 姦	29 (100.0)	1 (3.4)	3 (10.3)	11 (37.9)	5 (17.2)	8 (27.6)	1 (3.4)	—
強制わいせつ	28 (100.0)	1 (3.6)	8 (28.6)	12 (42.9)	4 (14.3)	3 (10.7)	—	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

表35は、「全額支払いがあった」と回答した被害者等に、支払者を尋ねた結果を罪種別に見たものである。全体では、「加害者の親族」127人（約39%）、「加害者の加入している保険会社」102人（約31%）、「加害者本人」39人（約12%）、「加害者の知人」6人（約2%）などとなっている。さらに、これを罪種別に見ると、「加害者本人」の比率は、どの罪種でも30%未満であり、「加害者の親族」の比率は、10%未満の業過致死及び業過傷を除き、おおむね40%以上となっている。「加害者の加入している保険会社」の比率は、業過致死及び業過傷で80%を超えている。

表35 賠償金の支払者

罪 種	総 数	加害者本人	加害者の親族	加害者の知人	加害者の加入 している保険 会社	その他	わからない
総 数	325	39 (12.0)	127 (39.1)	6 (1.8)	102 (31.4)	36 (11.1)	33 (10.2)
殺 人 等	7	1 (14.3)	5 (71.4)	—	2 (28.6)	—	—
業 過 致 死	76	6 (7.9)	4 (5.3)	—	67 (88.2)	4 (5.3)	—
傷 害 等	18	4 (22.2)	7 (38.9)	1 (5.6)	—	2 (11.1)	5 (27.8)
業 過 傷	39	3 (7.7)	3 (7.7)	—	33 (84.6)	2 (5.1)	—
窃 盗	41	12 (29.3)	20 (48.8)	—	—	5 (12.2)	5 (12.2)
詐 欺 等	29	4 (13.8)	13 (44.8)	1 (3.4)	—	5 (17.2)	6 (20.7)
強 盗	27	2 (7.4)	21 (77.8)	—	—	5 (18.5)	2 (7.4)
恐 喝	28	2 (7.1)	14 (50.0)	2 (7.1)	—	6 (21.4)	4 (14.3)
強 姦	31	2 (6.5)	23 (74.2)	1 (3.2)	—	2 (6.5)	4 (12.9)
強制わいせつ	29	3 (10.3)	17 (58.6)	1 (3.4)	—	5 (17.2)	7 (24.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、賠償金が「全額支払いがあった」と回答した者に対する比率である。

3 無回答を除く。

4 重複選択による。

表36及び図7は、「全額支払いがあった」と回答した被害者等に、賠償金の額について納得しているかを質問した結果を罪種別に見たものである。全体では、「やや不満は残るが、おおむねなっとくしている」とするものの比率（約32%）が最も高く、これに「なっとくしている」を加えたものの比率は、約56%となっている。これを罪種別に見ると、「なっとくしている」とするものの比率は、窃盗及び詐欺等で50%を超えており、これに「やや不満は残るが、おおむねなっとくしている」を加えたものの比率は、殺人等、業過致死及び強姦以外の罪種で50%を超えている。これに対し、殺人等では、「なっとくしていない」の比率が約57%、強姦では、「なんともいえない」の比率が約42%と、いずれも他の罪種と比べ、最も高い比率となっている。

表36 賠償金の額に対する受け止め方

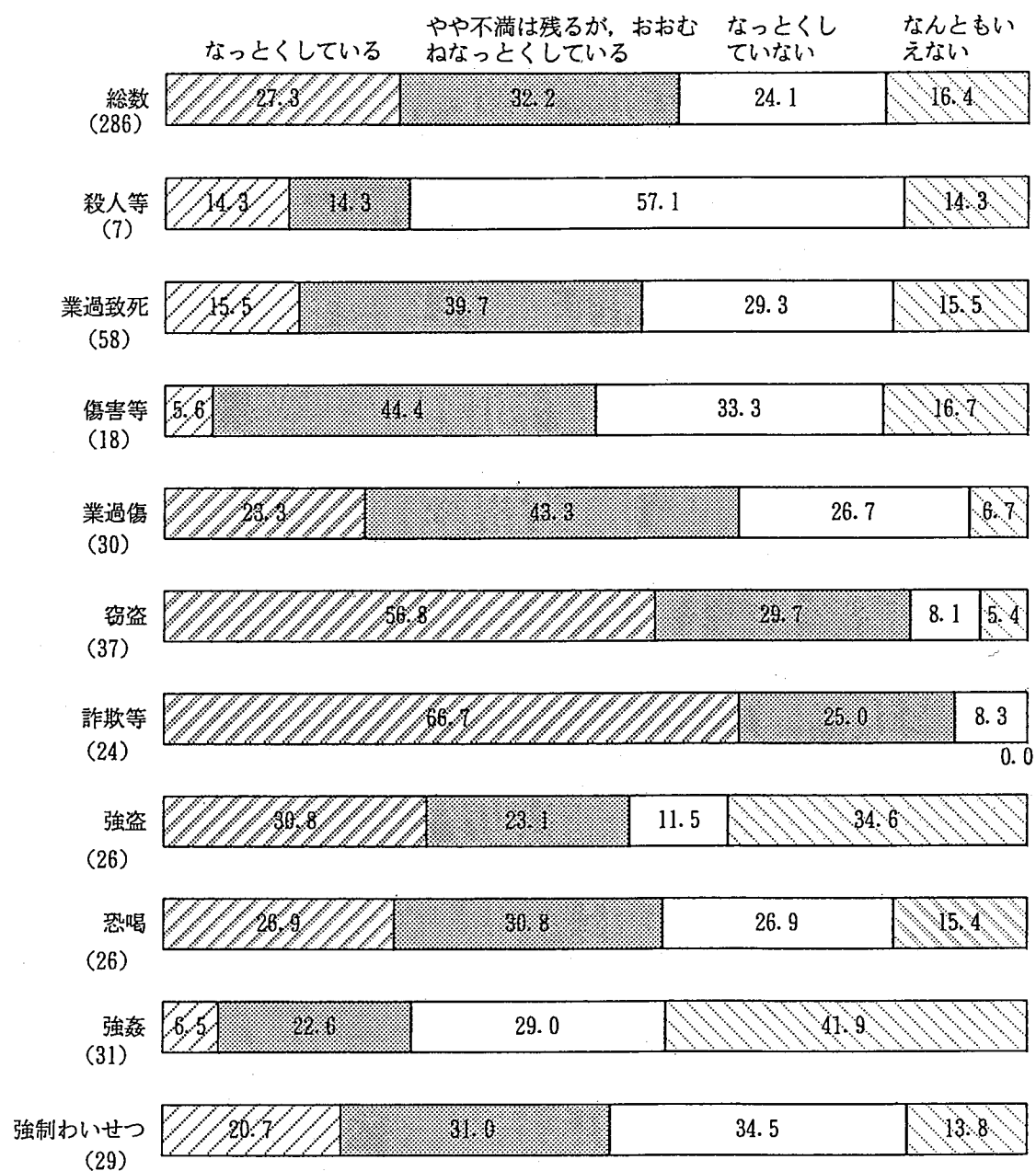
罪 種	総 数	なっとくし ている	やや不満は残 るが、おおむ ねなっとくし ている	なっとくし ていない	なんともい えない
総 数	286 (100.0)	78 (27.3)	92 (32.2)	69 (24.1)	47 (16.4)
殺 人 等	7 (100.0)	1 (14.3)	1 (14.3)	4 (57.1)	1 (14.3)
業 過 致 死	58 (100.0)	9 (15.5)	23 (39.7)	17 (29.3)	9 (15.5)
傷 害 等	18 (100.0)	1 (5.6)	8 (44.4)	6 (33.3)	3 (16.7)
業 過 傷	30 (100.0)	7 (23.3)	13 (43.3)	8 (26.7)	2 (6.7)
窃 盗	37 (100.0)	21 (56.8)	11 (29.7)	3 (8.1)	2 (5.4)
詐 欺 等	24 (100.0)	16 (66.7)	6 (25.0)	2 (8.3)	—
強 盗	26 (100.0)	8 (30.8)	6 (23.1)	3 (11.5)	9 (34.6)
恐 喝	26 (100.0)	7 (26.9)	8 (30.8)	7 (26.9)	4 (15.4)
強 姦	31 (100.0)	2 (6.5)	7 (22.6)	9 (29.0)	13 (41.9)
強制わいせつ	29 (100.0)	6 (20.7)	9 (31.0)	10 (34.5)	4 (13.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

図7 賠償金の額に対する受け止め方



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実数である。
 3 無回答を除く。

(4) 保険金の受領状況

表37及び図8は、被害者等の側で加入していた、生命保険、傷害保険、医療保険、労災保険、盗難保険などの保険金（以下、本章において「保険金」という。）の受領状況について、罪種別に見たものである。全体を見ると、「支払いを受けていない」とするものの比率が最も高く約53%であり、「支払いを受けた」とするものの比率は約36%である。罪種別では、「支払いを受けた」とするものの比率が高いのは、殺人等、業過致死、傷害等及び業過傷である。「支払いを受けた」とするもののうち、賠償金について「全く支払いはなく、支払いの見込みもない」とするもの（本項(3)参照）の占める比率は、殺人等で約75%、業過致死で約7%、傷害等で約30%、業過傷で約8%となっている。

表37 保険金受領状況

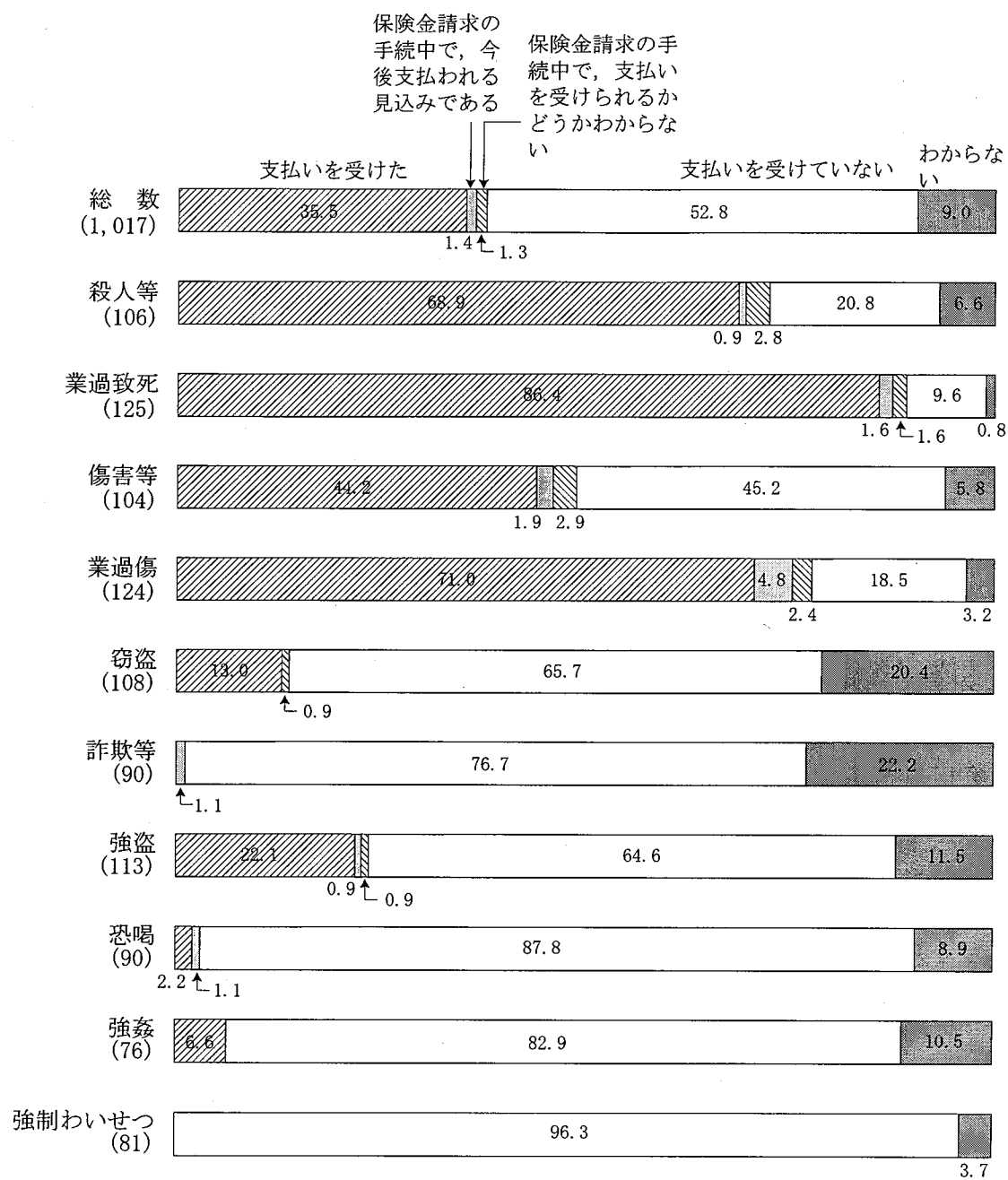
罪 種	総 数	支払いを受けた	保険金請求の手續中で、今後支払いを受ける見込みである	保険金請求の手續中で、支払いを受けられるかどうかわからない	支払いを受けていない	わからない
総 数	1,017 (100.0)	361 (35.5)	14 (1.4)	13 (1.3)	537 (52.8)	92 (9.0)
殺 人 等	106 (100.0)	73 (68.9)	1 (0.9)	3 (2.8)	22 (20.8)	7 (6.6)
業 過 致 死	125 (100.0)	108 (86.4)	2 (1.6)	2 (1.6)	12 (9.6)	1 (0.8)
傷 害 等	104 (100.0)	46 (44.2)	2 (1.9)	3 (2.9)	47 (45.2)	6 (5.8)
業 過 傷	124 (100.0)	88 (71.0)	6 (4.8)	3 (2.4)	23 (18.5)	4 (3.2)
窃 盗	108 (100.0)	14 (13.0)	—	1 (0.9)	71 (65.7)	22 (20.4)
詐 欺 等	90 (100.0)	—	1 (1.1)	—	69 (76.7)	20 (22.2)
強 盗	113 (100.0)	25 (22.1)	1 (0.9)	1 (0.9)	73 (64.6)	13 (11.5)
恐 喝	90 (100.0)	2 (2.2)	1 (1.1)	—	79 (87.8)	8 (8.9)
強 姦	76 (100.0)	5 (6.6)	—	—	63 (82.9)	8 (10.5)
強制わいせつ	81 (100.0)	—	—	—	78 (96.3)	3 (3.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 無回答を除く。

図8 保険金受領状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実数である。
 3 無回答を除く。

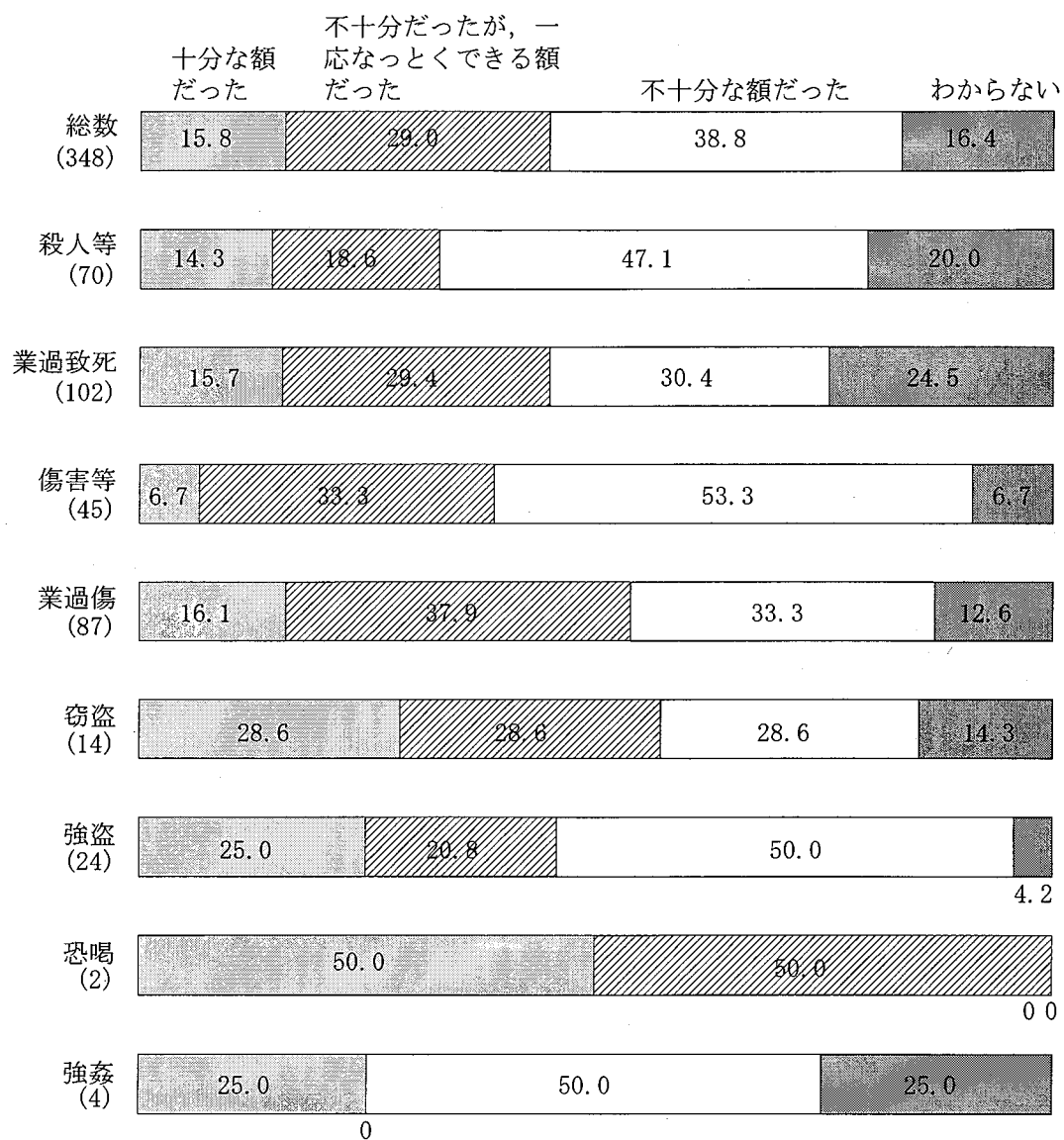
また、表38及び図9は、保険金の「支払いを受けた」と回答した被害者等に、支払額が損害のすべてを補てんするものとして十分な額だったかを質問した結果を罪種別に見たものである。全体では、「十分な額だった」とするものの比率は約16%で、これに「不十分だったが、一応なっとくできる額だった」を加えたものの比率は約45%となるが、「不十分な額だった」とするものの比率も約39%に上っている。殺人等及び傷害等では、「不十分な額だった」とするものの比率が、それぞれ約47%、約53%と高くなっており、業過致死（約30%）及び業過傷（約33%）を上回っている。

表38 保険金の額に対する受け止め方

罪 種	総 数	十分な額 だった	不十分だったが、 一応なっとくできる額 だった	不十分な額 だった	わからない
総 数	348 (100.0)	55 (15.8)	101 (29.0)	135 (38.8)	57 (16.4)
殺 人 等	70 (100.0)	10 (14.3)	13 (18.6)	33 (47.1)	14 (20.0)
業 過 致 死	102 (100.0)	16 (15.7)	30 (29.4)	31 (30.4)	25 (24.5)
傷 害 等	45 (100.0)	3 (6.7)	15 (33.3)	24 (53.3)	3 (6.7)
業 過 傷	87 (100.0)	14 (16.1)	33 (37.9)	29 (33.3)	11 (12.6)
窃 盗	14 (100.0)	4 (28.6)	4 (28.6)	4 (28.6)	2 (14.3)
強 盗	24 (100.0)	6 (25.0)	5 (20.8)	12 (50.0)	1 (4.2)
恐 喝	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	—	—
強 姦	4 (100.0)	1 (25.0)	—	2 (50.0)	1 (25.0)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、構成比である。
 3 無回答を除く。

図 9 保険金の額に対する受け止め方



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実数である。
 3 無回答を除く。

(5) 民事訴訟の提起状況とその理由

表39及び図10は、事件による損害について、民事裁判を起こしたかどうかを尋ねた結果を罪種別に見たものである。各罪種共に、「起こしておらず、今後も起こすつもりはない」とするものの比率が最も高い。特に、窃盗及び強盗では、80%を超えている。「起こしていないが、今後はわからない」とするものの比率が高いのは、業過傷（約41%）及び殺人等（約36%）である。「起こした」と「今後起こす予定である」を併せたものの比率は、殺人等（約26%）、業過致死（約23%）及び傷害等（約22%）で高く、また、「起こした」とするものの比率は、業過致死（約18%）、強制わいせつ（約15%）、殺人等及び強姦（各約13%）で比較的高くなっている。

表39 民事裁判提起状況

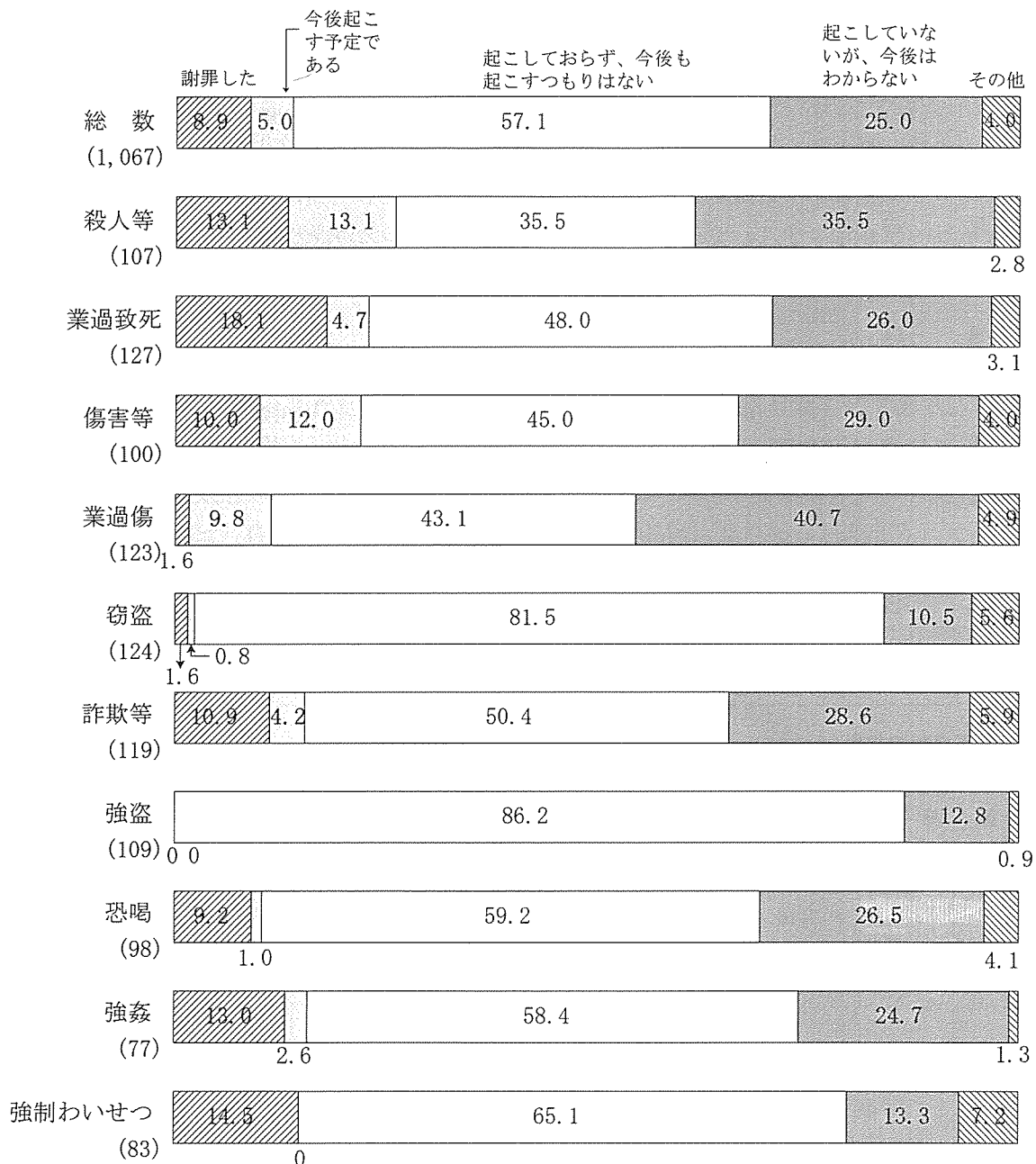
罪 種	総 数	起こした	今後起こす予定である	起こしておらず、 今後も起こすつもりはない	起こしていないが、 今後はわからない	その他
総 数	1,067 (100.0)	95 (8.9)	53 (5.0)	609 (57.1)	267 (25.0)	43 (4.0)
殺 人 等	107 (100.0)	14 (13.1)	14 (13.1)	38 (35.5)	38 (35.5)	3 (2.8)
業 過 致 死	127 (100.0)	23 (18.1)	6 (4.7)	61 (48.0)	33 (26.0)	4 (3.1)
傷 害 等	100 (100.0)	10 (10.0)	12 (12.0)	45 (45.0)	29 (29.0)	4 (4.0)
業 過 傷	123 (100.0)	2 (1.6)	12 (9.8)	53 (43.1)	50 (40.7)	6 (4.9)
窃 盗	124 (100.0)	2 (1.6)	1 (0.8)	101 (81.5)	13 (10.5)	7 (5.6)
詐 欺 等	119 (100.0)	13 (10.9)	5 (4.2)	60 (50.4)	34 (28.6)	7 (5.9)
強 盗	109 (100.0)	—	—	94 (86.2)	14 (12.8)	1 (0.9)
恐 喝	98 (100.0)	9 (9.2)	1 (1.0)	58 (59.2)	26 (26.5)	4 (4.1)
強 姦	77 (100.0)	10 (13.0)	2 (2.6)	45 (58.4)	19 (24.7)	1 (1.3)
強制わいせつ	83 (100.0)	12 (14.5)	—	54 (65.1)	11 (13.3)	6 (7.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

3 無回答を除く。

図10 民事裁判提起状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実数である。
 3 無回答を除く。

表40は、民事裁判を「起こした」又は「今後起こす予定である」と回答した被害者等に起こした理由を、また、民事裁判を「起こしておらず、今後も起こすつもりはない」又は「起こしていないが、今後はわからない」と回答した被害者等に起こしていない理由を、それぞれ尋ねた結果を罪種別に見たものである。

民事裁判を起こした理由又は起こす理由を尋ねた結果を罪種ごとに見ると、窃盗（約67%）及び詐欺等（約89%）で、「損害を取り戻したいから」とするものの比率が最も高くなっているのを除いて、その他の罪種では、「加害者に謝罪や反省を求めるため」とするものの比率が最も高く、恐喝で約60%である

表40 民事裁判提起・不提起の理由

① 民事裁判提起の理由

罪 種	総 数	損害を取り戻したいから	事件の全容を知りたいから	加害者に謝罪や反省を求めるため	その他
総 数	148	77 (52.0)	35 (23.6)	108 (73.0)	29 (19.6)
殺 人 等	28	10 (35.7)	11 (39.3)	21 (75.0)	10 (35.7)
業 過 致 死	29	17 (58.6)	8 (27.6)	22 (75.9)	5 (17.2)
傷 害 等	22	16 (72.7)	3 (13.6)	18 (81.8)	3 (13.6)
業 過 傷	14	8 (57.1)	3 (21.4)	10 (71.4)	5 (35.7)
窃 盗	3	2 (66.7)	—	1 (33.3)	2 (66.7)
詐 欺 等	18	16 (88.9)	7 (38.9)	10 (55.6)	—
強 盗	—	—	—	—	—
恐 喝	10	5 (50.0)	1 (10.0)	6 (60.0)	1 (10.0)
強 姦	12	2 (16.7)	1 (8.3)	9 (75.0)	2 (16.7)
強制わいせつ	12	1 (8.3)	1 (8.3)	11 (91.7)	1 (8.3)

② 民事裁判不提起の理由

罪 種	総 数	民事裁判を 起こす方法 が分からない	費用が高 くつく	勝訴しても、相 手方の資力から 見て、損害が取 り戻せない	民事裁判を 起こすだけ の証拠がない	裁判に時 間がかかる	これ以上相 手と関わり たくない	その他
総 数	817	134 (16.4)	170 (20.8)	258 (31.6)	11 (1.3)	128 (15.7)	508 (62.2)	154 (18.8)
殺 人 等	69	17 (24.6)	19 (27.5)	47 (68.1)	1 (1.4)	12 (17.4)	37 (53.6)	6 (8.7)
業 過 致 死	82	7 (8.5)	10 (12.2)	17 (20.7)	2 (2.4)	13 (15.9)	44 (53.7)	24 (29.3)
傷 害 等	72	7 (9.7)	18 (25.0)	28 (38.9)	1 (1.4)	11 (15.3)	47 (65.3)	12 (16.7)
業 過 傷	97	19 (19.6)	21 (21.6)	15 (15.5)	—	22 (22.7)	33 (34.0)	31 (32.0)
窃 盗	106	14 (13.2)	23 (21.7)	27 (25.5)	—	21 (19.8)	69 (65.1)	29 (27.4)
詐 欺 等	87	12 (13.8)	19 (21.8)	48 (55.2)	4 (4.6)	11 (12.6)	43 (49.4)	15 (17.2)
強 盗	97	9 (9.3)	17 (17.5)	28 (28.9)	—	11 (11.3)	69 (71.1)	11 (11.3)
恐 喝	81	14 (17.3)	14 (17.3)	21 (25.9)	—	8 (9.9)	65 (80.2)	6 (7.4)
強 姦	63	22 (34.9)	20 (31.7)	16 (25.4)	2 (3.2)	9 (14.3)	50 (79.4)	7 (11.1)
強制わいせつ	63	13 (20.6)	9 (14.3)	11 (17.5)	1 (1.6)	10 (15.9)	51 (81.0)	13 (20.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ①の()内は、民事裁判を「起こした」及び「今後起こす予定である」と回答した者に対する比率であり、②の()内は、民事裁判を「起こしておらず、今後も起こす予定はない」及び「起こしていないが、今後はわからない」と回答した者に対する比率である。

3 無回答を除く。

4 重複選択による。

ほかは、70%を超える高い比率を示しており、特に強制わいせつでは90%を超えている。

これに対し、民事裁判を起こしていない理由を尋ねた結果を見ると、「これ以上相手と関わりたくない」（約62%）とするものの比率が最も高く、「勝訴しても、相手方の資力から見て、損害が取り戻せない」（約32%）がこれに次いでいるが、「費用が高くつく」も約21%、「民事裁判を起こす方法がわからない」及び「裁判に時間がかかる」も各約16%となっている。罪種ごとに見ると、殺人等（約68%）及び詐欺等（約55%）で、「勝訴しても、相手方の資力から見て、損害が取り戻せない」とするものの比率が最も高くなっているのを除き、各罪種共に「これ以上相手と関わりたくない」とするものの比率が最も高く、特に恐喝、強姦及び強制わいせつでは、80%前後となっている。

5 報道の受け止め方

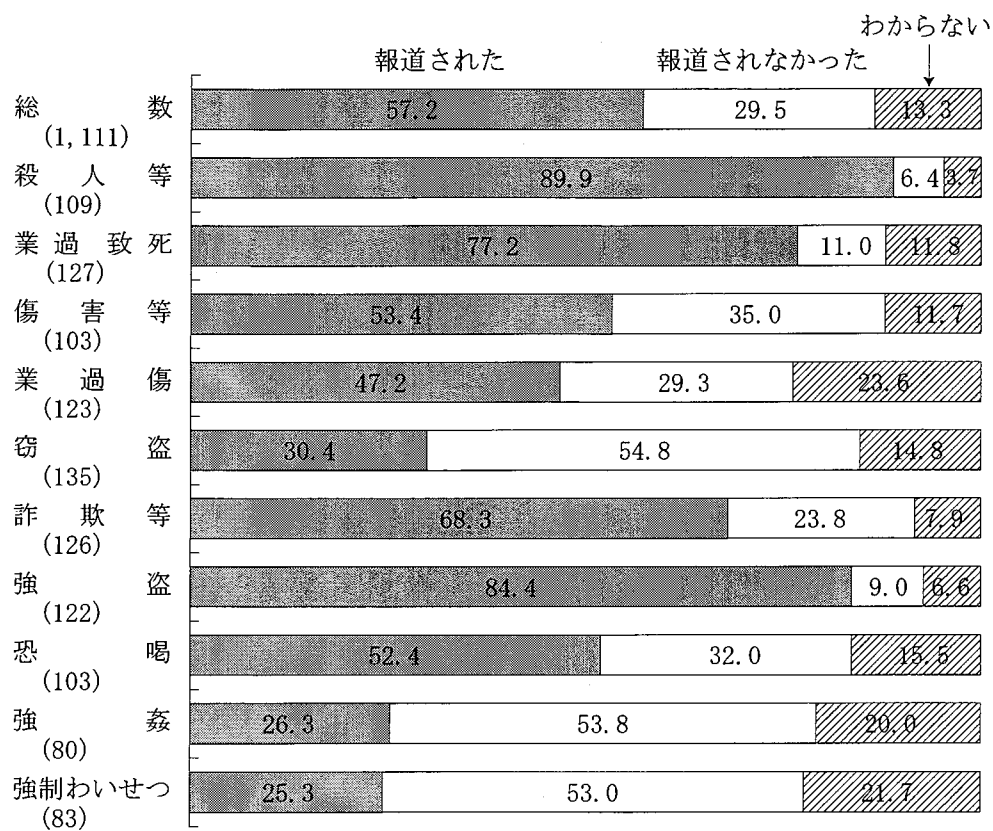
図11及び表41は、事件が報道されたかどうかを質問した結果を罪種別に見たものである。「報道された」とするものの比率は、全体では、約57%と過半数を超えている。これを罪種別に見ると、殺人等は約90%、強盗は約84%、業過致死は約77%、詐欺等は約68%と高い比率を示している。一方、報道された比率が比較的低い罪種は、窃盗（約30%）、強制わいせつ（約25%）及び強姦（約26%）であり、特に、性犯罪が総数の比率を大きく下回っている。

表41 報道の有無

罪 種	総 数	報道された	報道されなかった	わからない
総 数	1,111 (100.0)	635 (57.2)	328 (29.5)	148 (13.3)
殺 人 等	109 (100.0)	98 (89.9)	7 (6.4)	4 (3.7)
業 過 致 死	127 (100.0)	98 (77.2)	14 (11.0)	15 (11.8)
傷 害 等	103 (100.0)	55 (53.4)	36 (35.0)	12 (11.7)
業 過 傷	123 (100.0)	58 (47.2)	36 (29.3)	29 (23.6)
窃 盗	135 (100.0)	41 (30.4)	74 (54.8)	20 (14.8)
詐 欺 等	126 (100.0)	86 (68.3)	30 (23.8)	10 (7.9)
強 盗	122 (100.0)	103 (84.4)	11 (9.0)	8 (6.6)
恐 喝	103 (100.0)	54 (52.4)	33 (32.0)	16 (15.5)
強 姦	80 (100.0)	21 (26.3)	43 (53.8)	16 (20.0)
強制わいせつ	83 (100.0)	21 (25.3)	44 (53.0)	18 (21.7)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、構成比である。
 3 無回答を除く。

図11 報道の有無



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実数である。
 3 無回答を除く。

表42及び図12は、事件が「報道された」と回答した者に対して、報道された場合における報道の受け止め方を尋ねた結果を、罪種別に見たものである。全体を見ると、「報道の内容は正確だった」(約58%)とするものが、「真実でないことや、自分が言っていないことが報道された」(約14%)とするものを上回っているが、殺人等では、後者(約40%)が前者(約30%)を上回っている。「事件が公表されて迷惑した」の比率は、全体では、約22%であり、特に殺人等(約45%)及び傷害等(約35%)で、他の罪種と比べ、高くなっている。なお、報道の受け止め方について「その他」を選択したものの記載内容は、取材方法及び取材内容に関するものが多く、取材方法に関するものは、「取材がしつこかった」などとするものが多く、取材内容に関するものは、「被害者なのに被害者らしくない取り扱い方をされていて、くやしかった」などとするものがあつた。

表42 報道の受け止め方(全罪種)

罪 種	総 数	報道の内容は正確だった	真実でないことや、自分が言っていないことが報道された	報道や報道による反響によって勇気づけられた	事件が公表されて迷惑した	その他
総 数	621	368 (58.0)	91 (14.3)	33 (5.2)	139 (21.9)	125 (19.7)
殺 人 等	95	29 (30.5)	38 (40.0)	5 (5.3)	43 (45.3)	29 (30.5)
業 過 致 死	96	61 (63.5)	10 (10.4)	3 (3.1)	5 (5.2)	27 (28.1)
傷 害 等	54	24 (44.4)	10 (18.5)	3 (5.6)	19 (35.2)	11 (20.4)
業 過 傷	56	34 (60.7)	7 (12.5)	3 (5.4)	12 (21.4)	10 (17.9)
窃 盗	41	32 (78.0)	2 (4.9)	3 (7.3)	6 (14.6)	5 (12.2)
詐 欺 等	83	64 (77.1)	1 (1.2)	5 (6.0)	18 (21.7)	9 (10.8)
強 盗	102	68 (66.7)	14 (13.7)	8 (7.8)	18 (17.6)	11 (10.8)
恐 喝	53	34 (64.2)	4 (7.5)	3 (5.7)	11 (20.8)	8 (15.1)
強 姦	20	9 (45.0)	2 (10.0)	—	4 (20.0)	9 (45.0)
強制わいせつ	21	13 (61.9)	3 (14.3)	—	3 (14.3)	6 (28.6)

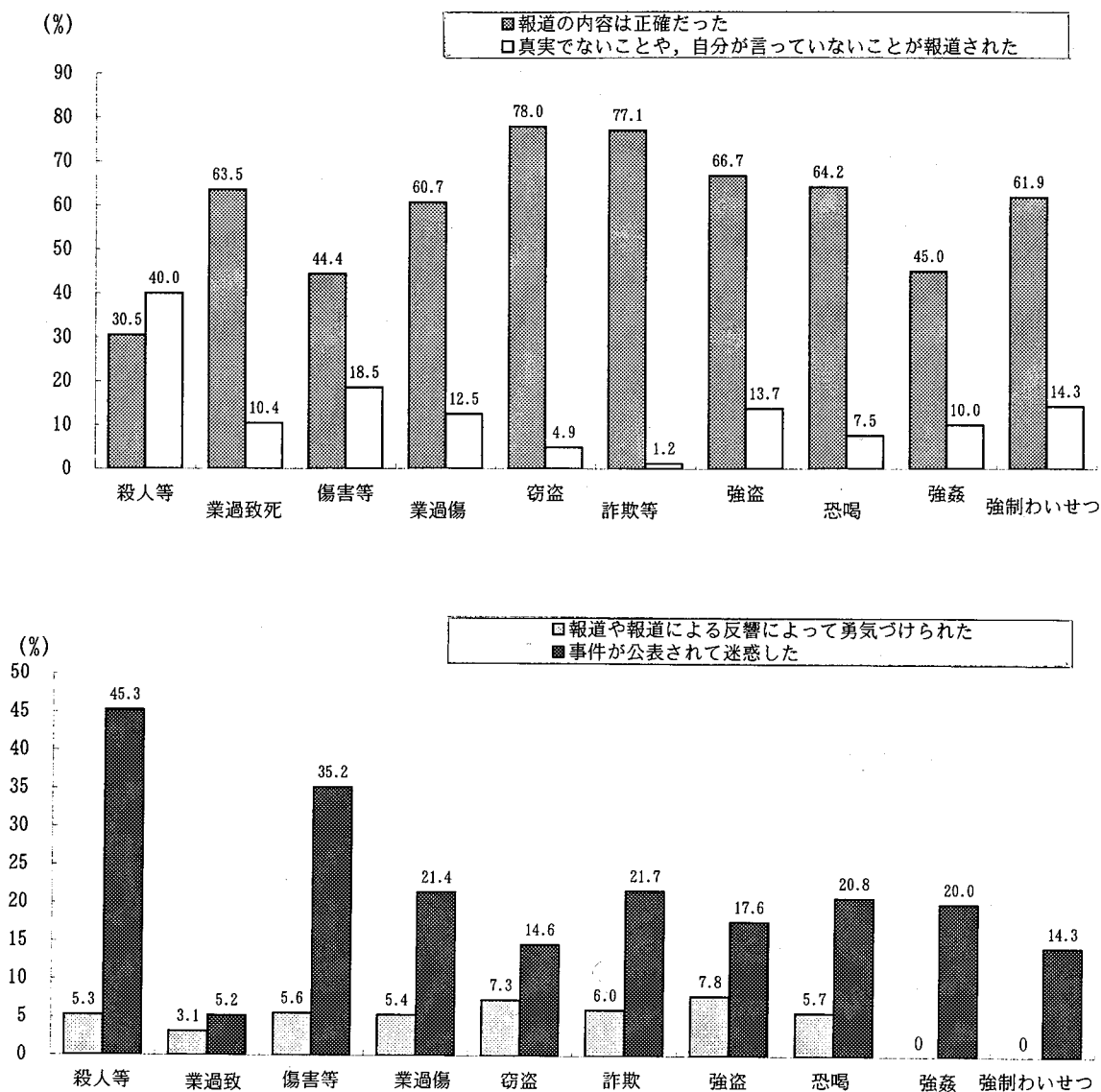
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、「事件が報道された」と回答した者に対する比率である。

3 無回答を除く。

4 重複選択による。

図12 報道の受け止め方



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 数値は、事件が「報道された」と回答した者に対する比率である。
 3 無回答を除く。
 4 重複選択による。

6 捜査・刑事裁判に関する認識等

(1) 捜査協力の負担

表43及び図13は、事件の捜査に対する協力の負担を感じたかについて、尋ねた結果を罪種別に見たものである。全体では、捜査協力の負担を感じなかったものの比率が約38%であるのに対し、負担を感じたものの比率は約34%である。罪種別では、強盗、強姦及び強制わいせつで、負担を感じたものの比率が、いずれもほぼ50%と高くなっている。

表43 捜査協力の負担

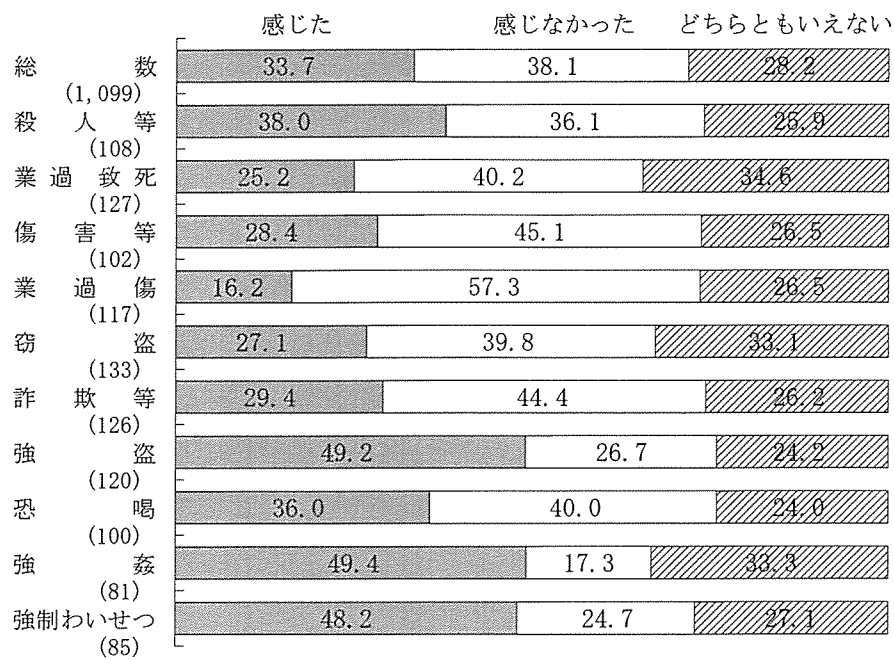
罪 種	総 数	感 じ た	感 じ な かつ た	どちらともいえない
総 数	1,099 (100.0)	370 (33.7)	419 (38.1)	310 (28.2)
殺 人 等	108 (100.0)	41 (38.0)	39 (36.1)	28 (25.9)
業 過 致 死	127 (100.0)	32 (25.2)	51 (40.2)	44 (34.6)
傷 害 等	102 (100.0)	29 (28.4)	46 (45.1)	27 (26.5)
業 過 傷	117 (100.0)	19 (16.2)	67 (57.3)	31 (26.5)
窃 盗	133 (100.0)	36 (27.1)	53 (39.8)	44 (33.1)
詐 欺 等	126 (100.0)	37 (29.4)	56 (44.4)	33 (26.2)
強 盗	120 (100.0)	59 (49.2)	32 (26.7)	29 (24.2)
恐 喝	100 (100.0)	36 (36.0)	40 (40.0)	24 (24.0)
強 姦	81 (100.0)	40 (49.4)	14 (17.3)	27 (33.3)
強制わいせつ	85 (100.0)	41 (48.2)	21 (24.7)	23 (27.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

図13 捜査協力の負担



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実数である。
 3 無回答を除く。

表44及び図14は、負担に感じたとは回答したものに対して、その内容について、尋ねた結果を罪種別に見たものである。負担に感じた内容について、全体では、「時間的拘束が大きかった」（約17%）とするものの比率が最も高く、次いで「警察と検察庁で、同じことを聞かれた」（約15%）、「呼び出しの回数が多かった」（約13%）の順となっている。一方、「被害者（遺族）としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた」、「呼び出される際、自分の都合に対する配慮が足りなかった」、「被害者に落ち度があるようなことを言われた」、「しつこく聞いてきた」、「被害者側の言い分を聞こうとしなかった」、「他人に知られないような配慮が足りなかった」の比率は、いずれも10%未満である。罪種別では、「時間的拘束が大きかった」とするものの比率は、強盗及び強制わいせつで高く、それぞれ30%を超えている。「警察と検察庁で、同じことを聞かれた」の比率は、強盗、強姦及び強制わいせつで高く、30%前後となっている。「呼び出しの回数が多かった」の比率は、恐喝、強姦及び強制わいせつで高く、20%を超えている。このほかにほぼ20%以上の比率を示すものとしては、「被害者（遺族）としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた」の比率が、殺人等で約23%、強姦で約20%となっている。

捜査協力への負担に関する「その他」の記載内容は多岐にわたっているが、「事件のことを思い出して苦痛だった」、「事件直後でけがなどが痛むのに何時間も事情聴取をされた」、「プライベートなことまで調べられた」などとするものが見られた。

なお、強姦及び強制わいせつの被害者には、捜査の過程で感じた負担の内容について、さらに4つの選択肢により尋ねている。その内容は、「担当者が男性だった」、「担当者が女性だった」、「女性の気持ちをわかっていないと感じた」及び「性に関することを聞かれて苦痛だった」である。

「女性の気持ちをわかっていないと感じた」とするものの比率は、強姦及び強制わいせつでそれぞれ約24%（81人中19人）、約7%（85人中6人）、「性に関することを聞かれて苦痛だった」とするものの比率は、それぞれ約31%（同人中25人）、約14%（同人中12人）である。また、「担当者が男性だった」ため負担に感じたとする被害者が、強姦で約16%（同人中13人）、強制わいせつで約14%（同人中12人）となっているほか、「担当者が女性だった」ため負担に感じたとする被害者も、強姦で約3%（同人中2人）となっている。

表44 捜査協力の負担を

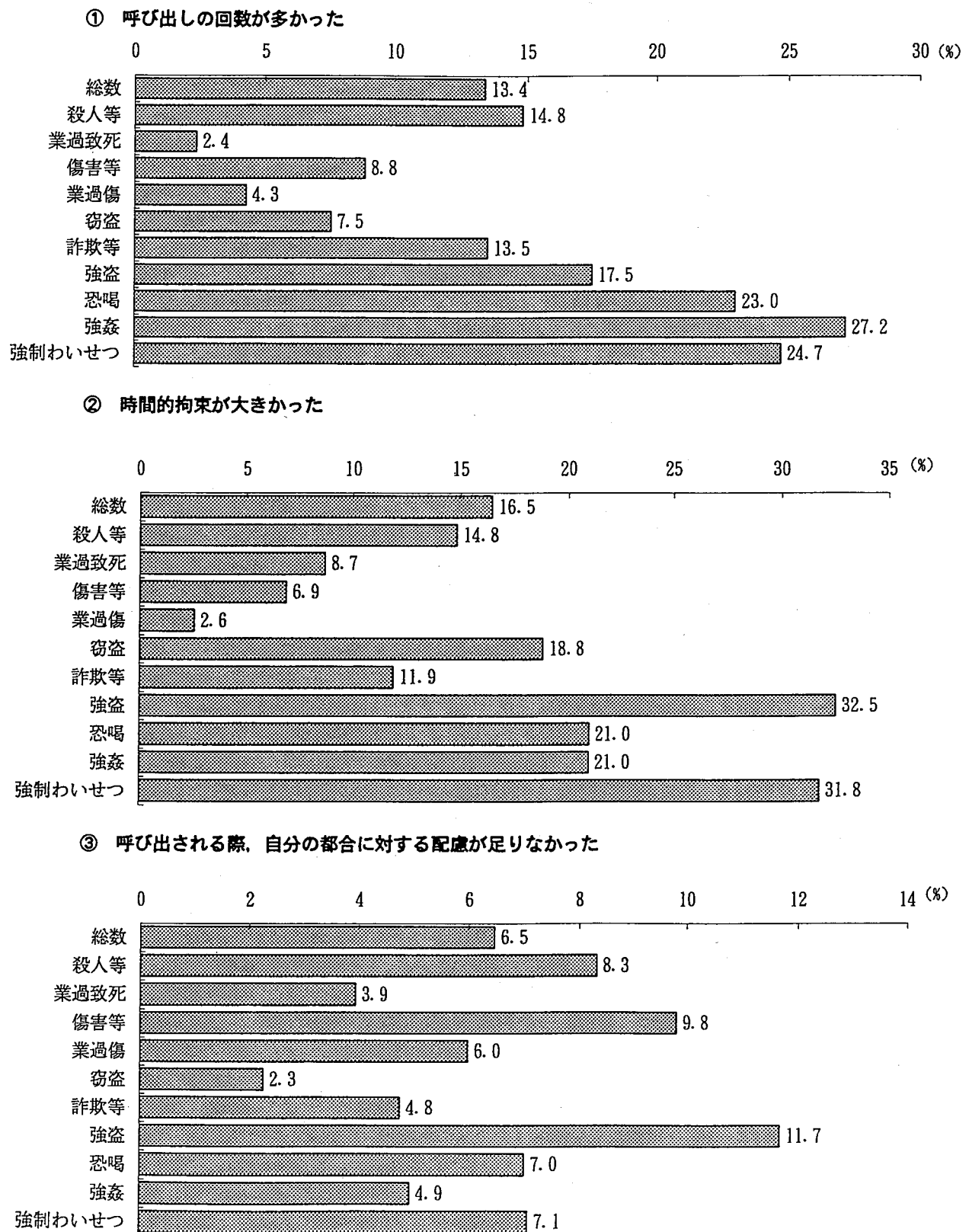
罪 種	総 数	呼び出しの回数 が多かった	時間的拘束が 大きかった	呼び出される際、 自分の都合に対す る配慮が足りな かった	しつこく聞い てきた	警察と検察庁で、 同じことを聞かれ た
総 数	1,099	147 (13.4)	181 (16.5)	71 (6.5)	65 (5.9)	163 (14.8)
殺 人 等	108	16 (14.8)	16 (14.8)	9 (8.3)	9 (8.3)	12 (11.1)
業 過 致 死	127	3 (2.4)	11 (8.7)	5 (3.9)	4 (3.1)	8 (6.3)
傷 害 等	102	9 (8.8)	7 (6.9)	10 (9.8)	5 (4.9)	12 (11.8)
業 過 傷	117	5 (4.3)	3 (2.6)	7 (6.0)	4 (3.4)	6 (5.1)
窃 盗	133	10 (7.5)	25 (18.8)	3 (2.3)	3 (2.3)	8 (6.0)
詐 欺 等	126	17 (13.5)	15 (11.9)	6 (4.8)	3 (2.4)	12 (9.5)
強 盗	120	21 (17.5)	39 (32.5)	14 (11.7)	13 (10.8)	38 (31.7)
恐 喝	100	23 (23.0)	21 (21.0)	7 (7.0)	5 (5.0)	19 (19.0)
強 姦	81	22 (27.2)	17 (21.0)	4 (4.9)	8 (9.9)	22 (27.2)
強制わいせつ	85	21 (24.7)	27 (31.8)	6 (7.1)	11 (12.9)	26 (30.6)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、総数に対する比率である。
 3 重複選択による。
 4 無回答を除く。

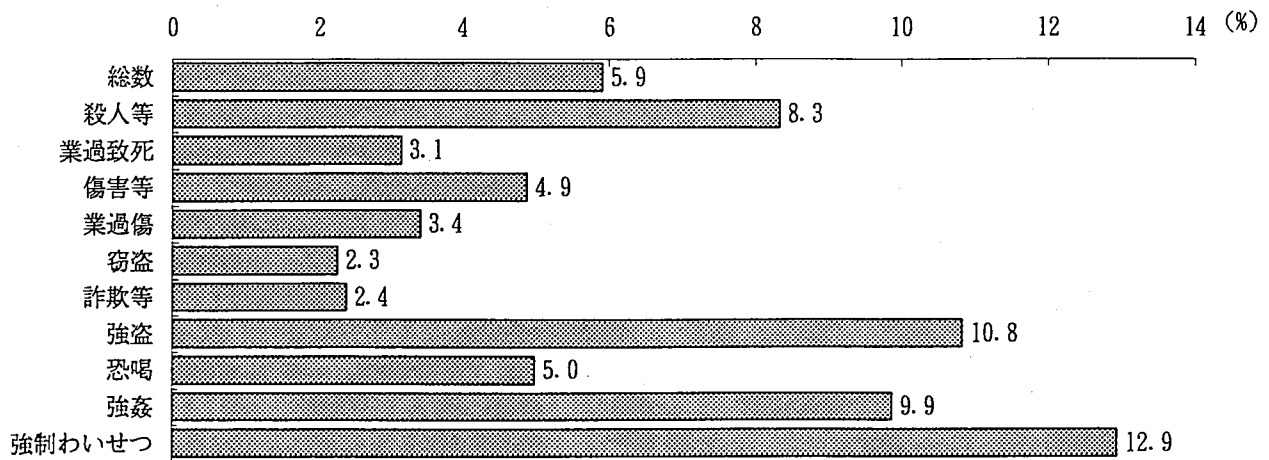
感じた内容（全罪種）

被害者に落ち度があるようなことを言われた	被害者側の言い分を聞こうとしなかった	他人に知られないような配慮が足りなかった	被害者（遺族）としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた	その他	罪 種
71 (6.5)	33 (3.0)	26 (2.4)	103 (9.4)	84 (7.6)	総 数
17 (15.7)	8 (7.4)	5 (4.6)	25 (23.1)	9 (8.3)	殺 人 等
6 (4.7)	6 (4.7)	2 (1.6)	16 (12.6)	11 (8.7)	業 過 致 死
9 (8.8)	3 (2.9)	4 (3.9)	11 (10.8)	11 (10.8)	傷 害 等
3 (2.6)	2 (1.7)	1 (0.9)	7 (6.0)	3 (2.6)	業 過 傷
4 (3.0)	1 (0.8)	—	6 (4.5)	7 (5.3)	窃 盗
5 (4.0)	2 (1.6)	—	4 (3.2)	10 (7.9)	詐 欺 等
5 (4.2)	4 (3.3)	3 (2.5)	8 (6.7)	8 (6.7)	強 盗
7 (7.0)	2 (2.0)	2 (2.0)	6 (6.0)	4 (4.0)	恐 喝
7 (8.6)	3 (3.7)	5 (6.2)	16 (19.8)	15 (18.5)	強 姦
8 (9.4)	2 (2.4)	4 (4.7)	4 (4.7)	6 (7.1)	強制わいせつ

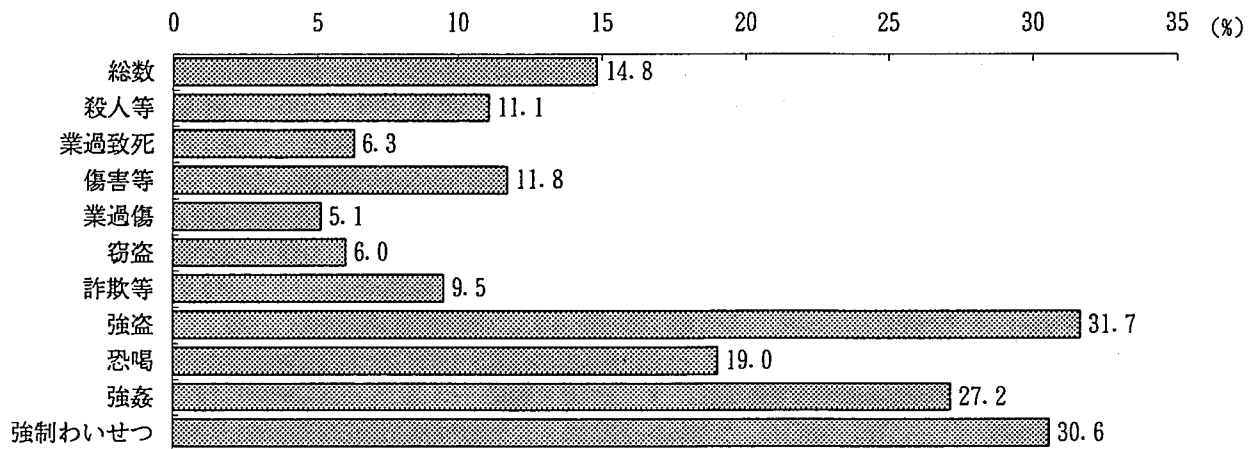
図14 捜査協力の負担を感じた内容



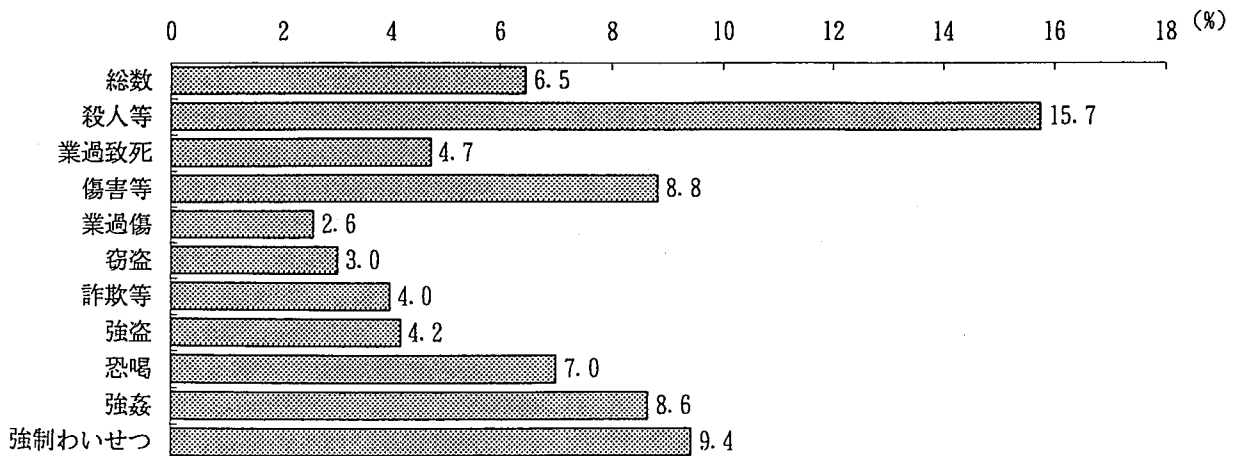
④ しつこく聞いてきた



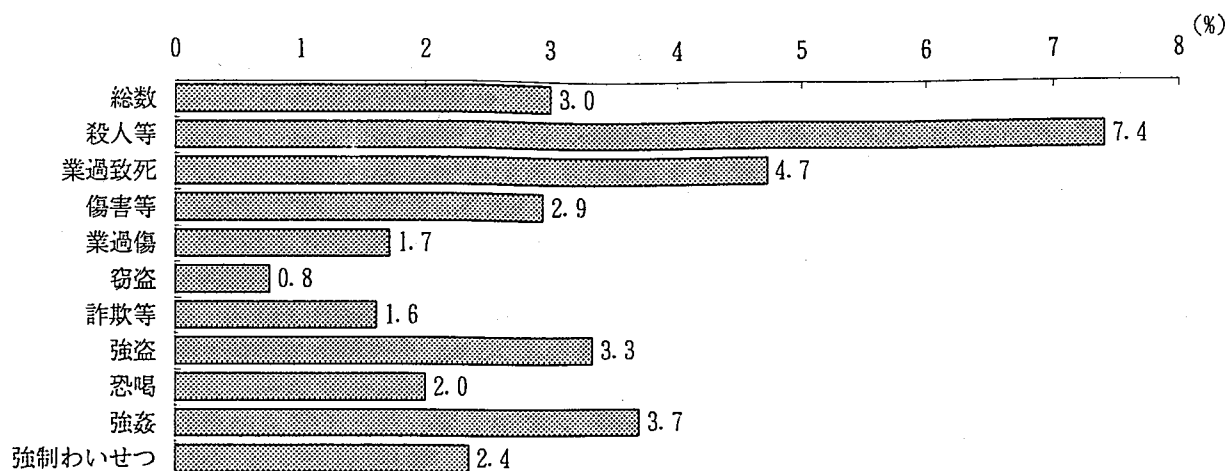
⑤ 警察と検察庁で、同じことを聞かれた



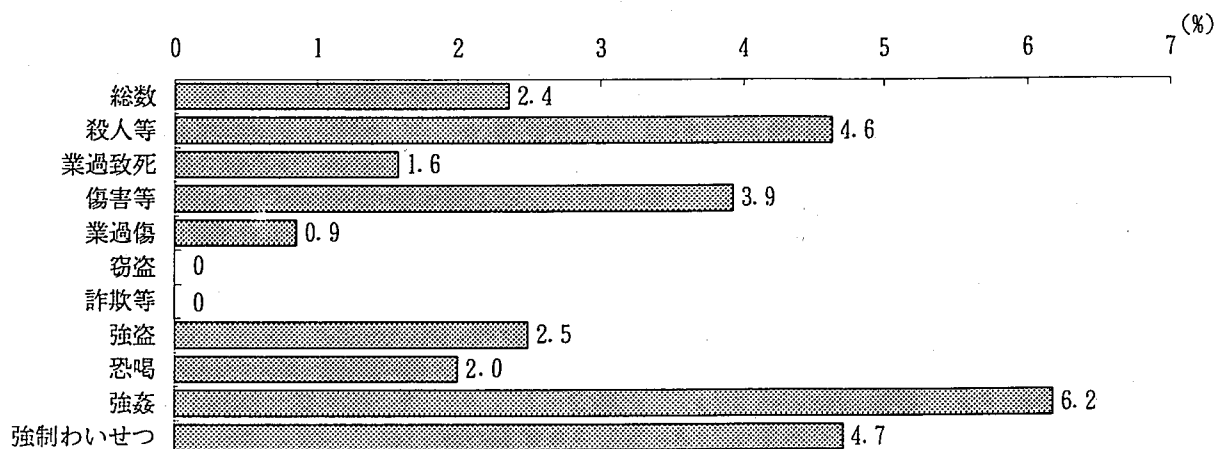
⑥ 被害者に落ち度があるようなことを言われた



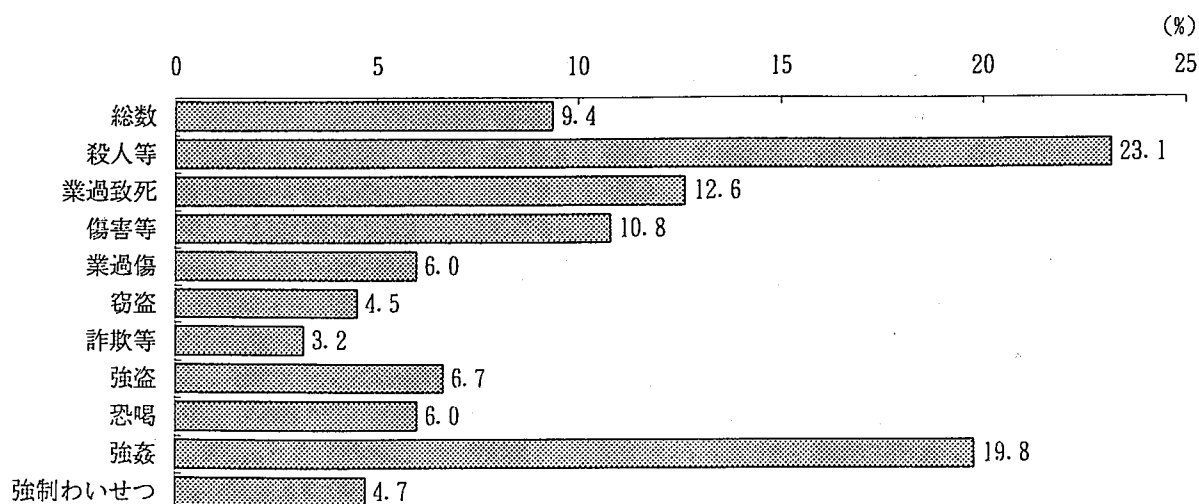
⑦ 被害者側の言い分を聞こうとしなかった



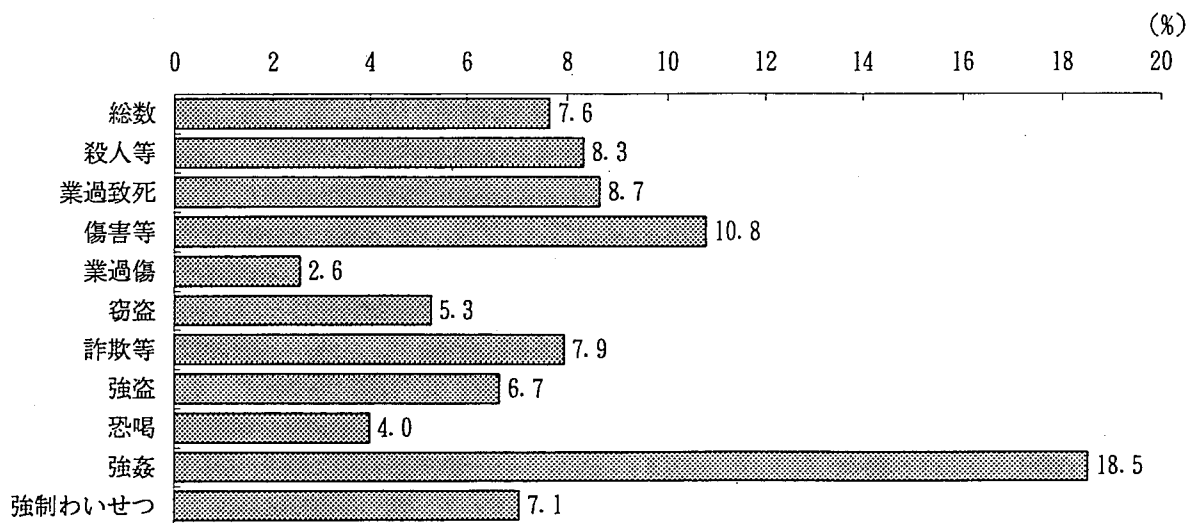
⑧ 他人に知られないような配慮が足りなかった



⑨ 被害者（遺族）としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた



⑩ その他



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 重複選択による。
 3 無回答を除く。

表45は、強姦及び強制わいせつの被害者に対して、捜査の過程で女性が担当していたとするものの内容及びその比率と、この場合女性に担当してもらってよかったとする被害者の比率を見たものである。

被害を届け出た際の対応は男性が多く、80%以上を占めている。しかし、事情聴取で女性が担当したとするものは、強姦で約42%、強制わいせつで約24%で、現場などで被害状況を説明する際の立会い（以下、本項において「現場説明」という。）では、それぞれ約51%、約25%と、捜査過程の進行に応じて、女性が担当した比率が高くなっている。

女性に担当してもらってよかったとする被害者の比率は、強姦で事情聴取、現場説明共に、50%台であり、強制わいせつでは、事情聴取で約75%、現場説明で約62%である。

表45 女性が担当していた捜査（強姦・強制わいせつ）

罪 種	総 数	被害を届け出た際の対応		事情聴取	うち女性に担当してもらってよかったとするもの	現場説明	うち女性に担当してもらってよかったとするもの
			うち女性に担当してもらってよかったとするもの				
強 姦	81	11(13.6)	7(63.6)	34(42.0)	20(58.8)	41(50.6)	21(51.2)
強制わいせつ	85	13(15.3)	8(61.5)	20(23.5)	15(75.0)	21(24.7)	13(61.9)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「被害を届け出た際の対応」、「事情聴取」及び「現場説明」の（ ）内は、総数に対する比率で、「うち女性に担当してもらってよかったとするもの」の（ ）内は、それぞれ、「被害を届け出た際の対応」、「事情聴取」及び「現場説明」に対する比率である。
 3 「被害を届け出た際の対応」、「事情聴取」及び「現場説明」は、重複選択による。
 4 「強姦」・「強制わいせつ」の被害者性別は、すべて女性である。

表46は、捜査の各段階について、実際には女性が性犯罪の捜査を担当していなかった場合において、その内容及びその比率と、この場合女性に担当してほしかったとする被害者の比率を見たものである。

実際には女性が担当していなかった場合において、女性に担当してほしかったとする被害者の比率も、強姦で事情聴取、現場説明共に、50%前後、強制わいせつでは事情聴取で約52%、現場説明で約34%である。また、女性に担当してほしかったと述べるものに、「医師診断を受ける際の付き添い」、「悩みごとに対する相談や助言」があり、「その他」に女性に担当してもらいたいものとして、婦人科の医師による診察を記載するものがあった。

表46 女性が担当していなかった捜査（強姦・強制わいせつ）

罪 種	総 数	被害を届け出た際の対応	うち女性に担当してもらいたかったもの	事情聴取	うち女性に担当してもらいたかったもの	現場説明	うち女性に担当してもらいたかったもの
強 姦	81	70(86.4)	18(25.7)	47(58.0)	23(48.9)	40(49.4)	20(50.0)
強制わいせつ	85	72(84.7)	14(19.4)	65(76.5)	34(52.3)	64(75.3)	22(34.4)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「被害を届け出た際の対応」、「事情聴取」及び「現場説明」の（ ）内は、総数に対する比率で、「うち女性に担当してもらいたかったもの」の（ ）内は、それぞれ、「被害を届け出た際の対応」、「事情聴取」及び「現場説明」に対する比率である。

3 「被害を届け出た際の対応」、「事情聴取」及び「現場説明」は、重複選択による。

4 「強姦」・「強制わいせつ」の被害者性別は、すべて女性である。

(2) 証人出廷の負担

表47及び図15は、今回の調査で、証人として出廷したと回答した被害者等169人（無回答1人を含む。）

表47 証人出廷の負担

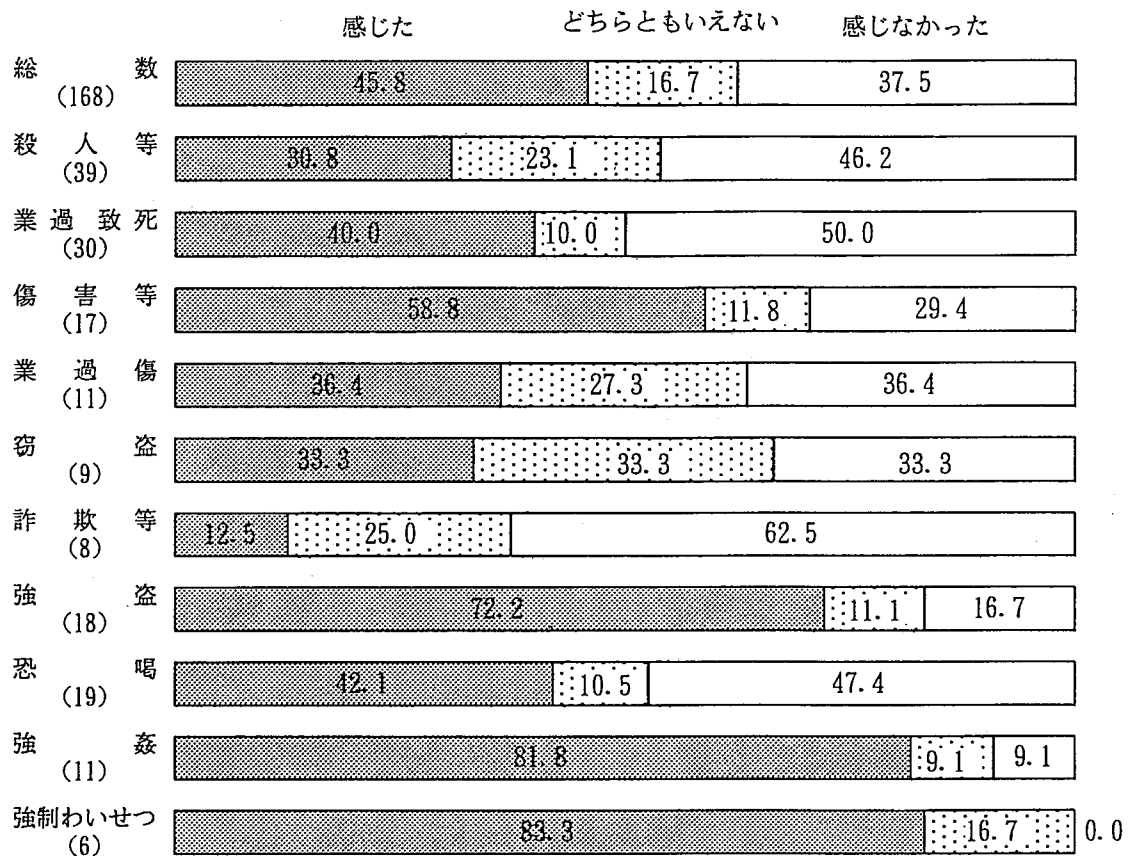
罪 種	総 数	感 じ た	感じなかった	どちらとも いえない
総 数	168 (100.0)	77 (45.8)	63 (37.5)	28 (16.7)
殺 人 等	39 (100.0)	12 (30.8)	18 (46.2)	9 (23.1)
業 過 致 死	30 (100.0)	12 (40.0)	15 (50.0)	3 (10.0)
傷 害 等	17 (100.0)	10 (58.8)	5 (29.4)	2 (11.8)
業 過 傷	11 (100.0)	4 (36.4)	4 (36.4)	3 (27.3)
窃 盗	9 (100.0)	3 (33.3)	3 (33.3)	3 (33.3)
詐 欺 等	8 (100.0)	1 (12.5)	5 (62.5)	2 (25.0)
強 盗	18 (100.0)	13 (72.2)	3 (16.7)	2 (11.1)
恐 喝	19 (100.0)	8 (42.1)	9 (47.4)	2 (10.5)
強 姦	11 (100.0)	9 (81.8)	1 (9.1)	1 (9.1)
強制わいせつ	6 (100.0)	5 (83.3)	—	1 (16.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 （ ）内は、証人として出廷したと回答した者の実数である。

3 無回答を除く。

図15 証人出廷の負担



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、証人として出廷したと回答した者の実数である。
 3 無回答を除く。

に対して、証人出廷に負担を感じたかを尋ねた結果を罪種別に見たものである。全体では、証人として出廷することに負担を感じたとするものが約46%で、負担を感じなかったとするものの比率（約38%）を上回っている。罪種別では、負担を感じたとするものの比率は、強姦及び強制わいせつで、いずれも80%を超えているほか、強盗で約72%と高くなっている。

表48は、同じく、証人として出廷したと回答したものに対して、その負担の内容について尋ねた結果を罪種別に見たものである。全体では、「被告人がいるところでは証言しづらかった」とするものの比率が最も高く、次いで「被害者（遺族）としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた」、「警察や検察庁で聞かれたことと同じことを聞かれた」、「傍聴人がいるところでは証言しづらかった」の順となっている。罪種別では、「被告人がいるところでは証言しづらかった」とするものの比率は、強制わいせつ（約67%）及び強姦（約55%）で最も高くなっており、また、「傍聴人がいるところでは証言しづらかった」の比率も、強姦で約27%を占め、最も高くなっている。また、「被害者（遺族）としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた」の比率は、業過致死で比較的高く（約24%）なっている。

このほか、強姦及び強制わいせつの被害者で、「女性の気持ちをわかっていないと感じた」とするものの比率は、それぞれ約9%、約17%、「性に関することを聞かれて苦痛だった」とするものの比率は、それぞれ約36%、約17%である。

なお、「その他」の記載内容を見ると、「被告人そのものが後ろにいて、事件の様子を生々しく

思い出すとともに、被告人に受けた傷そのものより、心から恐怖の方が先に立って気持ちを保つのに大変だった」とするものや、「打ち合わせの際、思い出したくないことを思い出した」、「傍聴人が脅してきた」とするものもあった。

表48 証人出廷の負担の内容

罪 種	総数	呼び出しの回数が多かった	時間的拘束が大きかった	呼び出される際、自分の都合に対する配慮が足りなかった	しつこく聞いてきた	警察や検察庁で聞かれたことと同じことを聞かれた	被害者に落ち度があるようなことを言われた	被害者側の言い分を聞こうとしなかった	他人に知られないような配慮が足りなかった	被告人がいるところでは証言しづらかった	傍聴人がいるところでは証言しづらかった	被害者(遺族)としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた	その他
総 数	166	5 (3.0)	12 (7.2)	5 (3.0)	4 (2.4)	25 (15.1)	12 (7.2)	5 (3.0)	7 (4.2)	37 (22.3)	20 (12.0)	26 (15.7)	19 (11.4)
殺 人 等	38	—	—	—	— (2.6)	1 (10.5)	4 (2.6)	1 (5.3)	2 (15.8)	6 (21.1)	8 (18.4)	7 (7.9)	3
業 過 致 死	29	1 (3.4)	1 (3.4)	—	1 (3.4)	2 (6.9)	1 (3.4)	1 (3.4)	1 (3.4)	—	—	7 (24.1)	3 (10.3)
傷 害 等	17	—	—	—	—	3 (17.6)	1 (5.9)	1 (5.9)	—	6 (35.3)	3 (17.6)	3 (17.6)	2 (11.8)
業 過 傷	11	— (9.1)	1 (9.1)	—	— (9.1)	1 (9.1)	1 (9.1)	—	—	—	— (18.2)	2 (18.2)	2
窃 盗	9	—	2 (22.2)	1 (11.1)	—	2 (22.2)	—	—	—	1 (11.1)	—	—	—
詐 欺 等	8	—	—	—	—	1 (12.5)	1 (12.5)	—	—	—	—	—	—
強 盗	18	3 (16.7)	6 (33.3)	3 (16.7)	2 (11.1)	9 (50.0)	3 (16.7)	2 (11.1)	2 (11.1)	6 (33.3)	4 (22.2)	3 (16.7)	3 (16.7)
恐 喝	19	— (10.5)	2 (10.5)	— (5.3)	1 (5.3)	1	—	— (5.3)	1 (42.1)	8 (10.5)	2 (5.3)	1 (5.3)	1
強 姦	11	1 (9.1)	—	1 (9.1)	—	3 (27.3)	1 (9.1)	—	1 (9.1)	6 (54.5)	3 (27.3)	2 (18.2)	4 (36.4)
強制わいせつ	6	—	—	—	—	2 (33.3)	—	—	—	4 (66.7)	—	1 (16.7)	1 (16.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、証人として出廷したと回答した者に対する比率である。

3 無回答を除く。

4 重複選択による。

(3) 刑事裁判を傍聴した際の感想

裁判を傍聴したと回答した被害者等は全体で200人(約19%)であり、罪種別に回答者数に占める比率を見ると、殺人等が約66%と最も高く、次いで業過致死の約40%、傷害等の約19%の順となっている。

表49及び図16は、今回の調査で、裁判を傍聴したと回答したものに対して、傍聴した際に不満が残ったかを尋ねた結果を、罪種別に見たものである。裁判を傍聴した被害者等に対し、不満が残った被害者等は、全体で146人(約74%)であり、罪種別では、殺人等の約86%及び業過致死の約82%が高くなっている。

表49 裁判傍聴の不満

罪 種	総 数	残った	残らなかった	どちらとも いえない
総 数	197 (100.0)	146 (74.1)	23 (11.7)	28 (14.2)
殺 人 等	70 (100.0)	60 (85.7)	2 (2.9)	8 (11.4)
業 過 致 死	50 (100.0)	41 (82.0)	3 (6.0)	6 (12.0)
傷 害 等	17 (100.0)	11 (64.7)	3 (17.6)	3 (17.6)
業 過 傷	10 (100.0)	5 (50.0)	4 (40.0)	1 (10.0)
窃 盗	3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	—
詐 欺 等	20 (100.0)	13 (65.0)	4 (20.0)	3 (15.0)
強 盗	10 (100.0)	6 (60.0)	1 (10.0)	3 (30.0)
恐 喝	6 (100.0)	1 (16.7)	4 (66.7)	1 (16.7)
強 姦	7 (100.0)	5 (71.4)	—	2 (28.6)
強制わいせつ	4 (100.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)

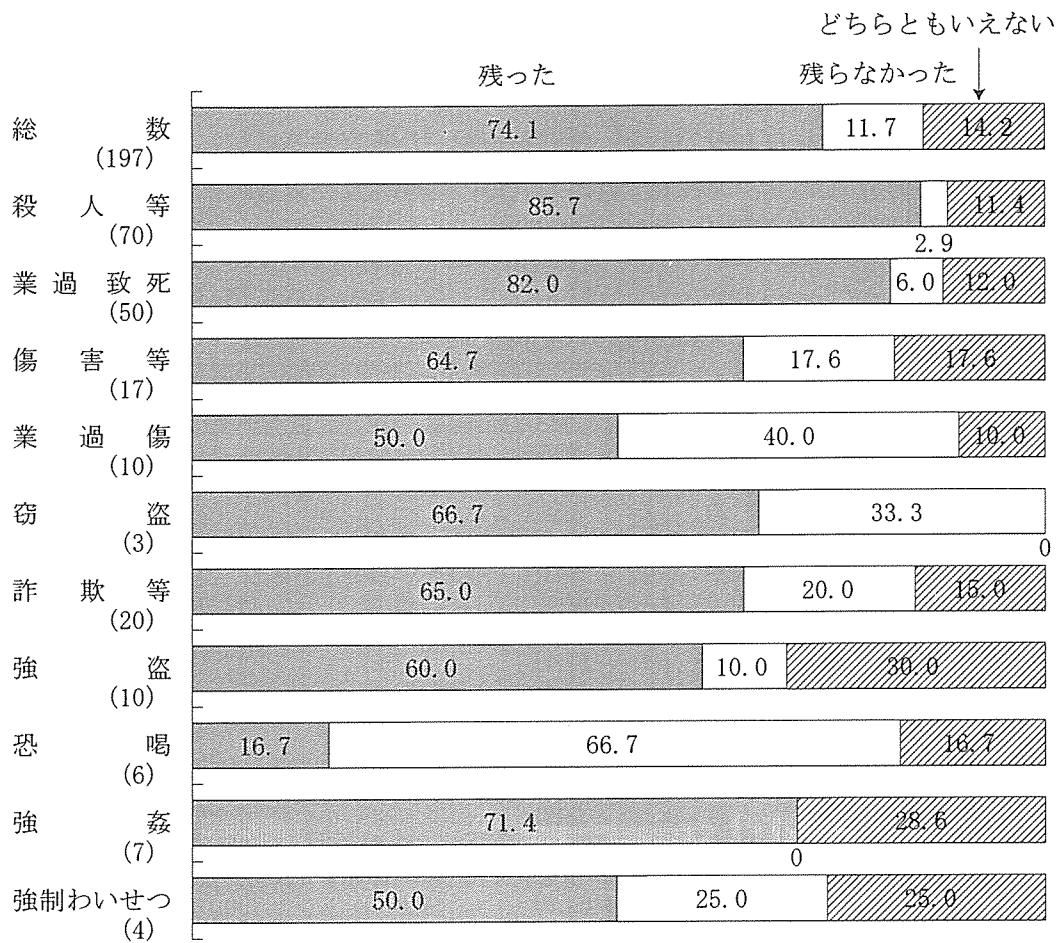
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、刑事裁判を傍聴したと回答した者に対する比率である。

3 無回答を除く。

4 重複選択による。

図16 裁判傍聴の不満



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、実数である。

3 無回答を除く。

表50は、同じく、裁判を傍聴したと回答したものに対して、傍聴した際に残った不満の内容について尋ねた結果を、罪種別に見たものである。全体では、「加害者に反省の態度がみられなかった」とするものの比率が最も高く、次いで「被害者（遺族）の気持ちが考慮されていない」、被害者側の「言い分が反映されていない」の順となっている。これを罪種別に見ると、強制わいせつを除くすべての罪種で「加害者に反省の態度がみられなかった」とするものの比率が最も高く、特に殺人等、業過致死、傷害等及び窃盗では60%を超えている。一方、「被害者（遺族）の気持ちが考慮されていない」の比率は、殺人等、業過致死及び強姦で40%を超え、被害者側の「言い分が反映されていない」の比率は、殺人等及び業過致死で30%台を占め、他の罪種と比べて高くなっている。

表50 裁判傍聴の不満の内容

罪 種	総 数	加害者に反省の 態度がみられな かった	被害者側の言い 分が反映されて いない	被害者（遺族）の 気持ちが考慮され ていない	手続がよく理解 できなかった	その他
総 数	197	115 (58.4)	50 (25.4)	74 (37.6)	17 (8.6)	44 (22.3)
殺 人 等	70	49 (70.0)	26 (37.1)	34 (48.6)	10 (14.3)	22 (31.4)
業 過 致 死	50	31 (62.0)	15 (30.0)	23 (46.0)	2 (4.0)	8 (16.0)
傷 害 等	17	11 (64.7)	3 (17.6)	5 (29.4)	—	2 (11.8)
業 過 傷	10	2 (20.0)	—	1 (10.0)	1 (10.0)	3 (30.0)
窃 盗	3	2 (66.7)	—	—	—	1 (33.3)
詐 欺 等	20	10 (50.0)	3 (15.0)	4 (20.0)	3 (15.0)	4 (20.0)
強 盗	10	5 (50.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	—	1 (10.0)
恐 喝	6	1 (16.7)	1 (16.7)	1 (16.7)	—	—
強 姦	7	4 (57.1)	1 (14.3)	3 (42.9)	1 (14.3)	1 (14.3)
強制わいせつ	4	—	—	1 (25.0)	—	2 (50.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、刑事裁判を傍聴したと回答した者に対する比率である。

3 無回答を除く。

4 重複選択による。

7 裁判結果その他の情報の認識等

(1) 裁判結果の認識

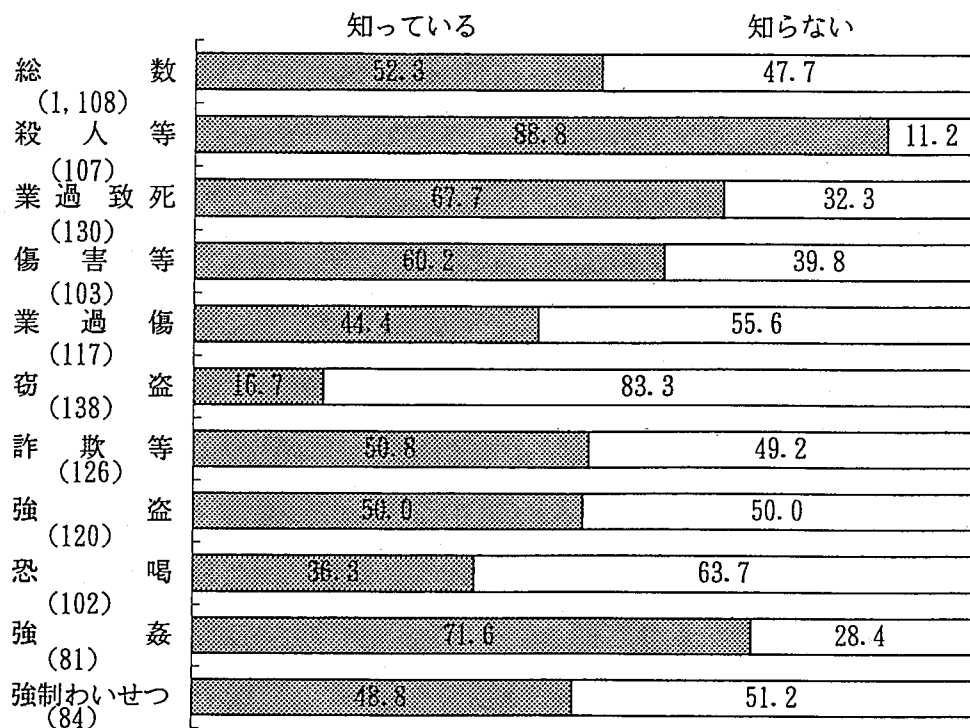
表51及び図17は、加害者の裁判結果を知っているかどうかについて、罪種別に見たものである。裁判結果を知っている被害者等は、全体で580人（約52%）である。罪種別では、裁判結果を知っているものの占める比率は、殺人等が約89%と最も高く、次いで強姦約72%、業過致死約68%、傷害等約60%の順となっており、最も低いのは窃盗の約17%である。

表51 裁判結果の認識

罪 種	総 数	知っている	知らない
総 数	1,108 (100.0)	580 (52.3)	528 (47.7)
殺 人 等	107 (100.0)	95 (88.8)	12 (11.2)
業 過 致 死	130 (100.0)	88 (67.7)	42 (32.3)
傷 害 等	103 (100.0)	62 (60.2)	41 (39.8)
業 過 傷	117 (100.0)	52 (44.4)	65 (55.6)
窃 盗	138 (100.0)	23 (16.7)	115 (83.3)
詐 欺 等	126 (100.0)	64 (50.8)	62 (49.2)
強 盗	120 (100.0)	60 (50.0)	60 (50.0)
恐 喝	102 (100.0)	37 (36.3)	65 (63.7)
強 姦	81 (100.0)	58 (71.6)	23 (28.4)
強制わいせつ	84 (100.0)	41 (48.8)	43 (51.2)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、構成比である。
 3 無回答を除く。

図17 裁判結果の認識



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実数である。
 3 無回答を除く。

表52は、加害者の裁判結果をどこから知ったかについて、罪種別に見たものである。全体では、「検察から」の比率（約39％）が最も高く、次いで「裁判の傍聴で」（約25％）、「警察から」（約14％）の順となっている。罪種ごとに見ると、殺人等及び業過致死では、「裁判の傍聴で」の比率が最も高いのに対し、それ以外の罪種では、業過傷を除き、「検察から」の比率が、いずれも最も高くなっている。

表52 裁判結果を知った方法

罪 種	総 数	警察から	検察から	裁判の傍聴で	マスコミから	そ の 他
総 数	580	83 (14.3)	227 (39.1)	145 (25.0)	68 (11.7)	107 (18.4)
殺 人 等	95	5 (5.3)	13 (13.7)	56 (58.9)	13 (13.7)	9 (9.5)
業 過 致 死	88	2 (2.3)	33 (37.5)	40 (45.5)	3 (3.4)	15 (17.0)
傷 害 等	62	10 (16.1)	21 (33.9)	12 (19.4)	10 (16.1)	15 (24.2)
業 過 傷	52	3 (5.8)	20 (38.5)	5 (9.6)	—	24 (46.2)
窃 盗	23	3 (13.0)	14 (60.9)	1 (4.3)	2 (8.7)	6 (26.1)
詐 欺 等	64	14 (21.9)	24 (37.5)	17 (26.6)	12 (18.8)	14 (21.9)
強 盗	60	8 (13.3)	23 (38.3)	7 (11.7)	20 (33.3)	7 (11.7)
恐 喝	37	11 (29.7)	20 (54.1)	1 (2.7)	1 (2.7)	4 (10.8)
強 姦	58	19 (32.8)	37 (63.8)	6 (10.3)	5 (8.6)	2 (3.4)
強制わいせつ	41	8 (19.5)	22 (53.7)	—	2 (4.9)	11 (26.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、裁判結果を知っていると回答した者に対する比率である。

3 無回答を除く。

4 重複選択による。

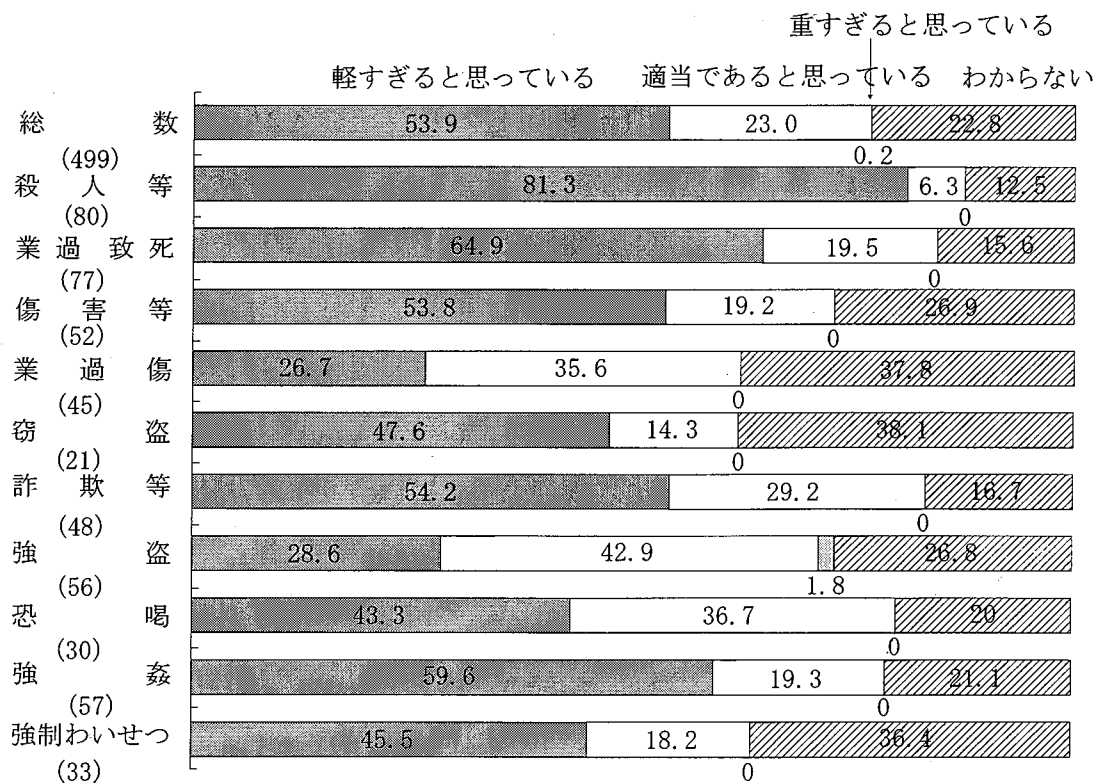
図18及び表53は、裁判結果についてどう思うかについて尋ねた結果を、罪種別に見たものである。全体では、「軽すぎると思っている」（約54％）とするものが過半数を占めており、これに次いで「適当であると思っている」（約23％）、「わからない」（約23％）の順となっているが、「重すぎると思っている」とするものは、強盗で1人いるだけである。罪種ごとに見ると、業過傷及び強盗を除き、「軽すぎると思っている」とするものの比率が最も高く、中でも殺人等、業過致死及び強姦では、それぞれ約81％、約65％、約60％と最も高い比率を示している。これに対し、業過傷では、「わからない」の比率が約38％で最も高く、強盗では「適当であると思っている」の比率が約43％と最も高くなっている。

表53 裁判結果の評価

罪 種	総 数	重すぎると思っている	適当であると思っている	軽すぎると思っている	わからない
総 数	499 (100.0)	1 (0.2)	115 (23.0)	269 (53.9)	114 (22.8)
殺 人 等	80 (100.0)	—	5 (6.3)	65 (81.3)	10 (12.5)
業 過 致 死	77 (100.0)	—	15 (19.5)	50 (64.9)	12 (15.6)
傷 害 等	52 (100.0)	—	10 (19.2)	28 (53.8)	14 (26.9)
業 過 傷	45 (100.0)	—	16 (35.6)	12 (26.7)	17 (37.8)
窃 盗	21 (100.0)	—	3 (14.3)	10 (47.6)	8 (38.1)
詐 欺 等	48 (100.0)	—	14 (29.2)	26 (54.2)	8 (16.7)
強 盗	56 (100.0)	1 (1.8)	24 (42.9)	16 (28.6)	15 (26.8)
恐 喝	30 (100.0)	—	11 (36.7)	13 (43.3)	6 (20.0)
強 姦	57 (100.0)	—	11 (19.3)	34 (59.6)	12 (21.1)
強制わいせつ	33 (100.0)	—	6 (18.2)	15 (45.5)	12 (36.4)

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、構成比である。
 3 無回答を除く。

図18 裁判結果の評価



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実数である。
 3 無回答を除く。

表54から表58までは、裁判結果を「適当であると思っている」ものが20%以下の殺人等、業過致死、傷害等、強姦及び強制わいせつの5罪種（有効回答数が9人しかない窃盗を除いた。）について、被害者等が認識している科刑の内容別に、裁判結果についてどう思うかについて尋ねた結果を見たものである。

科刑の内容が比較的軽いものだけでなく、重いものに関しても、「適当であると思っている」ものの比率は低く、「軽すぎると思っている」ものの比率が高いことが分かる。

なお、殺人等及び業過致死の遺族に「軽すぎると思っている」理由を尋ねたところ、殺人等では、「人の命を奪ったにしては軽すぎる」、「人を殺した償いとしては軽すぎる」とするものが多く、業過致死では、「人の生命の代償としては軽すぎる」とするものが多かった。

表54 科刑別裁判結果の評価（殺人・傷害致死）

罪 名	科 刑	総 数	重すぎると 思っている	適当である と思ってい る	軽すぎると 思っている	わからない
総数 殺人	無期懲役	77	—	5	63	9
	懲役20年未満	9	—	2	7	—
傷害致死	15年未満	7	—	—	6	1
	12年未満	11	—	—	9	2
	10年未満	11	—	—	10	1
	3年以上8年未満	8	—	1	6	1
	懲役10年未満	8	—	1	7	—
	3年を超え6年未満	3	—	—	2	1
	3年以下（実刑）	13	—	—	10	3
	3年以下（執行猶予）	5	—	1	4	—
		2	—	—	2	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答（科刑、その内容及び執行猶予の有無の無回答を含む。）を除く。

表55 科刑別裁判結果の評価（業過致死）

罪 名	科 刑	総 数	重すぎると 思っている	適当である と思ってい る	軽すぎると 思っている	わからない
総数 業過致死	懲役2年6月以下（実刑）	58	—	13	38	7
	2年以下（実刑）	1	—	—	1	—
	1年6月以下（実刑）	3	—	—	3	—
	1年以下（実刑）	5	—	1	4	—
	2年6月以下（執行猶予）	—	—	—	—	—
	2年以下（執行猶予）	1	—	—	—	1
	1年6月以下（執行猶予）	4	—	1	1	2
	1年以下（執行猶予）	9	—	5	4	—
	禁錮2年以下（実刑）	2	—	1	1	—
	1年6月以下（実刑）	—	—	—	—	—
	1年以下（実刑）	3	—	1	2	—
	2年以下（執行猶予）	2	—	—	2	—
	1年6月以下（執行猶予）	4	—	1	2	1
	1年以下（執行猶予）	20	—	2	15	3
		4	—	1	3	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答（科刑、その内容及び執行猶予の有無の無回答を含む。）を除く。

表56 科刑別裁判結果の評価（傷害・殺人未遂）

罪 名	科 刑	総 数	重すぎると 思っている	適当である と思ってい る	軽すぎると 思っている	わからない
総数		34	—	7	18	9
傷害	懲役8年以下	1	—	—	—	1
	5年以下	3	—	—	3	—
	3年以下（実刑）	4	—	—	3	1
	3年以下（執行猶予）	8	—	2	1	5
殺人未遂	懲役12年以下	1	—	1	—	—
	10年以下	—	—	—	—	—
	8年以下	5	—	2	3	—
	5年以下	9	—	2	7	—
	3年以下（実刑）	2	—	—	—	2
	3年以下（執行猶予）	1	—	—	1	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答（科刑，その内容及び執行猶予の有無の無回答を含む。）を除く。

表57 科刑別裁判結果の評価（強姦）

罪 名	科 刑	総 数	重すぎると 思っている	適当である と思ってい る	軽すぎると 思っている	わからない
総数		45	—	9	27	9
強姦	懲役15年以下	1	—	—	1	—
	10年以下	—	—	—	—	—
	8年以下	4	—	1	2	1
	6年以下	6	—	2	3	1
	5年以下	4	—	—	4	—
	4年以下	11	—	3	6	2
	3年以下（実刑）	10	—	—	6	4
	2年以下（実刑）	2	—	1	1	—
	1年以下（実刑）	—	—	—	—	—
	3年以下（執行猶予）	4	—	1	3	—
	2年以下（執行猶予）	3	—	1	1	1
	1年以下（執行猶予）	—	—	—	—	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答（科刑，その内容及び執行猶予の有無の無回答を含む。）を除く。

表58 科刑別裁判結果の評価（強制わいせつ）

罪 名	科 刑	総 数	重すぎると 思っている	適当である と思ってい る	軽すぎると 思っている	わからない
総数		23	—	5	12	6
強制わいせつ	懲役7年以下	—	—	—	—	—
	5年以下	—	—	—	—	—
	4年以下	1	—	—	1	—
	3年以下（実刑）	3	—	2	1	—
	3年以下（執行猶予）	6	—	—	3	3
	2年以下（執行猶予）	8	—	3	4	1
	1年以下（執行猶予）	5	—	—	3	2

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答（科刑，その内容及び執行猶予の有無の無回答を含む。）を除く。

(2) 捜査・裁判上の加害者に関する情報について

表59は、捜査・裁判上の加害者に関する情報についてどの程度知っているかを尋ねた結果を見たものである。加害者の検挙・逮捕については約93%、加害者の氏名・年齢・職業などについては約96%、加害者の起訴については約75%、加害者の裁判の期日等については約50%、加害者の裁判の進行状況については約37%、加害者の釈放時期については約19%の被害者等が知っていると回答している。

それらの情報について、被害者等がどこから知ったかについて見てみると、最も比率が高いのは、加害者の検挙・逮捕、加害者の氏名・年齢・職業など、加害者の起訴及び加害者の釈放時期については、警察から、加害者の裁判の期日等及び加害者の裁判の進行状況については、検察からとなっている。

表59 加害者に関する情報の認識状況及び情報源

区 分	総 数	知 っ て い る						知らない
			警察から	検察から	裁判の 傍聴で	マスコミ から	その他	
加害者が検挙・逮捕されたこと	1,024 (100.0)	951 (92.9)	802 (78.3)	66 (6.4)	6 (0.6)	102 (10.0)	109 (10.6)	73 (7.1)
加害者の氏名、年齢、職業など	1,029 (100.0)	985 (95.7)	692 (67.2)	93 (9.0)	17 (1.7)	99 (9.6)	249 (24.2)	44 (4.3)
加害者が起訴されたこと	968 (100.0)	730 (75.4)	390 (40.3)	323 (33.4)	9 (0.9)	39 (4.0)	60 (6.2)	238 (24.6)
裁判がいつ、どこで行われるか	990 (100.0)	495 (50.0)	112 (11.3)	337 (34.0)	33 (3.3)	9 (0.9)	65 (6.6)	495 (50.0)
裁 判 の 進 み 具 合	957 (100.0)	352 (36.8)	38 (4.0)	171 (17.9)	116 (12.1)	9 (0.9)	50 (5.2)	605 (63.2)
逮捕された加害者がいつ 釈放される(た)か	904 (100.0)	168 (18.6)	55 (6.1)	45 (5.0)	20 (2.2)	5 (0.6)	54 (6.0)	736 (81.4)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、総数に対する比率である。
 3 情報源については、重複選択による。
 4 無回答を除く。

罪種別にみると、殺人等及び強姦の被害者等については、公訴が提起されるまでは、被害者等の情報の認識率が、80%から90%と高い比率を示すものの、公訴提起後には情報提供(認識)の比率は、漸減している。被害者等に対する情報提供は、殺人等及び強姦のいずれの被害者等も警察から入手するケースが多いが、加害者の氏名、年齢、職業などについては、殺人等では、マスコミから入手する場合も比較的多い。裁判の進み具合については、殺人等は、裁判の傍聴から知った比率が高く、強姦では、傍聴・出廷の比率が低いことから傍聴で入手する比率は低く、むしろ検察から情報入手する比率が比較的高い。

加害者の釈放に関する質問項目を除き、「知らない」とする比率は、いずれも過半数に満たなかったが、加害者の釈放については、殺人等では、「知らない」とする比率が90%近くを占め、強姦では70%を超えている。なお、強姦では、検察から情報提供を受けているものが約16%となっている。

さらに、「逮捕された加害者がいつ釈放される(た)か」に関する情報源について「その他」を選んだもの(全罪種の有効回答総数は、54人、記載は7人)の内容は、弁護士、加害者本人(釈放されてあいさつに来た場合)、加害者の肉親、被害者本人が(関係機関等に)問い合わせたというものであった。

8 被害感情

(1) 加害者に対する感情等

表60及び図19は、現在の加害者に対する気持ちについて尋ねた結果を罪種別に見たものである。「許す

表60 現在の被害感情

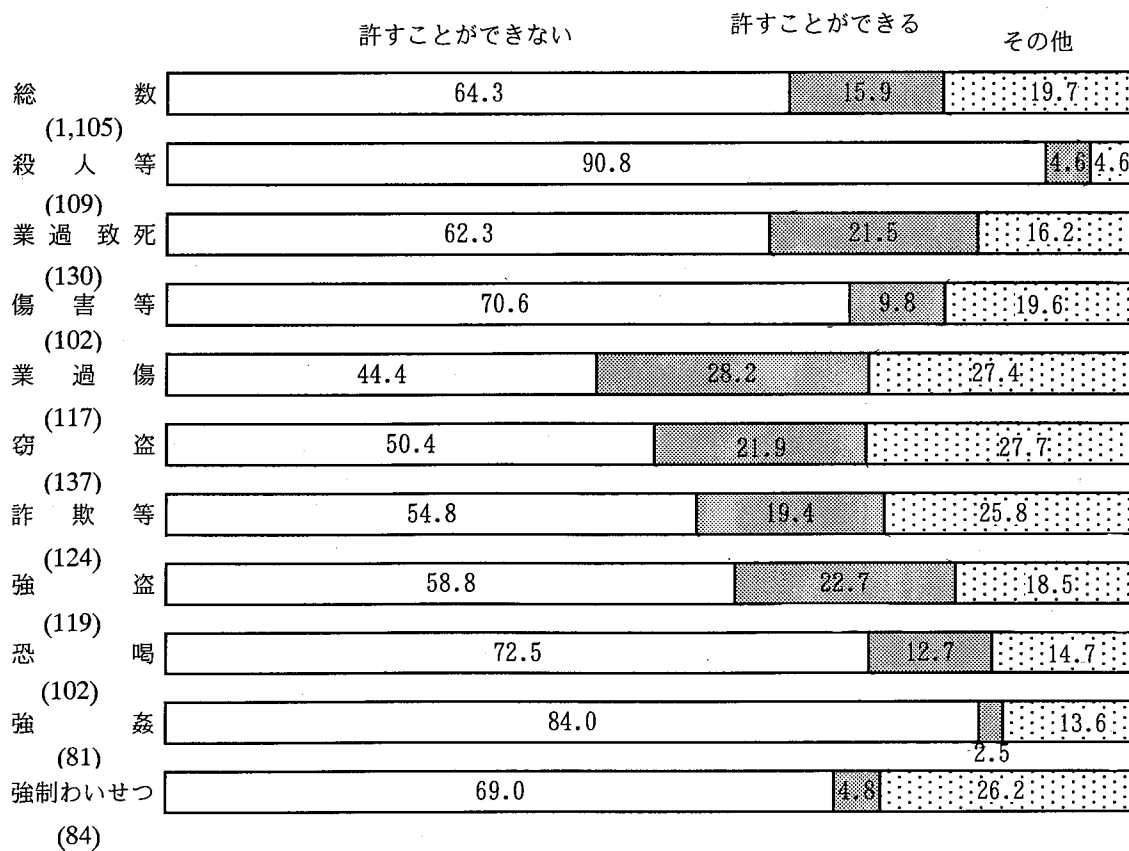
罪 種	総 数	許すことが できない	許すことが できる	その他
総 数	1,105 (100.0)	711 (64.3)	176 (15.9)	218 (19.7)
殺 人 等	109 (100.0)	99 (90.8)	5 (4.6)	5 (4.6)
業 過 致 死	130 (100.0)	81 (62.3)	28 (21.5)	21 (16.2)
傷 害 等	102 (100.0)	72 (70.6)	10 (9.8)	20 (19.6)
業 過 傷	117 (100.0)	52 (44.4)	33 (28.2)	32 (27.4)
窃 盗	137 (100.0)	69 (50.4)	30 (21.9)	38 (27.7)
詐 欺 等	124 (100.0)	68 (54.8)	24 (19.4)	32 (25.8)
強 盗	119 (100.0)	70 (58.8)	27 (22.7)	22 (18.5)
恐 喝	102 (100.0)	74 (72.5)	13 (12.7)	15 (14.7)
強 姦	81 (100.0)	68 (84.0)	2 (2.5)	11 (13.6)
強制わいせつ	84 (100.0)	58 (69.0)	4 (4.8)	22 (26.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

図19 現在の被害感情



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、実数である。

3 無回答を除く。

ことができない」とするものの比率は、全体では、約64%であり、罪種別では、殺人等が約91%で最も高く、次いで強姦の約84%となっている。一方、「許すことができる」とするものの比率は、全体では、約16%にすぎず、罪種別では、殺人等、傷害等、強姦及び強制わいせつで低く、いずれも10%未満である。

表61及び図20は、事件の直後と現在の加害者に対する気持ちの変化について尋ねた結果を、罪種別に見たものである。全体では、「ずっと、許すことができないと思っている」とするものの比率が最も高く、約42%である。これに対し、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」とするものの比率は約20%、反対に「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」とするものの比率は約17%である。さらに、罪種別では、「ずっと、許すことができないと思っている」とするものの比率は、強姦及び強制わいせつで最も高く、60%前後となっており、一方、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」の比率は、殺人等（約37%）、業過致死（約29%）、業過傷及び傷害等（各約26%）で比較的高くなっている。

表61 被害感情の変化

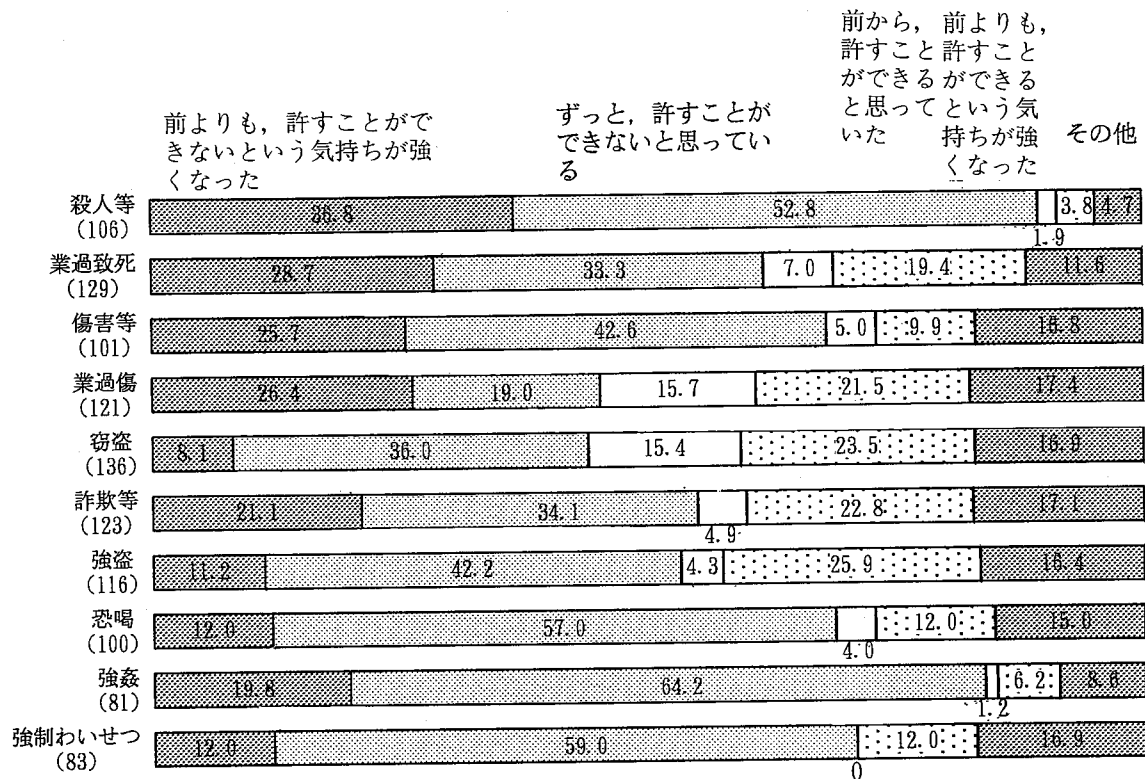
罪 種	総 数	前よりも、許す ことができない という気持ちが 強くなった	前よりも、許す ことができる という気持ちが 強くなった	ずっと、許すこ とができないと 思っている	前から、許すこ とができると思 っていた	そ の 他
総 数	1,096(100.0)	222(20.3)	182(16.6)	463(42.2)	72 (6.6)	157(14.3)
殺 人 等	106(100.0)	39(36.8)	4 (3.8)	56(52.8)	2 (1.9)	5 (4.7)
業 過 致 死	129(100.0)	37(28.7)	25(19.4)	43(33.3)	9 (7.0)	15(11.6)
傷 害 等	101(100.0)	26(25.7)	10 (9.9)	43(42.6)	5 (5.0)	17(16.8)
業 過 傷	121(100.0)	32(26.4)	26(21.5)	23(19.0)	19(15.7)	21(17.4)
窃 盗	136(100.0)	11 (8.1)	32(23.5)	49(36.0)	21(15.4)	23(16.9)
詐 欺 等	123(100.0)	26(21.1)	28(22.8)	42(34.1)	6 (4.9)	21(17.1)
強 盗	116(100.0)	13(11.2)	30(25.9)	49(42.2)	5 (4.3)	19(16.4)
恐 喝	100(100.0)	12(12.0)	12(12.0)	57(57.0)	4 (4.0)	15(15.0)
強 姦	81(100.0)	16(19.8)	5 (6.2)	52(64.2)	1 (1.2)	7 (8.6)
強制わいせつ	83(100.0)	10(12.0)	10(12.0)	49(59.0)	—	14(16.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

図20 被害感情の変化



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実数である。
 3 無回答を除く。

表62は、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」及び「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」と回答した被害者等に対し、その契機を尋ねた結果を、罪種別に見たものである。全体では、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」きっかけについては、「加害者に反省の態度がみられないことで」とするものの比率が約61%を占めており、「加害者が謝罪しないことで」及び「加害者が賠償金等の支払いをしないことで」の比率も、共に40%を超えている。これに対し、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」きっかけについては、「時の経過で」とするものの比率が最も高く、「加害者がつかまったことで」の比率がこれに次いでいる。

表62 被害感情の変化の契機

① 許すことができない気持ちが強くなったきっかけ

罪 種	総 数	加害者がつ かまったこ とで	加害者が判 決を受けたり とで	加害者に反 省の態度が みられない こととで	加害者が謝 罪したこと とで	加害者が賠 償金等のし たこととで	保険等によ り、損害の補 てんがない こととで	時の経過 で	けがや後遺 症が悪化し たこととで	その他
総 数	220	18 (8.2)	49 (22.3)	134 (60.9)	106 (48.2)	91 (41.4)	25 (11.4)	36 (16.4)	32 (14.5)	50 (22.7)
殺 人 等	39	5 (12.8)	17 (43.6)	30 (76.9)	21 (53.8)	17 (43.6)	2 (5.1)	9 (23.1)	…	6 (15.4)
業過致死	36	1 (2.8)	15 (41.7)	21 (58.3)	11 (30.6)	5 (13.9)	5 (13.9)	7 (19.4)	…	10 (27.8)
傷 害 等	26	—	5 (19.2)	21 (80.8)	14 (53.8)	19 (73.1)	5 (19.2)	4 (15.4)	8 (30.8)	7 (26.9)
業 過 傷	32	2 (6.3)	2 (6.3)	22 (68.8)	16 (50.0)	15 (46.9)	4 (12.5)	5 (15.6)	19 (59.4)	4 (12.5)
窃 盗	10	1 (10.0)	—	3 (30.0)	4 (40.0)	5 (50.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	…	3 (30.0)
詐 欺 等	26	4 (15.4)	1 (3.8)	16 (61.5)	12 (46.2)	16 (61.5)	1 (3.8)	1 (3.8)	…	6 (23.1)
強 盗	13	—	1 (7.7)	6 (46.2)	8 (61.5)	2 (15.4)	3 (23.1)	2 (15.4)	1 (7.7)	4 (30.8)
恐 喝	12	3 (25.0)	3 (25.0)	5 (41.7)	6 (50.0)	5 (41.7)	2 (16.7)	3 (25.0)	1 (8.3)	2 (16.7)
強 姦	16	2 (12.5)	4 (25.0)	5 (31.3)	6 (37.5)	3 (18.8)	2 (12.5)	3 (18.8)	3 (18.8)	5 (31.3)
強制わいせつ	10	—	1 (10.0)	5 (50.0)	8 (80.0)	4 (40.0)	—	1 (10.0)	—	3 (30.0)

② 許すことができる気持ちが強くなったきっかけ

罪 種	総 数	加害者がつ かまったこ とで	加害者が判 決を受けたり 刑に服した こととで	加害者に反 省の態度が みられるこ ととで	加害者が謝 罪したこと とで	加害者が賠 償金等のし たこととで	保険等によ り、損害の補 てんがあった こととで	時の経過 で	けがが治っ た、又は、後 遺症が軽く なったこと とで	その他
総 数	178	63 (35.4)	38 (21.3)	56 (31.5)	53 (29.8)	40 (22.5)	10 (5.6)	69 (38.8)	20 (11.2)	15 (8.4)
殺 人 等	4	1 (25.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	—	—	—	…	1 (25.0)
業過致死	24	1 (4.2)	2 (8.3)	14 (58.3)	11 (45.8)	4 (16.7)	3 (12.5)	10 (41.7)	…	3 (12.5)
傷 害 等	9	1 (11.1)	3 (33.3)	1 (11.1)	3 (33.3)	3 (33.3)	—	4 (44.4)	4 (44.4)	2 (22.2)
業 過 傷	26	2 (7.7)	6 (23.1)	13 (50.0)	11 (42.3)	1 (3.8)	6 (23.1)	8 (30.8)	9 (34.6)	—
窃 盗	32	20 (62.5)	4 (12.5)	3 (9.4)	7 (21.9)	9 (28.1)	—	14 (43.8)	…	3 (9.4)
詐 欺 等	28	11 (39.3)	3 (10.7)	11 (39.3)	9 (32.1)	16 (57.1)	—	7 (25.0)	…	3 (10.7)
強 盗	29	12 (41.4)	11 (37.9)	10 (34.5)	10 (34.5)	4 (13.8)	1 (3.4)	11 (37.9)	6 (20.7)	1 (3.4)
恐 喝	11	10 (90.9)	3 (27.3)	1 (9.1)	—	2 (18.2)	—	3 (27.3)	1 (9.1)	1 (9.1)
強 姦	5	2 (40.0)	—	2 (40.0)	—	—	—	4 (80.0)	—	—
強制わいせつ	10	3 (30.0)	3 (30.0)	—	—	1 (10.0)	—	8 (80.0)	—	1 (10.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ①の()内は、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」と回答した者に対する比率であり、②の()内は、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」と回答した者に対する比率である。

3 重複選択による。

4 無回答を除く。

(2) 罪の償いに関する認識

表63及び図21は、「加害者の「罪の償い」のために一番大切なことは何だと思いますか」と尋ねた結果を、罪種別に見たものである。全体では、「社会で更生すること」(約34%)とするものの比率が最も高く、「判決で決められた刑に服すること」(約22%)の比率がこれに次いでいる。これを罪種ごとに見ると、殺人等、業過致死及び強姦では、「判決で決められた刑に服すること」とするものの比率が、業過傷では、「示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること」とするものの比率が、それぞれ最も高く、その他の罪種では、「社会で更生すること」の比率が最も高くなっている。

表63 償いに対する考え方(一番大切なこと)

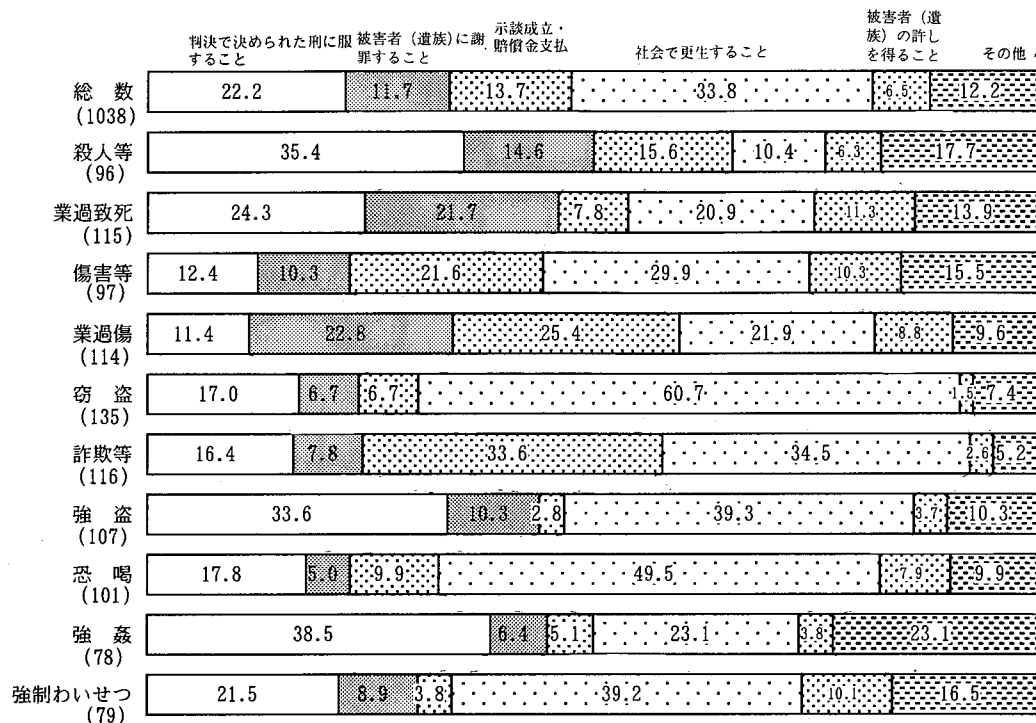
罪 種	総 数	判決で決められた刑に服すること	被害者(遺族)に謝罪すること	示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること	社会で更生すること	被害者(遺族)の許しを得ること	その他
総 数	1,038 (100.0)	230 (22.2)	121 (11.7)	142 (13.7)	351 (33.8)	67 (6.5)	127 (12.2)
殺 人 等	96 (100.0)	34 (35.4)	14 (14.6)	15 (15.6)	10 (10.4)	6 (6.3)	17 (17.7)
業 過 致 死	115 (100.0)	28 (24.3)	25 (21.7)	9 (7.8)	24 (20.9)	13 (11.3)	16 (13.9)
傷 害 等	97 (100.0)	12 (12.4)	10 (10.3)	21 (21.6)	29 (29.9)	10 (10.3)	15 (15.5)
業 過 傷	114 (100.0)	13 (11.4)	26 (22.8)	29 (25.4)	25 (21.9)	10 (8.8)	11 (9.6)
窃 盗	135 (100.0)	23 (17.0)	9 (6.7)	9 (6.7)	82 (60.7)	2 (1.5)	10 (7.4)
詐 欺 等	116 (100.0)	19 (16.4)	9 (7.8)	39 (33.6)	40 (34.5)	3 (2.6)	6 (5.2)
強 盗	107 (100.0)	36 (33.6)	11 (10.3)	3 (2.8)	42 (39.3)	4 (3.7)	11 (10.3)
恐 喝	101 (100.0)	18 (17.8)	5 (5.0)	10 (9.9)	50 (49.5)	8 (7.9)	10 (9.9)
強 姦	78 (100.0)	30 (38.5)	5 (6.4)	4 (5.1)	18 (23.1)	3 (3.8)	18 (23.1)
強制わいせつ	79 (100.0)	17 (21.5)	7 (8.9)	3 (3.8)	31 (39.2)	8 (10.1)	13 (16.5)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

図21 償いに対する考え方（一番大切なこと）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、構成比である。
 3 無回答を除く。

9 捜査・裁判に対する要望等

「あなたは、今回の経験を通じて、警察等の捜査、検察庁の捜査・訴追、裁判、弁護活動などに、何か希望することがありますか。ありましたら、自由に書いてください」との質問に対する回答（回答者合計669人）の内容（以下「自由記載」という。）を、分類して集計した結果は以下のとおりであり、このうち、情報提供及び捜査に対する要望等に関し、罪種別に集計した結果を見たものが、表64である。なお、記載内容は、広範にわたるため、以下の各項目ごとに分類・集計し、記載内容ごとに1件と計上している。

(1) 情報提供

捜査・裁判等に対する被害者等の要望等の中で、最も多いのは、刑事司法機関に対し、情報提供を求めるもの又は情報提供がないことへの不満を述べるものであり、その合計は289件であった。提供を希望する情報の内容については、判決結果が72件で最も多く、次いで、裁判の進行状況38件、捜査経過26件、事件の内容25件、裁判日時24件、加害者の釈放時期22件、加害者の現在の動向17件などとなっている。

このように、事件の内容、被害申告後の捜査及び裁判の状況、結果等を知りたいという希望を持つ被害者等も多く、被害者等通知制度の導入を歓迎するものがあつたほか、「毎日が不安な状態で過ごしているので、裁判やその後のことなど、できるだけ早く、細かな内容を教えてほしい」などと被害に遭ったことによって心理的に不安な状況に置かれていることから、その不安を取り除くために、捜査や裁判の状況・結果を知らせてほしいとするもの、被害者等で、捜査への協力及び証人としての出廷による精神的・物理的負担を乗り越えて捜査や裁判に協力したのだから、捜査及び裁判の結果を知らせてほしいとするものがあつた。このほか、加害者側からの報復や再度の加害への不安から、加害者の釈放時期に関

表64 情報提供及び捜査に対する要望等（全罪種）

要 望 ・ 不 満	総数	殺人等	業過致死	傷害等	業過傷	窃盗	詐欺等	強盗	恐喝	強姦	強制わいせつ
1 情報提供	289	29	39	17	27	31	28	35	25	25	33
判決結果	72	2	13	1	8	9	6	6	6	7	14
裁判の進行状況	38	—	5	1	2	3	3	9	4	5	6
捜査経過	26	5	1	2	6	3	4	2	1	2	—
事件の内容	25	5	7	—	3	4	2	3	—	1	—
裁判日時	24	6	5	1	3	1	—	3	2	2	1
加害者の釈放時期	22	2	—	3	—	—	2	2	5	3	5
加害者の現在の動向	17	1	—	2	2	1	1	3	1	3	3
加害者の氏名・年齢・職業等	9	2	1	—	2	2	—	2	—	—	—
起訴・不起訴等の処分	9	—	1	—	1	—	1	3	2	—	1
裁判記録の閲覧	9	2	2	—	—	—	3	—	1	1	—
逮捕・検挙	5	—	—	—	—	2	1	1	1	—	—
裁判における被告人の主張・言動等	5	—	—	2	—	—	1	—	1	—	1
証拠関係	3	—	2	—	—	1	—	—	—	—	—
在監場所	3	—	—	1	—	—	—	1	1	—	—
証拠品の返還時期	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
裁判傍聴の方法	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
その他	20	4	2	3	—	4	4	—	—	1	2
2 捜査に対するもの	225	27	21	11	16	21	21	17	16	39	36
取調べに関するもの	65	2	3	3	5	9	2	14	8	13	6
取調べの日時・回数・所要時間等への配慮に関するもの	42	2	2	—	3	7	2	6	5	10	5
所要時間が長い	19	—	1	—	1	4	—	5	3	2	3
呼出し回数が多い	11	1	—	—	—	2	1	1	1	4	1
呼出しの際、都合への配慮がない	6	—	1	—	1	1	1	—	—	1	1
待ち時間が長い	6	1	—	—	1	—	—	—	1	3	—
何回も同じことを聞かれる	6	—	—	1	—	—	—	2	1	1	1
被害直後の取調べで受傷への配慮がない	7	—	—	2	2	—	—	3	—	—	—
警察と検察庁で同じことを聞かれる	5	—	—	—	—	1	—	2	1	1	—
取調べ場所・待合室に関する配慮	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
その他	4	—	1	—	—	1	—	1	1	—	—
被害者等の気持ち・立場への配慮	35	6	6	—	—	1	2	—	—	12	8
迅速な捜査 (不満の場合は、捜査の遅延)	33	1	3	2	6	4	8	1	1	4	3
被害者等のプライバシーへの配慮	10	3	—	—	—	2	—	—	—	2	3
その他	82	15	9	6	5	5	9	2	7	8	16

注 法務総合研究所の調査による。

する情報提供を希望するものが、特に、恐喝と強制わいせつで多くなっている。他方、被害者等の中には、知りたいけれども、その結果釈放されていることを知るのもこわくて、知る勇気が出ないという複雑な心情を抱くものもいた。

(2) 捜査に対する要望等

捜査に対する希望・不満を述べるものは225件であり、最も多いのは、取調べ等の日時・回数や所要時間への配慮に関するもので42件あった。次いで、被害者等の気持ち・立場への配慮に関するものが35件、迅速な捜査への希望や捜査の遅延への不満が33件、プライバシーへの配慮を求めるものが10件などとなり、その概要は以下のとおりである。

ア 取調べ等の日時・回数や所要時間への配慮等に関するもの

取調べ等の日時・回数や所要時間への配慮を求めるもの又はその配慮のなさへの不満を訴えるものの内容は、取調べ等の所要時間の長さを訴えるもの19件、呼出し回数等の多さを訴えるもの11件、呼出しの際の、被害者等の都合への配慮のなさを訴えるもの及び待ち時間の長さ等を訴えるもの各6件などとなっている。

その他取調べ等における配慮に関する希望・不満としては、被害直後の被害者等の精神的・身体的状況への配慮のなさへの不満を訴えるもの7件、警察と検察庁で同じことを聞かれたことへの不満を訴えるもの5件などがあった。

イ 被害者等の気持ち及びプライバシー等への配慮に関するもの

被害者等の気持ち・立場への配慮を求めるもの又はその配慮のなさへの不満を訴えるものの内容は、広範にわたっており、捜査官の「横柄な態度」、「命令的で無神経」な対応、「威圧的な態度」、「他人事」のような対応等を指摘するものがあった。このほか、罪種別に見ると、強姦及び強制わいせつの被害者によるものが、それぞれ12件、8件と最も多く、証拠品の提出、告訴するか否かの判断に当たってしゅん巡する気持ちを抱くとするものもあり、また、取調べ等の捜査協力によってかえって被害を思い起こすなどの精神的影響を生じたりとするものもあった。そのほか「女性の気持ちが全然分かっていない」、「もう少し優しく聞いてほしかった」、「雰囲気は硬く緊張し、事務的な感じだった」、「興味本位の質問をされたと感じた」「男性刑事から被害と同様の恥辱を味わわれた」などとするものが見られた。

なお、これに対し、被害者の気持ち・立場への配慮に感謝するものも、希望・不満とほぼ同数の34件あり、「被害者の立場に立ち親身になって相談に乗ってくれた」、「被害者の心情等を理解してもらい安心した」などとするものがあった。

また、被害者等のプライバシーへの配慮を求めるもの10件については、被害者等の氏名等の公表や郵便物等による連絡方法に関して配慮を求めるものが多かった。

さらに、本調査では、性犯罪の被害者で、女性による捜査の担当を希望するものが多かったが、自由記載のうち、女性による捜査の担当を要望するもの16件を見ると、男性に対する恐怖心や不信感が強くなっていることを理由にするものが見られた。しかし、女性による捜査の担当に対する不満を述べるものもごく少数ながらいいた。

ウ 迅速な捜査への希望又は捜査の遅延への不満を述べるもの

迅速な捜査を求めるもの又は捜査の遅延への不満を述べるものは、特に詐欺等（8件）が多い。また、被害申告から取調べまでに時間が経過しているためによく思い出せないことがあったと述べるものもあった。

(3) 刑事手続における被害者等の地位等について

捜査・裁判を含めた刑事手続に対する希望・不満を述べるものの中で、刑事手続における被害者の地

位等に関するものは、被疑者・被告人の人権が保障されているのに比べて、被害者の権利が保障されていないとして不満を訴えるものが29件、被害者が刑事手続から排除されていることへの不満や刑事手続への参加の希望を訴えるものが10件見られたほか、被告人に対し国選弁護人による弁護がなされるのに、被害者が自費で弁護士を依頼しなければならないことへの不満を訴えるものも4件あった。

(4) 刑事手続における意見表明

刑事手続において意見表明することを希望するものは19件あり、そのうち捜査段階におけるものが5件、裁判段階におけるものが11件である。表明したい内容については、被害者等の気持ちとするものが最も多く、9件である。

なお、意見表明を求める理由等としては、「被害者に代わって意見を述べることで生きる支えとなっている」、「加害者が犯行を繰り返さないようにするためには、被害者の存在を認識させて、謝罪させることが必要である」などとするものがあった。

(5) 加害者側からの謝罪・賠償金の支払等について

加害者側からの謝罪に関して不満を訴えるものは30件あり、その内容の多くは、謝罪がないことや謝罪に誠意が見られないことを訴えるものであり、「謝罪に来たのは裁判の時だけだった」などとするものがあった。

また、賠償金の支払に関して不満を訴えるものは37件であり、その内容は、「加害者が何の資産も貯金もない場合は、泣き寝入りしなくてははいけないと聞き、どうしても納得できない」などとするもののほか、「加害者は、事故後保険会社にまかせきりで、何もしない」、「加害者側から詫びの言葉の一つもなく、いきなり弁護士から手形が送られてきた」などとするものがあった。

(6) 被害者等の保護の要望

加害者側からの報復や再度の加害等からの保護を訴えるものは13件あり、罪種別に見ると、恐喝が5件で最も多い。また、加害者側からの報復や再度の加害への不安を訴えるものも27件あった。

(7) その他の要望

このほか、刑事司法機関に対する希望として、加害者に対して被害者との接触を禁じてほしいとするものが2件、加害者の真の更生のための措置を求めるものが8件あった。また、加害者に対する謝罪の指導等の措置を求めるものが5件、民事裁判以外で加害者側に賠償を命じる措置を求めるものが6件あった。

さらに、被害者に対する支援の希望としては、示談交渉、民事裁判その他の民事関係の処理の困難性を訴え、支援を求めるものが19件あったほか、被害者に対する精神的なケアを訴えるものが11件、被害者等に対する一般的な支援体制の充実や支援機関の設置を訴えるものが11件あった。

10 調査結果のまとめ

(1) 事件による影響、謝罪・被害回復の状況及び被害感情

- ① 殺人等及び業過致死の遺族については、そのほとんどが多様な精神的影響を受けており、生活面への影響についても、「家庭が暗くなった」ものの比率が、共にほぼ70%と、他の罪種よりも高くなっているなど、犯罪被害の精神的及び生活面への影響の深刻さがうかがわれる。しかし、加害者側からの謝罪のあったもの、示談が成立し、又は交渉中のもの、及び賠償金の「全額支払いがあった」又は「一部支払いがあり、残りも今後支払われる予定である」とするものの比率は、業過致死では、保険制度の普及等を背景として、いずれも70%を超えているのに対し、殺人等では、いずれも10%台から20%台にすぎない。これは、特に殺人等において、謝罪や賠償金の支払が十分に行われていないことを示

しているといえる。また、民事訴訟の提起状況を見ると、「起こしておらず、今後も起こすつもりはない」とするものの比率が、殺人等で約36%、業過致死で約48%となっているが、特に殺人等では、不提起の理由として、「勝訴しても、相手方の資力から見て、損害が取り戻せない」と回答した者の比率が約68%と、最も高くなっている。

これらのことは、殺人等の遺族の加害者に対する被害感情を、一層厳しいものとしていると考えられ、殺人等では、約91%の遺族が、現在「許すことができない」とし、また、事件直後から「ずっと、許すことができないと思っている」とするものの比率も、約53%と最も高くなっている。

一方、業過致死でも約62%が、現在「許すことができない」としており、また、事件直後から「ずっと、許すことができないと思っている」と「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を併せたものの比率が約62%に及ぶなど、謝罪や賠償金の支払が、遺族の被害感情の融和につながらない場合も多いことがうかがえる。

- ② **強姦及び強制わいせつの被害者**については、その多くが多様な精神的影響を受けており、特に「異性に対して恐怖を覚えるようになった」とするものの比率が、強姦で約67%、強制わいせつで約51%と高く、生活面への影響では、「引っ越さなければならなくなった」とするものの比率が、共に他の罪種よりも高くなっているなど、犯罪被害の精神面及び生活面への影響については、その重大さだけでなく、被害者の恐怖心の大きさを反映しているように思われる。

加害者側からの謝罪のあったもの、示談が成立し、又は交渉中のもの、及び賠償金の「全額支払いがあった」又は「一部支払いがあり、残りも今後支払われる予定である」とするものの比率は、いずれも共に30%台から50%台であるが、加害者側からの面会や謝罪の申出を拒否したもの、示談の申出があったが拒否したものの比率が、共にほぼ11%、ほぼ22%で、他の罪種より高くなっている。また、加害者に対する被害感情については、強姦で約84%が、強制わいせつで約69%が、現在「許すことができない」とし、事件直後から「ずっと、許すことができないと思っている」とするものの比率も、共に60%前後と高くなっているなど、被害感情の厳しさとともに、この種の犯罪については、謝罪や賠償金の支払が、被害感情の融和につながらない場合も多いことがうかがわれる。

- ③ **その他の罪種の被害者**については、いずれも、80%台の被害者が何らかの精神的影響を受けたとしており、生活面への影響では、「生活が苦しくなった」とするものの比率が、傷害等、業過傷及び詐欺等で、いずれも40%前後、「仕事や学校を続けられなくなった」とするものの比率が、業過傷及び傷害等で、共に20%前後と高くなっており、犯罪被害が、多くの被害者に精神的及び生活面への影響を及ぼしていることがうかがえる。

また、加害者側からの謝罪のあったもの、示談が成立し、又は交渉中のもの、及び賠償金の「全額支払いがあった」又は「一部支払いがあり、残りも今後支払われる予定である」とするものの比率は、保険制度の普及を背景として業過傷で60%台と高いほかは、共に20%台から40%台にすぎず、謝罪や賠償金支払が必ずしも十分には行われていないことを示している。

加害者に対する被害感情については、「許すことができない」とするものの比率は、傷害等及び恐喝で70%を超え、他の罪種では40%台から50%台となっている。なお、業過傷では、事件直後と比べると「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」とするものの比率が約26%と最も高く、そのきっかけを「加害者に反省の態度がみられないこと」とするものの比率が約69%と最も高くなっており、業過致死の場合と同様に、謝罪や賠償金の支払が、被害感情の融和につながらない場合も多いことがうかがわれる。

(2) 捜査・裁判に関する認識・要望等

- ① 捜査に対する協力に負担を感じたものが全体では約34%であり、特に、強盗、強姦及び強制わいせつでは、いずれもほぼ50%と高くなっている。負担に感じた内容については、全体では、「他人に知られないような配慮が足りなかった」、「被害者側の言い分を聞こうとしなかった」、「しつこく聞いてきた」、「呼び出される際、自分の都合に対する配慮が足りなかった」、「被害者に落ち度があるようなことを言われた」、「被害者（遺族）としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた」とするものの比率がいずれも10%未満であるのに対し、「時間的拘束が大きかった」、「警察と検察庁で、同じことを聞かれた」、「呼び出しの回数が多かった」などはいずれも10%を超えている。特に、殺人等及び強姦では、「被害者（遺族）としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた」が20%前後、強姦及び強制わいせつでは、「女性の気持ちをわかっていないと感じた」、「担当者が男性だった」が少なくなく、特に殺人等、強姦及び強制わいせつにおいては、被害者等の心情への配慮が求められているといえる。
- ② 証人として出廷した被害者等のうち、証人として出廷することに負担を感じたものは、全体では約46%で、特に、強盗、強姦及び強制わいせつで、いずれも70%を超えている。負担に感じた内容で多いものは、「被告人がいるところでは証言しづらかった」などであり、特に強姦及び強制わいせつでは、「被告人がいるところでは証言しづらかった」とするものの比率が50%を超えているなど、被告人の面前での証言が被害者等に相当の心理的負担をもたらししていることを示している。このほか、強姦及び強制わいせつでは「性に関することを聞かれて苦痛だった」とするものの比率も高くなっている。
- ③ 加害者の裁判結果については、全体では50%以上の者が知っており、特に、殺人等、強姦、業過致死及び傷害等では、知っているとするものの比率が高い。また、裁判の内容について、全体では、「軽すぎると思っている」とするものの比率が約54%と最も高く、「適当であると思っている」の比率は約23%、「重すぎると思っている」の比率は0.2%にすぎない。特に、殺人等及び業過致死では、「軽すぎると思っている」とするものの比率が、それぞれ約81%、約65%と高くなっており、多くの遺族が、軽すぎるという不満を抱いていることがうかがわれる。
- ④ 捜査・裁判等に対する要望等については、最も多いのは、刑事司法機関に対する情報提供への希望・不満を述べるものであり、提供を希望する情報の内容は、事件の内容、捜査経過、裁判の日時・進行状況、判決結果、加害者の釈放時期、加害者の現在の動向等である。

また、捜査に対する協力や証人出廷への負担に関する回答結果を反映して、取調べ日時や被害者等の立場・プライバシー等への配慮を求めるものが多いほか、被害者の権利が保障されていないことに対する不満を訴えるもの、被害者が刑事手続から排除されていることへの不満や刑事手続への参加の希望を訴えるもの、被害者等の気持ちなどについて、刑事手続で意見表明することを希望するものなどがあつた。

このほか、刑事司法機関に対する要望として、加害者側の報復等からの保護、加害者に対する、被害者等への謝罪・賠償金支払等の指導・支援、被害者支援体制の整備等多方面にわたる要望が寄せられた。

第3 調査結果に基づく統計的分析

①事件により被害者等が被った精神的・生活面への影響、及び②被害者等の被害感情にどのような要因が関連しているかについて、統計的に分析する。分析手法としては、 χ^2 (カイ二乗)検定⁽²⁾により、各要因との関連を示したが、さらに、被害感情に関連する要因については、ロジスティック回帰分析⁽³⁾により要因解析を行った。

1 事件により被った精神的・生活面への影響に関連する要因

被害者等の「精神的影響の有無」、「精神的影響の内容」及び「生活面への影響の有無及び内容」に関連する要因について分析する。

(1) 精神的影響

本調査では、精神的影響に関し、殺人、業過致死、強姦及び強制わいせつを除く各罪種の被害者等に対しては、事件による精神的影響の有無を尋ねた上で、影響があったと回答した者に更にその内容を尋ね、一方、殺人及び業過致死の遺族、強姦及び強制わいせつの被害者に対しては、全員に精神的影響の内容を尋ねている（前記第2の3参照）。

そこで、まず、殺人、業過致死、強姦及び強制わいせつを除く各罪種について、どのような要因が精神的影響の有無・大小に関連しているかを分析し、次に、全罪種について、精神的影響の内容と関連のある要因を探ることとする。

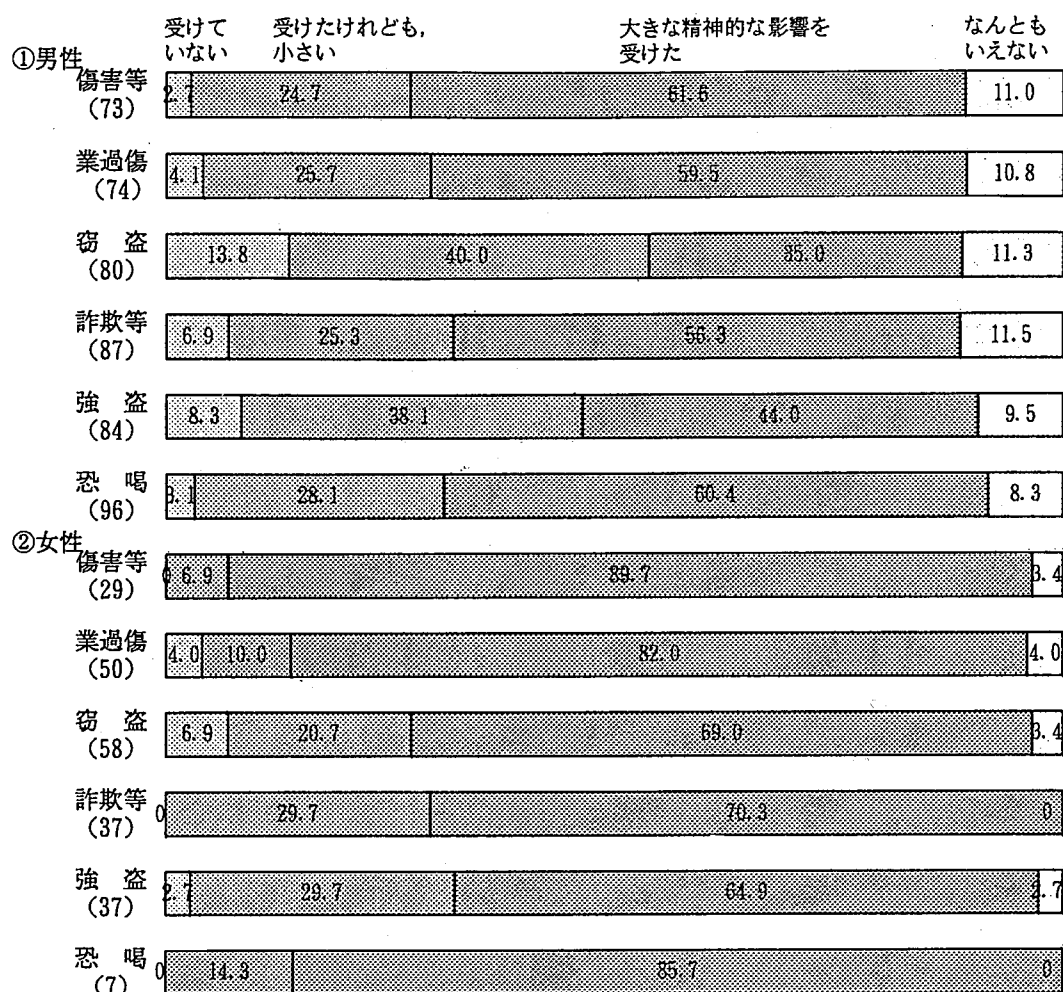
ア 精神的影響の有無・大小

(ア) 回答者の性別

図3-1は、殺人、業過致死、強姦及び強制わいせつを除く各罪種について、精神的影響の有無・大小を、回答者の性別に示したものである。

「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率は、男性では、傷害等、業過傷、詐欺等及び恐喝で約6割を占めるが、強盗では4割台、窃盗では3割台にとどまっている。一方、女性では、傷害等で9割近くに上っているのを始め、各罪種で6割を超えている。

図 3 - 1 性別と精神的影響の有無・大小



注 1 () 内は、実数である。

2 回答者の性別が不詳のもの、及び無回答を除く。

表 3 - 1 は、「性別」と「精神的影響の有無」(「受けていない」及び「受けたけれども、小さい」と、「大きな精神的な影響を受けた」に二分し、「なんともいえない」を除外した。以下同じ。)との関連を示したものである。

傷害等($\chi^2(1)=6.04$, $p<0.05$), 業過傷($\chi^2(1)=5.15$, $p<0.05$)及び窃盗($\chi^2(1)=12.88$, $p<0.01$)の3罪種については、「性別」と「精神的影響の有無」との間に統計的に有意な関連が認められ、いずれも、「受けていない」又は「受けたけれども、小さい」とするものの比率は男性の方が高く、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率は、女性の方が高くなっている。他の罪種については、同様の傾向はうかがえるものの、統計的に有意な関連は認められない。なお、恐喝については、女性の回答者は7人と極めて少ない。

ただ、この結果から、傷害等、業過傷及び窃盗について、女性の方が男性と比べて精神的影響を受けやすいと即断することはできない。窃盗の場合の被害額、傷害等の場合の治療に要する期間等、他の要因に影響された見かけ上の差にすぎない可能性も考えられるからである。そこで、性別による差異については、他の要因についての分析の際に、改めて取り上げることとする。

表 3 - 1 性別と精神的影響の有無

罪 種	性 別	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
		受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判 定
傷 害 等	男	20 (30.8)	45 (69.2)	65 (100.0)	0.014	*
	女	2 (7.1)	26 (92.9)	28 (100.0)		
	合計	22 (23.7)	71 (76.3)	93 (100.0)		
業 過 傷	男	22 (33.3)	44 (66.7)	66 (100.0)	0.023	*
	女	7 (14.6)	41 (85.4)	48 (100.0)		
	合計	29 (25.4)	85 (74.6)	114 (100.0)		
窃 盗	男	43 (60.6)	28 (39.4)	71 (100.0)	0.000	**
	女	16 (28.6)	40 (71.4)	56 (100.0)		
	合計	59 (46.5)	68 (53.5)	127 (100.0)		
詐 欺 等	男	28 (36.4)	49 (63.6)	77 (100.0)	0.485	
	女	11 (29.7)	26 (70.3)	37 (100.0)		
	合計	39 (34.2)	75 (65.8)	114 (100.0)		
強 盗	男	39 (51.3)	37 (48.7)	76 (100.0)	0.074	
	女	12 (33.3)	24 (66.7)	36 (100.0)		
	合計	51 (45.5)	61 (54.5)	112 (100.0)		
恐 喝	男	30 (34.1)	58 (65.9)	88 (100.0)	f 0.421	
	女	1 (14.3)	6 (85.7)	7 (100.0)		
	合計	31 (32.6)	64 (67.4)	95 (100.0)		

注 1 () 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準 5 % 以下で、「**」は有意水準 1 % 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

(イ) 傷害の有無・程度

本調査では、傷害等及び業過傷の被害者は、受傷期間が1か月以上の者を調査対象としている。また、強盗及び恐喝の被害者に対しては、事件による傷害の有無と、傷害を負った場合にはその程度（受傷期間）を尋ねている（前記第2の2(4)参照）。

a 傷害・業過傷

図3-2は、傷害等及び業過傷について、精神的影響の有無・大小を、傷害の程度（受傷期間）ごとに示したものである。

傷害等、業過傷共に、受傷期間が長くなるほど精神的影響を「受けたけれども、小さい」とするものの比率が低下し、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が上昇する傾向が見られる。また、業過傷については、受傷期間が1か月から3か月未満の者で「大きな精神的な影響を受けた」とするものは1割に満たないのに対し、傷害等では6割近くに上っているなど、受傷期間が同程度であっても罪種により精神的影響の度合いがかなり異なることがうかがえる。

表3-2は、「傷害の程度（受傷期間）」と「精神的影響の有無」との関連を示したものである。

傷害等（ $\chi^2(2)=8.14$, $p<0.05$ ）及び業過傷（ $\chi^2(2)=32.43$, $p<0.01$ ）共に、「傷害の程度（受傷期間）」と「精神的影響の有無」との間に統計的に有意な関連が認められる。残差分析⁽⁴⁾を行った結果を見ると、傷害等の場合、全体では8割弱の者が「大きな精神的な影響を受けた」としているが、その比率は、受傷期間が3か月未満の者で低く、1年以上の者で高くなることが認められる。一方、業過傷では、全体では約7割の者が「大きな精神的な影響を受けた」としているが、その比率は、受傷期間が1年未満で低く、1年以上の者で高くなることが認められる。

さらに、「傷害の程度（受傷期間）」と「精神的影響の有無」との関連について、性別による差を見たものが表3-3である。

男性については、傷害等、業過傷共に、受傷期間が長くなるにつれて「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が高くなる傾向が見られ、統計的に有意な関連が認められる（傷害等： $\chi^2(2)=8.814$, $p<0.05$, 業過傷： $\chi^2(2)=29.797$, $p<0.01$ ）。一方、女性については、統計的に有意な関連は認められない。

b 強盗・恐喝

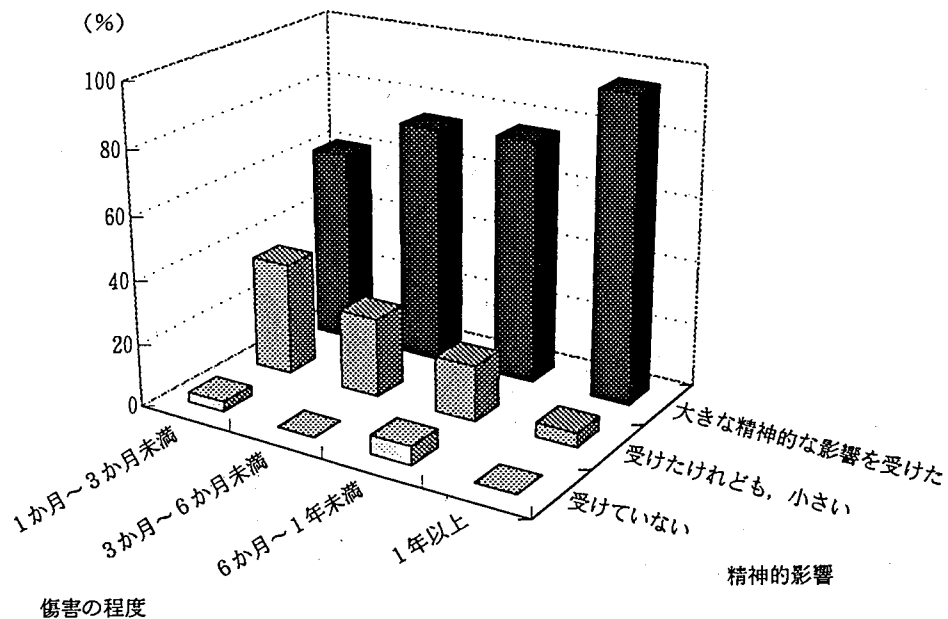
表3-4は、強盗及び恐喝について、「傷害の有無」と「精神的影響の有無」との関連を示したもので、表3-5は、そのうち傷害を負った者について、「傷害の程度（受傷期間）」と「精神的影響の有無」との関連を示したものである。

「傷害の有無」との関連については、強盗、恐喝共に、統計的に有意な関連は認められない。一方、「傷害の程度（受傷期間）」との関連を見ると、強盗については、受傷期間が長い（2週間以上）方が、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が高くなっており、統計的に有意な関連が認められる（ $\chi^2(1)=5.419$, $p<0.05$ ）。恐喝については、受傷期間が2週間未満の者が大半を占めることから、一定の傾向を認めるのは困難である。

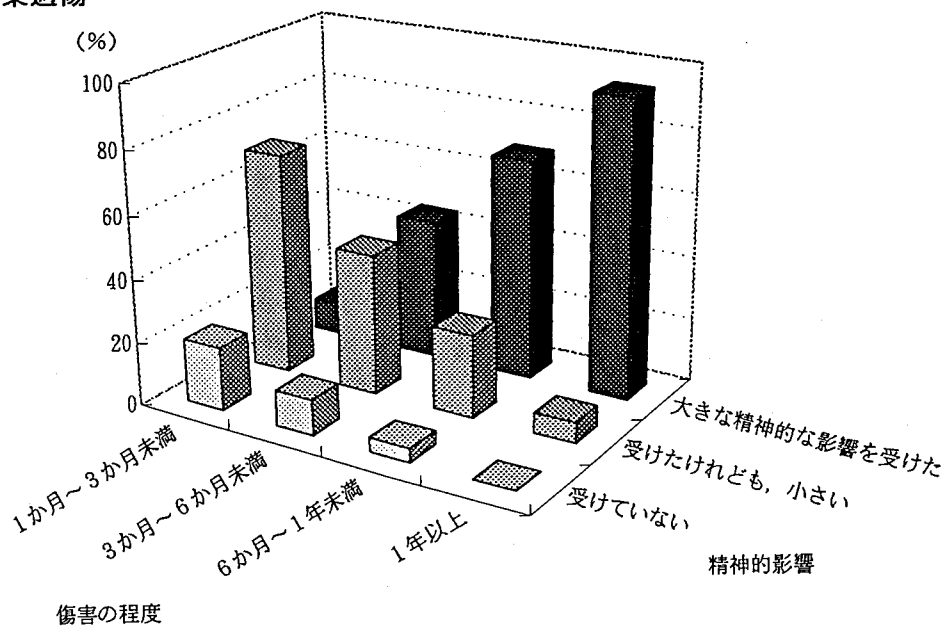
また、「傷害の有無」と「精神的影響の有無」との関連について、性別による差を示したものが、表3-6である。傷害がない場合に、男性で、精神的影響を「受けていない又は小さい」とするものの比率がやや高い傾向がうかがえるが、統計的に有意な関連は認められない。

図 3 - 2 傷害の程度と精神的影響の有無・大小

①傷害等



②業過傷



注 無回答, 「傷害の程度」が不明の者及び精神的影響に「なんともいえない」と回答している者を除く。

表 3 - 2 傷害の程度と精神的影響の有無(1)

① 傷害等

傷害の程度	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
	受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判 定
3 か月未 満	12 (38.7) [2.3]	19 (61.3) [-2.3]	31 (100.0)	0.017	*
1 年 未 満	8 (24.2) [-0.0]	25 (75.8) [0.0]	33 (100.0)		
1 年 以 上	1 (4.5) [-2.5]	21 (95.5) [2.5]	22 (100.0)		
合 計	21 (24.4)	65 (75.6)	86 (100.0)		

② 業過傷

傷害の程度	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
	受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判 定
3 か月未 満	9 (90.0) [4.4]	1 (10.0) [-4.4]	10 (100.0)	0.000	**
1 年 未 満	17 (41.5) [2.2]	24 (58.5) [-2.2]	41 (100.0)		
1 年 以 上	3 (6.4) [-4.8]	44 (93.6) [4.8]	47 (100.0)		
合 計	29 (29.6)	69 (70.4)	98 (100.0)		

注 1 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

2 無回答を除く。

3 「判定」欄の, 「*」は有意水準 5% 以下で, 「**」は有意水準 1% 以下で, それぞれ有意差が見られることを示す。

4 部分は, 有意水準 5% 以下で, 調整済残差に有意差が見られることを示す。

表 3 - 3 傷害の程度と精神的影響の有無（男女別）

罪 種	性 別	傷害の程度	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
			受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判 定
傷 害 等	男	3 か月未満	10 (47.6)	11 (52.4)	21 (100.0)	0.012	*
		1 年 未 満	7 (31.8)	15 (68.2)	22 (100.0)		
		1 年 以 上	1 (5.3)	18 (94.7)	19 (100.0)		
		合 計	18 (29.0)	44 (71.0)	62 (100.0)		
	女	3 か月未満	1 (11.1)	8 (88.9)	9 (100.0)	m 1.000	
		1 年 未 満	1 (9.1)	10 (90.9)	11 (100.0)		
		1 年 以 上	—	3 (100.0)	3 (100.0)		
		合 計	2 (8.7)	21 (91.3)	23 (100.0)		
業 過 傷	男	3 か月未満	8 (100.0)	—	8 (100.0)	0.000	**
		1 年 未 満	12 (57.1)	9 (42.9)	21 (100.0)		
		1 年 以 上	2 (6.5)	29 (93.5)	31 (100.0)		
		合 計	22 (36.7)	38 (63.3)	60 (100.0)		
	女	3 か月未満	1 (50.0)	1 (50.0)	2 (100.0)	m 0.159	
		1 年 未 満	5 (25.0)	15 (75.0)	20 (100.0)		
		1 年 以 上	1 (6.3)	15 (93.8)	16 (100.0)		
		合 計	7 (18.4)	31 (81.6)	38 (100.0)		

注 1 () 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準 5 % 以下で、「**」は有意水準 1 % 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

表 3 - 4 傷害の有無と精神的影響の有無

罪 種	傷害の有無	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
		受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判 定
強 盗	あ り	25 (43.1)	33 (56.9)	58 (100.0)	0.592	
	な し	26 (48.1)	28 (51.9)	54 (100.0)		
	合 計	51 (45.5)	61 (54.5)	112 (100.0)		
恐 喝	あ り	10 (35.7)	18 (64.3)	28 (100.0)	0.825	
	な し	21 (33.3)	42 (66.7)	63 (100.0)		
	合 計	31 (34.1)	60 (65.9)	91 (100.0)		

注 1 () 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

表 3 - 5 傷害の程度と精神的影響の有無(2)

① 強盗

傷害の程度	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
	受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判 定
2 週間未満	15 (62.5)	9 (37.5)	24 (100.0)	0.020	*
2 週間以上	10 (31.3)	22 (68.8)	32 (100.0)		
合 計	25 (44.6)	31 (55.4)	56 (100.0)		

② 恐喝

傷害の程度	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
	受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判 定
2 週間未満	10 (43.5)	13 (56.5)	23 (100.0)	f 0.128	
2 週間以上	—	5 (100.0)	5 (100.0)		
合 計	10 (35.7)	18 (64.3)	28 (100.0)		

注 1 () 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

4 「判定」欄の「*」は、有意水準 5 % 以下で有意差が見られることを示す。

表 3 - 6 傷害の有無と精神的影響の有無（男女別）

罪 種	傷害の有無	性 別	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
			受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判 定
強 盗	あ り	男	18 (47.4)	20 (52.6)	38 (100.0)	0.366	
		女	7 (35.0)	13 (65.0)	20 (100.0)		
		合 計	25 (43.1)	33 (56.9)	58 (100.0)		
	な し	男	21 (55.3)	17 (44.7)	38 (100.0)	0.107	
		女	5 (31.3)	11 (68.8)	16 (100.0)		
		合 計	26 (48.1)	28 (51.9)	54 (100.0)		
恐 喝	あ り	男	10 (35.7)	18 (64.3)	28 (100.0)	—	
		合 計	10 (35.7)	18 (64.3)	28 (100.0)		
	な し	男	20 (35.7)	36 (64.3)	56 (100.0)	f 0.408	
		女	1 (14.3)	6 (85.7)	7 (100.0)		
		合 計	21 (33.3)	42 (66.7)	63 (100.0)		

注 1 () 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

(ウ) 後遺症等の内容

表 3 - 7 は、傷害等、業過傷、強盗及び恐喝について、精神的影響の有無・大小を、後遺症等（事件による後遺症や身体の機能の損傷をいう。以下同じ。）の内容ごとに示したものである。

「身体の一部が失われた」及び「身体の機能の一部が損なわれた」といった重い後遺症等について見ると、業過傷では「大きな精神的な影響を受けた」とするものがいずれも 9 割近くに上っており、傷害等についても、前者については 7 割を、後者については 8 割を超える比率となっている。また、「傷あとが残った」、「痛みが残った」についても、強盗を除いて、各罪種ともおおむね 7 割から 8 割の者が「大きな精神的な影響を受けた」としており、こうした後遺症等が、被害者に大きな精神的影響を及ぼしていることがうかがえる。

表3-7 後遺症等の内容と精神的影響の有無・大小

① 傷害等

後遺症等の内容	総 数	受けていない	受けたけれども、小さい	大きな精神的な影響を受けた	なんともいえない
身体の一部が失われた	7 (100.0)	—	1 (14.3)	5 (71.4)	1 (14.3)
身体の機能の一部が損なわれた	37 (100.0)	—	5 (13.5)	30 (81.1)	2 (5.4)
傷あとが残った	58 (100.0)	1 (1.7)	9 (15.5)	45 (77.6)	3 (5.2)
痛みが残った	51 (100.0)	1 (2.0)	9 (17.6)	40 (78.4)	1 (2.0)
その他	16 (100.0)	—	4 (25.0)	10 (62.5)	2 (12.5)

② 業過傷

後遺症等の内容	総 数	受けていない	受けたけれども、小さい	大きな精神的な影響を受けた	なんともいえない
身体の一部が失われた	8 (100.0)	—	—	7 (87.5)	1 (12.5)
身体の機能の一部が損なわれた	44 (100.0)	—	2 (4.5)	39 (88.6)	3 (6.8)
傷あとが残った	65 (100.0)	2 (3.1)	6 (9.2)	51 (78.5)	6 (9.2)
痛みが残った	73 (100.0)	3 (4.1)	15 (20.5)	51 (69.9)	4 (5.5)
その他	29 (100.0)	—	6 (20.7)	20 (69.0)	3 (10.3)

③ 強盗

後遺症等の内容	総 数	受けていない	受けたけれども、小さい	大きな精神的な影響を受けた	なんともいえない
身体の一部が失われた	1 (100.0)	—	—	—	1 (100.0)
身体の機能の一部が損なわれた	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	— (0.0)
傷あとが残った	28 (100.0)	2 (7.1)	9 (32.1)	13 (46.4)	4 (14.3)
痛みが残った	18 (100.0)	—	4 (22.2)	12 (66.7)	2 (11.1)
その他	12 (100.0)	—	1 (8.3)	9 (75.0)	2 (16.7)

④ 恐喝

後遺症等の内容	総 数	受けていない	受けたけれども、小さい	大きな精神的な影響を受けた	なんともいえない
傷あとが残った	8 (100.0)	—	1 (12.5)	7 (87.5)	—
痛みが残った	8 (100.0)	—	1 (12.5)	7 (87.5)	—
その他	4 (100.0)	—	1 (25.0)	3 (75.0)	—

注 1 () 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「後遺症等の内容」については、重複選択による。

(エ) 被害額

図3-3は、窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝について、精神的影響の有無・大小を、被害額（財産的被害総額をいう。以下同じ。）ごとに示したものである。

窃盗、詐欺等及び恐喝で、被害額が多くなるほど、「受けていない」又は「受けたけれども、小さい」とするものの比率が低下し、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が上昇する傾向が認められる。強盗については、明確な傾向は認められない。

表3-8は、窃盗、詐欺等及び恐喝について、「被害額」と「精神的影響の有無」との関連を示したものである（被害額については「5万円以下」、「100万円以下」及び「100万円を超える」の3段階に分けている。）。

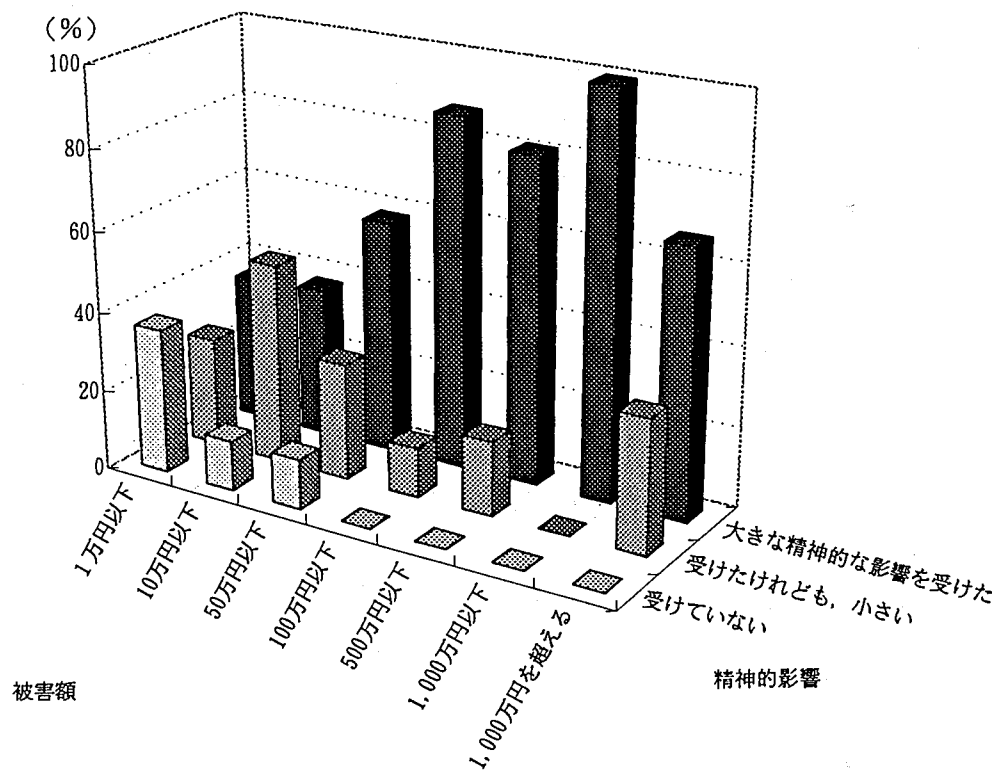
窃盗 ($\chi^2(2)=17.79$, $p<0.01$), 詐欺等 ($\chi^2(2)=15.82$, $p<0.01$) 及び恐喝 ($\chi^2(2)=6.04$, $p<0.05$) の3罪種共に、統計的に有意な関連が認められる。残差分析を行った結果、窃盗及び詐欺等では、被害額が5万円以下で、精神的影響を「受けていない又は小さい」とするものの比率が高く、100万円を超える者で「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が高くなっており、被害額が多くなるにつれて、次第に「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が高くなる傾向が認められる。恐喝では、被害額5万円以下の者についてのみ、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が低くなっている。

さらに、窃盗及び詐欺等につき、「被害額」と「精神的影響の有無」との関連について、性別による差を示したものが、表3-9である。

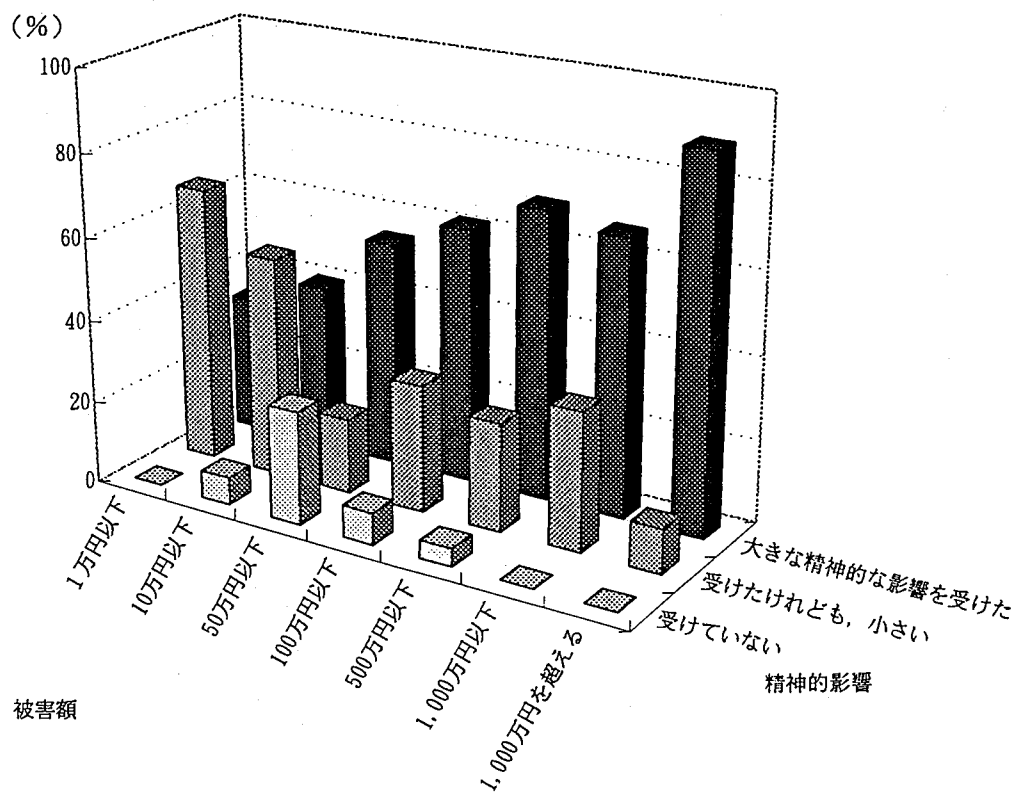
窃盗については、被害額が5万円以下及び100万円以下の場合には、女性の方が男性と比較して「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が高く、統計的に有意な関連が認められる（5万円以下： $\chi^2(1)=11.413$, $p<0.01$, 100万円以下： $\chi^2(1)=4.217$, $p<0.05$)が、窃盗で被害額が100万円を超える場合及び詐欺等については、特に女性の回答者数が少なく、統計的に有意な関連は認められない。

図 3 - 3 被害額と精神的影響の有無・大小

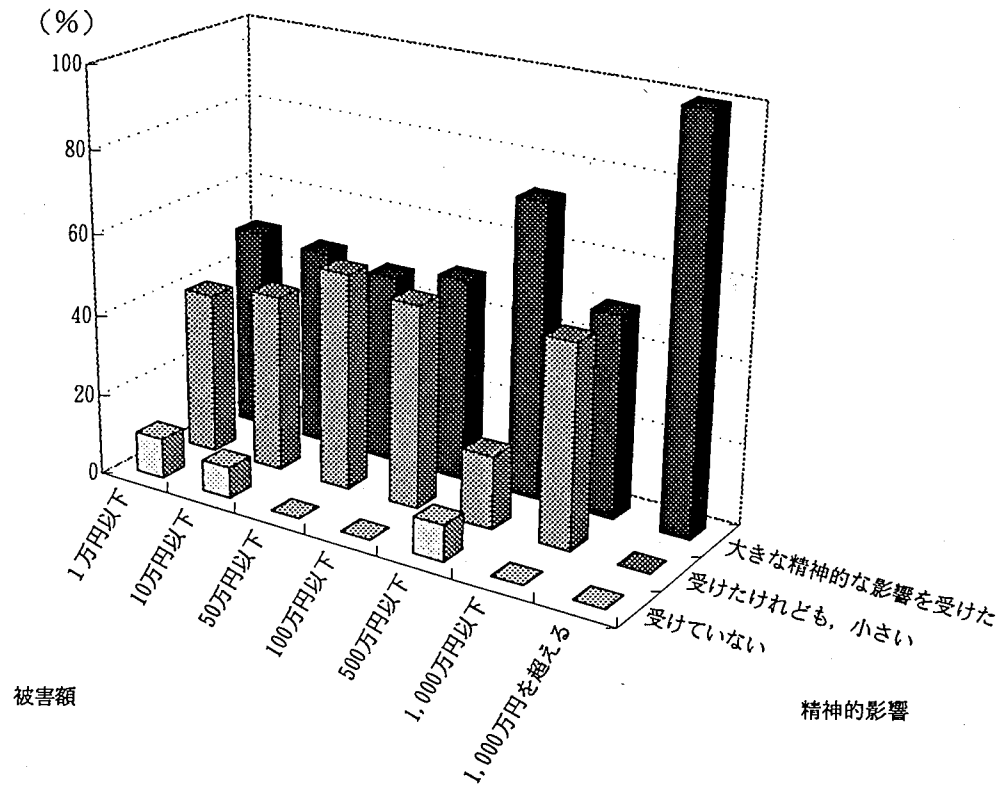
①窃盗



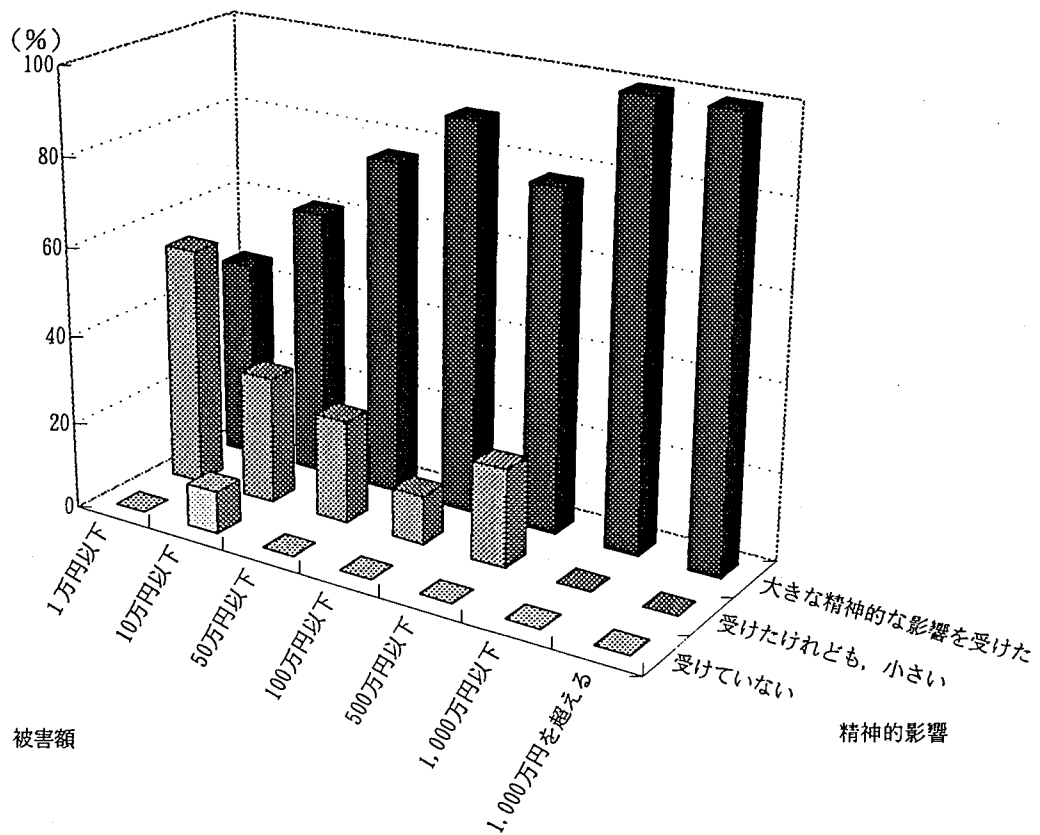
②詐欺等



③強盗



④恐喝



注 無回答、「被害額」が不明の者及び「精神的影響」に「なんともいえない」と回答している者を除く。

表 3 - 8 被害額と精神的影響の有無

① 窃盗

被害額	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
	受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判定
5 万円以下	31 (70.5) [4.0]	13 (29.5) [-4.0]	44 (100.0)	0.000	**
100 万円以下	17 (36.2) [-1.9]	30 (63.8) [1.9]	47 (100.0)		
100万円を超える	4 (20.0) [-2.7]	16 (80.0) [2.7]	20 (100.0)		
合計	52 (46.8)	59 (53.2)	111 (100.0)		

② 詐欺等

被害額	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
	受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判定
5 万円以下	14 (70.0) [3.6]	6 (30.0) [-3.6]	20 (100.0)	0.000	**
100 万円以下	11 (39.3) [0.5]	17 (60.7) [-0.5]	28 (100.0)		
100万円を超える	12 (21.1) [-3.3]	45 (78.9) [3.3]	57 (100.0)		
合計	37 (35.2)	68 (64.8)	105 (100.0)		

③ 恐喝

被害額	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
	受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判定
5 万円以下	16 (43.2) [2.3]	21 (56.8) [-2.3]	37 (100.0)	0.049	*
100 万円以下	7 (23.3) [-1.0]	23 (76.7) [1.0]	30 (100.0)		
100万円を超える	2 (12.5) [-1.7]	14 (87.5) [1.7]	16 (100.0)		
合計	25 (30.1)	58 (69.9)	83 (100.0)		

注 1 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

2 無回答を除く。

3 「判定」欄の, 「*」は有意水準 5 % 以下で, 「**」は有意水準 1 % 以下で, それぞれ有意差が見られることを示す。

4 部分は, 有意水準 5 % 以下で, 調整済残差に有意差が見られることを示す。

表 3 - 9 被害額と精神的影響の有無（男女別）

罪 種	被 害 額	性 別	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
			受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判 定
窃 盗	5 万 円 以 下	男	22 (91.7)	2 (8.3)	24 (100.0)	0.001	* *
		女	9 (45.0)	11 (55.0)	20 (100.0)		
		合計	31 (70.5)	13 (29.5)	44 (100.0)		
	100 万 円 以 下	男	12 (48.0)	13 (52.0)	25 (100.0)	0.040	*
		女	4 (19.0)	17 (81.0)	21 (100.0)		
		合計	16 (34.8)	30 (65.2)	46 (100.0)		
	100万円を超える	男	4 (28.6)	10 (71.4)	14 (100.0)	f 0.267	
		女	—	6 (100.0)	6 (100.0)		
		合計	4 (20.0)	16 (80.0)	20 (100.0)		
詐 欺 等	5 万 円 以 下	男	8 (72.7)	3 (27.3)	11 (100.0)	f 1.000	
		女	6 (66.7)	3 (33.3)	9 (100.0)		
		合計	14 (70.0)	6 (30.0)	20 (100.0)		
	100 万 円 以 下	男	10 (50.0)	10 (50.0)	20 (100.0)	f 0.099	
		女	1 (12.5)	7 (87.5)	8 (100.0)		
		合計	11 (39.3)	17 (60.7)	28 (100.0)		
	100万円を超える	男	10 (24.4)	31 (75.6)	41 (100.0)	f 0.477	
		女	2 (12.5)	14 (87.5)	16 (100.0)		
		合計	12 (21.1)	45 (78.9)	57 (100.0)		

注 1 () 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準 5 % 以下で、「**」は有意水準 1 % 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

(オ) 傷害の有無と被害額（強盗と恐喝）

表3-10は、強盗及び恐喝について、「傷害の有無」と「精神的影響の有無」の関連を、被害額ごとに示したものである。

強盗で、被害額が100万円を超える場合については、傷害がある方が「大きな精神的な影響を受けた」とする者の比率が高くなっているが、統計的に有意な関連は認められない。

表3-10 傷害の有無と精神的影響の有無（被害額別）

① 強盗

被害額	傷害の有無	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
		受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判定
5万円以下	あり	9 (60.0)	6 (40.0)	15 (100.0)	0.566	
	なし	9 (50.0)	9 (50.0)	18 (100.0)		
	合計	18 (54.5)	15 (45.5)	33 (100.0)		
100万円以下	あり	8 (50.0)	8 (50.0)	16 (100.0)	0.877	
	なし	9 (47.4)	10 (52.6)	19 (100.0)		
	合計	17 (48.6)	18 (51.4)	35 (100.0)		
100万円を超える	あり	—	6 (100.0)	6 (100.0)	f 0.234	
	なし	4 (40.0)	6 (60.0)	10 (100.0)		
	合計	4 (25.0)	12 (75.0)	16 (100.0)		

② 恐喝

被害額	傷害の有無	精神的影響の有無		合計	検定の結果	
		受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判定
5万円以下	あり	4 (36.4)	7 (63.6)	11 (100.0)	f 0.723	
	なし	12 (46.2)	14 (53.8)	26 (100.0)		
	合計	16 (43.2)	21 (56.8)	37 (100.0)		
100万円以下	あり	3 (30.0)	7 (70.0)	10 (100.0)	f 0.674	
	なし	4 (22.2)	14 (77.8)	18 (100.0)		
	合計	7 (25.0)	21 (75.0)	28 (100.0)		
100万円を超える	あり	1 (25.0)	3 (75.0)	4 (100.0)	f 0.476	
	なし	1 (9.1)	10 (90.9)	11 (100.0)		
	合計	2 (13.3)	13 (86.7)	15 (100.0)		

注 1 () 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

(カ) 犯行の態様—凶器の使用状況

表3-11は、強盗及び恐喝について、さらに、「凶器の使用状況などの犯行の態様」と「精神的影響の有無」との関連を示したものである。なお、本調査では、回答者は「凶器の使用状況などの犯行の態様」について、質問紙では、「殴られたり、蹴られたりした」、「凶器を見せられたり、つきつけられたりしておどされた」、「凶器で殴られたり、切られたりした」、「言葉や態度でおどされた」、「その他」の中から複数選択しているが、ここでの分析に当たっては、暴行又は脅迫の程度について、「凶器で殴られたり、切られたりした」が最も重く、以下、「殴られたり、蹴られたりした」、「凶器を見せられたり、つきつけられたりしておどされた」、「言葉や態度でおどされた」の順に軽くなるものとし、複数選択した回答者については、程度が最も重いとしたもの一つについて計上している。

強盗については、「凶器で殴られたり、切られたりした」場合に、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が高くなっているが、統計的に有意な関連は認められない。恐喝についても、明確な傾向は認められず、単に「言葉や態度でおどされた」場合と、凶器の使用や暴行があった場合とを比較しても、その違いだけでは、被害者が受けた精神的影響に顕著な差はないことがうかがえる。

表 3-11 犯行の態様の程度と精神的影響の有無

罪 種	犯行の態様の程度	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
		受けていない 又は小さい	大きな精神的な 影響を受けた		P 値	判 定
強 盗	総 数	42 (42.0)	58 (58.0)	100 (100.0)	0.534	
	凶器で殴られたり、切られたりした	10 (33.3)	20 (66.7)	30 (100.0)		
	殴られたり、蹴られたりした	10 (55.6)	8 (44.4)	18 (100.0)		
	凶器を見せられたり、つきつけられたりしておどされた	20 (42.6)	27 (57.4)	47 (100.0)		
	言葉や態度でおどされた	2 (40.0)	3 (60.0)	5 (100.0)		
恐 喝	総 数	28 (30.8)	63 (69.2)	91 (100.0)	0.301	
	凶器で殴られたり、切られたりした	1 (10.0)	9 (90.0)	10 (100.0)		
	殴られたり、蹴られたりした	10 (43.5)	13 (56.5)	23 (100.0)		
	凶器を見せられたり、つきつけられたりしておどされた	2 (33.3)	4 (66.7)	6 (100.0)		
	言葉や態度でおどされた	15 (28.8)	37 (71.2)	52 (100.0)		

注 1 () 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄は、モンテカルロ法による。

(キ) 犯行の態様—犯行場所等

表3-12から表3-14は、窃盗について、「犯行場所が自宅かどうか」や「犯行場所が自宅の場合に回答者又は家族が在宅していたかどうか」と「精神的影響の有無」との関連を示したものである。

表3-12は、「犯行場所が自宅かどうか」と「精神的影響の有無」との関連を示したものである。自宅である場合には、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率が高く、自宅以外では「受けていない又は小さい」とするものの比率が高くなっており、統計的に有意な関連が認められる ($\chi^2(1)=7.597$, $p<0.01$)。

表3-12 犯行場所等と精神的影響の有無

犯行場所	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
	受けていない又は小さい	大きな精神的な影響を受けた		P 値	判 定
自 宅	13 (30.2)	30 (69.8)	43 (100.0)	0.006	**
自宅以外	45 (56.3)	35 (43.8)	80 (100.0)		
合 計	58 (47.2)	65 (52.8)	123 (100.0)		

注 1 () 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「判定」欄の「**」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

表3-13は、「犯行場所が自宅かどうか」と「精神的影響の有無」との関連について、性別による差を示したものである。

自宅の場合、「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率は、男性と比べて、女性の方がかなり高くなっており、統計的に有意な関連が認められる ($\chi^2(1)=5.736$, $p<0.05$)。自宅以外の場合、男性では、精神的影響を「受けていない又は小さい」とするものが「大きな精神的な影響を受けた」とするものを大きく上回っているのに対し、女性では逆の傾向を示しており、やはり統計的に有意な関連が認められる ($\chi^2(1)=8.536$, $p<0.01$)。

表 3-13 犯行場所等と精神的影響の有無（男女別）

犯行場所	性 別	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
		受けていない又は小さい	大きな精神的な影響を受けた		P 値	判 定
自 宅	男	9 (50.0)	9 (50.0)	18 (100.0)	0.017	*
	女	4 (16.0)	21 (84.0)	25 (100.0)		
	合計	13 (30.2)	30 (69.8)	43 (100.0)		
自 宅 以 外	男	34 (68.0)	16 (32.0)	50 (100.0)	0.004	**
	女	10 (34.5)	19 (65.5)	29 (100.0)		
	合計	44 (55.7)	35 (44.3)	79 (100.0)		

注 1 () 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「判定」欄の、「*」は有意水準 5%以下で、「**」は有意水準 1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

表 3-14は、犯行場所が自宅であったものについて、「精神的影響の有無」と「犯行場所が自宅の場合に回答者又は家族が在宅していたかどうか」との関連を示したものである。

在宅していた場合に「大きな精神的な影響を受けた」とするものの比率がやや高くなっているが、統計的に有意な関連は認められない。

表 3-14 犯行時の在宅状況と精神的影響の有無

在 宅 状 況	精神的影響の有無		合 計	検定の結果	
	受けていない又は小さい	大きな精神的な影響を受けた		P 値	判 定
い な か っ た	10 (37.0)	17 (63.0)	27 (100.0)	0.501	
いたが、気づかなかった	2 (20.0)	8 (80.0)	10 (100.0)		
い た	1 (16.7)	5 (83.3)	6 (100.0)		
合 計	13 (30.2)	30 (69.8)	43 (100.0)		

注 1 () 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P 値」は、モンテカルロ法による。

イ 精神的影響の内容

次に、殺人等、業過致死、強姦及び強制わいせつを加えた全罪種について、被害者等の事件による精神的影響の内容と、回答者の属性や被害の程度等との関連を分析した。

(ア) 回答者の性別

「性別」と「精神的影響の内容」との関連を見たところ、殺人等、業過傷及び窃盗については統計的に有意な関連のある項目は認められなかったが、業過致死、傷害等、詐欺等及び強盗については、表3-15のとおり、一部の項目で有意な関連が認められた（強姦及び強制わいせつについては、回答者はすべて女性であり、恐喝については、回答者中は女性は7人にすぎなかったため、ここでの分析からは除外している。）。

罪種別に見ると、業過致死については、「食欲がなくなった」($\chi^2(1)=9.796, p<0.01$)、「人と会いたくなくなった」($\chi^2(1)=7.738, p<0.01$)、「外出ができなくなった」($\chi^2(1)=4.462, p<0.05$)、「自殺を考えた」($\chi^2(1)=4.957, p<0.05$)の各項目で、女性の比率が男性を上回っている。

傷害等については、「外出ができなくなった」($\chi^2(1)=7.518, p<0.01$)及び「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」($\chi^2(1)=4.276, p<0.05$)とするものの比率が、女性の方で高くなっている。

詐欺等については、「病気になったり、精神的に不安定になった」($\chi^2(1)=11.973, p<0.01$)、「人と会いたくなくなった」($\chi^2(1)=8.950, p<0.01$)、「外出ができなくなった」($p<0.05$)の各項目で、女性の比率が男性を上回っている。

また、強盗については、「何をする気力もなくなった」($\chi^2(1)=5.538, p<0.05$)とするものの比率が、女性で高くなっている。

(イ) 傷害の程度（受傷期間）

傷害等、業過傷、強盗、恐喝、強姦及び強制わいせつについて、罪種別に、「傷害の程度(受傷期間)」と「精神的影響の内容」との関連を見たところ、業過傷を除く罪種については、統計的に有意な関連のある項目は認められなかった。業過傷については、表3-16に示したとおり、「病気になったり、精神的に不安定になった」($p<0.05$)、「外出ができなくなった」($\chi^2(2)=6.588, p<0.05$)及び「自殺を考えた」($p<0.05$)の各項目で、統計的に有意な関連が認められた。ただし、「外出ができなくなった」については、入院や自宅療養等により外出が困難になったケースのように、精神的影響の内容とは無関係な場合が含まれている可能性があることに留意する必要がある。

表 3-15 性別と精神的影響の内容

① 病気になったり、精神的に不安定になった

罪 種	性 別	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
詐 欺 等	男	68 (84.0)	13 (16.0)	81 (100.0)	0.001	**
	女	20 (54.1)	17 (45.9)	37 (100.0)		
	合 計	88 (74.6)	30 (25.4)	118 (100.0)		

② 食欲がなくなった

罪 種	性 別	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
業過致死	男	37 (55.2)	30 (44.8)	67 (100.0)	0.002	**
	女	17 (27.9)	44 (72.1)	61 (100.0)		
	合 計	54 (42.2)	74 (57.8)	128 (100.0)		

③ 何をする気力もなくなった

罪 種	性 別	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
強 盗	男	69 (89.6)	8 (10.4)	77 (100.0)	0.019	*
	女	26 (72.2)	10 (27.8)	36 (100.0)		
	合 計	95 (84.1)	18 (15.9)	113 (100.0)		

④ 人と会いたくなくなった

罪 種	性 別	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
業過致死	男	47 (70.1)	20 (29.9)	67 (100.0)	0.005	**
	女	28 (45.9)	33 (54.1)	61 (100.0)		
	合 計	75 (58.6)	53 (41.4)	128 (100.0)		
詐 欺 等	男	70 (86.4)	11 (13.6)	81 (100.0)	0.003	**
	女	23 (62.2)	14 (37.8)	37 (100.0)		
	合 計	93 (78.8)	25 (21.2)	118 (100.0)		

⑤ 外出ができなくなった

罪 種	性 別	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
業過致死	男	54 (80.6)	13 (19.4)	67 (100.0)	0.035	*
	女	39 (63.9)	22 (36.1)	61 (100.0)		
	合 計	93 (72.7)	35 (27.3)	128 (100.0)		
傷 害 等	男	63 (88.7)	8 (11.3)	71 (100.0)	0.006	**
	女	19 (65.5)	10 (34.5)	29 (100.0)		
	合 計	82 (82.0)	18 (18.0)	100 (100.0)		
詐 欺 等	男	79 (97.5)	2 (2.5)	81 (100.0)	f 0.031	*
	女	32 (86.5)	5 (13.5)	37 (100.0)		
	合 計	111 (94.1)	7 (5.9)	118 (100.0)		

⑥ 自殺を考えた

罪 種	性 別	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
業過致死	男	58 (86.6)	9 (13.4)	67 (100.0)	0.026	*
	女	43 (70.5)	18 (29.5)	61 (100.0)		
	合 計	101 (78.9)	27 (21.1)	128 (100.0)		

⑦ 夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった

罪 種	性 別	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
傷 害 等	男	54 (76.1)	17 (23.9)	71 (100.0)	0.039	*
	女	16 (55.2)	13 (44.8)	29 (100.0)		
	合 計	70 (70.0)	30 (30.0)	100 (100.0)		

注 1 () 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準 5 % 以下で、「**」は有意水準 1 % 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

表 3-16 傷害の程度と精神的影響の内容

① 病気になったり、精神的に不安定になった

罪 種	傷害の程度	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
業 過 傷	総 数	48 (51.6)	45 (48.4)	93 (100.0)	m 0.013	*
	3 か月未満	8 (100.0) [2.9]	— [−2.9]	8 (100.0)		
	1 年 未 満	19 (50.0) [−0.3]	19 (50.0) [0.3]	38 (100.0)		
	1 年 以 上	21 (44.7) [−1.4]	26 (55.3) [1.4]	47 (100.0)		

② 外出ができなくなった

罪 種	傷害の程度	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
業 過 傷	総 数	71 (76.3)	22 (23.7)	93 (100.0)	0.037	*
	3 か月未満	8 (100.0) [1.6]	— [−1.6]	8 (100.0)		
	1 年 未 満	32 (84.2) [1.5]	6 (15.8) [−1.5]	38 (100.0)		
	1 年 以 上	31 (66.0) [−2.4]	16 (34.0) [2.4]	47 (100.0)		

③ 自殺を考えた

罪 種	傷害の程度	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
業 過 傷	総 数	87 (93.5)	6 (6.5)	93 (100.0)	m 0.041	*
	3 か月未満	8 (100.0) [0.8]	— [−0.8]	8 (100.0)		
	1 年 未 満	38 (100.0) [2.1]	— [−2.1]	38 (100.0)		
	1 年 以 上	41 (87.2) [−2.5]	6 (12.8) [2.5]	47 (100.0)		

注 1 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の「*」は、有意水準 5% 以下で有意差が見られることを示す。

5 部分は、有意水準 5% 以下で、調整済残差に有意差が見られることを示す。

(ウ) 被害額

窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝について、罪種別に、「被害額」と「精神的影響の内容」との関連を見たところ、窃盗及び強盗については、統計的に有意な関連のある項目は認められなかった。しかし、表 3-17 に示したとおり、恐喝については、「食欲がなくなった」($\chi^2(2)=10.557$, $p<0.01$), 「何をする気力もなくなった」($\chi^2(2)=8.468$, $p<0.05$), 「自殺を考えた」($p<0.01$) 及び「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」($\chi^2(2)=8.695$, $p<0.05$) の各項目で、また、詐欺等については、「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」($\chi^2(2)=17.581$, $p<0.01$) で、それぞれ統計的に有意な関連が認められた。

表 3-17 被害額と精神的影響の内容

① 食欲がなくなった

罪 種	被 害 額	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
恐 喝	総 数	53 (66.3)	27 (33.8)	80 (100.0)	0.005	* *
	5 万 円 以 下	30 (85.7) [3.2]	5 (14.3) [-3.2]	35 (100.0)		
	100 万 円 以 下	15 (51.7) [-2.1]	14 (48.3) [2.1]	29 (100.0)		
	100万円を超える	8 (50.0) [-1.5]	8 (50.0) [1.5]	16 (100.0)		

② 何をする気力もなくなった

罪 種	被 害 額	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
恐 喝	総 数	62 (77.5)	18 (22.5)	80 (100.0)	0.014	*
	5 万 円 以 下	32 (91.4) [2.6]	3 (8.6) [-2.6]	35 (100.0)		
	100 万 円 以 下	21 (72.4) [-0.8]	8 (27.6) [0.8]	29 (100.0)		
	100万円を超える	9 (56.3) [-2.3]	7 (43.8) [2.3]	16 (100.0)		

③ 自殺を考えた

罪 種	被 害 額	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
恐 喝	総 数	72 (90.0)	8 (10.0)	80 (100.0)	m 0.001	* *
	5 万 円 以 下	34 (97.1) [1.9]	1 (2.9) [-1.9]	35 (100.0)		
	100 万 円 以 下	28 (96.6) [1.5]	1 (3.4) [-1.5]	29 (100.0)		
	100万円を超える	10 (62.5) [-4.1]	6 (37.5) [4.1]	16 (100.0)		

④ 夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった

罪 種	被 害 額	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
詐 欺 等	総 数	77 (77.8)	22 (22.2)	99 (100.0)	0.000	**
	5 万 円 以 下	18 (94.7) [2.0]	1 (5.3) [-2.0]	19 (100.0)		
	100 万 円 以 下	24 (100.0) [3.0]	— [−3.0]	24 (100.0)		
	100万円を超える	35 (62.5) [−4.2]	21 (37.5) [4.2]	56 (100.0)		
恐 喝	総 数	53 (66.3)	27 (33.8)	80 (100.0)	0.013	*
	5 万 円 以 下	29 (82.9) [2.8]	6 (17.1) [−2.8]	35 (100.0)		
	100 万 円 以 下	17 (58.6) [−1.1]	12 (41.4) [1.1]	29 (100.0)		
	100万円を超える	7 (43.8) [−2.1]	9 (56.3) [2.1]	16 (100.0)		

注 1 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準 5 % 以下で、「**」は有意水準 1 % 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 部分は、有意水準 5 % 以下で、調整済残差に有意差が見られることを示す。

(2) 生活面への影響

次に、全罪種について、被害者等が事件により被った生活面への影響の有無及び内容と関連のある要因を探ることとする。

ア 回答者の性別

「性別」と「生活面への影響の有無及び内容」との関連を見たところ、業過致死、窃盗、詐欺等及び強盗については統計的に有意な関連のある項目は認められなかったが、殺人等、傷害等及び業過傷については、表3-18のとおり、一部の項目で有意な関連が認められた（強姦及び強制わいせつについては、回答者はすべて女性であり、恐喝については、回答者中女性は7人にすぎなかったため、ここでの分析からは除外している。）。

殺人等については、「生活が苦しくなった」($\chi^2(1)=4.042, p<0.05$), 「引っ越さなければならなくなった」($p<0.01$) とするものの比率が、男性より女性で高くなっている。

傷害等については、「近所との関係が悪くなった」($p<0.05$), 「引っ越さなければならなくなった」($\chi^2(1)=4.952, p<0.05$, 同上。) とするものが、実数は少ないものの、男性より女性でやや比率が高くなっている。

業過傷については、「子育てに影響があった」($\chi^2(1)=7.783, p<0.01$), 「家庭が暗くなった」($\chi^2(1)=7.265, p<0.01$) とするものの比率が、男性より女性で高くなっている。

表 3-18 性別と生活面への影響の内容

① 生活が苦しくなった

罪 種	性 別	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
殺 人 等	男	41 (77.4)	12 (22.6)	53 (100.0)	0.044	*
	女	32 (59.3)	22 (40.7)	54 (100.0)		
	合 計	73 (68.2)	34 (31.8)	107 (100.0)		

② 子育てに影響があった

罪 種	性 別	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
業 過 傷	男	69 (93.2)	5 (6.8)	74 (100.0)	0.005	**
	女	37 (75.5)	12 (24.5)	49 (100.0)		
	合 計	106 (86.2)	17 (13.8)	123 (100.0)		

③ 家庭が暗くなった

罪 種	性 別	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
業 過 傷	男	59 (79.7)	15 (20.3)	74 (100.0)	0.007	**
	女	28 (57.1)	21 (42.9)	49 (100.0)		
	合 計	87 (70.7)	36 (29.3)	123 (100.0)		

④ 近所との関係が悪くなった

罪 種	性 別	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
傷 害 等	男	70 (95.9)	3 (4.1)	73 (100.0)	f 0.015	*
	女	23 (79.3)	6 (20.7)	29 (100.0)		
	合 計	93 (91.2)	9 (8.8)	102 (100.0)		

⑤ 引っ越さなければならなくなった

罪 種	性 別	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
殺 人 等	男	53 (100.0)	—	53 (100.0)	f 0.003	**
	女	45 (83.3)	9 (16.7)	54 (100.0)		
	合 計	98 (91.6)	9 (8.4)	107 (100.0)		
傷 害 等	男	70 (95.9)	3 (4.1)	73 (100.0)	f 0.040	*
	女	24 (82.8)	5 (17.2)	29 (100.0)		
	合 計	94 (92.2)	8 (7.8)	102 (100.0)		

注 1 () 内は、構成比である。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準 5 % 以下で、「**」は有意水準 1 % 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

イ 傷害の程度（受傷期間）

傷害等，業過傷，強盗，恐喝，強姦及び強制わいせつについて，罪種別に，「傷害の程度（受傷期間）」と「生活面への影響の有無及び内容」との関連を見たところ，表 3-19 のとおり，傷害等（ $\chi^2(2)=7.677$, $p<0.05$ ）及び業過傷（ $\chi^2(2)=10.792$, $p<0.01$ ）において，受傷期間が長くなるにつれて「影響はない」とするものの比率が低くなる傾向が見られ，統計的に有意な関連が認められた。このほか，傷害等では，「生活が苦しくなった」（ $\chi^2(2)=11.267$, $p<0.01$ ）の 1 項目で，業過傷では，「生活が苦しくなった」（ $\chi^2(2)=7.075$, $p<0.05$ ）及び「仕事や学校を続けられなくなった」（ $\chi^2(2)=22.422$, $p<0.01$ ）の各項目で，強姦については，「仕事や学校を続けられなくなった」（ $p<0.05$ ）で統計的に有意な関連が認められた。

表 3-19 傷害の程度と生活面への影響の内容

① 影響はない

罪 種	傷害の程度	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
傷 害 等	総 数	65 (69.9)	28 (30.1)	93 (100.0)	0.022	*
	3 か月未満	20 (58.8) [-1.8]	14 (41.2) [1.8]	34 (100.0)		
	1 年 未 満	23 (65.7) [-0.7]	12 (34.3) [0.7]	35 (100.0)		
	1 年 以 上	22 (91.7) [2.7]	2 (8.3) [-2.7]	24 (100.0)		
業 過 傷	総 数	74 (71.8)	29 (28.2)	103 (100.0)	0.005	**
	3 か月未満	5 (45.5) [-2.1]	6 (54.5) [2.1]	11 (100.0)		
	1 年 未 満	26 (61.9) [-1.9]	16 (38.1) [1.9]	42 (100.0)		
	1 年 以 上	43 (86.0) [3.1]	7 (14.0) [-3.1]	50 (100.0)		

② 生活が苦しくなった

罪 種	傷害の程度	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
傷 害 等	総 数	52 (55.9)	41 (44.1)	93 (100.0)	0.004	* *
	3 か 月 未 満	25 (73.5) [2.6]	9 (26.5) [-2.6]	34 (100.0)		
	1 年 未 満	20 (57.1) [0.2]	15 (42.9) [-0.2]	35 (100.0)		
	1 年 以 上	7 (29.2) [-3.1]	17 (70.8) [3.1]	24 (100.0)		
業 過 傷	総 数	58 (56.3)	45 (43.7)	103 (100.0)	0.029	*
	3 か 月 未 満	9 (81.8) [1.8]	2 (18.2) [-1.8]	11 (100.0)		
	1 年 未 満	27 (64.3) [1.4]	15 (35.7) [-1.4]	42 (100.0)		
	1 年 以 上	22 (44.0) [-2.4]	28 (56.0) [2.4]	50 (100.0)		

③ 仕事や学校を続けられなくなった

罪 種	傷害の程度	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
業 過 傷	総 数	77 (74.8)	26 (25.2)	103 (100.0)	0.000	**
	3 か月未満	11 (100.0) [2.0]	— [−2.0]	11 (100.0)		
	1 年 未 満	39 (92.9) [3.5]	3 (7.1) [−3.5]	42 (100.0)		
	1 年 以 上	27 (54.0) [−4.7]	23 (46.0) [4.7]	50 (100.0)		
強 姦	総 数	42 (80.8)	10 (19.2)	52 (100.0)	m 0.031	*
	1 か月未満	31 (91.2) [2.6]	3 (8.8) [−2.6]	34 (100.0)		
	3 か月未満	5 (62.5) [−1.4]	3 (37.5) [1.4]	8 (100.0)		
	3 か月以上	6 (60.0) [−1.9]	4 (40.0) [1.9]	10 (100.0)		

注 1 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準 5 % 以下で、「**」は有意水準 1 % 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 部分は、有意水準 5 % 以下で、調整済残差に有意差が見られることを示す。

ウ 被害額

窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝について、罪種別に、「被害額」と「生活面への影響の有無及び内容」との関連を見たところ、強盗については統計的に有意な関連のあるものは認められなかったが、表3-20のとおり、窃盗 ($\chi^2(2)=7.168$, $p<0.05$)、詐欺等 ($\chi^2(2)=11.774$, $p<0.01$) 及び恐喝 ($\chi^2(2)=7.702$, $p<0.05$) において、被害額が多くなるにつれて「影響はない」とするものの比率が低くなる傾向が見られ、統計的に有意な関連が認められた。このほか、詐欺等については、「生活が苦しくなった」 ($\chi^2(2)=11.280$, $p<0.01$)、恐喝については、「生活が苦しくなった」 ($\chi^2(2)=23.903$, $p<0.01$)、「子育てに影響があった」 ($p<0.05$)、及び「家庭が暗くなった」 ($\chi^2(2)=7.521$, $p<0.05$) の各項目で統計的に有意な関連が認められた。

残差分析の結果を見ると、まず、窃盗については、全体で約54%の者が「影響はない」としているが、特に被害額が5万円以下の場合には、その比率が高くなることが認められる。詐欺等については、他の罪種と比べて、被害額が100万円を超えるものの占める割合が高い(50%)が、こうした多額の被害を被った被害者に、特に「生活が苦しくなった」とするものの比率が高い。恐喝については、特に被害額が100万円を超える場合に、「生活が苦しくなった」だけでなく、「子育てに影響があった」や「家庭が暗くなった」などの多様な影響が出てくることが認められる。

表 3-20 被害額と生活面への影響の内容

① 影響はない

罪 種	被 害 額	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
窃 盗	総 数	53 (46.1)	62 (53.9)	115 (100.0)	0.028	*
	5 万 円 以 下	13 (30.2) [-2.6]	30 (69.8) [2.6]	43 (100.0)		
	100 万 円 以 下	28 (53.8) [1.5]	24 (46.2) [-1.5]	52 (100.0)		
	100万円を超える	12 (60.0) [1.4]	8 (40.0) [-1.4]	20 (100.0)		
詐 欺 等	総 数	64 (56.1)	50 (43.9)	114 (100.0)	0.003	**
	5 万 円 以 下	8 (36.4) [-2.1]	14 (63.6) [2.1]	22 (100.0)		
	100 万 円 以 下	15 (42.9) [-1.9]	20 (57.1) [1.9]	35 (100.0)		
	100万円を超える	41 (71.9) [3.4]	16 (28.1) [-3.4]	57 (100.0)		
恐 喝	総 数	48 (55.2)	39 (44.8)	87 (100.0)	0.021	*
	5 万 円 以 下	17 (42.5) [-2.2]	23 (57.5) [2.2]	40 (100.0)		
	100 万 円 以 下	17 (56.7) [0.2]	13 (43.3) [-0.2]	30 (100.0)		
	100万円を超える	14 (82.4) [2.5]	3 (17.6) [-2.5]	17 (100.0)		

② 生活が苦しくなった

罪 種	被 害 額	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
詐 欺 等	総 数	70 (61.4)	44 (38.6)	114 (100.0)	0.004	**
	5 万 円 以 下	19 (86.4) [2.7]	3 (13.6) [-2.7]	22 (100.0)		
	100 万 円 以 下	24 (68.6) [1.0]	11 (31.4) [-1.0]	35 (100.0)		
	100万円を超える	27 (47.4) [-3.1]	30 (52.6) [3.1]	57 (100.0)		

恐 喝	総 数	63 (72.4)	24 (27.6)	87 (100.0)	0.000	**
	5 万 円 以 下	37 (92.5) [3.9]	3 (7.5) [-3.9]	40 (100.0)		
	100 万 円 以 下	21 (70.0) [-0.4]	9 (30.0) [0.4]	30 (100.0)		
	100万円を超える	5 (29.4) [-4.4]	12 (70.6) [4.4]	17 (100.0)		

③ 子育てに影響があった

罪 種	被 害 額	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
恐 喝	総 数	80 (92.0)	7 (8.0)	87 (100.0)	m 0.026	*
	5 万 円 以 下	39 (97.5) [1.8]	1 (2.5) [-1.8]	40 (100.0)		
	100 万 円 以 下	28 (93.3) [0.3]	2 (6.7) [-0.3]	30 (100.0)		
	100万円を超える	13 (76.5) [-2.6]	4 (23.5) [2.6]	17 (100.0)		

④ 家庭が暗くなった

罪 種	被 害 額	非該当	該 当	合 計	検定の結果	
					P 値	判 定
恐 喝	総 数	63 (72.4)	24 (27.6)	87 (100.0)	0.023	*
	5 万 円 以 下	33 (82.5)	7 (17.5) [1.9]	40 (100.0) [-1.9]		
	100 万 円 以 下	22 (73.3) [0.1]	8 (26.7) [-0.1]	30 (100.0)		
	100万円を超える	8 (47.1) [-2.6]	9 (52.9) [2.6]	17 (100.0)		

注 1 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

2 無回答を除く。

3 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準 5 % 以下で、「**」は有意水準 1 % 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 部分は、有意水準 5 % 以下で、調整済残差に有意差が見られることを示す。

2 被害感情に関連する要因の分析

被害者等の「加害者に対する気持ち」及び「加害者に対する気持ちの変化」に関連する要因について、 χ^2 （カイ二乗）検定及びロジスティック回帰分析の手法により、分析した。分析に当たっては、質問に対して「その他」と回答したもの及び無回答のものを除外した。なお「(㉔)謝罪、示談及び賠償金支払と被害感情との関連」においては、これらの質問項目に加えて「罪の償いに大切なこと」の質問項目も分析の対象とした。

(1) 被害感情に関連する要因ごとの分析（ χ^2 検定）

ア 回答者の属性等と被害感情との関連

(ア) 回答者の性別

表3-21は、強姦及び強制わいせつを除く8罪種について、回答者の「性別」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

業過致死においてのみ、「性別」と「加害者に対する気持ち」との間に統計的に有意な関連が認められ、男性では「許すことができる」とするものの比率が高くなっているのに対し、女性では「許すことができない」とするものの比率が高くなっている（ $\chi^2(1)=4.542$, $p<0.05$ ）。

表3-22は、回答者の「性別」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。いずれの罪種においても、統計的に有意な関連は認められなかった。

表 3-21 性別と加害者に対する気持ち

罪 種		加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
		許すことができない	許すことができる		P 値	判 定
殺 人 等	性 別 男	47 (90.4)	5 (9.6)	52 (100.0)	f 0.057	
	女	51 (100.0)	—	51 (100.0)		
	合計	98 (95.1)	5 (4.9)	103 (100.0)		
業 過 致 死	性 別 男	39 (66.1)	20 (33.9)	59 (100.0)	0.033	*
	女	42 (84.0)	8 (16.0)	50 (100.0)		
	合計	81 (74.3)	28 (25.7)	109 (100.0)		
傷 害 等	性 別 男	50 (87.7)	7 (12.3)	57 (100.0)	f 1.000	
	女	22 (88.0)	3 (12.0)	25 (100.0)		
	合計	72 (87.8)	10 (12.2)	82 (100.0)		
業 過 傷	性 別 男	34 (63.0)	20 (37.0)	54 (100.0)	0.656	
	女	18 (58.1)	13 (41.9)	31 (100.0)		
	合計	52 (61.2)	33 (38.8)	85 (100.0)		
窃 盗	性 別 男	36 (63.2)	21 (36.8)	57 (100.0)	0.099	
	女	33 (78.6)	9 (21.4)	42 (100.0)		
	合計	69 (69.7)	30 (30.3)	99 (100.0)		
詐 欺 等	性 別 男	46 (70.8)	19 (29.2)	65 (100.0)	0.287	
	女	22 (81.5)	5 (18.5)	27 (100.0)		
	合計	68 (73.9)	24 (26.1)	92 (100.0)		
強 盗	性 別 男	52 (74.3)	18 (25.7)	70 (100.0)	0.453	
	女	18 (66.7)	9 (33.3)	27 (100.0)		
	合計	70 (72.2)	27 (27.8)	97 (100.0)		
恐 喝	性 別 男	69 (84.1)	13 (15.9)	82 (100.0)	f 1.000	
	女	5 (100.0)	—	5 (100.0)		
	合計	74 (85.1)	13 (14.9)	87 (100.0)		

注 1 「性別」には「性別不詳」を除く。

2 () 内は、構成比である。

3 強姦及び強制わいせつは、被害者が女性のみであるため、分析から除外した。

4 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は、有意水準 5 % 以下で有意差が見られることを示す。

表3-22 性別と加害者に対する気持ちの変化

罪 種		加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
		前よりも、許す ことができない という気持ちが 強くなった	前よりも、許す ことができる という気持ちが 強くなった	ずっと、許す ことができな いと思ってい る	前から、許す ことができる と思ってい た		P 値	判定
殺人等	性 別 男	17 (34.0)	3 (6.0)	28 (56.0)	2 (4.0)	50 (100.0)	m 0.338	
	女	21 (42.0)	1 (2.0)	28 (56.0)	—	50 (100.0)		
	合計	38 (38.0)	4 (4.0)	56 (56.0)	2 (2.0)	100 (100.0)		
業過致死	性 別 男	18 (29.0)	14 (22.6)	23 (37.1)	7 (11.3)	62 (100.0)	m 0.497	
	女	19 (36.5)	11 (21.2)	20 (38.5)	2 (3.8)	52 (100.0)		
	合計	37 (32.5)	25 (21.9)	43 (37.7)	9 (7.9)	114 (100.0)		
傷 害 等	性 別 男	20 (33.3)	7 (11.7)	29 (48.3)	4 (6.7)	60 (100.0)	m 0.817	
	女	6 (25.0)	3 (12.5)	14 (58.3)	1 (4.2)	24 (100.0)		
	合計	26 (31.0)	10 (11.9)	43 (51.2)	5 (6.0)	84 (100.0)		
業 過 傷	性 別 男	20 (31.3)	17 (26.6)	16 (25.0)	11 (17.2)	64 (100.0)	0.880	
	女	12 (33.3)	9 (25.0)	7 (19.4)	8 (22.2)	36 (100.0)		
	合計	32 (32.0)	26 (26.0)	23 (23.0)	19 (19.0)	100 (100.0)		
窃 盗	性 別 男	6 (9.5)	22 (34.9)	23 (36.5)	12 (19.0)	63 (100.0)	0.215	
	女	5 (10.2)	9 (18.4)	26 (53.1)	9 (18.4)	49 (100.0)		
	合計	11 (9.8)	31 (27.7)	49 (43.8)	21 (18.8)	112 (100.0)		
詐 欺 等	性 別 男	20 (27.8)	22 (30.6)	25 (34.7)	5 (6.9)	72 (100.0)	m 0.239	
	女	6 (20.0)	6 (20.0)	17 (56.7)	1 (3.3)	30 (100.0)		
	合計	26 (25.5)	28 (27.5)	42 (41.2)	6 (5.9)	102 (100.0)		
強 盗	性 別 男	9 (12.9)	23 (32.9)	35 (50.0)	3 (4.3)	70 (100.0)	m 0.865	
	女	4 (14.8)	7 (25.9)	14 (51.9)	2 (7.4)	27 (100.0)		
	合計	13 (13.4)	30 (30.9)	49 (50.5)	5 (5.2)	97 (100.0)		
恐 喝	性 別 男	11 (13.4)	12 (14.6)	55 (67.1)	4 (4.9)	82 (100.0)	m 1.000	
	女	1 (33.3)	—	2 (66.7)	—	3 (100.0)		
	合計	12 (14.1)	12 (14.1)	57 (67.1)	4 (4.7)	85 (100.0)		

注 1 表3-21の注1・3に同じ。

2 () 内は、構成比である。

3 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

(イ) 回答者の年齢

表3-23は、全罪種について、回答者の「年齢」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

殺人等 ($p < 0.01$), 及び業過傷 ($\chi^2(2) = 7.449, p < 0.05$) において、「年齢」と「加害者に対する気持ち」との間に、統計的に有意な関連が認められた。

そこで、この2罪種について残差分析を行ったところ、殺人等では、30～59歳の層で「許すことができない」とするものの比率が高く、60歳以上の層で「許すことができる」とするものの比率が高くなっている。

その他の8罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

表3-23 年齢と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことができない	許すことができる		P 値	判 定
殺 人 等	年齢層	29歳以下	9 (100.0) [0.7]	— [−0.7]	9 (100.0)	m 0.005	**
		30～59歳	68 (100.0) [3.1]	— [−3.1]	68 (100.0)		
		60歳以上	22 (81.5) [−3.9]	5 (18.5) [3.9]	27 (100.0)		
		合計	99 (95.2)	5 (4.8)	104 (100.0)		
	業過致死	合計	80 (74.8)	27 (25.2)	107 (100.0)	m 0.156	
業 過 致 死	年齢層	29歳以下	3 (100.0)	—	3 (100.0)	m 0.156	
		30～59歳	58 (78.4)	16 (21.6)	74 (100.0)		
		60歳以上	19 (63.3)	11 (36.7)	30 (100.0)		
		合計	80 (74.8)	27 (25.2)	107 (100.0)		
	業過致死	合計	80 (74.8)	27 (25.2)	107 (100.0)	m 0.156	
傷 害 等	年齢層	29歳以下	20 (87.0)	3 (13.0)	23 (100.0)	m 0.891	
		30～59歳	41 (89.1)	5 (10.9)	46 (100.0)		
		60歳以上	10 (83.3)	2 (16.7)	12 (100.0)		
		合計	71 (87.7)	10 (12.3)	81 (100.0)		
	業過傷	合計	71 (87.7)	10 (12.3)	81 (100.0)	m 0.891	
業 過 傷	年齢層	29歳以下	20 (83.3) [2.7]	4 (16.7) [−2.7]	24 (100.0)	0.024	*
		30～59歳	19 (54.3) [−1.0]	16 (45.7) [1.0]	35 (100.0)		
		60歳以上	12 (48.0) [−1.6]	13 (52.0) [1.6]	25 (100.0)		
		合計	51 (60.7)	33 (39.3)	84 (100.0)		
	業過傷	合計	51 (60.7)	33 (39.3)	84 (100.0)	0.024	*

窃	盗	年齢層	29歳以下	15 (93.8)	1 (6.3)	16 (100.0)	m 0.055	
			30～59歳	38 (62.3)	23 (37.7)	61 (100.0)		
			60歳以上	16 (72.7)	6 (27.3)	22 (100.0)		
		合計		69 (69.7)	30 (30.3)	99 (100.0)		
詐 欺 等		年齢層	29歳以下	6 (75.0)	2 (25.0)	8 (100.0)	0.854	
			30～59歳	42 (75.0)	14 (25.0)	56 (100.0)		
			60歳以上	18 (69.2)	8 (30.8)	26 (100.0)		
		合計		66 (73.3)	24 (26.7)	90 (100.0)		
強	盗	年齢層	29歳以下	21 (72.4)	8 (27.6)	29 (100.0)	0.291	
			30～59歳	39 (76.5)	12 (23.5)	51 (100.0)		
			60歳以上	9 (56.3)	7 (43.8)	16 (100.0)		
		合計		69 (71.9)	27 (28.1)	96 (100.0)		
恐	喝	年齢層	29歳以下	31 (86.1)	5 (13.9)	36 (100.0)	0.584	
			30～59歳	37 (86.0)	6 (14.0)	43 (100.0)		
			60歳以上	5 (71.4)	2 (28.6)	7 (100.0)		
		合計		73 (84.9)	13 (15.1)	86 (100.0)		
強	姦	年齢層	29歳以下	46 (97.9)	1 (2.1)	47 (100.0)	m 1.000	
			30～59歳	19 (95.0)	1 (5.0)	20 (100.0)		
			60歳以上	2 (100.0)	—	2 (100.0)		
		合計		67 (97.1)	2 (2.9)	69 (100.0)		
強制わいせつ		年齢層	29歳以下	43 (93.5)	3 (6.5)	46 (100.0)	f 1.000	
			30～59歳	14 (93.3)	1 (6.7)	15 (100.0)		
			60歳以上	—	—	—		
		合計		57 (93.4)	4 (6.6)	61 (100.0)		

注 1 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

2 「P 値」欄の, 「m」はモンテカルロ法によることを示し, 「f」はフィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 「判定」欄の, 「*」は有意水準 5 % 以下で, 「**」は有意水準 1 % 以下で, それぞれ有意差が見られることを示す。

4 ■■■■■ 部分は, 5 % 以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表3-24は、回答者の「年齢」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。

業過致死及び窃盗において、「年齢」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に、統計的に有意な関連が認められた（いずれも $p < 0.05$ ）。

そこで、この2罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち、気持ちが変化したもの（「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」が該当する。以下の分析も同じ。）に着目してみると、業過致死では、30～59歳の層で「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」とするものの比率が、60歳以上の層で「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」とするものの比率が、それぞれ高くなっている。窃盗では、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」とするものの比率が、30～59歳の層で高く、60歳以上の層で低くなっている。

その他の8罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

表3-24 年齢と加害者に対する気持ちの変化

罪 種		加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
		前よりも、許す ことができない という気持ちが 強くなった	前よりも、許す ことができる という気持ちが 強くなった	ずっと、許す ことができな いと思ってい る	前から、許す ことができる と思ってい た		P 値	判定
殺 人 等	年齢層 29歳以下	2 (22.2)	—	7 (77.8)	—	9 (100.0)	m 0.124	
	30～59歳	28 (41.2)	2 (2.9)	38 (55.9)	—	68 (100.0)		
	60歳以上	9 (37.5)	2 (8.3)	11 (45.8)	2 (8.3)	24 (100.0)		
	合計	39 (38.6)	4 (4.0)	56 (55.4)	2 (2.0)	101 (100.0)		
業 過 致 死	年齢層 29歳以下	— [−1.2]	— [−0.9]	3 (100.0) [2.2]	— [−0.5]	3 (100.0)	m 0.042	*
	30～59歳	29 (38.2) [2.0]	13 (17.1) [−1.6]	30 (39.5) [0.3]	4 (5.3) [−1.6]	76 (100.0)		
	60歳以上	7 (21.2) [−1.6]	11 (33.3) [2.0]	10 (30.3) [−1.1]	5 (15.2) [1.8]	33 (100.0)		
	合計	36 (32.1)	24 (21.4)	43 (38.4)	9 (8.0)	112 (100.0)		
傷 害 等	年齢層 29歳以下	8 (36.4)	2 (9.1)	10 (45.5)	2 (9.1)	22 (100.0)	m 0.230	
	30～59歳	10 (21.3)	8 (17.0)	27 (57.4)	2 (4.3)	47 (100.0)		
	60歳以上	7 (53.8)	—	5 (38.5)	1 (7.7)	13 (100.0)		
	合計	25 (30.5)	10 (12.2)	42 (51.2)	5 (6.1)	82 (100.0)		
業 過 傷	年齢層 29歳以下	13 (41.9)	8 (25.8)	9 (29.0)	1 (3.2)	31 (100.0)	0.183	
	30～59歳	13 (31.0)	10 (23.8)	8 (19.0)	11 (26.2)	42 (100.0)		
	60歳以上	6 (23.1)	8 (30.8)	5 (19.2)	7 (26.9)	26 (100.0)		
	合計	32 (32.3)	26 (26.3)	22 (22.2)	19 (19.2)	99 (100.0)		

窃盗	年齢層	29歳以下	3 (14.3) [1.0]	5 (23.8) [-0.5]	11 (52.4) [0.9]	2 (9.5) [-1.2]	21 (100.0)	m 0.033	*
		30～59歳	3 (4.7) [-1.8]	25 (39.1) [2.8]	25 (39.1) [-1.2]	11 (17.2) [-0.5]	64 (100.0)		
		60歳以上	4 (14.8) [1.2]	2 (7.4) [-2.8]	13 (48.1) [0.5]	8 (29.6) [1.7]	27 (100.0)		
	合計		10 (8.9)	32 (28.6)	49 (43.8)	21 (18.8)	112 (100.0)		
詐欺等	年齢層	29歳以下	1 (12.5)	2 (25.0)	5 (62.5)	—	8 (100.0)	m 0.177	
		30～59歳	13 (20.6)	19 (30.2)	28 (44.4)	3 (4.8)	63 (100.0)		
		60歳以上	12 (41.4)	7 (24.1)	7 (24.1)	3 (10.3)	29 (100.0)		
	合計		26 (26.0)	28 (28.0)	40 (40.0)	6 (6.0)	100 (100.0)		
強盗	年齢層	29歳以下	5 (16.7)	13 (43.3)	11 (36.7)	1 (3.3)	30 (100.0)	m 0.296	
		30～59歳	6 (11.8)	12 (23.5)	31 (60.8)	2 (3.9)	51 (100.0)		
		60歳以上	2 (13.3)	4 (26.7)	7 (46.7)	2 (13.3)	15 (100.0)		
	合計		13 (13.5)	29 (30.2)	49 (51.0)	5 (5.2)	96 (100.0)		
恐喝	年齢層	29歳以下	3 (8.3)	3 (8.3)	27 (75.0)	3 (8.3)	36 (100.0)	m 0.345	
		30～59歳	8 (18.6)	7 (16.3)	27 (62.8)	1 (2.3)	43 (100.0)		
		60歳以上	1 (16.7)	2 (33.3)	3 (50.0)	—	6 (100.0)		
	合計		12 (14.1)	12 (14.1)	57 (67.1)	4 (4.7)	85 (100.0)		
強姦	年齢層	29歳以下	8 (16.0)	4 (8.0)	38 (76.0)	— (0.0)	50 (100.0)	m 0.078	
		30～59歳	5 (23.8)	1 (4.8)	14 (66.7)	1 (4.8)	21 (100.0)		
		60歳以上	2 (100.0)	—	—	—	2 (100.0)		
	合計		15 (20.5)	5 (6.8)	52 (71.2)	1 (1.4)	73 (100.0)		
強制わいせつ	年齢層	29歳以下	6 (12.0)	9 (18.0)	35 (70.0)	—	50 (100.0)	m 0.512	
		30～59歳	4 (23.5)	1 (5.9)	12 (70.6)	—	17 (100.0)		
		60歳以上	—	—	1 (100.0)	—	1 (100.0)		
	合計		10 (14.7)	10 (14.7)	48 (70.6)	—	68 (100.0)		

注 1 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

2 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

3 「判定」欄の「*」は、有意水準5%以下で有意差が見られることを示す。

4 部分は、5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

このように、幾つかの罪種で、年齢による差が認められたが、有意な関連が認められた殺人等及び業過致死の分布を見ると、殺人等では、「許すことができる」と回答したのは60歳以上の層のみであり、29歳以下の層及び30～59歳以下の層では回答者はいなかった。また、業過致死では、29歳以下の層の人数が非常に少なくなっている。このように回答者の分布が非常に偏っている場合には、統計的分析をすることは困難であり、被害感情と年齢との間に何らかの関連を見出すことは適当でない。

イ 事件の内容と被害感情との関連

(ア) 事件発生から調査までの経過期間

表3-25は、全罪種について、「事件発生から調査までの経過期間」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

強盗では、「1年6月を超える」場合は「許すことができる」とするものの比率が高くなり、「許すことができない」とするものの比率が低くなっており ($\chi^2(1)=4.244$, $p<0.05$)、時間の経過に伴い被害者の感情が融和していることがうかがえる。しかし、その他の罪種では、時間が経過しても、被害者の感情は融和に向かうとは認められない。

表3-25 事件発生から調査までの経過期間と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことが できない	許すことが できる		P 値	判 定
総 数	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	488 (79.0)	130 (21.0)	618 (100.0)	0.225	
		1年6月を超える	213 (82.6)	45 (17.4)	258 (100.0)		
		合計	701 (80.0)	175 (20.0)	876 (100.0)		
殺 人 等	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	60 (93.8)	4 (6.3)	64 (100.0)	f 0.647	
		1年6月を超える	39 (97.5)	1 (2.5)	40 (100.0)		
		合計	99 (95.2)	5 (4.8)	104 (100.0)		
業 過 致 死	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	53 (69.7)	23 (30.3)	76 (100.0)	0.097	
		1年6月を超える	28 (84.8)	5 (15.2)	33 (100.0)		
		合計	81 (74.3)	28 (25.7)	109 (100.0)		
傷 害 等	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	55 (87.3)	8 (12.7)	63 (100.0)	f 1.000	
		1年6月を超える	17 (89.5)	2 (10.5)	19 (100.0)		
		合計	72 (87.8)	10 (12.2)	82 (100.0)		
業 過 傷	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	35 (61.4)	22 (38.6)	57 (100.0)	0.851	
		1年6月を超える	16 (59.3)	11 (40.7)	27 (100.0)		
		合計	51 (60.7)	33 (39.3)	84 (100.0)		
窃 盗	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	63 (69.2)	28 (30.8)	91 (100.0)	f 1.000	
		1年6月を超える	6 (75.0)	2 (25.0)	8 (100.0)		
		合計	69 (69.7)	30 (30.3)	99 (100.0)		
詐 欺 等	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	30 (65.2)	16 (34.8)	46 (100.0)	0.071	
		1年6月を超える	33 (82.5)	7 (17.5)	40 (100.0)		
		合計	63 (73.3)	23 (26.7)	86 (100.0)		
強 盗	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	53 (77.9)	15 (22.1)	68 (100.0)	0.039	*
		1年6月を超える	16 (57.1)	12 (42.9)	28 (100.0)		
		合計	69 (71.9)	27 (28.1)	96 (100.0)		
恐 喝	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	55 (83.3)	11 (16.7)	66 (100.0)	f 0.724	
		1年6月を超える	18 (90.0)	2 (10.0)	20 (100.0)		
		合計	73 (84.9)	13 (15.1)	86 (100.0)		
強 姦	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	37 (97.4)	1 (2.6)	38 (100.0)	f 1.000	
		1年6月を超える	29 (96.7)	1 (3.3)	30 (100.0)		
		合計	66 (97.1)	2 (2.9)	68 (100.0)		
強制わいせつ	事件発生から 調査までの 経過期間	1年6月以下	47 (95.9)	2 (4.1)	49 (100.0)	f 0.191	
		1年6月を超える	11 (84.6)	2 (15.4)	13 (100.0)		
		合計	58 (93.5)	4 (6.5)	62 (100.0)		

注 1 「事件発生から調査までの経過期間」は、不明を除く。

2 () 内は、構成比である。

3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

4 「判定」欄の「*」は、有意水準5%以下で有意差のあることを示す。

表3-26は、全罪種について、「事件発生から調査までの経過期間」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。

業過致死 ($p<0.01$), 強盗 ($p<0.05$), 及び恐喝 ($p<0.01$) の3罪種において、「事件発生から調査までの経過期間」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が認められた。

そこで、この3罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変化したものに注目してみると、恐喝において、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者は、「1年6月以下」の場合は有意に少なく、「1年6月を超える」場合は有意に多くなっている。

その他の7罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

表3-26 事件発生から調査までの経過期間と加害者に対する気持ちの変化

罪 種			加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
			前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	ずっと、許すことができないと思っている	前から、許すことができないと思っていた		P 値	判定
総 数	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	148 (22.5)	136 (20.6)	321 (48.7)	54	659 (100.0)	0.299	
		1年6か月を超える	71 (26.6)	45	134 (50.2)	17 (6.4)	267 (100.0)		
	合計		219 (23.7)	181 (19.5)	455 (49.1)	71 (7.7)	926 (100.0)		
殺 人 等	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	23 (36.5)	4 (6.3)	36 (57.1)	—	63 (100.0)	m 0.097	
		1年6か月を超える	16 (42.1)	—	20 (52.6)	2 (5.3)	38 (100.0)		
	合計		39 (38.6)	4 (4.0)	56 (55.4)	2 (2.0)	101 (100.0)		
業 過 致 死	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	29 (35.8) [1.2]	20 (24.7) [1.1]	23 (28.4) [-3.2]	9 (11.1) [2.0]	81 (100.0)	m 0.006	**
		1年6か月を超える	8 (24.2) [-1.2]	5 (15.2) [-1.1]	20 (60.6) [3.2]	— [-2.0]	33 (100.0)		
	合計		37 (32.5)	25 (21.9)	43 (37.7)	9 (7.9)	114 (100.0)		
傷 害 等	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	19 (30.6)	8 (12.9)	31 (50.0)	4 (6.5)	62 (100.0)	m 0.975	
		1年6か月を超える	7 (31.8)	2 (9.1)	12 (54.5)	1 (4.5)	22 (100.0)		
	合計		26 (31.0)	10 (11.9)	43 (51.2)	5 (6.0)	84 (100.0)		
業 過 傷	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	21 (31.8)	18 (27.3)	15 (22.7)	12 (18.2)	66 (100.0)	0.992	
		1年6か月を超える	10 (31.3)	8 (25.0)	8 (25.0)	6 (18.8)	32 (100.0)		
	合計		31 (31.6)	26 (26.5)	23 (23.5)	18 (18.4)	98 (100.0)		
窃 盗	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	10 (9.4)	30 (28.3)	46 (43.4)	20 (18.9)	106 (100.0)	m 1.000	
		1年6か月を超える	1 (14.3)	2 (28.6)	3 (42.9)	1 (14.3)	7 (100.0)		
	合計		11 (9.7)	32 (28.3)	49 (43.4)	21 (18.6)	113 (100.0)		
詐 欺 等	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	12 (24.5)	16 (32.7)	18 (36.7)	3 (6.1)	49 (100.0)	m 0.844	
		1年6か月を超える	12 (26.1)	11 (23.9)	20 (43.5)	3 (6.5)	46 (100.0)		
	合計		24 (25.3)	27 (28.4)	38 (40.0)	6 (6.3)	95 (100.0)		

強盗	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	12 (17.4) [1.8]	21 (30.4) [-0.3]	35 (50.7) [0.2]	1 (1.4) [-2.6]	69 (100.0)	m 0.020	*
		1年6か月を超える	1 (3.7) [-1.8]	9 (33.3) [0.3]	13 (48.1) [-0.2]	4 (14.8) [2.6]	27 (100.0)		
		合計	13 (13.5)	30 (31.3)	48 (50.0)	5 (5.2)	96 (100.0)		
恐喝	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	4 (6.3) [-3.8]	10 (15.6) [0.6]	46 (71.9) [1.8]	4 (6.3) [1.1]	64 (100.0)	m 0.003	**
		1年6か月を超える	8 (40.0) [3.8]	2 (10.0) [-0.6]	10 (50.0) [-1.8]	— [—1.1]	20 (100.0)		
		合計	12 (14.3)	12 (14.3)	56 (66.7)	4 (4.8)	84 (100.0)		
強姦	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	10 (23.8)	1 (2.4)	30 (71.4)	1 (2.4)	42 (100.0)	m 0.271	
		1年6か月を超える	6 (20.0)	4 (13.3)	20 (66.7)	—	30 (100.0)		
		合計	16 (22.2)	5 (6.9)	50 (69.4)	1 (1.4)	72 (100.0)		
強制わいせつ	事件発生から調査までの経過期間	1年6か月以下	8 (14.0)	8 (14.0)	41 (71.9)	—	57 (100.0)	m 1.000	
		1年6か月を超える	2 (16.7)	2 (16.7)	8 (66.7)	—	12 (100.0)		
		合計	10 (14.5)	10 (14.5)	49 (71.0)	—	69 (100.0)		

注 1 表3-25の注1に同じ。

2 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

3 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 部分は、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

事件発生から本調査までの経過期間は平均で約1年4か月であり、事件発生から期間が経過するに伴い、被害感情が融和している罪種も見られるが、ほとんどの罪種では、被害感情が変化しておらず、罪種によっては、むしろ被害感情が悪化しているものも見られる。

(イ) 傷害の有無・程度

表3-27は、事件における「傷害の有無」と「加害者に対する気持ち」との関連を、強盗、恐喝、強姦及び強制わいせつの4罪種（傷害等及び業過傷については、すべての被害者が受傷しているため、分析から除外した。）について示したものである。

統計的に有意な関連は認められなかったものの、全体としては、「(事件における傷害が) あり」の場合は「許すことができない」とするものの比率が高く、「(事件における傷害が) なし」の場合は「許すことができる」とするものの比率が高くなっている。

表3-27 傷害の有無と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことができない	許すことができる		P 値	判 定
強 盗	傷害の有無	あり	38 (69.1)	17 (30.9)	55 (100.0)	0.482	
		なし	31 (75.6)	10 (24.4)	41 (100.0)		
	合計		69 (71.9)	27 (28.1)	96 (100.0)		
恐 喝	傷害の有無	あり	22 (91.7)	2 (8.3)	24 (100.0)	f 0.327	
		なし	47 (81.0)	11 (19.0)	58 (100.0)		
	合計		69 (84.1)	13 (15.9)	82 (100.0)		
強 姦	傷害の有無	あり	45 (100.0)	—	45 (100.0)	f 0.118	
		なし	22 (91.7)	2 (8.3)	24 (100.0)		
	合計		67 (97.1)	2 (2.9)	69 (100.0)		
強制わいせつ	傷害の有無	あり	24 (100.0)	—	24 (100.0)	f 0.147	
		なし	33 (89.2)	4 (10.8)	37 (100.0)		
	合計		57 (93.4)	4 (6.6)	61 (100.0)		

注 1 () 内は、構成比である。

2 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

表3-28は、事件における「傷害の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を、強盗、恐喝、強姦及び強制わいせつの4罪種について示したものである。

強制わいせつにおいて、「傷害の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が認められた($p<0.05$)。残差分析の結果、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した被害者は、「(事件における傷害が) なし」の場合に有意に多く、「(事件における傷害が) あり」の場合に有意に少なくなっている。

表3-28 傷害の有無と加害者に対する気持ちの変化

		加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
		前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった	ずっと、許すことができないと思っている	前から、許すことができると思っていた		P 値	判 定
強 盗	傷害の有無 あり	8 (14.8)	14 (25.9)	29 (53.7)	3 (5.6)	54 (100.0)	0.678	
	なし	5 (11.9)	16 (38.1)	19 (45.2)	2 (4.8)	42 (100.0)		
	合計	13 (13.5)	30 (31.3)	48 (50.0)	5 (5.2)	96 (100.0)		
恐 喝	傷害の有無 あり	5 (18.5)	2 (7.4)	19 (70.4)	1 (3.7)	27 (100.0)	0.525	
	なし	6 (11.1)	10 (18.5)	35 (64.8)	3 (5.6)	54 (100.0)		
	合計	11 (13.6)	12 (14.8)	54 (66.7)	4 (4.9)	81 (100.0)		
強 姦	傷害の有無 あり	11 (22.9)	4 (8.3)	33 (68.8)	—	48 (100.0)	0.557	
	なし	5 (20.0)	1 (4.0)	18 (72.0)	1 (4.0)	25 (100.0)		
	合計	16 (21.9)	5 (6.8)	51 (69.9)	1 (1.4)	73 (100.0)		
強制わいせつ	傷害の有無 あり	5 (17.9) [0.9]	— [−2.9]	23 (82.1) [1.6]	—	28 (100.0)	0.014	*
	なし	4 (10.0) [−0.9]	10 (25.0) [2.9]	26 (65.0) [−1.6]	—	40 (100.0)		
	合計	9 (13.2)	10 (14.7)	49 (72.1)	—	68 (100.0)		

注 1 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

2 「P 値」は、モンテカルロ法による。

3 「判定」欄の「*」は、有意水準5%以下で有意差が見られることを示す。

4 網点部分は、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表3-29は、事件における「傷害の程度（受傷期間）」と「加害者に対する気持ち」との関連を、傷害等、業過傷、強盗及び恐喝の4罪種（強姦及び強制わいせつについては、すべての被害者が「許すことができない」と回答しているため、分析から除外した。）について示したものである。

統計的に有意な関連は認められなかったものの、全体としては、受傷期間が長くなる程、「許すことができない」とするものの比率が高くなっている。

表3-29 傷害の程度と加害者に対する気持ち

① 傷害等・業過傷

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことができない	許すことができる		P 値	判 定
傷害等	傷害の程度	3 か月未満	21 (80.8)	5 (19.2)	26 (100.0)	m 0.432	
		3 か月以上 1 年未満	26 (86.7)	4 (13.3)	30 (100.0)		
		1 年以上	19 (95.0)	1 (5.0)	20 (100.0)		
	合計		66 (86.8)	10 (13.2)	76 (100.0)		
業過傷	傷害の程度	3 か月未満	1 (20.0)	4 (80.0)	5 (100.0)	m 0.051	
		3 か月以上 1 年未満	19 (55.9)	15 (44.1)	34 (100.0)		
		1 年以上	24 (72.7)	9 (27.3)	33 (100.0)		
	合計		44 (61.1)	28 (38.9)	72 (100.0)		

② 強盗・恐喝

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことができない	許すことができる		P 値	判 定
強 盗	傷害の程度	2 週間未満	13 (56.5)	10 (43.5)	23 (100.0)	m 0.191	
		2 週間以上 1 か月未満	18 (78.3)	5 (21.7)	23 (100.0)		
		1 か月以上 3 か月未満	2 (50.0)	2 (50.0)	4 (100.0)		
		3 か月以上	4 (100.0)	—	4 (100.0)		
	合計		37 (68.5)	17 (31.5)	54 (100.0)		
恐 喝	傷害の程度	2 週間未満	17 (89.5)	2 (10.5)	19 (100.0)	f 1.000	
		2 週間以上 1 か月未満	5 (100.0)	—	5 (100.0)		
		1 か月以上 3 か月未満					
		3 か月以上					
	合計		22 (91.7)	2 (8.3)	24 (100.0)		

注 1 「傷害の程度」は、「わからない」を分析から除外した。

2 強姦及び強制わいせつは、すべての被害者が「許すことができない」と回答しているため、分析から除外した。

3 () 内は、構成比である。

4 「P 値」欄の、「f」はフィッシャーの直接確率検定によることを、「m」はモンテカルロ法によることを、それぞれ示す。

表 3-30は、事件における「傷害の程度」(受傷期間)と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を、表 3-29で分析した罪種に、強姦及び強制わいせつを加えた 6 罪種について示したものである。

統計的に有意な関連は認められなかったものの、全体としては、受傷期間が長くなる程、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」とするものの比率が高くなっており、特に受傷期間が 3 か月以上の被害者については、その比率が高くなっている。

表 3-30 傷害の程度と加害者に対する気持ちの変化

① 傷害等・業過傷

	罪 種	加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果		
		前よりも、許す ことができない という気持ちが 強くなった	前よりも、許す ことができる という気持ちが強 くなった	ずっと、許すこ とができないと 思っている	前から、許すこ とができる と思っている		P 値	判 定	
傷 害 等	傷害の程度	3 か月未満	3 (11.5)	3 (11.5)	18 (69.2)	2 (7.7)	26 (100.0)	0.094	
		3 か月以上 1 年未満	10 (34.5)	4 (13.8)	13 (44.8)	2 (6.9)	29 (100.0)		
		1 年以上	11 (55.0)	2 (10.0)	6 (30.0)	1 (5.0)	20 (100.0)		
		合計	24 (32.0)	9 (12.0)	37 (49.3)	5 (6.7)	75 (100.0)		
	業 過 傷	傷害の程度	3 か月未満	1 (12.5)	1 (12.5)	2 (25.0)	4 (50.0)		
3 か月以上 1 年未満	10 (27.0)		9 (24.3)	7 (18.9)	11 (29.7)	37 (100.0)			
1 年以上	15 (35.7)		13 (31.0)	11 (26.2)	3 (7.1)	42 (100.0)			
合計	26 (29.9)		23 (26.4)	20 (23.0)	18 (20.7)	87 (100.0)			

② 強盗・恐喝・強姦・強制わいせつ

	罪 種	加害者に対する気持ちの変化					合 計	検定の結果	
		前よりも、許す ことができない という気持ちが 強くなった	前よりも、許す ことができる という気持ちが 強くなった	ずっと、許すこ とができないと 思っている	前から、許すこ とができる と思っている	P 値		判 定	
強 盗	傷害の程度	2 週間未満	3 (14.3)	7 (33.3)	10 (47.6)	1 (4.8)	21 (100.0)	0.320	
		2 週間以上 1 か月未満	4 (18.2)	3 (13.6)	13 (59.1)	2 (9.1)	22 (100.0)		
		1 か月以上 3 か月未満	— (75.0)	3 (25.0)	1 (4.8)	— (100.0)	4 (100.0)		
		3 か月以上	1 (20.0)	—	4 (80.0)	— (100.0)	5 (100.0)		
		合計	8 (15.4)	13 (25.0)	28 (53.8)	3 (5.8)	52 (100.0)		
	恐 喝	傷害の程度	2 週間未満	4 (18.2)	2 (9.1)	15 (68.2)	1 (4.5)	22 (100.0)	1.000
2 週間以上 1 か月未満	1 (20.0)		—	4 (80.0)	— (100.0)	5 (100.0)			
1 か月以上 3 か月未満									
3 か月以上									
合計	5 (18.5)		2 (7.4)	19 (70.4)	1 (3.7)	27 (100.0)			
強 姦	傷害の程度	2 週間未満	5 (25.0)	2 (10.0)	13 (65.0)		20 (100.0)	0.817	
		2 週間以上 1 か月未満	2 (16.7)	1 (8.3)	9 (75.0)		12 (100.0)		
		1 か月以上 3 か月未満	1 (12.5)	—	7 (87.5)		8 (100.0)		
		3 か月以上	3 (37.5)	1 (12.5)	4 (50.0)		8 (100.0)		
		合計	11 (22.9)	4 (8.3)	33 (68.8)		48 (100.0)		
	強制わいせつ	傷害の程度	2 週間未満	2 (13.3)		13 (86.7)		15 (100.0)	1.000
2 週間以上 1 か月未満	2 (22.2)			7 (77.8)		9 (100.0)			
1 か月以上 3 か月未満	—			1 (100.0)		1 (100.0)			
3 か月以上	—			2 (100.0)		2 (100.0)			
合計	4 (14.8)			23 (85.2)		27 (100.0)			

- 注 1 表 3-29 の注 1 に同じ。
 2 () 内は、構成比である。
 3 「P 値」は、モンテカルロ法による。

強制わいせつ以外の罪種では、統計的に有意な関連は認められなかったものの、事件によって傷害を受け、受傷期間が長い被害者の場合、「許すことができない」「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」等と回答している比率が高くなっている。

(ウ) 被害額

表3-31は、「被害額」と「加害者に対する気持ち」との関連を、窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝の4罪種について示したものである。

詐欺等において、「被害額」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が認められた ($p < 0.01$)。残差分析の結果、「10万円以下」及び「100万円以下」では、「許すことができる」が有意に多く、「許すことができない」が有意に少なく、また「100万円を超える」では、「許すことができない」が有意に多く、「許すことができる」が有意に少なくなっている。統計的に有意な関連は認められなかったものの、強盗においても同様の傾向が認められた。

表 3-31 被害額と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことができない	許すことができる		P 値	判 定
窃 盗	被害額	10万円以下	30 (63.8)	17 (36.2)	47 (100.0)	0.644	
		100万円以下	19 (73.1)	7 (26.9)	26 (100.0)		
		100万円を超える	11 (73.3)	4 (26.7)	15 (100.0)		
		合計	60 (68.2)	28 (31.8)	88 (100.0)		
詐 欺 等	被害額	10万円以下	9 (56.3) [-2.0]	7 (43.8) [2.0]	16 (100.0)	m 0.000	**
		100万円以下	9 (45.0) [-3.6]	11 (55.0) [3.6]	20 (100.0)		
		100万円を超える	46 (93.9) [4.6]	3 (6.1) [-4.6]	49 (100.0)		
		合計	64 (75.3)	21 (24.7)	85 (100.0)		
強 盗	被害額	10万円以下	26 (61.9)	16 (38.1)	42 (100.0)	m 0.076	
		100万円以下	10 (66.7)	5 (33.3)	15 (100.0)		
		100万円を超える	14 (93.3)	1 (6.7)	15 (100.0)		
		合計	50 (69.4)	22 (30.6)	72 (100.0)		
恐 喝	被害額	10万円以下	30 (83.3)	6 (16.7)	36 (100.0)	m 1.000	
		100万円以下	19 (82.6)	4 (17.4)	23 (100.0)		
		100万円を超える	14 (87.5)	2 (12.5)	16 (100.0)		
		合計	63 (84.0)	12 (16.0)	75 (100.0)		

注 1 「被害額」は、額が不明な場合を除く。

2 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

3 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の「**」は、有意水準 1 % 以下で有意差が見られることを示す。

5 部分は、有意水準 5 % 以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表3-32は、「被害額」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を、窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝の4罪種について示したものである。

詐欺等、強盗及び恐喝において、被害額と「加害者に対する気持ちの変化」との間に、有意な関連が認められた（いずれも $p < 0.05$ ）。

そこで、この3罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変化したものに着目してみたところ、詐欺等では、「(被害額が) 100万円以下」で「前よりも、許すことができる」という気持ちが強くなった」が有意に多いが、「100万円を超える」で「前よりも、許すことができない」という気持ちが強くなった」が有意に多く、「前よりも、許すことができる」という気持ちが強くなった」が有意に少なくなっている。強盗では、「10万円以下」で「前よりも、許すことができない」という気持ちが強くなった」が有意に多く、「100万円を超える」で「前よりも、許すことができる」という気持ちが強くなった」が有意に少なくなっている。恐喝では、「前よりも、許すことができない」という気持ちが強くなった」が「100万円以下」で有意に少なく、「100万円を超える」で有意に多くなっている。

統計的に有意な関連は認められなかったものの、窃盗においても同様に、「100万円を超える」で「前よりも、許すことができない」という気持ちが強くなった」とするものの比率が高くなっている。

表 3-32 被害額と加害者に対する気持ちの変化

罪 種		加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
		前よりも、許 すことができ ないという気 持 ち が 強 く な っ た	前よりも、許 すことができ るという気持 ち が 強 く な っ た	ずっと、許 すことができ ないと思っ ている	前から、許 すことができ ると思っ ている		P 値	判 定
窃 盗	被害額 10万円以下	4 (7.7)	14 (26.9)	23 (44.2)	11 (21.2)	52 (100.0)	0.674	
	100万円以下	2 (6.5)	9 (29.0)	14 (45.2)	6 (19.4)	31 (100.0)		
	100万円を 超 え る	3 (20.0)	3 (20.0)	8 (53.3)	1 (6.7)	15 (100.0)		
	合計	9 (9.2)	26 (26.5)	45 (45.9)	18 (18.4)	98 (100.0)		
詐欺等	被害額 10万円以下	2 (10.5) [-1.6]	6 (31.6) [0.3]	9 (47.4) [0.5]	2 (10.5) [1.5]	19 (100.0)	0.001	**
	100万円以下	4 (16.0) [-1.1]	15 (60.0) [4.0]	5 (20.0) [-2.7]	1 (4.0) [-0.1]	25 (100.0)		
	100万円を 超 え る	17 (34.0) [2.3]	6 (12.0) [-3.8]	26 (52.0) [2.0]	1 (2.0) [-1.2]	50 (100.0)		
	合計	23 (24.5)	27 (28.7)	40 (42.6)	4 (4.3)	94 (100.0)		
強 盗	被害額 10万円以下	10 (23.3) [2.8]	14 (32.6) [0.2]	16 (37.2) [-2.5]	3 (7.0) [0.7]	43 (100.0)	0.006	**
	100万円以下	— [-1.8]	8 (50.0) [1.8]	8 (50.0) [0.1]	— [-1.1]	16 (100.0)		
	100万円を 超 え る	— [-1.7]	1 (7.1) [-2.2]	12 (85.7) [3.0]	1 (7.1) [0.3]	14 (100.0)		
	合計	10 (13.7)	23 (31.5)	36 (49.3)	4 (5.5)	73 (100.0)		
恐 喝	被害額 10万円以下	4 (10.5) [-1.2]	6 (15.8) [0.0]	25 (65.8) [0.4]	3 (7.9) [1.1]	38 (100.0)	0.004	**
	100万円以下	— [-2.4]	4 (18.2) [0.4]	17 (77.3) [1.6]	1 (4.5) [-0.2]	22 (100.0)		
	100万円を 超 え る	8 (47.1) [4.1]	2 (11.8) [-0.5]	7 (41.2) [-2.2]	— [-1.1]	17 (100.0)		
	合計	12 (15.6)	12 (15.6)	49 (63.6)	4 (5.2)	77 (100.0)		

注 1 表 3-31の注 1 に同じ。

2 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

3 「P 値」は、モンテカルロ法による。

4 「判定」欄の「**」は、有意水準 1%以下で有意差が見られることを示す。

5 部分の「**」は、有意水準 5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

被害額が比較的少ないときは、被害感情が必ずしも悪くない場合が見られるが、被害額がおおむね100万円を超えると、被害感情は厳しくなる傾向が認められる。

なお、強盗において、「10万円以下」で「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」が有意に多くなっているが、これは、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」と回答している被害者全員が「10万円以下」に該当しており、回答の分布が顕著に偏っていることが原因であると思われる。

ウ 事件による影響と被害感情との関連

(ア) 精神的影響の有無・内容

表3-33は、「精神的影響の有無」と「加害者に対する気持ち」との関連を、傷害等、業過傷、窃盗、詐欺等、強盗、及び恐喝の6罪種について示したものである。

業過傷 ($\chi^2(1)=16.818, p<0.01$), 窃盗 ($\chi^2(1)=11.617, p<0.01$), 詐欺等 ($\chi^2(1)=14.107, p<0.01$), 及び強盗 ($\chi^2(1)=8.043, p<0.01$) の4罪種において、「精神的影響の有無」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が認められ、「受けた」場合は、「許すことができない」を選択した被害者が有意に多くなり、逆に「受けていない又は小さい」場合は、「許すことができる」を選択した被害者が有意に多くなっている。その他の2罪種についても、統計的に有意な関連は認められなかったものの、同様の傾向が認められた。

さらに、「精神的影響の内容」と「加害者に対する気持ち」との関連について分析すると、業過致死では、「病気になったり、精神的に不安定になった」($\chi^2(1)=15.614, p<0.01$), 「何をする気力もなくなった」($\chi^2(1)=13.076, p<0.01$), 及び「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」($\chi^2(1)=6.628, p<0.05$) の3項目で、業過傷では、「食欲がなくなった」($p<0.05$), 「人と会いたくなくなった」($p<0.01$), 及び「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」($\chi^2(1)=8.115, p<0.01$) の3項目で、詐欺等では、「病気になったり、精神的に不安定になった」($p<0.05$), 「食欲がなくなった」($\chi^2(1)=3.958, p<0.05$), 「何をする気力もなくなった」($\chi^2(1)=4.387, p<0.05$), 及び「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」($p<0.01$) の4項目について、それぞれ「該当」の場合は、「許すことができない」を選択した被害者が有意に多くなり、逆に「非該当」の場合は、「許すことができる」を選択した被害者が有意に多くなっている。

表 3-33 精神的影響の有無と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことができない	許すことができる		P 値	判 定
傷 害 等	精神的影響の有無	受けていない又は小さい	11 (78.6)	3 (21.4)	14 (100.0)	f 0.175	
		受 け た	54 (91.5)	5 (8.5)	59 (100.0)		
	合計		65 (89.0)	8 (11.0)	73 (100.0)		
業 過 傷	精神的影響の有無	受けていない又は小さい	5 (23.8)	16 (76.2)	21 (100.0)	0.000	**
		受 け た	44 (74.6)	15 (25.4)	59 (100.0)		
	合計		49 (61.3)	31 (38.8)	80 (100.0)		
窃 盗	精神的影響の有無	受けていない又は小さい	22 (51.2)	21 (48.8)	43 (100.0)	0.001	**
		受 け た	42 (84.0)	8 (16.0)	50 (100.0)		
	合計		64 (68.8)	29 (31.2)	93 (100.0)		
詐 欺 等	精神的影響の有無	受けていない又は小さい	14 (51.9)	13 (48.1)	27 (100.0)	0.000	**
		受 け た	49 (89.1)	6 (10.9)	55 (100.0)		
	合計		63 (76.8)	19 (23.2)	82 (100.0)		
強 盗	精神的影響の有無	受けていない又は小さい	23 (59.0)	16 (41.0)	39 (100.0)	0.005	**
		受 け た	42 (85.7)	7 (14.3)	49 (100.0)		
	合計		65 (73.9)	23 (26.1)	88 (100.0)		
恐 喝	精神的影響の有無	受けていない又は小さい	16 (72.7)	6 (27.3)	22 (100.0)	f 0.170	
		受 け た	52 (88.1)	7 (11.9)	59 (100.0)		
	合計		68 (84.0)	13 (16.0)	81 (100.0)		

注 1 「精神的影響の有無」は、「受けていない」及び「受けたけれども、小さい」をまとめて「受けていない又は小さい」とし、「大きな精神的な影響を受けた」を「受けた」とし、「なんともいえない」は分析から除外した。

2 () 内は、構成比を示す。

3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

4 「判定」欄の「**」は、有意水準 1% 以下で有意差が見られることを示す。

表3-34は、「精神的影響の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を、傷害等、業過傷、窃盗、詐欺等、強盗、及び恐喝の6罪種について示したものである。

業過傷、窃盗、詐欺等（以上 $p<0.01$ ）及び強盗（ $p<0.05$ ）の4罪種において、「精神的影響の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が認められた。

そこで、この4罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変わったものに注目してみると、業過傷、窃盗及び詐欺等では、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者は、「受けた」で有意に多く、「受けていない又は小さい」で有意に少なくなっている。また、詐欺等及び強盗では、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した被害者は、「受けていない又は小さい」で有意に多く、「受けた」で有意に少なくなっている。

統計的に有意な関連は認められなかったものの、傷害等及び恐喝においても同様の傾向が認められた。

表 3-34 精神的影響の有無と加害者に対する気持ちの変化

罪 種			加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
			前よりも、許す ことができない という気持ちが 強くなった	前よりも、許す ことができる という気持ちが 強くなった	ずっと、許す ことができない と思っていた る	前から、許す ことができる と思っていた		P 値	判 定
傷害等	精神的影響 の有無	受けていない 又は小さい	3 (17.6)	2 (11.8)	10 (58.8)	2 (11.8)	17 (100.0)	0.426	
		受 け た	22 (37.3)	6 (10.2)	28 (47.5)	3 (5.1)	59 (100.0)		
	合計		25 (32.9)	8 (10.5)	38 (50.0)	5 (6.6)	76 (100.0)		
業過傷	精神的影響 の有無	受けていない 又は小さい	1 (4.2) [-3.6]	9 (37.5) [1.7]	4 (16.7) [-0.7]	10 (41.7) [3.2]	24 (100.0)	0.000	**
		受 け た	31 (44.9) [3.6]	14 (20.3) [-1.7]	16 (23.2) [0.7]	8 (11.6) [-3.2]	69 (100.0)		
	合計		32 (34.4)	23 (24.7)	20 (21.5)	18 (19.4)	93 (100.0)		
窃 盗	精神的影響 の有無	受けていない 又は小さい	1 (2.0) [-2.6]	17 (33.3) [1.3]	17 (33.3) [-2.1]	16 (31.4) [3.1]	51 (100.0)	0.000	**
		受 け た	9 (16.7) [2.6]	12 (22.2) [-1.3]	29 (53.7) [2.1]	4 (7.4) [-3.1]	54 (100.0)		
	合計		10 (9.5)	29 (27.6)	46 (43.8)	20 (19.0)	105 (100.0)		
詐欺等	精神的影響 の有無	受けていない 又は小さい	2 (7.1) [-2.9]	14 (50.0) [3.7]	8 (28.6) [-1.8]	4 (14.3) [2.5]	28 (100.0)	0.000	**
		受 け た	23 (35.9) [2.9]	9 (14.1) [-3.7]	31 (48.4) [1.8]	1 (1.6) [-2.5]	64 (100.0)		
	合計		25 (27.2)	23 (25.0)	39 (42.4)	5 (5.4)	92 (100.0)		
強 盗	精神的影響 の有無	受けていない 又は小さい	4 (10.5) [-0.9]	16 (42.1) [2.3]	14 (36.8) [-2.2]	4 (10.5) [1.7]	38 (100.0)	0.017	*
		受 け た	9 (17.6) [0.9]	10 (19.6) [-2.3]	31 (60.8) [2.2]	1 (2.0) [-1.7]	51 (100.0)		
	合計		13 (14.6)	26 (29.2)	45 (50.6)	5 (5.6)	89 (100.0)		
恐 喝	精神的影響 の有無	受けていない 又は小さい	1 (4.3)	6 (26.1)	14 (60.9)	2 (8.7)	23 (100.0)	0.123	
		受 け た	10 (17.5)	6 (10.5)	39 (68.4)	2 (3.5)	57 (100.0)		
	合計		11 (13.8)	12 (15.0)	53 (66.3)	4 (5.0)	80 (100.0)		

注 1 表 3-33の注 1 に同じ。

2 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

3 「P 値」は、モンテカルロ法による。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準 5% 以下で、「**」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 部分は、有意水準 5% 以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

罪種を問わず、「受けていない又は小さい」と回答した被害者の場合は、被害感情が必ずしも悪くないが、「受けた」と回答した被害者の場合は、被害感情は厳しくなる傾向が認められた。被害者の精神的影響と被害感情とは、極めて密接に関連していることがうかがえた。

(イ) 生活面への影響の有無・内容

「生活面への影響の有無」と「加害者に対する気持ち」との関連について分析すると、業過致死 ($p < 0.05$)、傷害等 ($p < 0.01$)、業過傷 ($\chi^2(1) = 11.631, p < 0.01$)、窃盗 ($\chi^2(1) = 6.834, p < 0.01$)、詐欺等 ($\chi^2(1) = 18.807, p < 0.01$)、及び強盗 ($\chi^2(1) = 8.294, p < 0.01$) の 6 罪種において、「(生活面への) 影響はない」が「該当」の場合は、「許すことができる」を選択した被害者が有意に多くなり、逆に「非該当」の場合は、「許すことができない」を選択した被害者が有意に多くなっている。

さらに、「生活面への影響の内容」と「加害者に対する気持ち」との関連について分析すると、業過致死では「家庭が暗くなった」($\chi^2(1) = 8.229, p < 0.01$)で、傷害等では「生活が苦しくなった」($p < 0.05$)で、業過傷では「生活が苦しくなった」($\chi^2(1) = 8.331, p < 0.01$)、及び「仕事や学校を続けられなくなった」($p < 0.01$) の 2 項目で、詐欺等では「生活が苦しくなった」($p < 0.01$) で、それぞれ「該当」の場合は、「許すことができない」を選択した被害者が有意に多くなり、逆に「非該当」の場合は、「許すことができる」を選択した被害者が有意に多くなっている。

エ 謝罪、示談及び賠償金支払と被害感情との関連

(ア) 謝罪の有無

表 3-35 は、全罪種について、「謝罪の有無」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

業過致死 ($p < 0.05$)、業過傷 ($p < 0.01$)、詐欺等 ($\chi^2(1) = 10.813, p < 0.01$)、及び強盗 ($\chi^2(1) = 12.722, p < 0.01$) の 4 罪種において、「謝罪の有無」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が認められ、「謝罪あり」の場合は、「許すことができる」を選択した被害者等が有意に多くなり、逆に「謝罪なし」の場合は、「許すことができない」を選択した被害者等が有意に多くなっている。

その他の 6 罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

表 3-35 謝罪の有無と加害者に対する気持ち

			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことが できない	許すことが できる		P 値	判 定
殺 人 等	謝罪の有無	謝罪あり	21 (87.5)	3 (12.5)	24 (100.0)	f 0.058	
		謝罪なし	64 (98.5)	1 (1.5)	65 (100.0)		
	合計		85 (95.5)	4 (4.5)	89 (100.0)		
業 過 致 死	謝罪の有無	謝罪あり	52 (65.8)	27 (34.2)	79 (100.0)	f 0.019	*
		謝罪なし	17 (94.4)	1 (5.6)	18 (100.0)		
	合計		69 (71.1)	28 (28.9)	97 (100.0)		
傷 害 等	謝罪の有無	謝罪あり	26 (78.8)	7 (21.2)	33 (100.0)	f 0.070	
		謝罪なし	37 (94.9)	2 (5.1)	39 (100.0)		
	合計		63 (87.5)	9 (12.5)	72 (100.0)		
業 過 傷	謝罪の有無	謝罪あり	22 (40.7)	32 (59.3)	54 (100.0)	f 0.000	**
		謝罪なし	21 (95.5)	1 (4.5)	22 (100.0)		
	合計		43 (56.6)	33 (43.4)	76 (100.0)		
窃 盗	謝罪の有無	謝罪あり	17 (54.8)	14 (45.2)	31 (100.0)	0.084	
		謝罪なし	43 (72.9)	16 (27.1)	59 (100.0)		
	合計		60 (66.7)	30 (33.3)	90 (100.0)		
詐 欺 等	謝罪の有無	謝罪あり	20 (55.6)	16 (44.4)	36 (100.0)	0.001	**
		謝罪なし	38 (88.4)	5 (11.6)	43 (100.0)		
	合計		58 (73.4)	21 (26.6)	79 (100.0)		
強 盗	謝罪の有無	謝罪あり	17 (47.2)	19 (52.8)	36 (100.0)	0.000	**
		謝罪なし	41 (83.7)	8 (16.3)	49 (100.0)		
	合計		58 (68.2)	27 (31.8)	85 (100.0)		
恐 喝	謝罪の有無	謝罪あり	31 (79.5)	8 (20.5)	39 (100.0)	f 0.227	
		謝罪なし	34 (89.5)	4 (10.5)	38 (100.0)		
	合計		65 (84.4)	12 (15.6)	77 (100.0)		
強 姦	謝罪の有無	謝罪あり	26 (96.3)	1 (3.7)	27 (100.0)	f 1.000	
		謝罪なし	30 (96.8)	1 (3.2)	31 (100.0)		
	合計		56 (96.6)	2 (3.4)	58 (100.0)		
強制わいせつ	謝罪の有無	謝罪あり	25 (89.3)	3 (10.7)	28 (100.0)	f 0.611	
		謝罪なし	26 (96.3)	1 (3.7)	27 (100.0)		
	合計		51 (92.7)	4 (7.3)	55 (100.0)		

注 1 「謝罪の有無」は、「謝罪した」を「謝罪あり」とし、「こちらが謝罪を求めたが、加害者側が応じなかった」、「謝罪を求めたこともないし、加害者側からも謝罪はない」及び「加害者側からの面会や謝罪をこちらが拒否した」をまとめて「謝罪なし」とし、「その他」は分析から除外した。

2 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 「判定」欄の、「*」は有意水準 5%以下で、「**」は有意水準 1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

表3-36は、全罪種について、「謝罪の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を、示したものである。

業過致死 ($p<0.05$), 傷害等 ($p<0.01$), 業過傷 ($\chi^2(3)=12.603$, $p<0.01$), 窃盗 ($\chi^2(3)=8.983$, $p<0.05$), 詐欺等 ($p<0.01$), 及び強盗 ($p<0.01$) の6罪種において、「謝罪の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が認められた。その他の4罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

そこで、この6罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変化したものに着目してみると、傷害等及び業過傷では、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者等は、「謝罪なし」の場合に有意に多く、「謝罪あり」の場合に有意に少なくなっている。また、業過致死、業過傷、詐欺等及び強盗では、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した被害者等は、「謝罪あり」の場合に有意に多く、「謝罪なし」の場合に有意に少なくなっている。

表3-36 謝罪の有無と加害者に対する気持ちの変化

罪 種			加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
			前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	ずっと、許すことができないと思っている	前から、許すことができると思っていた		P 値	判定
殺 人 等	謝罪の有無	謝罪あり	10 (43.5)	2 (8.7)	11 (47.8)	—	23 (100.0)	m 0.411	
		謝罪なし	25 (39.7)	1 (1.6)	36 (57.1)	1 (1.6)	63 (100.0)		
	合計		35 (40.7)	3 (3.5)	47 (54.7)	1 (1.2)	86 (100.0)		
業 過 致 死	謝罪の有無	謝罪あり	24 (28.6) [-1.2]	24 (28.6) [2.1]	27 (32.1) [-1.7]	9 (10.7) [1.5]	84 (100.0)	m 0.041	*
		謝罪なし	8 (42.1) [1.2]	1 (5.3) [-2.1]	10 (52.6) [1.7]	— [-1.5]	19 (100.0)		
	合計		32 (31.1)	25 (24.3)	37 (35.9)	9 (8.7)	103 (100.0)		
傷 害 等	謝罪の有無	謝罪あり	5 (13.9) [-2.7]	7 (19.4) [1.5]	19 (52.8) [0.2]	5 (13.9) [2.4]	36 (100.0)	m 0.004	**
		謝罪なし	16 (42.1) [2.7]	3 (7.9) [-1.5]	19 (50.0) [-0.2]	— [-2.4]	38 (100.0)		
	合計		21 (28.4)	10 (13.5)	38 (51.4)	5 (6.8)	74 (100.0)		
業 過 傷	謝罪の有無	謝罪あり	13 (22.0) [-2.9]	20 (33.9) [2.1]	10 (16.9) [-1.0]	16 (27.1) [1.9]	59 (100.0)	0.006	**
		謝罪なし	16 (51.6) [2.9]	4 (12.9) [-2.1]	8 (25.8) [1.0]	3 (9.7) [-1.9]	31 (100.0)		
	合計		29 (32.2)	24 (26.7)	18 (20.0)	19 (21.1)	90 (100.0)		

窃盗	謝罪の有無	謝罪あり	6 (15.0) [1.8]	12 (30.0) [-0.1]	11 (27.5) [-2.4]	11 (27.5) [1.8]	40 (100.0)	0.030	*
		謝罪なし	3 (4.8) [-1.8]	19 (30.6) [0.1]	32 (51.6) [2.4]	8 (12.9) [-1.8]	62 (100.0)		
		合計	9 (8.8)	31 (30.4)	43 (42.2)	19 (18.6)	102 (100.0)		
詐欺等	謝罪の有無	謝罪あり	9 (20.5) [-0.9]	21 (47.7) [4.1]	12 (27.3) [-2.7]	2 (4.5) [-0.4]	44 (100.0)	m 0.000	**
		謝罪なし	13 (28.9) [0.9]	4 (8.9) [-4.1]	25 (55.6) [2.7]	3 (6.7) [0.4]	45 (100.0)		
		合計	22 (24.7)	25 (28.1)	37 (41.6)	5 (5.6)	89 (100.0)		
強盗	謝罪の有無	謝罪あり	3 (7.5) [-1.1]	19 (47.5) [2.4]	13 (32.5) [-2.7]	5 (12.5) [2.5]	40 (100.0)	m 0.001	**
		謝罪なし	7 (14.9) [1.1]	11 (23.4) [-2.4]	29 (61.7) [2.7]	— [—2.5]	47 (100.0)		
		合計	10 (11.5)	30 (34.5)	42 (48.3)	5 (5.7)	87 (100.0)		
恐喝	謝罪の有無	謝罪あり	4 (10.8)	7 (18.9)	23 (62.2)	3 (8.1)	37 (100.0)	m 0.401	
		謝罪なし	5 (13.9)	3 (8.3)	27 (75.0)	1 (2.8)	36 (100.0)		
		合計	9 (12.3)	10 (13.7)	50 (68.5)	4 (5.5)	73 (100.0)		
強姦	謝罪の有無	謝罪あり	8 (25.8)	1 (3.2)	21 (67.7)	1 (3.2)	31 (100.0)	m 0.395	
		謝罪なし	6 (18.8)	4 (12.5)	22 (68.8)	—	32 (100.0)		
		合計	14 (22.2)	5 (7.9)	43 (68.3)	1 (1.6)	63 (100.0)		
強制わいせつ	謝罪の有無	謝罪あり	2 (5.9)	8 (23.5)	24 (70.6)	—	34 (100.0)	m 0.115	
		謝罪なし	5 (17.9)	2 (7.1)	21 (75.0)	—	28 (100.0)		
		合計	7 (11.3)	10 (16.1)	45 (72.6)	—	62 (100.0)		

注 1 表3-35の注1に同じ。

2 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

3 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 部分は、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表3-37は、全罪種について、「謝罪の有無」と「罪の償いに大切なこと」との関連を示したものである。

業過傷、詐欺等（以上 $p < 0.01$ ）、恐喝、及び強制わいせつ（以上 $p < 0.05$ ）の4罪種において、「謝罪の有無」と「罪の償いに大切なこと」との間に有意な関連が認められた。その他の6罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

そこで、この4罪種について残差分析を行い、「罪の償いに大切なこと」のうち、どの項目で有意な関連が生じているのかを分析したところ、業過傷では、「謝罪なし」の場合は、「被害者に謝罪すること」を選択した被害者が有意に多く、「謝罪あり」の場合は、「被害者に謝罪すること」を選択した被害者が有意に少なくなっている。詐欺等及び強制わいせつでは、「謝罪あり」の場合は、「社会で更生すること」を選択した被害者等が有意に多く、「謝罪なし」の場合は、「社会で更生すること」を選択した被害者等が有意に少なくなっている。恐喝では、「謝罪あり」の場合は、「被害者の許しを得ること」を選択した被害者等が有意に多く、「謝罪なし」の場合は、「被害者の許しを得ること」を選択した被害者等が有意に少なくなっている。

表 3-37 謝罪の有無と罪の償いに大切なこと

罪 種			罪の償いに大切なこと					合 計	検定の結果	
			判決で決められた刑に服すること	被害者に謝罪すること	示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること	社会で更生すること	被害者の許しを得ること		P 値	判定
殺 人 等	謝罪の有無	謝罪あり	7 (43.8)	1 (6.3)	3 (18.8)	4 (25.0)	1 (6.3)	16 (100.0)	0.261	
		謝罪なし	21 (40.4)	13 (25.0)	10 (19.2)	4 (7.7)	4 (7.7)	52 (100.0)		
	合計		28 (41.2)	14 (20.6)	13 (19.1)	8 (11.8)	5 (7.4)	68 (100.0)		
業 過 致 死	謝罪の有無	謝罪あり	22 (28.9)	20 (26.3)	5 (6.6)	21 (27.6)	8 (10.5)	76 (100.0)	0.359	
		謝罪なし	4 (26.7)	3 (20.0)	2 (13.3)	2 (13.3)	4 (26.7)	15 (100.0)		
	合計		26 (28.6)	23 (25.3)	7 (7.7)	23 (25.3)	12 (13.2)	91 (100.0)		
傷 害 等	謝罪の有無	謝罪あり	5 (13.2)	4 (10.5)	9 (23.7)	17 (44.7)	3 (7.9)	38 (100.0)	0.475	
		謝罪なし	4 (11.4)	5 (14.3)	11 (31.4)	9 (25.7)	6 (17.1)	35 (100.0)		
	合計		9 (12.3)	9 (12.3)	20 (27.4)	26 (35.6)	9 (12.3)	73 (100.0)		
業 過 傷	謝罪の有無	謝罪あり	12 (18.5) [1.9]	9 (13.8) [-3.7]	21 (32.3) [1.4]	18 (27.7) [1.0]	5 (7.7) [-0.5]	65 (100.0)	0.003	**
		謝罪なし	1 (3.6) [-1.9]	14 (50.0) [3.7]	5 (17.9) [-1.4]	5 (17.9) [-1.0]	3 (10.7) [0.5]	28 (100.0)		
	合計		13 (14.0)	23 (24.7)	26 (28.0)	23 (24.7)	8 (8.6)	93 (100.0)		
窃 盗	謝罪の有無	謝罪あり	4 (10.0)	3 (7.5)	1 (2.5)	31 (77.5)	1 (2.5)	40 (100.0)	0.257	
		謝罪なし	12 (17.4)	4 (5.8)	7 (10.1)	46 (66.7)	—	69 (100.0)		
	合計		16 (14.7)	7 (6.4)	8 (7.3)	77 (70.6)	1 (0.9)	109 (100.0)		
詐 欺 等	謝罪の有無	謝罪あり	5 (10.6) [-1.9]	2 (4.3) [-1.0]	14 (29.8) [-1.3]	26 (55.3) [3.5]	— (—) [-1.0]	47 (100.0)	0.005	**
		謝罪なし	13 (25.0) [1.9]	5 (9.6) [1.0]	22 (42.3) [1.3]	11 (21.2) [-3.5]	1 (1.9) [1.0]	52 (100.0)		
	合計		18 (18.2)	7 (7.1)	36 (36.4)	37 (37.4)	1 (1.0)	99 (100.0)		
強 盗	謝罪の有無	謝罪あり	13 (31.7)	5 (12.2)	—	21 (51.2)	2 (4.9)	41 (100.0)	0.489	
		謝罪なし	20 (45.5)	6 (13.6)	1 (2.3)	15 (34.1)	2 (4.5)	44 (100.0)		
	合計		33 (38.8)	11 (12.9)	1 (1.2)	36 (42.4)	4 (4.7)	85 (100.0)		
恐 喝	謝罪の有無	謝罪あり	5 (11.6) [-1.8]	1 (2.3) [-1.2]	4 (9.3) [-0.6]	27 (62.8) [1.0]	6 (14.0) [2.4]	43 (100.0)	0.038	*
		謝罪なし	10 (27.0) [1.8]	3 (8.1) [1.2]	5 (13.5) [0.6]	19 (51.4) [-1.0]	— (—) [-2.4]	37 (100.0)		
	合計		15 (18.8)	4 (5.0)	9 (11.3)	46 (57.5)	6 (7.5)	80 (100.0)		
強 姦	謝罪の有無	謝罪あり	14 (48.3)	1 (3.4)	3 (10.3)	8 (27.6)	3 (10.3)	29 (100.0)	0.114	
		謝罪なし	11 (52.4)	4 (19.0)	—	6 (28.6)	—	21 (100.0)		
	合計		25 (50.0)	5 (10.0)	3 (6.0)	14 (28.0)	3 (6.0)	50 (100.0)		
強制わいせつ	謝罪の有無	謝罪あり	5 (13.9) [-1.8]	3 (8.3) [-1.0]	— (—) [-1.8]	22 (61.1) [2.1]	6 (16.7) [0.9]	36 (100.0)	0.042	*
		謝罪なし	8 (33.3) [1.8]	4 (16.7) [1.0]	2 (8.3) [1.8]	8 (33.3) [-2.1]	2 (8.3) [-0.9]	24 (100.0)		
	合計		13 (21.7)	7 (11.7)	2 (3.3)	30 (50.0)	8 (13.3)	60 (100.0)		

注 1 表 3-35 の注 1 に同じ。

2 () 内は構成比を示し、[] 内は調整済残差を示す。

3 「P 値」は、モンテカルロ法による。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準 5% 以下で、「**」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 部分は、有意水準 5% 以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

殺人等、恐喝、強姦及び強制わいせつ以外の罪種では、「謝罪あり」の場合は、被害感情が必ずしも悪くない傾向が認められ、逆に「謝罪なし」の場合は、被害感情は厳しくなる傾向が認められた。謝罪の有無と被害感情とは、極めて密接に関連していることがうかがえた。

(イ) 示談成立の有無

表3-38は、全罪種について、「示談成立の有無」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

業過致死 ($\chi^2(1)=7.792$, $p<0.01$), 業過傷 ($\chi^2(1)=4.596$, $p<0.05$), 詐欺等 ($\chi^2(1)=6.676$, $p<0.05$), 強盗 ($\chi^2(1)=22.454$, $p<0.01$), 及び恐喝 ($p<0.05$) の5罪種において、「示談成立の有無」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が認められ、「(示談が) 成立した」場合は、「許すことができる」を選択した被害者等が有意に多くなり、逆に「成立していない」場合は、「許すことができない」を選択した被害者等が有意に多くなっている。

その他の5罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

表 3-38 示談成立の有無と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことが できない	許すことが できる		P 値	判 定
殺 人 等	示談成立の有無	成 立 し た	9 (90.0)	1 (10.0)	10 (100.0)	f 0.438	
		成立していない	80 (95.2)	4 (4.8)	84 (100.0)		
	合計		89 (94.7)	5 (5.3)	94 (100.0)		
業 過 致 死	示談成立の有無	成 立 し た	38 (63.3)	22 (36.7)	60 (100.0)	0.005	* *
		成立していない	41 (87.2)	6 (12.8)	47 (100.0)		
	合計		79 (73.8)	28 (26.2)	107 (100.0)		
傷 害 等	示談成立の有無	成 立 し た	19 (79.2)	5 (20.8)	24 (100.0)	f 0.124	
		成立していない	50 (92.6)	4 (7.4)	54 (100.0)		
	合計		69 (88.5)	9 (11.5)	78 (100.0)		
業 過 傷	示談成立の有無	成 立 し た	11 (44.0)	14 (56.0)	25 (100.0)	0.032	*
		成立していない	40 (69.0)	18 (31.0)	58 (100.0)		
	合計		51 (61.4)	32 (38.6)	83 (100.0)		
窃 盗	示談成立の有無	成 立 し た	20 (58.8)	14 (41.2)	34 (100.0)	0.128	
		成立していない	38 (74.5)	13 (25.5)	51 (100.0)		
	合計		58 (68.2)	27 (31.8)	85 (100.0)		
詐 欺 等	示談成立の有無	成 立 し た	17 (63.0)	10 (37.0)	27 (100.0)	0.010	*
		成立していない	44 (88.0)	6 (12.0)	50 (100.0)		
	合計		61 (79.2)	16 (20.8)	77 (100.0)		
強 盗	示談成立の有無	成 立 し た	9 (37.5)	15 (62.5)	24 (100.0)	0.000	* *
		成立していない	52 (88.1)	7 (11.9)	59 (100.0)		
	合計		61 (73.5)	22 (26.5)	83 (100.0)		
恐 喝	示談成立の有無	成 立 し た	21 (72.4)	8 (27.6)	29 (100.0)	f 0.011	*
		成立していない	43 (95.6)	2 (4.4)	45 (100.0)		
	合計		64 (86.5)	10 (13.5)	74 (100.0)		
強 姦	示談成立の有無	成 立 し た	21 (95.5)	1 (4.5)	22 (100.0)	f 1.000	
		成立していない	41 (97.6)	1 (2.4)	42 (100.0)		
	合計		62 (96.9)	2 (3.1)	64 (100.0)		
強制わいせつ	示談成立の有無	成 立 し た	17 (89.5)	2 (10.5)	19 (100.0)	f 0.594	
		成立していない	36 (94.7)	2 (5.3)	38 (100.0)		
	合計		53 (93.0)	4 (7.0)	57 (100.0)		

注 1 「示談成立の有無」は、「交渉したが、不成立に終わった」、「交渉中である」、「示談の申し出があったが、こちらが拒否した」、「示談の申し出がなかった」及び「示談の申し入れをしたが、加害者が応じなかった」をまとめて「成立していない」とした。

2 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 「判定」欄の、「*」は有意水準 5% 以下で、「* *」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

表3-39は、全罪種について、「示談成立の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。

殺人等 ($p < 0.05$)、業過致死 ($\chi^2(3) = 8.387, p < 0.05$)、傷害等 ($p < 0.01$)、詐欺等 ($p < 0.01$)、強盗 ($p < 0.01$)、及び恐喝 ($p < 0.05$) の6罪種において、「示談成立の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が認められた。その他の4罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

そこで、この6罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変わったものに注目してみると、業過致死、傷害等、詐欺等、強盗及び恐喝では「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した被害者等は、「(示談が) 成立した」場合に有意に多く、「成立していない」場合に有意に少なくなっている。また、傷害等では「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者は、「成立していない」場合に有意に多く、「成立した」場合に有意に少なくなっている。一方、殺人等では「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者等は、「成立した」場合に有意に多く、「成立していない」場合に有意に少なくなっている。

表 3-39 示談成立の有無と加害者に対する気持ちの変化

罪 種			加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
			前よりも、許すことができないという気持ちが強く なった	前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	ずっと、許すことができない と思っている	前から、許すことができる と思っていた		P 値	判 定
殺 人 等	示談成立の有無	成 立 し た	7 (77.8) [2.5]	1 (11.1) [1.0]	1 (11.1) [-2.7]	— (0.0) [-0.5]	9 (100.0)	m 0.033	*
		成立していない	29 (34.9) [-2.5]	3 (3.6) [-1.0]	49 (59.0) [2.7]	2 (2.4) [0.5]	83 (100.0)		
	合計		36 (39.1)	4 (4.3)	50 (54.3)	2 (2.2)	92 (100.0)		
業 過 致 死	示談成立の有無	成 立 し た	19 (29.7) [-0.6]	19 (29.7) [2.2]	19 (29.7) [-2.1]	7 (10.9) [1.3]	64 (100.0)	0.039	*
		成立していない	17 (34.7) [0.6]	6 (12.2) [-2.2]	24 (49.0) [2.1]	2 (4.1) [-1.3]	49 (100.0)		
	合計		36 (31.9)	25 (22.1)	43 (38.1)	9 (8.0)	113 (100.0)		
傷 害 等	示談成立の有無	成 立 し た	2 (8.3) [-2.8]	7 (29.2) [2.9]	14 (58.3) [0.9]	1 (4.2) [-0.5]	24 (100.0)	m 0.004	**
		成立していない	22 (40.0) [2.8]	3 (5.5) [-2.9]	26 (47.3) [-0.9]	4 (7.3) [0.5]	55 (100.0)		
	合計		24 (30.4)	10 (12.7)	40 (50.6)	5 (6.3)	79 (100.0)		
業 過 傷	示談成立の有無	成 立 し た	7 (24.1)	7 (24.1)	7 (24.1)	8 (27.6)	29 (100.0)	0.448	
		成立していない	24 (35.3)	18 (26.5)	16 (23.5)	10 (14.7)	68 (100.0)		
	合計		31 (32.0)	25 (25.8)	23 (23.7)	18 (18.6)	97 (100.0)		
窃 盗	示談成立の有無	成 立 し た	4 (9.3)	11 (25.6)	16 (37.2)	12 (27.9)	43 (100.0)	0.125	
		成立していない	6 (11.3)	15 (28.3)	27 (50.9)	5 (9.4)	53 (100.0)		
	合計		10 (10.4)	26 (27.1)	43 (44.8)	17 (17.7)	96 (100.0)		
詐 欺 等	示談成立の有無	成 立 し た	6 (18.8) [-1.3]	16 (50.0) [3.7]	9 (28.1) [-2.1]	1 (3.1) [-0.2]	32 (100.0)	m 0.002	**
		成立していない	17 (32.1) [1.3]	7 (13.2) [-3.7]	27 (50.9) [2.1]	2 (3.8) [0.2]	53 (100.0)		
	合計		23 (27.1)	23 (27.1)	36 (42.4)	3 (3.5)	85 (100.0)		
強 盗	示談成立の有無	成 立 し た	3 (11.5) [-0.6]	13 (50.0) [2.8]	6 (23.1) [-3.4]	4 (15.4) [3.1]	26 (100.0)	m 0.000	**
		成立していない	10 (16.9) [0.6]	12 (20.3) [-2.8]	37 (62.7) [3.4]	— (—) [-3.1]	59 (100.0)		
	合計		13 (15.3)	25 (29.4)	43 (50.6)	4 (4.7)	85 (100.0)		
恐 喝	示談成立の有無	成 立 し た	3 (10.3) [-0.7]	7 (24.1) [2.1]	16 (55.2) [-1.9]	3 (10.3) [2.2]	29 (100.0)	m 0.015	*
		成立していない	7 (16.3) [0.7]	3 (7.0) [-2.1]	33 (76.7) [1.9]	— (—) [-2.2]	43 (100.0)		
	合計		10 (13.9)	10 (13.9)	49 (68.1)	3 (4.2)	72 (100.0)		
強 姦	示談成立の有無	成 立 し た	6 (28.6)	—	14 (66.7)	1 (4.8)	21 (100.0)	m 0.160	
		成立していない	10 (21.3)	5 (10.6)	32 (68.1)	—	47 (100.0)		
	合計		16 (23.5)	5 (7.4)	46 (67.6)	1 (1.5)	68 (100.0)		
強制わいせつ	示談成立の有無	成 立 し た	1 (4.5)	5 (22.7)	16 (72.7)	—	22 (100.0)	m 0.123	
		成立していない	9 (22.0)	4 (9.8)	28 (68.3)	—	41 (100.0)		
	合計		10 (15.9)	9 (14.3)	44 (69.8)	—	63 (100.0)		

注 1 表 3-38 の注 1 に同じ。

2 () 内は構成比を示し、[] 内は調整済残差を示す。

3 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の「*」は有意水準 5% 以下で、「**」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 部分は、有意水準 5% 以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表3-40は、全罪種について、「示談成立の有無」と「罪の償いに大切なこと」との関連を示したものである。

業過致死 ($\chi^2(4)=10.357$, $p<0.05$), 傷害等 ($p<0.05$), 及び詐欺等 ($p<0.05$) の3罪種において、「示談成立の有無」と「罪の償いに大切なこと」との間に有意な関連が認められた。その他の7罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

そこで、この3罪種について残差分析を行い、「罪の償いに大切なこと」のうち、どの項目で有意な関連が生じているのかを分析したところ、業過致死及び傷害等では、「(示談が) 成立していない」場合は、「示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること」を選択した被害者等が有意に多く、「成立した」場合は、「示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること」を選択した被害者等が有意に少なくなっている。傷害等及び詐欺等では、「成立した」場合は、「社会で更生すること」を選択した被害者が有意に多く、「成立していない」場合は、「社会で更生すること」を選択した被害者が有意に少なくなっている。

表 3-40 示談成立の有無と罪の償いに大切なこと

罪 種			罪の償いに大切なこと					合 計	検定の結果	
			判決で決められた刑に服すること	被害者に謝罪すること	示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること	社会で更生すること	被害者の許しを得ること		P 値	判定
殺 人 等	示談成立の有無	成 立 し た	2 (40.0)	—	2 (40.0)	1 (20.0)	—	5 (100.0)	m 0.612	
		成立していない	28 (41.2)	14 (20.6)	12 (17.6)	9 (13.2)	5 (7.4)	68 (100.0)		
	合計		30 (41.1)	14 (19.2)	14 (19.2)	10 (13.7)	5 (6.8)	73 (100.0)		
業 過 致 死	示談成立の有無	成 立 し た	19 (31.7) [0.9]	15 (25.0) [-0.1]	2 (3.3) [-2.5]	18 (30.0) [1.9]	6 (10.0) [-1.2]	60 (100.0)	0.035	*
		成立していない	9 (23.7) [-0.9]	10 (26.3) [0.1]	7 (18.4) [2.5]	5 (13.2) [-1.9]	7 (18.4) [1.2]	38 (100.0)		
	合計		28 (28.6)	25 (25.5)	9 (9.2)	23 (23.5)	13 (13.3)	98 (100.0)		
傷 害 等	示談成立の有無	成 立 し た	4 (15.4) [0.2]	4 (15.4) [0.7]	2 (7.7) [-2.7]	14 (53.8) [2.6]	2 (7.7) [-1.0]	26 (100.0)	m 0.022	*
		成立していない	7 (14.0) [-0.2]	5 (10.0) [-0.7]	18 (36.0) [2.7]	12 (24.0) [-2.6]	8 (16.0) [1.0]	50 (100.0)		
	合計		11 (14.5)	9 (11.8)	20 (26.3)	26 (34.2)	10 (13.2)	76 (100.0)		
業 過 傷	示談成立の有無	成 立 し た	4 (12.9)	10 (32.3)	5 (16.1)	10 (32.3)	2 (6.5)	31 (100.0)	0.308	
		成立していない	9 (12.9)	16 (22.9)	23 (32.9)	14 (20.0)	8 (11.4)	70 (100.0)		
	合計		13 (12.9)	26 (25.7)	28 (27.7)	24 (23.8)	10 (9.9)	101 (100.0)		
窃 盗	示談成立の有無	成 立 し た	8 (18.6)	5 (11.6)	1 (2.3)	29 (67.4)	—	43 (100.0)	m 0.231	
		成立していない	8 (13.3)	3 (5.0)	7 (11.7)	41 (68.3)	1 (1.7)	60 (100.0)		
	合計		16 (15.5)	8 (7.8)	8 (7.8)	70 (68.0)	1 (1.0)	103 (100.0)		
詐 欺 等	示談成立の有無	成 立 し た	4 (12.1) [-1.2]	2 (6.1) [-0.7]	9 (27.3) [-1.9]	17 (51.5) [3.3]	1 (3.0) [0.4]	33 (100.0)	m 0.017	*
		成立していない	13 (22.0) [1.2]	6 (10.2) [0.7]	28 (47.5) [1.9]	11 (18.6) [-3.3]	1 (1.7) [-0.4]	59 (100.0)		
	合計		17 (18.5)	8 (8.7)	37 (40.2)	28 (30.4)	2 (2.2)	92 (100.0)		
強 盗	示談成立の有無	成 立 し た	5 (21.7)	4 (17.4)	—	13 (56.5)	1 (4.3)	23 (100.0)	m 0.413	
		成立していない	22 (39.3)	7 (12.5)	3 (5.4)	22 (39.3)	2 (3.6)	56 (100.0)		
	合計		27 (34.2)	11 (13.9)	3 (3.8)	35 (44.3)	3 (3.8)	79 (100.0)		
恐 喝	示談成立の有無	成 立 し た	4 (11.1)	2 (5.6)	2 (5.6)	23 (63.9)	5 (13.9)	36 (100.0)	m 0.204	
		成立していない	8 (19.0)	3 (7.1)	8 (19.0)	21 (50.0)	2 (4.8)	42 (100.0)		
	合計		12 (15.4)	5 (6.4)	10 (12.8)	44 (56.4)	7 (9.0)	78 (100.0)		
強 姦	示談成立の有無	成 立 し た	11 (52.4)	1 (4.8)	2 (9.5)	6 (28.6)	1 (4.8)	21 (100.0)	m 0.930	
		成立していない	16 (48.5)	4 (12.1)	2 (6.1)	10 (30.3)	1 (3.0)	33 (100.0)		
	合計		27 (50.0)	5 (9.3)	4 (7.4)	16 (29.6)	2 (3.7)	54 (100.0)		
強制わいせつ	示談成立の有無	成 立 し た	1 (4.3)	3 (13.0)	—	15 (65.2)	4 (17.4)	23 (100.0)	m 0.056	
		成立していない	11 (30.6)	4 (11.1)	3 (8.3)	14 (38.9)	4 (11.1)	36 (100.0)		
	合計		12 (20.3)	7 (11.9)	3 (5.1)	29 (49.2)	8 (13.6)	59 (100.0)		

注 1 表 3-38 の注 1 に同じ。

2 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

3 「P 値」の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準 5% 以下で、「**」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 部分は、有意水準 5% 以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

業過致死、業過傷、傷害等、詐欺等、強盗及び恐喝の6罪種では、「(示談が) 成立した」場合は、被害感情は必ずしも悪くないが、逆に「成立していない」場合は、被害感情は厳しくなる傾向が認められ、示談成立の有無と被害感情とは、極めて密接に関連していることがうかがえた。強姦及び強制わいせつでは、何らかの傾向を見出すことはできなかった。

なお、殺人等においても統計的に有意な関連が認められたものの、その他の罪種とは逆の結果が出ている。殺人等では「(示談が) 成立した」場合が非常に少なく、回答の分布が顕著に偏っていることが原因であると思われ、了解可能な何らかの傾向が認められたとは言い難い。

(ウ) 賠償金全額支払の有無

表3-41は、全罪種について、「賠償金全額支払の有無」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

業過致死 ($\chi^2(1)=4.222$, $p<0.05$), 業過傷 ($\chi^2(1)=7.777$, $p<0.01$), 窃盗 ($\chi^2(1)=5.506$, $p<0.05$), 詐欺等 ($\chi^2(1)=9.115$, $p<0.01$), 及び強盗 ($\chi^2(1)=5.489$, $p<0.05$) の5罪種において、「賠償金全額支払の有無」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が認められ、「(賠償金の支払が) 全額あり」の場合は、「許すことができる」を選択した被害者等が多くなり、逆に「一部あり又は全くなし」の場合は、「許すことができない」を選択した被害者等が多くなっている。

その他の5罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

表 3-41 賠償金全額支払の有無と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことが できない	許すことが できる		P 値	判 定
殺 人 等	全額支払の有無	全 額 あ り	7 (100.0)	—	7 (100.0)	f 1.000	
		一 部 あ り 又は全くなし	78 (96.3)	3 (3.7)	81 (100.0)		
	合計		85 (96.6)	3 (3.4)	88 (100.0)		
業 過 致 死	全額支払の有無	全 額 あ り	40 (65.6)	21 (34.4)	61 (100.0)	0.040	*
		一 部 あ り 又は全くなし	36 (83.7)	7 (16.3)	43 (100.0)		
	合計		76 (73.1)	28 (26.9)	104 (100.0)		
傷 害 等	全額支払の有無	全 額 あ り	12 (85.7)	2 (14.3)	14 (100.0)	f 0.254	
		一 部 あ り 又は全くなし	54 (94.7)	3 (5.3)	57 (100.0)		
	合計		66 (93.0)	5 (7.0)	71 (100.0)		
業 過 傷	全額支払の有無	全 額 あ り	10 (38.5)	16 (61.5)	26 (100.0)	0.005	**
		一 部 あ り 又は全くなし	39 (70.9)	16 (29.1)	55 (100.0)		
	合計		49 (60.5)	32 (39.5)	81 (100.0)		
窃 盗	全額支払の有無	全 額 あ り	17 (54.8)	14 (45.2)	31 (100.0)	0.019	*
		一 部 あ り 又は全くなし	36 (80.0)	9 (20.0)	45 (100.0)		
	合計		53 (69.7)	23 (30.3)	76 (100.0)		
詐 欺 等	全額支払の有無	全 額 あ り	11 (50.0)	11 (50.0)	22 (100.0)	0.003	**
		一 部 あ り 又は全くなし	49 (83.1)	10 (16.9)	59 (100.0)		
	合計		60 (74.1)	21 (25.9)	81 (100.0)		
強 盗	全額支払の有無	全 額 あ り	9 (50.0)	9 (50.0)	18 (100.0)	0.019	*
		一 部 あ り 又は全くなし	47 (78.3)	13 (21.7)	60 (100.0)		
	合計		56 (71.8)	22 (28.2)	78 (100.0)		
恐 喝	全額支払の有無	全 額 あ り	17 (85.0)	3 (15.0)	20 (100.0)	f 0.153	
		一 部 あ り	45 (95.7)	2 (4.3)	47 (100.0)		
	合計		62 (92.5)	5 (7.5)	67 (100.0)		
強 姦	全額支払の有無	全 額 あ り	27 (96.4)	1 (3.6)	28 (100.0)	f 1.000	
		一 部 あ り 又は全くなし	31 (96.9)	1 (3.1)	32 (100.0)		
	合計		58 (96.7)	2 (3.3)	60 (100.0)		
強制わいせつ	全額支払の有無	全 額 あ り	18 (90.0)	2 (10.0)	20 (100.0)	f 0.627	
		一 部 あ り 又は全くなし	31 (93.9)	2 (6.1)	33 (100.0)		
	合計		49 (92.5)	4 (7.5)	53 (100.0)		

注 1 「全額支払の有無」は、「全額支払いがあった」を「全額あり」とし、「一部支払いがあったが、残りは支払いの見込みはない」、「一部支払いがあり、残りも今後支払われる予定である」、「全く支払いはなく、支払いの見込みもない」及び「全く支払いはないが、今後支払われる予定である」をまとめて「一部あり又は全くなし」とし、「わからない」は分析から除外した。

2 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 「判定」欄の、「*」は有意水準 5 % 以下で、「**」は有意水準 1 % 以下で、それぞれ有意差があることを示す。

表3-42は、全罪種について、「賠償金全額支払の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。

殺人等 ($p < 0.05$), 詐欺等 ($p < 0.01$), 強盗 ($p < 0.05$), 恐喝 ($p < 0.05$), 及び強制わいせつ ($p < 0.05$) の5罪種において、「賠償金全額支払の有無」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が認められた。その他の5罪種については、統計的に有意な関連は認められなかった。

そこで、この5罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変化したものに着目してみると、詐欺等、強盗及び恐喝では、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した被害者は、「(賠償金の支払が) 全額あり」の場合に有意に多く、「一部あり又は全額なし」の場合に有意に少なくなっている。また、詐欺等及び強制わいせつでは、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者は、「一部あり又は全額なし」の場合は、有意に多く、「全額あり」の場合は、有意に少なくなっている。一方、殺人等では「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者等は、「全額あり」の場合は、有意に多く、「一部あり又は全額なし」の場合は、有意に少なくなっている。

表 3-42 賠償金全額支払の有無と加害者に対する気持ちの変化

罪 種			加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
			前よりも、許 すことがで きないとい う気持ちが 強くなった	前よりも、許 すことがで きないとい う気持ちが 強くなった	ずっと、許 すことがで きないと思 っている	前から、許 すことがで きないと思 っていた		P 値	判定
殺 人 等	全額支払の有無	全 額 あ り	7 (100.0) [3.6]	— [—0.6]	— [—3.1]	— [—0.4]	7 (100.0)	m 0.010	*
		一部あり又は 全 額 な し	25 (31.3) [—3.6]	4 (5.0) [0.6]	49 (61.3) [3.1]	2 (2.5) [0.4]	80 (100.0)		
	合計		32 (36.8)	4 (4.6)	49 (56.3)	2 (2.3)	87 (100.0)		
業 過 致 死	全額支払の有無	全 額 あ り	19 (29.2)	20 (30.8)	20 (30.8)	6 (9.2)	65 (100.0)	0.051	
		一部あり又は 全 額 な し	16 (37.2)	4 (9.3)	20 (46.5)	3 (7.0)	43 (100.0)		
	合計		35 (32.4)	24 (22.2)	40 (37.0)	9 (8.3)	108 (100.0)		
傷 害 等	全額支払の有無	全 額 あ り	1 (7.7)	3 (23.1)	9 (69.2)	—	13 (100.0)	m 0.084	
		一部あり又は 全 額 な し	24 (40.7)	6 (10.2)	27 (45.8)	2 (3.4)	59 (100.0)		
	合計		25 (34.7)	9 (12.5)	36 (50.0)	2 (2.8)	72 (100.0)		
業 過 傷	全額支払の有無	全 額 あ り	7 (22.6)	8 (25.8)	6 (19.4)	10 (32.3)	31 (100.0)	0.132	
		一部あり又は 全 額 な し	23 (36.5)	17 (27.0)	15 (23.8)	8 (12.7)	63 (100.0)		
	合計		30 (31.9)	25 (26.6)	21 (22.3)	18 (19.1)	94 (100.0)		
窃 盗	全額支払の有無	全 額 あ り	1 (2.9)	9 (25.7)	15 (42.9)	10 (28.6)	35 (100.0)	m 0.135	
		一部あり又は 全 額 な し	9 (16.7)	13 (24.1)	24 (44.4)	8 (14.8)	54 (100.0)		
	合計		10 (11.2)	22 (24.7)	39 (43.8)	18 (20.2)	89 (100.0)		
詐 欺 等	全額支払の有無	全 額 あ り	1 (4.3) [—2.9]	13 (56.5) [3.6]	7 (30.4) [—1.0]	2 (8.7) [0.8]	23 (100.0)	m 0.001	**
		一部あり又は 全 額 な し	24 (35.3) [2.9]	12 (17.6) [—3.6]	29 (42.6) [1.0]	3 (4.4) [—0.8]	68 (100.0)		
	合計		25 (27.5)	25 (27.5)	36 (39.6)	5 (5.5)	91 (100.0)		
強 盗	全額支払の有無	全 額 あ り	2 (10.5) [—0.5]	10 (52.6) [2.6]	5 (26.3) [—2.4]	2 (10.5) [0.9]	19 (100.0)	m 0.033	*
		一部あり又は 全 額 な し	9 (15.0) [0.5]	13 (21.7) [—2.6]	35 (58.3) [2.4]	3 (5.0) [—0.9]	60 (100.0)		
	合計		11 (13.9)	23 (29.1)	40 (50.6)	5 (6.3)	79 (100.0)		
恐 喝	全額支払の有無	全 額 あ り	1 (5.0) [—1.5]	4 (20.0) [2.0]	13 (65.0) [—0.9]	2 (10.0) [2.2]	20 (100.0)	m 0.012	*
		一部あり又は 全 額 な し	9 (20.0) [1.5]	2 (4.4) [—2.0]	34 (75.6) [0.9]	— [—2.2]	45 (100.0)		
	合計		10 (15.4)	6 (9.2)	47 (72.3)	2 (3.1)	65 (100.0)		
強 姦	全額支払の有無	全 額 あ り	6 (20.0)	—	23 (76.7)	1 (3.3)	30 (100.0)	m 0.084	
		一部あり又は 全 額 な し	9 (25.0)	5 (13.9)	22 (61.1)	—	36 (100.0)		
	合計		15 (22.7)	5 (7.6)	45 (68.2)	1 (1.5)	66 (100.0)		
強制わいせつ	全額支払の有無	全 額 あ り	— [—3.0]	6 (24.0) [1.2]	19 (76.0) [1.4]	—	25 (100.0)	m 0.011	*
		一部あり又は 全 額 な し	10 (29.4) [3.0]	4 (11.8) [—1.2]	20 (58.8) [—1.4]	—	34 (100.0)		
	合計		10 (16.9)	10 (16.9)	39 (66.1)	—	59 (100.0)		

注 1 表 3-41 の注 1 に同じ。

2 () 内は構成比を示し、[] 内は調整済残差を示す。

3 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の「*」は有意水準 5 % 以下で、「**」は有意水準 1 % 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 部分の部分は、有意水準 5 % 以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表3-43は、全罪種について、「賠償金全額支払の有無」と「罪の償いに大切なこと」との関連を示したものである。

業過致死 ($\chi^2(4)=11.379$, $p<0.05$), 傷害等 ($p<0.05$), 詐欺等 ($p<0.01$), 恐喝 ($p<0.01$) の4罪種において、「賠償金全額支払の有無」と「罪の償いに大切なこと」との間に有意な関連が認められた。

そこで、この4罪種について残差分析を行い、「罪の償いに大切なこと」のうち、どの項目で有意な関連が生じているのかを分析したところ、業過致死、傷害等及び詐欺等では、「(賠償金の支払が) 一部あり又は全額なし」の場合は、「示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること」を選択した被害者等が有意に多く、「社会で更生すること」を選択した被害者等が有意に少なくなっている。逆に「全額あり」の場合は、「社会で更生すること」を選択した被害者等が有意に多く、「示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること」を選択した被害者等が有意に少なくなっている。恐喝では、「全額あり」の場合は、「被害者の許しを得ること」を選択した被害者が有意に多く、「一部あり又は全額なし」の場合は、「被害者の許しを得ること」を選択した被害者が有意に少なくなっている。

表 3-43 賠償金全額支払の有無と罪の償いに大切なこと

罪 種			罪の償いに大切なこと					合 計	検定の結果	
			判決で決 められた 刑に服す ること	被害者に 謝罪する こと	示談を成 立させ、賠 償金等の 支払いを すること	社会で更 生するこ と	被害者の 許しを得 ること		P 値	判 定
殺 人 等	全額支払の有無	全 額 あり	2 (50.0)	1 (25.0)	—	—	1 (25.0)	4 (100.0)	0.410	
		一部あり又 は全額なし	29 (45.3)	10 (15.6)	13 (20.3)	9 (14.1)	3 (4.7)	64 (100.0)		
	合計		31 (45.6)	11 (16.2)	13 (19.1)	9 (13.2)	4 (5.9)	68 (100.0)		
業 過 致 死	全額支払の有無	全 額 あり	18 (30.0) [1.0]	15 (25.0) [-0.5]	2 (3.3) [-2.4]	19 (31.7) [2.2]	6 (10.0) [-1.4]	60 (100.0)	0.023	*
		一部あり又 は全額なし	7 (20.6) [-1.0]	10 (29.4) [0.5]	6 (17.6) [2.4]	4 (11.8) [-2.2]	7 (20.6) [1.4]	34 (100.0)		
	合計		25 (26.6)	25 (26.6)	8 (8.5)	23 (24.5)	13 (13.8)	94 (100.0)		
傷 害 等	全額支払の有無	全 額 あり	3 (20.0) [0.7]	3 (20.0) [0.9]	— [-2.7]	8 (53.3) [2.0]	1 (6.7) [-0.7]	15 (100.0)	0.045	*
		一部あり又 は全額なし	7 (13.2) [-0.7]	6 (11.3) [-0.9]	19 (35.8) [2.7]	14 (26.4) [-2.0]	7 (13.2) [0.7]	53 (100.0)		
	合計		10 (14.7)	9 (13.2)	19 (27.9)	22 (32.4)	8 (11.8)	68 (100.0)		
業 過 傷	全額支払の有無	全 額 あり	4 (12.5)	8 (25.0)	6 (18.8)	12 (37.5)	2 (6.3)	32 (100.0)	0.341	
		一部あり又 は全額なし	9 (13.6)	16 (24.2)	20 (30.3)	13 (19.7)	8 (12.1)	66 (100.0)		
	合計		13 (13.3)	24 (24.5)	26 (26.5)	25 (25.5)	10 (10.2)	98 (100.0)		
窃 盗	全額支払の有無	全 額 あり	7 (18.4)	4 (10.5)	1 (2.6)	26 (68.4)	—	38 (100.0)	0.427	
		一部あり又 は全額なし	8 (14.8)	4 (7.4)	7 (13.0)	34 (63.0)	1 (1.9)	54 (100.0)		
	合計		15 (16.3)	8 (8.7)	8 (8.7)	60 (65.2)	1 (1.1)	92 (100.0)		
詐 欺 等	全額支払の有無	全 額 あり	2 (7.1) [-1.7]	2 (7.1) [-0.3]	2 (7.1) [-3.9]	20 (71.4) [5.0]	2 (7.1) [1.5]	28 (100.0)	0.000	**
		一部あり又 は全額なし	15 (21.7) [1.7]	6 (8.7) [0.3]	34 (49.3) [3.9]	13 (18.8) [-5.0]	1 (1.4) [-1.5]	69 (100.0)		
	合計		17 (17.5)	8 (8.2)	36 (37.1)	33 (34.0)	3 (3.1)	97 (100.0)		
強 盗	全額支払の有無	全 額 あり	5 (27.8)	3 (16.7)	—	10 (55.6)	—	18 (100.0)	0.675	
		一部あり又 は全額なし	18 (32.7)	8 (14.5)	3 (5.5)	23 (41.8)	3 (5.5)	55 (100.0)		
	合計		23 (31.5)	11 (15.1)	3 (4.1)	33 (45.2)	3 (4.1)	73 (100.0)		
恐 喝	全額支払の有無	全 額 あり	3 (11.1) [-1.3]	— [-1.8]	1 (3.7) [-1.8]	17 (63.0) [1.5]	6 (22.2) [2.7]	27 (100.0)	0.003	**
		一部あり又 は全額なし	10 (23.3) [1.3]	5 (11.6) [1.8]	8 (18.6) [1.8]	19 (44.2) [-1.5]	1 (2.3) [-2.7]	43 (100.0)		
	合計		13 (18.6)	5 (7.1)	9 (12.9)	36 (51.4)	7 (10.0)	70 (100.0)		
強 姦	全額支払の有無	全 額 あり	14 (53.8)	—	1 (3.8)	9 (34.6)	2 (7.7)	26 (100.0)	0.103	
		一部あり又 は全額なし	14 (51.9)	4 (14.8)	3 (11.1)	6 (22.2)	—	27 (100.0)		
	合計		28 (52.8)	4 (7.5)	4 (7.5)	15 (28.3)	2 (3.8)	53 (100.0)		
強制わいせつ	全額支払の有無	全 額 あり	4 (16.0)	3 (12.0)	—	15 (60.0)	3 (12.0)	25 (100.0)	0.191	
		一部あり又 は全額なし	8 (27.6)	4 (13.8)	3 (10.3)	9 (31.0)	5 (17.2)	29 (100.0)		
	合計		12 (22.2)	7 (13.0)	3 (5.6)	24 (44.4)	8 (14.8)	54 (100.0)		

注 1 表 3-41 の注 1 に同じ。

2 () 内は構成比を示し、[] 内は調整済残差を示す。

3 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準 5 % 以下で、「**」は有意水準 1 % 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 部分は、有意水準 5 % 以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

業過致死、業過傷、窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝では、「(賠償金の支払が) 全額あり」の場合は、被害感情は必ずしも悪くないが、逆に「一部あり又は全額なし」の場合は、被害感情は厳しくなる傾向が認められ、賠償金全額支払の有無と被害感情とは、極めて密接に関連していることがうかがえた。

なお、殺人等においても統計的に有意な関連が認められたものの、その他の罪種とは逆の結果が出ているが、殺人等では、「(賠償金支払が) 全額あり」の場合が非常に少なく、しかもその遺族全員が「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」と回答しており、回答の分布が顕著に偏っていることが原因であると思われる、了解可能な何らかの傾向が認められたとは言い難い。

(エ) 謝罪、示談、賠償金支払に関する若干の考察

- a 表3-35、表3-38及び表3-41の調査結果を基に、「許すことができない」「許すことができる」という「加害者に対する気持ち」には、どのような要因が関連しているのかを考察すると、業過致死、業過傷、詐欺等及び強盗は、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」のすべてにおいて有意な関連が認められ、窃盗及び恐喝では、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」のうちのいずれか一つにおいて有意な関連が認められた。一方、殺人等、傷害等、強姦、強制わいせつでは、いずれにおいても有意な関連が認められなかった。

交通業過及び財産犯では、加害者が謝罪を行ったり、示談が成立したり、賠償金を全額支払っている場合は、「許すことができる」と回答した被害者等が多く、逆に加害者が謝罪をしていなかったり、示談が成立していなかったり、賠償金の支払が不完全である場合は、「許すことができない」と回答した被害者等が多くなっていると言える。一方、(交通業過を除く) 生命・身体犯及び性犯罪では、謝罪、示談成立及び賠償金全額支払の有無にかかわらず、「許すことができない」と回答した被害者等が多く、「許すことができる」と回答した被害者等が少ないと言える。

- b 表3-36、表3-39及び表3-42の調査結果を基に、「加害者に対する気持ちの変化」のうち、気持ちに変化したものに着目して、どのような要因が関連しているのかを考察すると、詐欺等及び強盗では、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」のすべてにおいて、有意な関連が認められ、業過致死、傷害等、業過傷、窃盗、恐喝及び強制わいせつでは、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」のうちのいずれかにおいて有意な関連が認められた。一方、強姦では、いずれにおいても有意な関連が認められなかった(殺人等は回答の分布の偏りが顕著であり、この結果から何かを言及することはできない)。次に、有意な関連が認められた罪種において、どの項目で有意な関連が認められたのかを見ると、詐欺等及び強盗では、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」のすべてにおいて、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」で有意な関連が認められ、業過致死及び業過傷も「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」で有意な関連が認められる場合が多く、傷害及び強制わいせつでは、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」で有意な関連が認められる場合が多くなっている。

交通業過及び財産犯では、加害者が謝罪を行ったり、示談が成立したり、賠償金を全額支払っている場合は、被害感情が融和していると回答した被害者等が多く、生命・身体犯及び性犯罪では、加害者が謝罪をしていなかったり、示談が成立していなかったり、賠償金の支払が不完全である場合は、被害感情が悪化していると回答しているか、あるいは、被害感情の変化には、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」が影響を受けていない(「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」にかかわらず、「ずっと、許すことができないと思っている」と回答しており、被害感情は融和していない。)ことが考えられる。

- c 表3-37、表3-40及び表3-43から、「罪の償いに大切なこと」には、どのような要因が関連して

いるのかを考察すると、「謝罪した」「示談が成立した」「賠償金を全額支払った」という加害者と被害者等との交渉（の進展）があった場合は、被害者等は「罪の償いには『社会で更生すること』が一番大切である」と回答しているのに対し、「謝罪していない」「示談が成立していない」「賠償金の支払が一部又は全額なし」という場合には、被害者等は、加害者からなされていないもの、つまり「謝罪なし」の場合は「被害者に謝罪すること」、「示談が成立していない」又は「賠償金の支払が一部又は全額なし」の場合は「示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること」を、罪の償いに一番大切なものを選択している場合が多いと言える。

d 表3-35ないし表3-43の調査結果からすれば、加害者からの「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」が、被害者等の感情を悪化又は融和に向かわせる可能性があるということが言えよう。

(オ) 謝罪、示談及び賠償金支払の相互の関連

「謝罪の有無」、「示談成立の有無」及び「賠償金全額支払の有無」三要因相互の「連関の分析」⁽⁶⁾を行った。

表3-44は、全罪種について、「謝罪の有無」と「示談成立の有無」との連関を示したものである。 ϕ 係数は、全罪種で0.481であり、中程度の連関の強さが認められ有意であった ($\chi^2(1)=209.340$, $p<0.01$)。罪種別に見ても、10罪種すべてで有意であり、業過傷で有意水準5%以下で有意であったが、その他の9罪種では有意水準1%以下で有意であった。

表3-45は、全罪種について、「謝罪の有無」と「賠償金全額支払の有無」との連関を示したものである。 ϕ 係数は、全罪種で0.452であり、中程度の連関の強さが認められ有意であった ($\chi^2(1)=172.513$, $p<0.01$)。しかし罪種別に見ると、殺人等及び傷害等では有意ではあったものの有意水準は5%以下であり、業過傷では有意な関連は認められなかった。

表3-46は、全罪種について、「示談成立の有無」と「賠償金全額支払の有無」との連関を示したものである。 ϕ 係数は、全罪種で0.707であり、強い連関が認められ有意であった ($\chi^2(1)=447.970$, $p<0.01$)。罪種別に見ても、10罪種すべてで、有意水準1%以下で有意であった。

表 3-44 謝罪の有無と示談成立の有無

罪 種			示談成立の有無		合 計	検定の結果		
			成立した	成立していない		P 値	φ 係数	判 定
総 数	謝罪の有無	謝罪あり	282 (57.6)	208 (42.4)	490 (100.0)	0.000	0.481	**
		謝罪なし	46 (11.1)	368 (88.9)	414 (100.0)			
	合計		328 (36.3)	576 (63.7)	904 (100.0)			
殺 人 等	謝罪の有無	謝罪あり	7 (26.9)	19 (73.1)	26 (100.0)	0.001 ^f	0.402	**
		謝罪なし	1 (1.6)	61 (98.4)	62 (100.0)			
	合計		8 (9.1)	80 (90.9)	88 (100.0)			
業 過 致 死	謝罪の有無	謝罪あり	69 (69.7)	30 (30.3)	99 (100.0)	0.000	0.444	**
		謝罪なし	2 (10.5)	17 (89.5)	19 (100.0)			
	合計		71 (60.2)	47 (39.8)	118 (100.0)			
傷 害 等	謝罪の有無	謝罪あり	20 (50.0)	20 (50.0)	40 (100.0)	0.001	0.347	**
		謝罪なし	8 (17.4)	38 (82.6)	46 (100.0)			
	合計		28 (32.6)	58 (67.4)	86 (100.0)			
業 過 傷	謝罪の有無	謝罪あり	28 (36.4)	49 (63.6)	77 (100.0)	0.032	0.206	*
		謝罪なし	5 (15.6)	27 (84.4)	32 (100.0)			
	合計		33 (30.3)	76 (69.7)	109 (100.0)			
窃 盗	謝罪の有無	謝罪あり	32 (72.7)	12 (27.3)	44 (100.0)	0.000	0.564	**
		謝罪なし	10 (16.7)	50 (83.3)	60 (100.0)			
	合計		42 (40.4)	62 (59.6)	104 (100.0)			
詐 欺 等	謝罪の有無	謝罪あり	32 (69.6)	14 (30.4)	46 (100.0)	0.000	0.633	**
		謝罪なし	4 (8.2)	45 (91.8)	49 (100.0)			
	合計		36 (37.9)	59 (62.1)	95 (100.0)			
強 盗	謝罪の有無	謝罪あり	26 (60.5)	17 (39.5)	43 (100.0)	0.000	0.601	**
		謝罪なし	2 (4.4)	43 (95.6)	45 (100.0)			
	合計		28 (31.8)	60 (68.2)	88 (100.0)			
恐 喝	謝罪の有無	謝罪あり	27 (61.4)	17 (38.6)	44 (100.0)	0.000	0.393	**
		謝罪なし	8 (22.2)	28 (77.8)	36 (100.0)			
	合計		35 (43.8)	45 (56.3)	80 (100.0)			
強 姦	謝罪の有無	謝罪あり	16 (53.3)	14 (46.7)	30 (100.0)	0.000	0.453	**
		謝罪なし	4 (11.4)	31 (88.6)	35 (100.0)			
	合計		20 (30.8)	45 (69.2)	65 (100.0)			
強制わいせつ	謝罪の有無	謝罪あり	25 (61.0)	16 (39.0)	41 (100.0)	0.000	0.553	**
		謝罪なし	2 (6.7)	28 (93.3)	30 (100.0)			
	合計		27 (38.0)	44 (62.0)	71 (100.0)			

注 1 表 3-35 の注 1 及び表 3-38 の注 1 に同じ。

2 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 「判定」欄の、「*」は有意水準 5% 以下で、「**」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

表 3-45 謝罪の有無と賠償金全額支払の有無

罪 種			賠償金全額支払の有無		合 計	検定の結果		
			全額あり	一部あり又は 全くなし		P 値	φ 係数	判 定
総 数	謝罪の有無	謝罪あり	252 (54.8)	208 (45.2)	460 (100.0)	0.000	0.452	**
		謝罪なし	44 (11.5)	340 (88.5)	384 (100.0)			
	合計		296 (35.1)	548 (64.9)	844 (100.0)			
殺 人 等	謝罪の有無	謝罪あり	5 (25.0)	15 (75.0)	20 (100.0)	0.010 ^f	0.331	*
		謝罪なし	2 (3.4)	57 (96.6)	59 (100.0)			
	合計		7 (8.9)	72 (91.1)	79 (100.0)			
業 過 致 死	謝罪の有無	謝罪あり	66 (71.7)	26 (28.3)	92 (100.0)	0.000	0.372	**
		謝罪なし	5 (25.0)	15 (75.0)	20 (100.0)			
	合計		71 (63.4)	41 (36.6)	112 (100.0)			
傷 害 等	謝罪の有無	謝罪あり	11 (32.4)	23 (67.6)	34 (100.0)	0.017	0.277	*
		謝罪なし	4 (10.0)	36 (90.0)	40 (100.0)			
	合計		15 (20.3)	59 (79.7)	74 (100.0)			
業 過 傷	謝罪の有無	謝罪あり	28 (37.3)	47 (62.7)	75 (100.0)	0.119	0.151	
		謝罪なし	7 (21.9)	25 (78.1)	32 (100.0)			
	合計		35 (32.7)	72 (67.3)	107 (100.0)			
窃 盗	謝罪の有無	謝罪あり	26 (65.0)	14 (35.0)	40 (100.0)	0.000	0.459	**
		謝罪なし	11 (19.6)	45 (80.4)	56 (100.0)			
	合計		37 (38.5)	59 (61.5)	96 (100.0)			
詐 欺 等	謝罪の有無	謝罪あり	25 (49.0)	26 (51.0)	51 (100.0)	0.000	0.506	**
		謝罪なし	2 (4.1)	47 (95.9)	49 (100.0)			
	合計		27 (27.0)	73 (73.0)	100 (100.0)			
強 盗	謝罪の有無	謝罪あり	21 (48.8)	22 (51.2)	43 (100.0)	0.000	0.482	**
		謝罪なし	2 (5.3)	36 (94.7)	38 (100.0)			
	合計		23 (28.4)	58 (71.6)	81 (100.0)			
恐 喝	謝罪の有無	謝罪あり	22 (61.1)	14 (38.9)	36 (100.0)	0.000	0.476	**
		謝罪なし	5 (14.7)	29 (85.3)	34 (100.0)			
	合計		27 (38.6)	43 (61.4)	70 (100.0)			
強 姦	謝罪の有無	謝罪あり	22 (73.3)	8 (26.7)	30 (100.0)	0.000	0.605	**
		謝罪なし	4 (13.3)	26 (86.7)	30 (100.0)			
	合計		26 (43.3)	34 (56.7)	60 (100.0)			
強制わいせつ	謝罪の有無	謝罪あり	26 (66.7)	13 (33.3)	39 (100.0)	0.000	0.583	**
		謝罪なし	2 (7.7)	24 (92.3)	26 (100.0)			
	合計		28 (43.1)	37 (56.9)	65 (100.0)			

注 1 表 3-35 の注 1 及び表 3-41 の注 1 に同じ。

2 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 「判定」欄の「*」は有意水準 5 % 以下で、「**」は有意水準 1 % 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

表 3-46 示談成立の有無と賠償金全額支払の有無

罪 種			賠償金全額支払の有無		合 計	検定の結果		
			全額あり	一部あり又は全くなし		P 値	φ 係数	判 定
総 数	示談成立の有無	成 立 し た	260 (78.1)	73 (21.9)	333 (100.0)	0.001 ^f	0.707	**
		成立していない	48 (8.5)	514 (91.5)	562 (100.0)			
		合計	308 (34.4)	587 (65.6)	895 (100.0)			
殺 人 等	示談成立の有無	成 立 し た	4 (50.0)	4 (50.0)	8 (100.0)	0.001 ^f	0.491	**
		成立していない	3 (3.8)	76 (96.2)	79 (100.0)			
		合計	7 (8.0)	80 (92.0)	87 (100.0)			
業 過 致 死	示談成立の有無	成 立 し た	71 (95.9)	3 (4.1)	74 (100.0)	0.000	0.897	**
		成立していない	3 (6.3)	45 (93.8)	48 (100.0)			
		合計	74 (60.7)	48 (39.3)	122 (100.0)			
傷 害 等	示談成立の有無	成 立 し た	18 (64.3)	10 (35.7)	28 (100.0)	0.000 ^f	0.738	**
		成立していない	—	55 (100.0)	55 (100.0)			
		合計	18 (21.7)	65 (78.3)	83 (100.0)			
業 過 傷	示談成立の有無	成 立 し た	34 (91.9)	3 (8.1)	37 (100.0)	0.000	0.880	**
		成立していない	3 (3.8)	75 (96.2)	78 (100.0)			
		合計	37 (32.2)	78 (67.8)	115 (100.0)			
窃 盗	示談成立の有無	成 立 し た	30 (73.2)	11 (26.8)	41 (100.0)	0.000	0.569	**
		成立していない	9 (16.7)	45 (83.3)	54 (100.0)			
		合計	39 (41.1)	56 (58.9)	95 (100.0)			
詐 欺 等	示談成立の有無	成 立 し た	20 (55.6)	16 (44.4)	36 (100.0)	0.000	0.602	**
		成立していない	2 (3.3)	58 (96.7)	60 (100.0)			
		合計	22 (22.9)	74 (77.1)	96 (100.0)			
強 盗	示談成立の有無	成 立 し た	21 (75.0)	7 (25.0)	28 (100.0)	0.000	0.677	**
		成立していない	5 (8.6)	53 (91.4)	58 (100.0)			
		合計	26 (30.2)	60 (69.8)	86 (100.0)			
恐 喝	示談成立の有無	成 立 し た	21 (65.6)	11 (34.4)	32 (100.0)	0.000	0.509	**
		成立していない	7 (15.9)	37 (84.1)	44 (100.0)			
		合計	28 (36.8)	48 (63.2)	76 (100.0)			
強 姦	示談成立の有無	成 立 し た	19 (79.2)	5 (20.8)	24 (100.0)	0.000	0.521	**
		成立していない	11 (25.0)	33 (75.0)	44 (100.0)			
		合計	30 (44.1)	38 (55.9)	68 (100.0)			
強制わいせつ	示談成立の有無	成 立 し た	22 (88.0)	3 (12.0)	25 (100.0)	0.000	0.750	**
		成立していない	5 (11.9)	37 (88.1)	42 (100.0)			
		合計	27 (40.3)	40 (59.7)	67 (100.0)			

注 1 表 3-38 の注 1 及び表 3-41 の注 1 に同じ。

2 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 「判定」欄の「**」は、有意水準 1% 以下で有意差が見られることを示す。

「謝罪の有無」、「示談成立の有無」及び「賠償金全額支払の有無」は、相互に関連していることが統計的に言えるが、これは何も統計的解析をするまでもなく、当然の結果と言うべきであろう。しかし、 ϕ 係数を算出することにより、「示談成立の有無」と「賠償金全額支払の有無」とは特に強い関連性があることが判明し、両者は、要因としては同一のものである可能性が示唆される。また、「謝罪の有無」と「賠償金全額支払の有無」とは、これらの中で最も ϕ 係数が低く、必ずしも関連しているとは限らないことも明らかになった。これは、「謝罪はしたものの、賠償金全額支払はなされていない」場合や、逆に「謝罪はしなかったものの、賠償金は全額支払われている」場合が、これらの中では最も多く見られることを意味するものである。したがって、「謝罪の有無」と「賠償金全額支払の有無」とは、別個の要因であると考えてよいであろう。

オ 捜査・刑事裁判に関する認識等と被害感情との関連

(ア) 捜査協力の負担

表3-47は、全罪種について、「捜査協力の負担」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

窃盗においてのみ、「捜査協力の負担」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が認められ($p < 0.05$)、「(捜査協力の負担を)感じた」場合は、「許すことができない」を選択した被害者が有意に多く、逆に「感じなかった」場合は、「許すことができる」を選択した被害者が有意に多くなっている。

表 3-47 捜査協力の負担と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことが できない	許すことが できる		P 値	判 定
殺 人 等	捜査協力の負担	感 じ た	37 (97.4)	1 (2.6)	38 (100.0)	f 1.000	
		感じなかった	37 (97.4)	1 (2.6)	38 (100.0)		
	合計		74 (97.4)	2 (2.6)	76 (100.0)		
業 過 致 死	捜査協力の負担	感 じ た	20 (76.9)	6 (23.1)	26 (100.0)	0.731	
		感じなかった	30 (73.2)	11 (26.8)	41 (100.0)		
	合計		50 (74.6)	17 (25.4)	67 (100.0)		
傷 害 等	捜査協力の負担	感 じ た	22 (91.7)	2 (8.3)	24 (100.0)	f 1.000	
		感じなかった	36 (90.0)	4 (10.0)	40 (100.0)		
	合計		58 (90.6)	6 (9.4)	64 (100.0)		
業 過 傷	捜査協力の負担	感 じ た	6 (50.0)	6 (50.0)	12 (100.0)	f 0.312	
		感じなかった	33 (68.8)	15 (31.3)	48 (100.0)		
	合計		39 (65.0)	21 (35.0)	60 (100.0)		
窃 盗	捜査協力の負担	感 じ た	19 (95.0)	1 (5.0)	20 (100.0)	f 0.021	*
		感じなかった	25 (65.8)	13 (34.2)	38 (100.0)		
	合計		44 (75.9)	14 (24.1)	58 (100.0)		
詐 欺 等	捜査協力の負担	感 じ た	23 (76.7)	7 (23.3)	30 (100.0)	0.535	
		感じなかった	28 (70.0)	12 (30.0)	40 (100.0)		
	合計		51 (72.9)	19 (27.1)	70 (100.0)		
強 盗	捜査協力の負担	感 じ た	37 (69.8)	16 (30.2)	53 (100.0)	0.983	
		感じなかった	16 (69.6)	7 (30.4)	23 (100.0)		
	合計		53 (69.7)	23 (30.3)	76 (100.0)		
恐 喝	捜査協力の負担	感 じ た	27 (81.8)	6 (18.2)	33 (100.0)	0.492	
		感じなかった	29 (87.9)	4 (12.1)	33 (100.0)		
	合計		56 (84.8)	10 (15.2)	66 (100.0)		
強 姦	捜査協力の負担	感 じ た	37 (97.4)	1 (2.6)	38 (100.0)	f 1.000	
		感じなかった	13 (100.0)	—	13 (100.0)		
	合計		50 (98.0)	1 (2.0)	51 (100.0)		
強制わいせつ	捜査協力の負担	感 じ た	29 (96.7)	1 (3.3)	30 (100.0)	f 0.128	
		感じなかった	14 (82.4)	3 (17.6)	17 (100.0)		
	合計		43 (91.5)	4 (8.5)	47 (100.0)		

注 1 「捜査協力の負担」は、「どちらともいえない」を分析から除外した。

2 () 内は、構成比である。

3 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

4 「判定」欄の「*」は、有意水準 5 % 以下で有意差が見られることを示す。

表 3-48 は、全罪種について、「捜査協力の負担」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。

全罪種について、統計的に有意な関連は認められず、「捜査協力の負担」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に、何らかの傾向を見いだすことはできなかった。

表3-48 捜査協力の負担と加害者に対する気持ちの変化

罪 種			加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
			前よりも、許 すことがで きないとい う気持ちが 強くなった	前よりも、許 すことがで きないとい う気持ちが 強くなった	ずっと、許 すことがで きないと思 っている	前から、許 すことがで きないと思 っていた		P 値	判定
殺 人 等	捜査協力の 負担	感 じ た	19 (48.7)	1 (2.6)	18 (46.2)	1 (2.6)	39 (100.0)	0.804	
		感じなかった	12 (33.3)	1 (2.8)	22 (61.1)	1 (2.8)	36 (100.0)		
	合計		31 (41.3)	2 (2.7)	40 (53.3)	2 (2.7)	75 (100.0)		
業 過 致 死	捜査協力の 負担	感 じ た	12 (42.9)	7 (25.0)	8 (28.6)	1 (3.6)	28 (100.0)	0.639	
		感じなかった	13 (31.0)	9 (21.4)	17 (40.5)	3 (7.1)	42 (100.0)		
	合計		25 (35.7)	16 (22.9)	25 (35.7)	4 (5.7)	70 (100.0)		
傷 害 等	捜査協力の 負担	感 じ た	6 (27.3)	3 (13.6)	11 (50.0)	2 (9.1)	22 (100.0)	0.829	
		感じなかった	14 (34.1)	4 (9.8)	21 (51.2)	2 (4.9)	41 (100.0)		
	合計		20 (31.7)	7 (11.1)	32 (50.8)	4 (6.3)	63 (100.0)		
業 過 傷	捜査協力の 負担	感 じ た	5 (35.7)	1 (7.1)	2 (14.3)	6 (42.9)	14 (100.0)	0.067	
		感じなかった	17 (30.9)	14 (25.5)	16 (29.1)	8 (14.5)	55 (100.0)		
	合計		22 (31.9)	15 (21.7)	18 (26.1)	14 (20.3)	69 (100.0)		
窃 盗	捜査協力の 負担	感 じ た	3 (11.1)	7 (25.9)	15 (55.6)	2 (7.4)	27 (100.0)	0.610	
		感じなかった	5 (12.5)	11 (27.5)	17 (42.5)	7 (17.5)	40 (100.0)		
	合計		8 (11.9)	18 (26.9)	32 (47.8)	9 (13.4)	67 (100.0)		
詐 欺 等	捜査協力の 負担	感 じ た	11 (34.4)	8 (25.0)	11 (34.4)	2 (6.3)	32 (100.0)	0.938	
		感じなかった	12 (27.9)	11 (25.6)	17 (39.5)	3 (7.0)	43 (100.0)		
	合計		23 (30.7)	19 (25.3)	28 (37.3)	5 (6.7)	75 (100.0)		
強 盗	捜査協力の 負担	感 じ た	6 (12.8)	13 (27.7)	24 (51.1)	4 (8.5)	47 (100.0)	0.781	
		感じなかった	3 (11.1)	10 (37.0)	13 (48.1)	1 (3.7)	27 (100.0)		
	合計		9 (12.2)	23 (31.1)	37 (50.0)	5 (6.8)	74 (100.0)		
恐 喝	捜査協力の 負担	感 じ た	6 (19.4)	6 (19.4)	19 (61.3)	—	31 (100.0)	0.379	
		感じなかった	3 (9.4)	4 (12.5)	24 (75.0)	1 (3.1)	32 (100.0)		
	合計		9 (14.3)	10 (15.9)	43 (68.3)	1 (1.6)	63 (100.0)		
強 姦	捜査協力の 負担	感 じ た	8 (21.6)	1 (2.7)	27 (73.0)	1 (2.7)	37 (100.0)	1.000	
		感じなかった	3 (21.4)	1 (7.1)	10 (71.4)	—	14 (100.0)		
	合計		11 (21.6)	2 (3.9)	37 (72.5)	1 (2.0)	51 (100.0)		
強制わいせつ	捜査協力の 負担	感 じ た	4 (11.1)	5 (13.9)	27 (75.0)	—	36 (100.0)	0.548	
		感じなかった	4 (22.2)	3 (16.7)	11 (61.1)	—	18 (100.0)		
	合計		8 (14.8)	8 (14.8)	38 (70.4)	—	54 (100.0)		

注 1 表3-47の注1に同じ。
 2 () 内は、構成比である。
 3 「P 値」は、モンテカルロ法による。

(イ) 証人出廷の負担

表3-49は、全罪種について、「証人出廷の負担」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

証人として出廷した被害者等の94.3%が、「許すことができない」を選択しており、業過致死、強盗及び恐喝以外の7罪種では、「許すことができる」を選択した被害者等がいなかったため、「(証人出廷の負担を) 感じた」「感じなかった」の両者で、「加害者に対する気持ち」に違いが生じているかを統計的に分析することができなかった。

表3-49 証人出廷の負担と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことが できない	許すことが できる		P 値	判 定
殺 人 等	証人出廷の負担	感 じ た	12 (100.0)	—	12 (100.0)	—	
		感じなかった	17 (100.0)	—	17 (100.0)		
	合計		29 (100.0)	—	29 (100.0)		
業 過 致 死	証人出廷の負担	感 じ た	10 (90.9)	1 (9.1)	11 (100.0)	1.000	
		感じなかった	12 (92.3)	1 (7.7)	13 (100.0)		
	合計		22 (91.7)	2 (8.3)	24 (100.0)		
傷 害 等	証人出廷の負担	感 じ た	8 (100.0)	—	8 (100.0)	—	
		感じなかった	5 (100.0)	—	5 (100.0)		
	合計		13 (100.0)	—	13 (100.0)		
業 過 傷	証人出廷の負担	感 じ た	1 (100.0)	—	1 (100.0)	—	
		感じなかった	4 (100.0)	—	4 (100.0)		
	合計		5 (100.0)	—	5 (100.0)		
窃 盗	証人出廷の負担	感 じ た	2 (100.0)	—	2 (100.0)	—	
		感じなかった	2 (100.0)	—	2 (100.0)		
	合計		4 (100.0)	—	4 (100.0)		
詐 欺 等	証人出廷の負担	感 じ た	1 (100.0)	—	1 (100.0)	—	
		感じなかった	5 (100.0)	—	5 (100.0)		
	合計		6 (100.0)	—	6 (100.0)		
強 盗	証人出廷の負担	感 じ た	10 (90.9)	1 (9.1)	11 (100.0)	0.396	
		感じなかった	2 (66.7)	1 (33.3)	3 (100.0)		
	合計		12 (85.7)	2 (14.3)	14 (100.0)		
恐 喝	証人出廷の負担	感 じ た	5 (71.4)	2 (28.6)	7 (100.0)	0.569	
		感じなかった	7 (87.5)	1 (12.5)	8 (100.0)		
	合計		12 (80.0)	3 (20.0)	15 (100.0)		
強 姦	証人出廷の負担	感 じ た	7 (100.0)	—	7 (100.0)	—	
		感じなかった	1 (100.0)	—	1 (100.0)		
	合計		8 (100.0)	—	8 (100.0)		
強制わいせつ	証人出廷の負担	感 じ た	5 (100.0)	—	5 (100.0)	—	
		感じなかった	—	—	—		
	合計		5 (100.0)	—	5 (100.0)		

注 1 「証人出廷の負担」は、「どちらともいえない」を分析から除外した。

2 () 内は、構成比である。

3 「P 値」は、フィッシャーの直接確率検定による。

4 「P 値」欄の「—」は、 χ^2 検定ができなかったことを示す。

表 3－50は、全罪種について、「証人出廷の負担」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。

もともと証人として出廷した被害者等が少なかったため、統計的分析が困難であり、何らかの傾向を見いだすことはできなかった。

表3-50 証人出廷の負担と加害者に対する気持ちの変化

罪 種			加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
			前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった	ずっと、許すことができないと思っている	前から、許すことができると思っていた		P 値	判定
殺 人 等	証人出廷の負担	感 じ た	7 (58.3)	—	5 (41.7)	—	12 (100.0)	m 1.000	
		感じなかった	8 (50.0)	1 (6.3)	7 (43.8)	—	16 (100.0)		
	合計		15 (53.6)	1 (3.6)	12 (42.9)	—	28 (100.0)		
業 過 致 死	証人出廷の負担	感 じ た	6 (50.0)	—	5 (41.7)	1 (8.3)	12 (100.0)	m 1.000	
		感じなかった	7 (53.8)	1 (7.7)	5 (38.5)	—	13 (100.0)		
	合計		13 (52.0)	1 (4.0)	10 (40.0)	1 (4.0)	25 (100.0)		
傷 害 等	証人出廷の負担	感 じ た	5 (55.6)	1 (11.1)	3 (33.3)	—	9 (100.0)	m 1.000	
		感じなかった	2 (40.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	—	5 (100.0)		
	合計		7 (50.0)	2 (14.3)	5 (35.7)	—	14 (100.0)		
業 過 傷	証人出廷の負担	感 じ た	2 (66.7)	—	—	1 (33.3)	3 (100.0)	m 1.000	
		感じなかった	3 (75.0)	—	1 (25.0)	—	4 (100.0)		
	合計		5 (71.4)	—	1 (14.3)	1 (14.3)	7 (100.0)		
窃 盗	証人出廷の負担	感 じ た	—	2 (66.7)	1 (33.3)	—	3 (100.0)	f 0.400	
		感じなかった	—	—	2 (100.0)	—	2 (100.0)		
	合計		—	2 (40.0)	3 (60.0)	—	5 (100.0)		
詐 欺 等	証人出廷の負担	感 じ た	1 (100.0)	—	—	—	1 (100.0)	m 1.000	
		感じなかった	3 (75.0)	—	1 (25.0)	—	4 (100.0)		
	合計		4 (80.0)	—	1 (20.0)	—	5 (100.0)		
強 盗	証人出廷の負担	感 じ た	4 (36.4)	2 (18.2)	5 (45.5)	—	11 (100.0)	m 0.691	
		感じなかった	—	1 (50.0)	1 (50.0)	—	2 (100.0)		
	合計		4 (30.8)	3 (23.1)	6 (46.2)	—	13 (100.0)		
恐 喝	証人出廷の負担	感 じ た	1 (16.7)	2 (33.3)	3 (50.0)	—	6 (100.0)	m 0.753	
		感じなかった	1 (11.1)	1 (11.1)	7 (77.8)	—	9 (100.0)		
	合計		2 (13.3)	3 (20.0)	10 (66.7)	—	15 (100.0)		
強 姦	証人出廷の負担	感 じ た	3 (37.5)	1 (12.5)	4 (50.0)	—	8 (100.0)	m 1.000	
		感じなかった	—	—	1 (100.0)	—	1 (100.0)		
	合計		3 (33.3)	1 (11.1)	5 (55.6)	—	9 (100.0)		
強制わいせつ	証人出廷の負担	感 じ た	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	—	5 (100.0)	—	
		感じなかった	—	—	—	—	—		
	合計		3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	—	5 (100.0)		

注 1 表3-49の注1に同じ。

2 () 内は、構成比である。

3 「P 値」欄の、「f」はフィッシャーの直接確率検定によることを、「m」はモンテカルロ法によることを、「—」は χ^2 検定ができなかったことを、それぞれ示す。

カ 裁判結果その他の情報の認識等と被害感情との関連

表3-51は、全罪種について、「裁判結果の評価」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

業過致死、傷害等、業過傷、詐欺等（いずれも $p < 0.01$ ）及び強盗（ $p < 0.05$ ）の5罪種において、「裁判結果の評価」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が認められた。

そこで、この5罪種について残差分析を行ったところ、いずれの罪種においても、「（裁判結果について）軽すぎると思っている」と回答した者では、「許すことができない」とするものの比率が高く、「許すことができる」とするものの比率が低くなっている。また、業過致死及び傷害等では、「適当であると思っている」と回答した者では、「許すことができる」とするものの比率が高く、「許すことができない」とするものの比率が低くなっている。

表 3-51 裁判結果の評価と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことが できない	許すことが できる		P 値	判 定
殺 人 等	裁判結果の評価	適当であると思 っている	4 (100.0)	—	4 (100.0)	0.180	
		軽すぎると 思っている	62 (100.0)	—	62 (100.0)		
		わからない	9 (90.0)	1 (10.0)	10 (100.0)		
	合計		75 (98.7)	1 (1.3)	76 (100.0)		
業 過 致 死	裁判結果の評価	適当であると思 っている	6 (42.9) [-4.6]	8 (57.1) [4.6]	14 (100.0)	0.000	**
		軽すぎると 思っている	48 (100.0) [5.8]	— [-5.8]	48 (100.0)		
		わからない	2 (40.0) [-2.7]	3 (60.0) [2.7]	5 (100.0)		
	合計		56 (83.6)	11 (16.4)	67 (100.0)		
傷 害 等	裁判結果の評価	適当であると思 っている	6 (60.0) [-2.8]	4 (40.0) [2.8]	10 (100.0)	0.004	**
		軽すぎると 思っている	25 (100.0) [2.9]	— [-2.9]	25 (100.0)		
		わからない	8 (80.0) [-0.7]	2 (20.0) [0.7]	10 (100.0)		
	合計		39 (86.7)	6 (13.3)	45 (100.0)		
業 過 傷	裁判結果の評価	適当であると思 っている	4 (40.0) [-1.9]	6 (60.0) [1.9]	10 (100.0)	0.003	**
		軽すぎると 思っている	11 (100.0) [3.3]	— [-3.3]	11 (100.0)		
		わからない	2 (33.3) [-1.7]	4 (66.7) [1.7]	6 (100.0)		
	合計		17 (63.0)	10 (37.0)	27 (100.0)		
窃 盗	裁判結果の評 価	適当であると思 っている	2 (100.0)	—	2 (100.0)	0.062	
		軽すぎると 思っている	8 (100.0)	—	8 (100.0)		
		わからない	3 (50.0)	3 (50.0)	6 (100.0)		
	合計		13 (81.3)	3 (18.8)	16 (100.0)		

詐欺等	裁判結果の評価	適当であると思っている	7 (70.0) [-1.0]	3 (30.0) [1.0]	10 (100.0)	0.008	**
		軽すぎると思っている	21 (95.5) [2.7]	1 (4.5) [-2.7]	22 (100.0)		
		わからない	2 (40.0) [-2.5]	3 (60.0) [2.5]	5 (100.0)		
		合計	30 (81.1)	7 (18.9)	37 (100.0)		
強盗	裁判結果の評価	適当であると思っている	15 (75.0) [-0.4]	5 (25.0) [0.4]	20 (100.0)	0.044	*
		軽すぎると思っている	13 (100.0) [2.3]	— (—) [-2.3]	13 (100.0)		
		わからない	7 (58.3) [-1.9]	5 (41.7) [1.9]	12 (100.0)		
		合計	35 (77.8)	10 (22.2)	45 (100.0)		
恐喝	裁判結果の評価	適当であると思っている	6 (75.0)	2 (25.0)	8 (100.0)	0.655	
		軽すぎると思っている	10 (83.3)	2 (16.7)	12 (100.0)		
		わからない	5 (100.0)	—	5 (100.0)		
		合計	21 (84.0)	4 (16.0)	25 (100.0)		
強姦	裁判結果の評価	適当であると思っている	7 (100.0)	—	7 (100.0)	0.358	
		軽すぎると思っている	30 (100.0)	—	30 (100.0)		
		わからない	9 (90.0)	1 (10.0)	10 (100.0)		
		合計	46 (97.9)	1 (2.1)	47 (100.0)		
強制わいせつ	裁判結果の評価	適当であると思っている	5 (100.0)	—	5 (100.0)	0.131	
		軽すぎると思っている	13 (100.0)	—	13 (100.0)		
		わからない	7 (77.8)	2 (22.2)	9 (100.0)		
		合計	25 (92.6)	2 (7.4)	27 (100.0)		

注 1 「裁判結果の評価」は、「重すぎると思っている」を選択した被害者等は1名であったので、分析から除外した。

2 () 内は構成比を示し，[] 内は調整済残差を示す。

3 「P 値」は，モンテカルロ法による。

4 「判定」欄の，「*」は有意水準5%以下，「**」は有意水準1%以下で，それぞれ有意差が見られることを示す。

5 部分（調整済残差）は，有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表3-52は、全罪種について、「裁判結果の評価」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。

殺人等 ($p<0.05$) 業過致死 ($p<0.01$)、傷害等 ($p<0.01$)、業過傷 $p<0.01$) 及び強制わいせつ ($p<0.05$) の5罪種において、「裁判結果の評価」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が認められた。

そこで、この5罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変わったものに注目してみると、傷害等及び業過傷において、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した被害者等は、「軽すぎると思っている」場合に有意に多く、「適当であると思っている」又は「わからない」で有意に少なくなっている。殺人等、業過致死、傷害等、業過傷、及び強制わいせつにおいて、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した被害者等は、「軽すぎると思っている」場合に有意に少なく、「適当であると思っている」場合に有意に多くなっている。ただし、もともと「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した被害者等の数が少ないため、統計的に有意な関連は認められたものの、この結果から何らかの傾向を見いだすことは適当ではないと考えられる。

表 3-52 裁判結果の評価と加害者に対する気持ちの変化

罪 種			加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
			前よりも、許 すことができ ないという気 持ちは強く なった	前よりも、許 すことができ ないという気 持ちは強くな った	ずっと、許す ことができな いと思ってい る	前から、許す ことができ ると思ってい た		P 値	判定
殺 人 等	裁判結果の 評価	適当であると思 っている	1 (25.0) [-0.8]	1 (25.0) [2.8]	2 (50.0) [-0.2]	—	4 (100.0)	0.044	*
		軽すぎると 思っている	27 (45.0) [0.6]	— [-3.0]	33 (55.0) [0.3]	—	60 (100.0)		
		わからない	4 (40.0) [-0.2]	1 (10.0) [1.5]	5 (50.0) [-0.3]	—	10 (100.0)		
	合計		32 (43.2)	2 (2.7)	40 (54.1)	—	74 (100.0)		
業 過 致 死	裁判結果の 評価	適当であると思 っている	3 (23.1) [-1.9]	7 (53.8) [5.2]	2 (15.4) [-1.8]	1 (7.7) [0.6]	13 (100.0)	0.000	**
		軽すぎると 思っている	23 (48.9) [0.7]	1 (2.1) [-3.8]	23 (48.9) [3.0]	— [-2.7]	47 (100.0)		
		わからない	5 (71.4) [1.4]	— [-1.0]	— [-2.2]	2 (28.6) [3.3]	7 (100.0)		
	合計		31 (46.3)	8 (11.9)	25 (37.3)	3 (4.5)	67 (100.0)		
傷 害 等	裁判結果の 評価	適当であると思 っている	— [-2.6]	2 (22.2) [0.9]	5 (55.6) [0.9]	2 (22.2) [2.1]	9 (100.0)	0.006	**
		軽すぎると 思っている	15 (60.0) [3.4]	1 (4.0) [-2.1]	9 (36.0) [-0.9]	— [-2.0]	25 (100.0)		
		わからない	2 (18.2) [-1.5]	3 (27.3) [1.6]	5 (45.5) [0.2]	1 (9.1) [0.4]	11 (100.0)		
	合計		17 (37.8)	6 (13.3)	19 (42.2)	3 (6.7)	45 (100.0)		
業 過 傷	裁判結果の 評価	適当であると思 っている	3 (25.0) [0.1]	5 (41.7) [0.8]	1 (8.3) [-1.6]	3 (25.0) [0.8]	12 (100.0)	0.007	**
		軽すぎると 思っている	5 (50.0) [2.3]	— [-2.7]	5 (50.0) [2.3]	— [-1.8]	10 (100.0)		
		わからない	— [-2.3]	6 (54.5) [1.8]	2 (18.2) [-0.6]	3 (27.3) [1.0]	11 (100.0)		
	合計		8 (24.2)	11 (33.3)	8 (24.2)	6 (18.2)	33 (100.0)		

窃 盗	裁判結果の 評価	適当であると思 っている	—	—	2 (100.0)	—	2 (100.0)	0.077	
		軽すぎると 思っている	3 (30.0)	1 (10.0)	6 (60.0)	—	10 (100.0)		
		わからない	—	4 (66.7)	2 (33.3)	—	6 (100.0)		
		合計	3 (16.7)	5 (27.8)	10 (55.6)	—	18 (100.0)		
詐 欺 等	裁判結果の 評価	適当であると思 っている	4 (36.4)	4 (36.4)	3 (27.3)	—	11 (100.0)	0.096	
		軽すぎると 思っている	10 (47.6)	1 (4.8)	9 (42.9)	1 (4.8)	21 (100.0)		
		わからない	2 (28.6)	4 (57.1)	1 (14.3)	—	7 (100.0)		
		合計	16 (41.0)	9 (23.1)	13 (33.3)	1 (2.6)	39 (100.0)		
強 盗	裁判結果の 評価	適当であると思 っている	3 (13.6)	8 (36.4)	10 (45.5)	1 (4.5)	22 (100.0)	0.326	
		軽すぎると 思っている	2 (15.4)	1 (7.7)	10 (76.9)	—	13 (100.0)		
		わからない	2 (20.0)	4 (40.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	10 (100.0)		
		合計	7 (15.6)	13 (28.9)	23 (51.1)	2 (4.4)	45 (100.0)		
恐 喝	裁判結果の 評価	適当であると思 っている	1 (11.1)	1 (11.1)	6 (66.7)	1 (11.1)	9 (100.0)	0.674	
		軽すぎると 思っている	4 (33.3)	2 (16.7)	6 (50.0)	—	12 (100.0)		
		わからない	1 (20.0)	—	4 (80.0)	—	5 (100.0)		
		合計	6 (23.1)	3 (11.5)	16 (61.5)	1 (3.8)	26 (100.0)		
強 姦	裁判結果の 評価	適当であると思 っている	2 (18.2)	1 (9.1)	8 (72.7)	—	11 (100.0)	0.780	
		軽すぎると 思っている	5 (17.2)	2 (6.9)	22 (75.9)	—	29 (100.0)		
		わからない	2 (18.2)	1 (9.1)	7 (63.6)	1 (9.1)	11 (100.0)		
		合計	9 (17.6)	4 (7.8)	37 (72.5)	1 (2.0)	51 (100.0)		
強制わいせつ	裁判結果の 評価	適当であると思 っている	3 (50.0) [1.5]	2 (33.3) [1.3]	1 (16.7) [−2.3]	—	6 (100.0)	0.022	*
		軽すぎると 思っている	2 (13.3) [−1.5]	— [−2.4]	13 (86.7) [3.1]	—	15 (100.0)		
		わからない	3 (30.0) [0.4]	3 (30.0) [1.4]	4 (40.0) [−1.4]	—	10 (100.0)		
		合計	8 (25.8)	5 (16.1)	18 (58.1)	—	31 (100.0)		

注 1 表3-51の注1に同じ。

2 () 内は構成比を示し, [] 内は調整済残差を示す。

3 「P値」は、モンテカルロ法による。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 部分の、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

キ 民事裁判提起状況と被害感情との関連

表 3-53 は、全罪種について、「民事裁判提起状況」と「加害者に対する気持ち」との関連を示したものである。

業過傷 ($p < 0.01$), 詐欺等 ($p < 0.01$) において、「民事裁判提起状況」と「加害者に対する気持ち」との間に有意な関連が見られ、「(民事裁判を) 起こした又は今後起こす予定」である場合は、「許すことができない」を選択した者が有意に多くなり、逆に「起こしていない」場合は、「許すことができる」を選択した者が有意に少なくなっている。統計的に有意な関連は認められなかったものの、殺人等、業過致死、傷害等及び窃盗でも同様の傾向が認められた。

表3-53 民事裁判提起状況と加害者に対する気持ち

罪 種			加害者に対する気持ち		合 計	検定の結果	
			許すことが できない	許すことが できる		P 値	判 定
殺 人 等	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	27 (100.0)	—	27 (100.0)	f 0.573	
		起こしていない	67 (94.4)	4 (5.6)	71 (100.0)		
	合計		94 (95.9)	4 (4.1)	98 (100.0)		
業 過 致 死	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	23 (88.5)	3 (11.5)	26 (100.0)	0.075	
		起こしていない	54 (71.1)	22 (28.9)	76 (100.0)		
	合計		77 (75.5)	25 (24.5)	102 (100.0)		
傷 害 等	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	19 (95.0)	1 (5.0)	20 (100.0)	f 0.437	
		起こしていない	52 (85.2)	9 (14.8)	61 (100.0)		
	合計		71 (87.7)	10 (12.3)	81 (100.0)		
業 過 傷	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	11 (100.0)	—	11 (100.0)	f 0.002	* *
		起こしていない	36 (52.2)	33 (47.8)	69 (100.0)		
	合計		47 (58.8)	33 (41.3)	80 (100.0)		
窃 盗	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	3 (100.0)	—	3 (100.0)	f 0.549	
		起こしていない	56 (67.5)	27 (32.5)	83 (100.0)		
	合計		59 (68.6)	27 (31.4)	86 (100.0)		
詐 欺 等	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	16 (100.0)	—	16 (100.0)	f 0.009	* *
		起こしていない	45 (69.2)	20 (30.8)	65 (100.0)		
	合計		61 (75.3)	20 (24.7)	81 (100.0)		
強 盗	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	—	—	—	—	
		起こしていない	63 (73.3)	23 (26.7)	86 (100.0)		
	合計		63 (73.3)	23 (26.7)	86 (100.0)		
恐 喝	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	5 (71.4)	2 (28.6)	7 (100.0)	f 0.219	
		起こしていない	63 (88.7)	8 (11.3)	71 (100.0)		
	合計		68 (87.2)	10 (12.8)	78 (100.0)		
強 姦	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	9 (90.0)	1 (10.0)	10 (100.0)	f 0.282	
		起こしていない	55 (98.2)	1 (1.8)	56 (100.0)		
	合計		64 (97.0)	2 (3.0)	66 (100.0)		
強制わいせつ	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	6 (85.7)	1 (14.3)	7 (100.0)	f 0.423	
		起こしていない	46 (93.9)	3 (6.1)	49 (100.0)		
	合計		52 (92.9)	4 (7.1)	56 (100.0)		

注 1 「民事裁判提起状況」は、「起こした」及び「今後起こす予定である」をまとめて「起こした又は今後起こす予定」とし、「起こしておらず、今後も起こすつもりはない」及び「起こしていないが、今後はわからない」を「起こしていない」とし、「その他」は分析から除外した。

2 () 内は、構成比である。

3 「P 値」欄の、「f」はフィッシャーの直接確率検定によることを示し、「—」は χ^2 検定ができなかったことを示す。

4 「判定」欄の、「*」は有意水準 5 % 以下で、「**」は有意水準 1 % 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

表3-54は、全罪種について、「民事裁判提起状況」と「加害者に対する気持ちの変化」との関連を示したものである。

傷害等 ($p<0.05$)、業過傷 ($p<0.05$)、詐欺等 ($p<0.01$) において、「民事裁判提起状況」と「加害者に対する気持ちの変化」との間に有意な関連が見られた。

そこで、この3罪種について残差分析を行い、「加害者に対する気持ちの変化」のうち気持ちが変わったものに着目してみると、傷害等、業過傷及び詐欺のいずれにおいても、「前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった」を選択した者は、「起こした又は今後起こす予定」で有意に多く、「起こしていない」で有意に少なくなっている。また、詐欺等では、「前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった」を選択した者は、「起こした又は今後起こす予定」で有意に多く、「起こしていない」で有意に少なくなっている。

「起こした又は今後起こす予定」と回答した被害者等は、被害感情が厳しい傾向が認められた。これは、ある意味で当然予想されうる結果であろう。「第2の4(5)民事訴訟の提起状況とその理由」からも分かるとおり、被害者等は、「損害を取り戻したいから」あるいは「加害者に謝罪や反省を求めるため」民事裁判を提起しているのである。換言すれば、謝罪、示談、賠償金支払がない場合に、民事裁判を提起しているのであり、そのような場合は当然被害感情も悪くなっており、民事裁判提起と被害感情とは、本来密接に関連しているものと考えられる。

表3-54 民事裁判提起状況と加害者に対する気持ちの変化

罪 種			加害者に対する気持ちの変化				合 計	検定の結果	
			前よりも、許 すことができ ないという気 持ちは強く なった	前よりも、許 すことができ るという気持 ちが強くなっ た	ずっと、許す ことができな いと思ってい る	前から、許す ことができる と思っていた		P 値	判定
殺 人 等	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	12 (46.2)	—	13 (50.0)	1 (3.8)	26 (100.0)	0.404	
		起こしていない	25 (35.7)	4 (5.7)	40 (57.1)	1 (1.4)	70 (100.0)		
	合計	37 (38.5)	4 (4.2)	53 (55.2)	2 (2.1)	96 (100.0)			
業 過 致 死	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	10 (38.5)	3 (11.5)	13 (50.0)	—	26 (100.0)	0.108	
		起こしていない	24 (29.3)	21 (25.6)	29 (35.4)	8 (9.8)	82 (100.0)		
	合計	34 (31.5)	24 (22.2)	42 (38.9)	8 (7.4)	108 (100.0)			
傷 害 等	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	11 (61.1) [2.9]	— [−1.7]	5 (27.8) [−2.1]	2 (11.1) [1.0]	18 (100.0)	0.010	*
		起こしていない	15 (24.2) [−2.9]	9 (14.5) [1.7]	35 (56.5) [2.1]	3 (4.8) [−1.0]	62 (100.0)		
	合計	26 (32.5)	9 (11.3)	40 (50.0)	5 (6.3)	80 (100.0)			
業 過 傷	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	8 (66.7) [3.0]	1 (8.3) [−1.5]	3 (25.0) [0.1]	— [−1.9]	12 (100.0)	0.010	*
		起こしていない	20 (24.4) [−3.0]	24 (29.3) [1.5]	19 (23.2) [−0.1]	19 (23.2) [1.9]	82 (100.0)		
	合計	28 (29.8)	25 (26.6)	22 (23.4)	19 (20.2)	94 (100.0)			
窃 盗	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	—	—	3 (100.0)	—	3 (100.0)	0.311	
		起こしていない	8 (8.6)	27 (29.0)	40 (43.0)	18 (19.4)	93 (100.0)		
	合計	8 (8.3)	27 (28.1)	43 (44.8)	18 (18.8)	96 (100.0)			
詐 欺 等	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	11 (64.7) [3.7]	1 (5.9) [−2.2]	5 (29.4) [−0.9]	— [−1.1]	17 (100.0)	0.002	**
		起こしていない	14 (19.4) [−3.7]	23 (31.9) [2.2]	30 (41.7) [0.9]	5 (6.9) [1.1]	72 (100.0)		
	合計	25 (28.1)	24 (27.0)	35 (39.3)	5 (5.6)	89 (100.0)			
強 盗	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	—	—	—	—	—	—	
		起こしていない	13 (14.6)	27 (30.3)	46 (51.7)	3 (3.4)	89 (100.0)		
	合計	13 (14.6)	27 (30.3)	46 (51.7)	3 (3.4)	89 (100.0)			
恐 喝	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	1 (12.5)	3 (37.5)	4 (50.0)	—	8 (100.0)	0.278	
		起こしていない	8 (11.6)	8 (11.6)	51 (73.9)	2 (2.9)	69 (100.0)		
	合計	9 (11.7)	11 (14.3)	55 (71.4)	2 (2.6)	77 (100.0)			
強 姦	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	—	2 (18.2)	9 (81.8)	—	11 (100.0)	0.252	
		起こしていない	14 (24.1)	3 (5.2)	40 (69.0)	1 (1.7)	58 (100.0)		
	合計	14 (20.3)	5 (7.2)	49 (71.0)	1 (1.4)	69 (100.0)			
強制わいせつ	民事裁判 提起状況	起こした又は 今後起こす予定	1 (11.1)	2 (22.2)	6 (66.7)	—	9 (100.0)	0.847	
		起こしていない	8 (14.8)	7 (13.0)	39 (72.2)	—	54 (100.0)		
	合計	9 (14.3)	9 (14.3)	45 (71.4)	—	63 (100.0)			

注 1 表3-53の注1に同じ。

2 () 内は構成比を示し、[]内は調整済残差を示す。

3 「P値」は、モンテカルロ法による。

4 「P値」欄の「—」は、 χ^2 検定ができなかったことを示す。

5 「判定」欄の、「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 部分部分は、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

ク 被害感情に関連する要因についての若干の考察

被害者等の被害感情に関連する要因について、要因ごとに分析してきた結果を取りまとめたものが、表3-55である。

強姦及び強制わいせつにおいては、統計的に有意な関連の認められた要因は皆無であり、殺人等、傷害等、窃盗及び恐喝においても、そのような要因は極めて少ない。しかし、業過致死、業過傷、詐欺等及び強盗においては、「事件発生から調査までの経過期間」、「精神的影響の有無及び内容」、「生活面への影響の有無及び内容」、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金の全額支払の有無」及び「裁判結果の評価」等の要因を中心に、有意な関連のある要因がかなり認められることが分かる。

なお、民事裁判提起状況については、業過傷及び詐欺等において、統計的に有意な関連が認められたが、民事裁判を起こしたかどうかで被害感情が影響されるというよりはむしろ、「許すことができない」という気持ちだが、民事裁判の提起状況に影響すると考えられるので、「民事裁判の提起状況」が説明変数ではなく、「被害感情」の方が説明変数であると考えられるべきものであろう。

(2) 被害感情に関連する要因についての総合的分析

これまでは、被害者等の被害感情に関連する要因について、要因ごとに分析してきたが、被害者等の被害感情は、一つの要因によって決定付けられるものではなく、幾つかの要因が重なりあい、又は相互作用によって決定付けられるものであると考えられる。

そこで、ロジスティック回帰分析のステップワイズ法（変数増加法）という手法6を用いて、予測式（回帰式）に投入した説明変数の中から、被害者等の被害感情（加害者に対する気持ち）を最も効果的に説明できる変数のモデルを構築し、被害感情を決定付ける要因を探ることとした。

回帰式に投入する際に選択した変数は、「事件発生から調査までの経過期間」、「被害額」、「精神的影響の有無」及び「精神的影響の内容」、「生活面への影響の有無」及び「生活面への影響の内容」、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」並びに「賠償金全額支払の有無」の中から、原則として、その罪種において統計的に有意な関連が認められたものを選択した。なお、「裁判結果の評価」については、5罪種において統計的に有意な関連が認められた変数であるが、もともと、裁判結果を知っているという回答者の一部が対象であること等から、変数として投入することは適当でないと考えられたため、選択しなかった。

また、「精神的影響の有無」又は「生活面への影響の有無」の変数と、それぞれの「影響の内容」の変数の双方を変数として投入すると重複するため、「影響の内容」の変数について統計的に有意な関連が認められた場合には、その変数を投入し、「影響の内容」は統計的に有意な関連が認められなかったものの、「影響の有無」で統計的に有意な関連が認められた場合にのみ、「影響の有無」の変数を投入した。

さらに、「謝罪の有無」及び「賠償金全額支払の有無」は、前記(1)エ(イ)で見たとおり、連関がそれほど強いわけではないため、「謝罪の有無」又は「賠償金全額支払の有無」の少なくともいずれかで統計的に有意な関連が認められた場合は、『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」という、これらの変数が共に存在する場合にも効果のある変数も加えてみた。

ア 罪種別のロジスティック回帰式

(ア) 殺人等

殺人等においては、これまでの分析結果から、「(回答者の)年齢」しか統計的に有意な関連が認められなかったため、さらに有意水準5%以下では統計的に有意な関連は認められなかった幾つかの変数も投入してみたが、「加害者に対する気持ち」を説明できる適切なモデルは構築できなかった。

(イ) 業過致死

業過致死においては、これまでの分析結果から統計的に有意な関連が認められた、「精神的影響の内容」

表 3-55 被害感情との間に有意な関連が認められた変数一覧

表番号	変数名	殺人等	業過致死	傷害等	業過傷	窃盗	詐欺等	強盗	恐喝	強姦	強姦制 わいせつ
表 3-21	性別		*								
表 3-23	年齢	**			*						
表 3-25	事件発生から調査までの経過期間							*			
表 3-27	傷害の有無										
表 3-29	傷害の程度										
表 3-31	被害額										
表 3-33	精神的影響の有無						**	**			
内容	病気になるったり、精神的に不安定になった		**				*				
	食欲がなくなった				*		*				
	何をする気力もなくなった		**				*				
	人と会いたくなくなった				**						
	夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった		*		**		**				
— 内容	生活面への影響の有無 (影響はない)		*	**	**	**	**	**			
	生活が苦しくなった			*	*		*				
	家庭が暗くなった		**		*						
	仕事や学校を続けられなくなった				*						
	謝罪		*		**		**	**			
表 3-35	示談		**		*		*	*	*		
表 3-38	賠償金支払		*		*	*	*	*	*		
表 3-41	捜査協力の負担				*	*	*	*			
表 3-47	証人出廷の負担					*					
表 3-49	裁判結果の評価		**	**	**		**	*			
表 3-51			**	**	**		**	*			

注 「*」は有意水準 5%以下で、「**」は有意水準 1%以下で、それぞれ有意差が見られた項目を指し、斜線部分は分析から除外した項目を指す。

に関する3項目、「生活面への影響の内容」に関する1項目、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」、及び「『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」の8変数を回帰式に投入した。

表3-56は、業過致死について、採用された説明変数と、その係数、有意確率(P値)及びオッズ比を示したものである。モデルを構築するために採用された変数は、予測式(回帰式)に投入された順に、①「精神的影響の内容(何をする気力もなくなった)」、②「精神的影響の内容(病気になったり、精神的に不安定になった)」、③「『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」、及び④「生活面への影響の内容(家庭が暗くなった)」の4変数である⁷⁾。

「示談成立の有無」は、クロス集計の結果では有意水準1%以下で有意な関連が認められていたにもかかわらず、ロジスティック回帰分析では、有意水準20%であっても採用されなかった。これは、「『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」が「ステップ3」で採用され、この変数の効果が「示談成立の有無」の効果を含んでいたためと考えられる。逆に言えば、「加害者に対する気持ち」は、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」といった単独の要因ではなく、「謝罪の有無」と「賠償金全額支払の有無」の交互作用(たとえば、謝罪だけあり、賠償金が全額は支払われていない場合や、逆に賠償金は全額支払われているが、謝罪はしていない場合ではなく、謝罪があり、かつ賠償金も全額支払われている場合を指す。)で説明した方が当てはまりがよいことがうかがえる。

なお、本回帰式に、業過致死における回答を当てはめてみると、「許すことができない」の95.2%、「許すことができる」の58.3%、合計で84.9%を説明でき、「許すことができる」を比較的良く予測することのできるモデルであるといえる。

(ウ) 傷害等

傷害等においては、これまでの分析結果から、「生活面への影響の内容」に関する1項目しか統計的に有意な関連が認められなかったため、さらに有意水準5%以下では統計的に有意な関連は認められなかった幾つかの変数も投入してみたが、「加害者に対する気持ち」を説明できる適切なモデルは構築できなかった。

(エ) 業過傷

業過傷においては、これまでの分析結果から統計的に有意な関連が認められた、「精神的影響の内容」に関する3項目、「生活面への影響の内容」に関する2項目、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」、及び「『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」の9変数を回帰式に投入した。

表3-57は、業過傷について、採用された説明変数と、その係数、有意確率(P値)及びオッズ比を示したものである。モデルを構築するために採用された変数は、予測式(回帰式)に投入された順に、①「謝罪の有無」、②「生活面への影響の内容(仕事や学校が続けられなくなった)」、③「精神的影響の内容(夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった)」、及び④「精神的影響の内容(人と会いたくなくなった)」の4変数である。

「賠償金全額支払の有無」は、クロス集計の結果では有意水準1%以下で有意な関連が認められていたにもかかわらず、ロジスティック回帰分析では、有意水準20%であっても採用されなかった。これは、「謝罪の有無」が「ステップ1」で採用されたことにより、この変数の効果が「賠償金全額支払の有無」の効果を含んでいたためと考えられる。

なお、本回帰式に、業過傷における回答を当てはめてみると、「許すことができない」の80.0%、「許すことができる」の84.6%、合計で81.8%を説明でき、「許すことができない」「許すことができる」双

方とも説明力が高く、当てはまりのよいモデルであるといえる。

(オ) 窃盗

窃盗においては、これまでの分析結果から統計的に有意な関連が認められた、「精神的影響の有無」、「生活面への影響の有無」、及び「賠償金全額支払の有無」の3変数を回帰式に投入した。

表3-58は、窃盗について、採用された説明変数と、その係数、有意確率(P値)及びオッズ比を示したものである。モデルを構築するために採用された変数は、予測式(回帰式)に投入された順に、①「精神的影響の有無」、②「賠償金全額支払の有無」、及び③「生活面への影響の有無」の3変数である。

なお、本回帰式に、窃盗における回答を当てはめてみると、「許すことができない」の89.6%、「許すことができる」の42.9%、合計で75.4%を説明でき、「許すことができる」でやや当てはまりの悪いモデルであるといえる。

(カ) 詐欺等

詐欺等においては、これまでの分析結果から統計的に有意な関連が認められた、「被害額」、「精神的影響の内容」に関する4項目、「生活面への影響の内容」に関する1項目、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」、及び「『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」の10変数を回帰式に投入した。

表3-59は、詐欺等について、採用された説明変数と、その係数、有意確率(P値)及びオッズ比を示したものである。モデルを構築するために採用された変数は、予測式(回帰式)に投入された順に、①「被害額」及び②「生活面への影響の内容(生活が苦しくなった)」の2変数である。

「謝罪の有無」及び「賠償金全額支払の有無」は、クロス集計の結果では有意水準1%以下で有意な関連が認められていたにもかかわらず、ロジスティック回帰分析では、有意水準20%であっても採用されなかった。これは、「謝罪の有無」及び「賠償金全額支払の有無」よりも、「被害額」及び「生活が苦しくなった」の変数が、モデル構築に対して非常に大きく寄与しているためと考えられる。

なお、本回帰式に、詐欺等における回答を当てはめてみると、「許すことができない」の88.4%、「許すことができる」の80.0%、合計で86.8%を説明でき、「許すことができない」「許すことができる」双方とも説明力が高く、当てはまりのよいモデルであるといえる。

(キ) 強盗

強盗においては、これまでの分析結果から統計的に有意な関連が認められた、「事件発生から調査までの経過期間」、「精神的影響の有無」、「生活面への影響の有無」、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「賠償金全額支払の有無」、及び「『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」の7変数を回帰式に投入した。

表3-60は、強盗について、採用された説明変数と、その係数、有意確率(P値)及びオッズ比を示したものである。モデルを構築するために採用された変数は、予測式(回帰式)に投入された順に、①「示談成立の有無」及び②「事件発生から調査までの経過期間」の2変数である。

クロス集計の結果で有意水準1%以下で有意な関連が認められていた「謝罪の有無」及び「賠償金全額支払の有無」は、「ステップ1」で「示談成立の有無」が採用されたため除去されているが、P値を見る限り、このモデルに採用してもよいと思われる変数である。

なお、本回帰式に、強盗における回答を当てはめてみると、「許すことができない」の88.9%、「許すことができる」の71.4%、合計で84.0%を説明でき、「許すことができない」「許すことができる」双方とも説明力が高く、比較的当てはまりのよいモデルであるといえる。

表 3-56 ロジスティック回帰式（業過致死）

説 明 変 数		係 数	P 値	オッズ比
ステップ	変数名（変数の概要）			
1	精神的影響の内容（何をする気力もなくなった）	2.224	0.015	9.243
2	精神的影響の内容（病気になったり、精神的に不安定になった）	1.646	0.011	5.185
3	謝罪の有無と賠償金全額支払の有無 の交互作用（両方ともあり）	-9.015	0.716	0.000
4	生活面への影響の内容（家庭が暗くなった）	0.905	0.200	2.472
	【定数項】	-2.327		
除 去 された 変 数	賠償金全額支払の有無（賠償金が全額支払われた）		0.257	
	示談成立の有無（示談が成立した）		0.403	
	精神的影響の内容（夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった）		0.576	
	謝罪の有無（謝罪あり）		0.957	

表 3-57 ロジスティック回帰式（業過傷）

説 明 変 数		係 数	P 値	オッズ比
ステップ	変数名（変数の概要）			
1	謝罪の有無（謝罪あり）	-3.184	0.004	0.041
2	生活面への影響の内容（仕事や学校を続けられなくなった）	2.173	0.070	8.786
3	精神的影響の内容（夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった）	2.252	0.060	9.502
4	精神的影響の内容（人と会いたくなくなった）	1.600	0.205	4.952
	【定数項】	-4.950		
除 去 された 変 数	精神的影響の内容（食欲がなくなった）		0.345	
	賠償金全額支払の有無（賠償金が全額支払われた）		0.367	
	謝罪の有無と賠償金全額支払の有無 の交互作用（両方ともあり）		0.665	
	生活面への影響の内容（生活が苦しくなった）		0.763	
	示談成立の有無（示談が成立した）		0.979	

表 3-58 ロジスティック回帰式（窃盗）

説 明 変 数		係 数	P 値	オッズ比
ステップ	変数名（変数の概要）			
1	精神的影響の有無（大きな精神的影響を受けた）	1.290	0.044	3.632
2	賠償金全額支払の有無（全額支払あり）	-0.819	0.174	0.441
3	生活面への影響の有無（影響はない）	-0.821	0.199	0.440
	【定数項】	-0.659		

表 3-59 ロジスティック回帰式（詐欺等）

説 明 変 数		係 数	P 値	オッズ比
ステップ	変数名（変数の概要）			
1	被害額額（100万円を超える）	2.394	0.008	10.962
2	生活面への影響の内容（生活が苦しくなった） 【定数項】	2.229 -4.414	0.053	9.290
除 去 された 変 数	示談成立の有無（示談が成立した）		0.291	
	精神的影響の内容（病気になったり、精神的に不安定になった）		0.332	
	謝罪の有無（謝罪あり）		0.356	
	謝罪の有無と賠償金全額支払の有無 の交互作用（両方ともあり）		0.356	
	精神的影響の内容（夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった）		0.448	
	精神的影響の内容（何をする気力もなくなった）		0.495	
	精神的影響の内容（食欲がなくなった）		0.564	
	賠償金全額支払の有無（全額支払あり）		0.849	

表 3-60 ロジスティック回帰式（強盗）

説 明 変 数		係 数	P 値	オッズ比
ステップ	変数名（変数の概要）			
1	示談成立の有無（示談が成立した）	-3.260	0.000	0.038
2	事件発生から調査までの経過期間（1年6か月を超える） 【定数項】	-1.710 2.168	0.063	0.181
除 去 された 変 数	賠償金全額支払の有無（全額支払あり）		0.145	
	謝罪の有無と賠償金全額支払の有無 の交互作用（両方ともあり）		0.235	
	謝罪の有無（謝罪あり）		0.274	
	精神的影響の有無（大きな精神的影響を受けた）		0.306	
	生活面への影響の有無（影響はない）		0.816	

(ク) 恐喝

恐喝においては、これまでの分析結果から、「示談成立の有無」しか統計的に有意な関連が認められなかったもので、さらに有意水準5%以下では統計的に有意な関連は認められなかった幾つかの変数も投入してみたが、適切なモデルは構築できなかった。

(ケ) 強姦

強姦においては、これまでの分析結果から、統計的に有意な関連が認められた変数を抽出できなかったため、適切なモデルの構築はできなかった。

(コ) 強制わいせつ

強制わいせつにおいても同様に、これまでの分析結果から、統計的に有意な関連が認められた変数が抽出できなかったため、適切なモデルの構築はできなかった。

イ 被害感情に関連する要因に関する若干の考察

被害者等の被害感情（加害者に対する気持ち）を最も効果的に説明できる変数を抽出し、罪種ごとにモデルを構築してみた結果、モデルが構築できたのは、業過致死、業過傷、窃盗、詐欺等及び強盗の5罪種であったが、これらを比べてみると、罪種によって採用された変数はそれぞれ異なっており、被害感情を決定付ける要因は、罪種によって一様でないといえる。

業過致死においては、「何をする気力もなくなった」及び「病気になったり、精神的に不安定になった」という精神的影響の内容が、「許すことができない」という気持ちをかなり決定付ける要因である。このほか、データにばらつきがあるために有意とはいえないものの、本調査におけるデータにおいては、謝罪及び賠償金全額支払の両者があることも、「許すことができる」という気持ちを決定付ける要因となっている。

業過傷においては、謝罪が「許すことができる」という気持ちを決定付けるために最も重要な要因である一方、「仕事や学校を続けられなくなった」という生活面への影響の内容及び「夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった」という精神的影響の内容も、「許すことができない」という気持ちを決定付ける要因となっていると考えられる。

窃盗においては、「大きな精神的な影響を受けた」という精神的影響が、「許すことができない」という気持ちを決定付けているといえよう。

詐欺等においては、100万円を超える「被害額」が、「許すことができない」という気持ちを決定付けるために最も重要な要因であるが、「生活が苦しくなった」という生活面への影響の内容及び「許すことができない」という気持ちを決定付けている要因となっている。

強盗においては、示談の成立が「許すことができる」という気持ちを決定付けるために最も重要な要因であるが、1年6か月を超える「事件発生から調査までの経過期間」も「許すことができる」という気持ちをかなり決定付ける要因であるといえる。

他方、殺人等、傷害等、恐喝、強姦、及び強制わいせつにおいては、モデルが構築できなかったが、これらの罪種の回答者に、「許すことができる」とするものが極めて少なかったことが原因として考えられる。

第4 おわりに

本研究報告においては、犯罪被害者等の被害の実態と捜査・裁判に関する認識・要望等を明らかにするとともに、事件による影響及び被害感情に関連する要因の分析を行った。

その結果、犯罪被害の実態として、①犯罪被害者等のほとんどが、犯罪による直接的な被害に加えて多様な精神的影響及び生活面への影響を受けていること、②被害者等への謝罪、示談等について、業過致死及び業過傷では、保険制度の普及等を背景として、かなり行われているのに比べ、その他の罪種では、行われる比率が低くなっていること、③性犯罪の被害者等を中心に、捜査に対する協力や証人への出廷に負担を感じる者も少なくないこと、④刑事司法機関への要望等として、情報提供、取調べ日時や被害者等の立場・プライバシー等への配慮等多様な要望のあること、⑤被害感情を決定付ける要因としては、罪種ごとに多様な要因があるが、一部の罪種では、事件による精神的影響や生活面への影響、謝罪・賠償金全額支払等が重要な要因と考えられること等が明らかになった。

今回の調査は、法務総合研究所が行ったものとしては、調査対象者が合計10罪種の広範な被害者等にわたっており、被害の実態のみならず被害者等の捜査・裁判に関する認識、要望等についての詳細な質問も設けたアンケート方式による調査である点で、従来にないものである。

特に、この研究部報告においては、調査結果に関する統計的分析を試みたが、ここでの分析は、特に、これまでの先行研究では明らかにされてこなかった、被害者等の事件によって受けた影響や被害感情に影響を与える要因の多角的分析として意味のあるものと考ええる。

ただし、ここで行った分析は、あくまでも本調査における回答者に関するものであり、直ちに一般化できるものではないことにも注意する必要がある。しかも、本調査の回答者は各罪種ごとに100名程度であるし、例えば、被害感情に関しても、加害者に対して「許すことができる」か「許すことができない」というだけでなく、もっと複雑な感情が入り混じっているものであり、このように単純化した項目のみをもって、被害感情を論じることには限界があるともいえよう。このような点にかんがみると、本報告書の結論を一般化することは必ずしも適切ではなく、今後の調査において引き続き検証していく必要があるものと考えられる。

なお、「被害感情に関連する要因の分析」(第3の2)において、「捜査協力の負担」「証人出廷の負担」等の変数については、被害感情との間で統計的に有意な関連が認められなかったという結果が得られているが、このことは、それらの変数が被害感情に影響を及ぼすものではないということを意味するものではない点に留意する必要がある。本調査での質問は、加害者に対して「許すことができる」か「許すことができない」かだけであって、刑事司法過程において、被害感情が更に深まるかどうかという点は取り上げていない上、本調査の質問・選択肢で取り上げた被害者等の負担は、被害の程度と比較して捜査・裁判による負担が大きかったという趣旨で負担があったとしている場合もあることも考えられ、重大な被害を受けた者よりも、むしろ、軽微な被害を受けた者の方が、負担を感じているという結果になっている可能性もあるからである。

さらに、ロジスティック回帰分析のステップワイズ法によるモデル構築(第3の2(2))において、モデルで採用されなかった要因が重要ではない、とは言えないことも指摘しておく必要がある。例えば、「謝罪」や「賠償金全額支払」の変数が除去されているといって、謝罪や賠償金の支払が重要な要因でないとはいえないことも指摘しておきたい。

最後に、本調査の実施に携わられた全国の地方検察庁の関係者の方々に多大な御尽力を煩わしたこと

について、深甚の感謝を申し上げるとともに、本調査の企画立案に際し御協力をいただいた、大阪地方検察庁検事北川健太郎（前法務省刑事局付）及び同地方検察庁検事岩尾信行（前法務省刑事局付）ほか関係者各位に、深く感謝申し上げる次第である。

- (1) 法務総合研究所では、アンケート用紙送付（交付）総数を把握していないため、有効回収率を算出することができない。
- (2) χ^2 （カイ二乗）検定（chi-square test）とは、有意差検定の一手法である。通常、平均値の差の検定にはt検定を用いるが、人数、度数、回数によって表されるデータの処理にはカイ二乗検定を用いる。つまりカイ二乗検定とは、集計表の各セルの度数を相互に比較して、統計的に差があるのかを検定する際に使用される手法である。

たとえば、条件1及び条件2下で調査を行った結果、表Aのとおりとなった。ここから「条件1下では男女差がなく、条件2下では男性が多い。」と結論づけてよいものであろうか。男性は100名、女性は50名なので、もし「条件1・条件2とも、男女差はない」と仮説すれば、表Bのとおりになるはずである。このような場合、観測度数と理論度数との差を見れば、男女差があるかどうか分かる。

表A 観測度数		
	条件1	条件2
男 性	45	55
女 性	45	5

表B 理論度数			
	条件1	条件2	合 計
男 性	60	40	100
女 性	30	20	50
合 計	90	60	150

この差の統計量を χ^2 （カイ二乗）値といい、この差の大きさが偶然に出現する確率（有意確率：P値）を計算して検証するのがカイ二乗検定である。p=0.04であった場合、つまり有意確率が4%であれば、「100回中、4回しか起こらない事象が実際に起こった。これは偶然とは言えない。」と結論付けてよさそうである。この基準は厳格な人と緩やかな人で、個人差が生じてしまう可能性がある。そこで、最終的な判定のための基準として、有意水準（significance level）と呼ばれるものを設定する。これは「でたらめなことが起こったにとしては、余りにもまれなことが起こったから、これは偶然に起こったのではない」と判定するための基準で、統計学上、一般的に1%及び5%という基準を設けており、論文上では $p < 0.05$, $p < 0.01$ と記述される。ただし、「5%有意水準で有意である」と結論付けても、その結論が本当は誤りである確率も5%あることを、同時に意味する（その点から、推論を誤る危険性ということでは危険率とも呼ばれる。）。

なお、サンプル数が少ない場合等は、カイ二乗検定を行うと相当の誤差が生じる可能性がある。そのような場合は、直接確率計算法が使用される。本調査では、 2×2 集計表の場合はフィッシャーの直接確率検定（直接確率法）（Fisher's exact test）を、それ以上の集計表（ $i \times j$ 表）の場合はモンテカルロ法（Monte Carlo method）という手法を使用した。

本文中では、たとえば、

業過致死（ $\chi^2(4) = 11.379$, $p < 0.05$ ）

とした場合、 χ^2 値が11.379、自由度が4、有意水準5%以下で有意であることを示し、

業過致死（ $p < 0.05$ ）

とした場合、直接確率計算法により、有意水準5%以下で有意であることを示す。

以上については、田中 敏・山際勇一郎「ユーザーのための教育・心理統計と実験計画法」、教育出

版, 1992 に詳しい。

(3) ロジスティック回帰分析については, 脚注(5)参照。

(4) 残差分析とは, 一般に $i \times j$ のクロス表において, カイ二乗検定の結果が有意であった場合に, どのセル(項目)が, この有意性に貢献していたのかを判定する方法である。観測度数と期待(理論)度数との差(残差)を算出することによって分析する。

(5) 連関の分析とは, 簡単に言えば, 2×2 以上のクロス表のタテとヨコとの関連性の強さを分析することである。これまでカイ二乗検定により分析してきたが, カイ二乗検定は度数の偏りを分析する手法であり, χ^2 が有意であれば, 連関も有意となる。ただし, χ^2 の値はデータの総度数に伴い変化するため, χ^2 の値同士を比較検討することはできない。そこで, これを 0 ~ 1 の範囲で標準化した値が連関である。連関同士は相互に比較することが可能である。連関が強い場合, クロス表の対角線上のセルに度数が偏る。相関係数をイメージすると近いと思われる(ただし相関係数の場合は, 間隔尺度及び比率尺度, つまり数値型データの場合にしか使用できない。)。連関を表す統計量には, 2×2 表の場合に「 ϕ (ファイ) 係数」, 一般に $i \times j$ 表の場合に「クラメール (Cramer) の連関係数」を使用する。

(6) ロジスティック回帰分析 (logistic regression analysis) とは, 多変量解析の一手法である。

回帰分析とは, ある一つの変数と別の変数との関係式を利用して, 結果を予測すること, 又は, ある結果に至った原因を探求し因果関係を解明するといった, 要因解析を行うこと, の二つの場合に利用される統計的手法である。一般に, 原因に使用される変数を「説明変数 (又は独立変数)」といい, 結果に使用される変数を「目的変数 (又は従属変数)」という。

回帰分析という, 重回帰分析 (multiple regression analysis) が有名であるが, ロジスティック回帰分析は, 目的変数が名義尺度又は順序尺度といった質的データの場合に使用される手法である。従来, 判別分析 (discriminant analysis) あるいは数量化II類 (quantification method II) という手法がとられてきたが, これらに比べて, 実務的により汎用性が広いため, コンピュータの進歩に伴い使用されることが多くなり, 欧米の研究ではその頻度が高くなっている。

ロジスティック回帰分析では, たとえば, ある少年が①将来犯罪を犯すかどうか (目的変数) を予測すること, ②目的変数を予測及び説明するために最も効果的な, 少年に関する要因 (説明変数) を見つけ出し, 予測のための理論的モデルを構築するために使用される。

本分析では, ロジスティック回帰分析の中で, ステップワイズ法 (Stepwise method) という手法を用いた。「ステップワイズ」とは, 「一段一段」という意味で, まず最も有効な説明変数の一つ投入し, そして残った変数の中で最も有効な説明変数をさらに一つ投入していき, 最終的には「これ以上投入しても, あまり有効なモデルが構築できない」ところまで投入を続ける手法である。

ここで, 本文及び表で使用した用語を説明する。実際には, 高度な数学的知見に基づいているため, ここではごく簡単な記述にとどめておきたい。

* 予測式 (回帰式) 及び係数

ある目的変数を説明するための方程式を言う。たとえば, 説明変数 (X) として, X_1 , X_2 , X_3 が採用された場合の予測式 (回帰式) は,

$$\text{係数}_1 \times X_1 + \text{係数}_2 \times X_2 + \text{係数}_3 \times X_3 + \text{定数項}$$
 となる。

* 有意確率 (P 値)

本分析では, おおむね 20% 以下の有意水準を基準として, 説明変数を選択した。変数が除

去されたからと言って、その変数は無効であるわけではなく、「20%以下の有意水準の場合は、採用された変数のみで説明が可能である」ことを示している。有意水準の基準をより緩やかにした場合は、さらに採用される変数が増加することも考えられる。

* オッズ比 (odds ratio)

見込み比とも言われ、その変数が一単位変化することで、目的変数が変化する（たとえば、「加害者に対する気持ち」が「許すことができない」から「許すことができる」に変化すること）確率をさす。0 から ∞ の間を動き、オッズ比が1 のとき、取り上げた目的変数と説明変数との間に関連はないと判断される。

以上については、石井貞夫、デスモンド・アレン「すぐわかる統計用語」、東京図書、1997に詳しい。

- (7) 「『謝罪の有無』と『賠償金全額支払』の交互作用」については、有意確率 (p 値) を見る限り、統計的に有意ではないが、この変数が投入されることによって、モデルの当てはまり度に寄与しているため、予測式 (回帰式) に採用されていると考えられる。

末尾資料(1)

平成11年 月

法務省法務総合研究所

法務総合研究所は、犯罪により被害を受けた方に対する刑事司法の在り方を含めた犯罪防止施策に関する総合的な調査研究を行っている法務省の機関です。

この度、当研究所では、犯罪被害の実情を知るため、検察庁に通じて、犯罪の被害を受けた方やその関係者の方々の中から無作為に選んでアンケート調査を実施させていただくことになりました。

この調査は、犯罪被害者の方々から、被害の実態や被害回復の状況、刑事司法機関に対する要望等について、直接お聞きすることにより、被害者保護の在り方や犯罪被害者に対する刑事司法の在り方を考えるための調査です。

つきましては、御多用中のところ誠に恐縮ですが、この調査への御協力をお願い申し上げます。

御協力いただけるならば、アンケート用紙を送付させていただきますので、 月 日までに、
検察庁（担当 電話番号 ）まで御連絡下さいますようお願いいたします。

なお、この調査は、無記名です。皆様方からいただいた回答は、当研究所で統計処理を行って集計分析いたしますが、犯罪防止施策に関する調査研究のためにのみ使われます。

皆様方には、つらい体験についておうかがいすることになるとは存じますが、何とぞ御理解をいただき、御協力下さいますようお願い申し上げます。

末尾資料(2)

平成11年 月

法務省法務総合研究所

法務総合研究所は、犯罪により被害を受けた方に対する刑事司法の在り方を含めた犯罪防止施策に関する総合的な調査研究を行っている法務省の機関です。

この度、当研究所では、犯罪被害の実情を知るため、検察庁に通じて、アンケート調査を実施することとなり、犯罪の被害を受けた方やその関係者の方々の御了承を得て、アンケート用紙を送付させていただくことといたしました。

つきましては、御多用中のところ誠に恐縮ですが、おさしつかえなければ、裁判言渡し後に、同封のアンケート用紙に御記入の上、同封の返信用封筒に入れて、4月 日までに、**検察庁（担当 電話番号）**まで御返送下さいますよう、御協力お願いいたします。

なお、この調査は、無記名です。皆様方からいただいた御回答は、当研究所で統計処理を行って集計分析いたしますが、犯罪防止施策に関する調査研究のためにのみ使われます。皆様方には、つらい体験についておうかがいすることになるとは存じますが、何とぞ御理解をいただき、御協力下さいますようお願い申し上げます。

末尾資料(3)

--	--	--	--	--	--	--	--

A

犯罪被害についてのアンケート調査

今回の調査では、平成 年 月に起きた、1 殺人 2 傷害致死 3 業務上過失致死 事件により、被害者の方が、平成 年 月に、亡くなられた事件に関し、ご遺族の受けた被害などについてお聞きします。

ご記入は、調査をお願いした本人をお願いします。

それぞれの質問について、あてはまる番号に○をつけてください。一つだけ○をつける場合と、いくつ○をつけてもよい場合がありますが、そのどちらかなのかは書いてあるとおりにお願いします。また、() の中には、おさしつかえなければ、具体的な内容や理由を簡単に記入してください。

加害者（事件の犯人をいいます。）が何人もいる場合は、

加害者本人についての質問については、あなたが主犯（犯罪の中心人物をいいます。）だと思う人を一人だけ選んで答えてください。加害者側についての質問の場合は、加害者の共犯者や親族・弁護人など加害者側の人間すべてを含みます。

あなたが、主犯だと思う人について、わかる範囲でつぎのことを記入してください。

性別 1 男 2 女
 事件のときの年齢 _____
 事件のときの職業 _____

あなたご自身についておたずねします。おさしつかえなければ、なるべく正確にお答えいただきたいとします。

あなたの性別 1 男 2 女
 あなたの年齢 1 20歳代 2 30歳代 3 40歳代
 4 50歳代 5 60歳代 6 70歳代以上
 あなたのご職業 1 農業・林業・漁業関係
 2 商業・工業・サービス業関係
 3 土木・建設関係
 4 事務・管理職・専門技術職
 5 家事・家事手伝い
 6 パート・アルバイト
 7 学生
 8 無職
 9 その他 (_____)

それでは、次の本問にすすんでください。→

I はじめに、亡くなられた被害者の方のことなどについておたずねします。

問1 亡くなられた方ご本人についてお教えてください。

性別 1 男 2 女

生まれた年 1 西暦 2 明治 3 大正 4 昭和 5 平成 ____年

事件のときの年齢 ____歳

事件のときのご職業 ()

問2 あなたと亡くなられた方の関係をおたずねします。次のうちあてはまるものに一つだけ○をつけてください。

あなたは、亡くなられた方からみて

- 1 親 2 子 3 夫
4 妻 5 兄弟姉妹 6 その他 ()

問3 あなたは、事件当時、亡くなられた方と同居していましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 同居していた
2 別に居住していた

問4 事件当時、亡くなられた方が、家族の家計を支えていましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 主に支えていた
2 主にではないが、一部支えていた
3 支えていなかった

問5 亡くなられた方は、加害者を事件の前から知っていましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 知らなかった
2 顔や名前ぐらいは知っていた
3 よく知っていた
4 自分にはわからない

A 問5で、2、3に○をした（事件の前から知っていた）方におたずねします。加害者は、亡くなられた方とどういう知り合いだったのでしょうか。一つだけ○をつけてください。

- 1 仕事や取引先関係の人 2 学校関係の人 3 恋人
4 遊びの仲間 5 近所の人 6 その他 ()

II 事件によって、あなたが受けた影響についておたずねします。

問6 あなたが、事件によって受けた精神的な影響は、どのようなものですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 病気になったり、精神的に不安定になった
2 食欲がなくなった
3 何をする気力もなくなった

- 4 人と会いたくなくなった
- 5 外出ができなくなった
- 6 自殺を考えた
- 7 夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった
- 8 感情がまひした（喜びや悲しみを感じられない）ような状態となった
- 9 自分としての実感がない（自分が自分でない）ような状態となった
- 10 その他
()

問7 あなたは、事件によって、生活面での影響を受けましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 影響はない
- 2 生活が苦しくなった
- 3 子育てに影響があった
- 4 家庭が暗くなった
- 5 家庭が崩壊した
- 6 近所との関係が悪くなった
- 7 引っ越さなければならなくなった
- 8 仕事や学校を続けられなくなった
- 9 その他
()

III 事件の後の、加害者側からの謝罪、示談・賠償金の支払などについておたずねします。

問8 事件後、現在までに、加害者側は、あなた方遺族に対して謝罪しましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 謝罪した
- 2 こちらが謝罪を求めたが、加害者側が応じなかった
- 3 謝罪を求めたこともないし、加害者側からも謝罪はない
- 4 加害者側からの面会や謝罪の申し出をこちらが拒否した
- 5 その他
()

A 問8で、1に○をした（加害者側が謝罪した）方におたずねします。加害者側はどのようにして謝罪しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者本人が自分たち遺族に会って謝罪した
- 2 加害者本人が手紙や電話で謝罪した
- 3 代理人による謝罪だった（代理人は、加害者の親族、弁護士等、どのような立場の人でしか
か _____)

問9 事件後、現在までに、加害者側からの、通夜・葬儀への出席、香典・お花代等の提供等の慰霊はありましたか。AからCまでについては、1か2に○をつけて、1の場合には、それぞれをした人について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

A 通夜・葬儀への出席

1 あり (a 加害者本人 b 加害者の親族 c 代理人)

B 香典・お花代などの提供

1 あり (a 加害者本人 b 加害者の親族 c 代理人)
(金額 _____ 円くらい)

2 なし

C 命日その他に、墓参りやお位牌・ご遺影などにお参りすること

1 あり (a 加害者本人 b 加害者の親族 c 代理人)

2 なし

D その他

(_____)

問10 事件後、現在までに、あなた方遺族と加害者側との示談は、成立しましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 成立した
- 2 交渉したが、不成立に終わった
- 3 交渉中である
- 4 示談の申し出があったが、こちらが拒否した
- 5 示談の申し出がなかった
- 6 示談の申し入れをしたが、加害者側が応じなかった

A 問10で、1に○をした(示談が成立した)方におたずねします。示談で決まった示談金の額は、いくらですか。1から3に、一つだけ○をつけ、1に○をした方は、示談金の額を記入してください。

- 1 示談金の額は、 _____ 円くらい
- 2 示談金の約束はあるが、額はわからない
- 3 示談金の約束はない

問11 事件後、あなた方遺族に対して、加害者側から、賠償金、示談金、慰謝料等、名目のいかんを問わず、損害・被害をつぐなう趣旨の金(交通事故の場合は、相手方が加入していた保険による支払いを含みます。)の支払いがありましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 全額支払いがあった
- 2 一部支払いがあったが、残りは支払いの見込みはない
- 3 一部支払いがあり、残りも今後支払われる予定である
- 4 全く支払いはなく、支払いの見込みもない
- 5 全く支払いはないが、今後支払われる予定である
- 6 わからない

A 問11で、1, 2に○をした(全額又は一部支払いがあった)方におたずねします。支払われた金額はいくらですか。

- 1 _____ 円くらい
- 2 わからない

B 問11で、1, 2に○をした(全額又は一部支払いがあった)方におたずねします。誰が支払いま

したか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者本人
- 2 加害者の親族
- 3 加害者の知人
- 4 加害者の加入している保険会社
- 5 その他 ()
- 6 わからない

C 問11で、1, 2に○をした(全額又は一部支払いがあった)方におたずねします。あなた方遺族は、賠償金等の額について、なっとくしていますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 なっとくしている
- 2 やや不満は残るが、おおむねなっとくしている
- 3 なっとくしていない
- 4 なんともいえない

問12 事件後、現在までに、あなたの側で加入していた生命保険、損害保険、医療保険、労災保険などの保険金の支払いを受けましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 支払いを受けた
- 2 保険金請求の手続中で、今後支払いを受ける見込みである
- 3 保険金請求の手続(その準備を含みます)中で、支払いを受けられるかどうかわからない
- 4 支払いを受けていない
- 5 わからない

A 問12で、1に○をした(支払いを受けた)方におたずねします。支払われた額は、あなたの損害のすべてを補てんするものとして、十分な額でしたが。一つだけ○をつけてください。

- 1 十分な額だった
- 2 不十分だったが、一応なっとくできる額だった
- 3 不十分な額だった
- 4 わからない

問13 あなた方遺族は、事件による損害について、民事裁判を起こしましたか、又は起こす予定がありますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 起こした
- 2 今後起こす予定である
- 3 起こしておらず、今後も起こすつもりはない
- 4 起こしていないが、今後はわからない
- 5 その他 ()

A 問13で、1, 2に○をした(民事裁判を起こした、又は起こす予定の)方におたずねします。起こした、又は起こす理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 損害を取り戻したいから
- 2 事件の全容を知りたいから
- 3 加害者に謝罪や反省を求めるため

4 その他

(

)

B 問13で、3、4に○をした（民事裁判を起こしていない）方におたずねします。起こしていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 民事裁判を起こす方法がわからない
- 2 費用が高くつく
- 3 勝訴しても、相手方の資力から見て、損害が取り戻せない
- 4 民事裁判を起こすだけの証拠がない
- 5 裁判に時間がかかる
- 6 これ以上相手と関わりたくない
- 7 その他

(

)

IV 事件の後の、報道についておたずねします。

問14 今回の事件は、報道されましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 報道された 2 報道されなかった 3 わからない

A 問14で、1に○をした（報道された）方におたずねします。報道されたことについて、どのように感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 報道の内容は正確だった
- 2 真実でないことや、自分が言っていないことが報道された
- 3 報道や報道による反響によって勇気づけられた
- 4 事件が公表されて迷惑した
- 5 その他

(

)

V 事件の後の、捜査への協力や刑事裁判に関することなどについておたずねします。

問15 あなたは、事件の捜査への協力に負担を感じましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 感じた 2 感じなかった 3 どちらともいえない

A 問15で、1に○をした（事件の捜査への協力に負担を感じた）方におうかがいします。どのような負担を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 呼び出しの回数が多かった
- 2 時間的拘束が大きかった
- 3 呼び出される際、自分の都合に対する配慮が足りなかった
- 4 しつこく聞いてきた
- 5 警察と検察庁で、同じことを聞かれた
- 6 亡くなられた被害者に落ち度があるようなことを言われた
- 7 こちらの言い分を聞こうとしなかった
- 8 他人に知られないような配慮がたりなかった
- 9 遺族としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた

10 その他

()

問16 あなたは、刑事裁判に証人として出廷しましたか。

- 1 した 2 していない

A 問16で、1に○をした（証人として出廷した）方にうかがいます。証人として出廷することに負担を感じましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 感じた 2 感じなかった 3 どちらともいえない

B 問16Aで、1に○をした（負担を感じた）方におたずねします。どのような負担を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 呼び出しの回数が多かった
2 時間的拘束が大きかった
3 呼び出される際、自分の都合に対する配慮が足りなかった
4 しつこく聞いてきた
5 警察と検察庁で聞かれたことと同じことを聞かれた
6 亡くなられた被害者に落ち度があるようなことを言われた
7 こちらの言い分を聞こうとしなかった
8 他人に知られないような配慮がたりなかった
9 被告人がいるところでは証言しづらかった
10 傍聴人がいるところでは証言しづらかった
11 遺族としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた
12 その他

()

問17 あなたは、刑事裁判を傍聴しましたか。

- 1 した（傍聴回数_____回） 2 してない

A 問17で、1に○をした（傍聴した）方におたずねします。傍聴した際に、不満が残りましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 残った 2 残らなかった 3 どちらともいえない

B 問17Aで、1に○をした（不満が残った）方におたずねします。どのような不満が残りましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者に反省の態度がみられなかった
2 こちらの言い分が反映されていない
3 遺族の気持ちが考慮されていない
4 手続がよく理解できなかった
5 その他

()

問18 あなたは、加害者本人に対する裁判結果を知っていますか。

- 1 知っている 2 知らない

A 問18で、1に○をした（知っている）方におたずねします。その内容をわかる範囲で書いてください。

- 1 死刑
- 2 無機懲役
- 3 懲役_____年_____月 執行猶予 ア あり_____年 イ なし
- 4 禁錮_____年_____月 執行猶予 ア あり_____年 イ なし
- 5 その他
()

B 問18で、1に○をした（知っている）方におたずねします。どこから知りましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 警察から
- 2 検察から
- 3 裁判の傍聴で
- 4 マスコミから
- 5 その他
()

C 問18で、1に○をした（知っている）方におたずねします。裁判結果について、どう思いますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 重すぎると思っている
(理由)
- 2 適当であると思っている
- 3 軽すぎると思っている
(理由)
- 4 わからない

問19 あなたは、加害者本人についての、次のようなことがらについて、この調査の以前から知っていましたか。知っていた場合は、どこから知りましたか。下の表のマス目の中に、あてはまるものすべてに○をつけてください。

	知 っ て い た					知らない
	a 警察から	b 検察から	c 裁判の傍聴で	d マスコミから	e その他	
1 加害者が検挙・逮捕されたこと						
2 加害者の氏名、年齢、職業など						
3 加害者が起訴されたこと						
4 裁判がいつ、どこで行われるか						
5 裁判の進み具合						
6 逮捕された加害者がいつ釈放される（た）か						

VI あなたご自身の、加害者本人に対する気持ちについておたずねします。

問20 あなたは、現在、加害者本人に対してどのような気持ちを抱いていますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 許すことができない
- 2 許すことができる
- 3 その他
()

問21 事件の直後と現在とでは、あなたの加害者本人に対する気持ちは変化していますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった
- 2 前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった
- 3 ずっと、許すことができないと思っている
- 4 前から、許すことができると思っていた
- 5 その他
()

A 問21で、1に○をした（許すことができないという気持ちが強くなった）方におたずねします。気持ちが変化したきっかけは、何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者がつかまったことで
- 2 加害者が判決の言渡しを受けたことで
- 3 加害者が反省の態度がみられないことで
- 4 加害者が謝罪しないことで
- 5 加害者が賠償金等の支払いをしないことで
- 6 保険等により、損害の補てん^ほがないことで
- 7 時の経過で
- 8 その他
()

B 問21で、2に○をした（許すことができるという気持ちが強くなった）方におたずねします。気持ちが変化したきっかけは、何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者がつかまったことで
- 2 加害者が判決の言渡しを受けたり、刑に服したことで
- 3 加害者に反省の態度がみられることで
- 4 加害者が謝罪したことで
- 5 加害者が賠償金等の支払いをしたことで
- 6 保険等により、損害の補てん^ほがあったことで
- 7 時の経過で
- 8 その他

()

問22 あなたは、加害者本人の「罪の償い^{つぐな}」のために、一番大切なことは何だと思いますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 判決で決められた刑に服すること
- 2 遺族に謝罪すること
- 3 遺族との間で示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること
- 4 社会で更生すること
- 5 遺族の許しを得ること
- 6 その他

()

VI 最後に、あなたのご希望について自由に書いてください。

問23 あなたは、今回の経験を通じて、警察等の捜査、検察庁の捜査・訴追^{そつゐ}、裁判、弁護活動などに、何か希望することがありますか。ありましたら、自由に書いてください。

以上でおわりです。ご協力ありがとうございました。

末尾資料(4)

--	--	--	--	--	--	--	--

B

犯罪被害についてのアンケート調査

今回の調査では、平成 年 月に起きた、1 殺人未遂 2 傷害 3 業務上過失傷害 事件により、あなたが受けた被害などについてお聞きします。

ご記入は、ご本人にお願いします。

それぞれの質問について、あてはまる番号に○をつけてください。一つだけ○をつける場合と、いくつ○をつけてもよい場合がありますが、そのどちらかなのかは書いてあるとおりにお願いします。また、()の中には、おさしつかえなければ、具体的な内容や理由を簡単に記入してください。

加害者（事件の犯人をいいます。）が何人もいる場合は、

加害者本人についての質問については、あなたが主犯（犯罪の中心人物をいいます。）だと思う人を一人だけ選んで答えてください。加害者側についての質問の場合は、加害者の共犯者や親族・弁護人など加害者側の人間すべてを含みます。

あなたが、主犯だと思う人について、わかる範囲で次のことを記入してください。

性別 1 男 2 女

事件のときの年齢 _____

事件のときの職業 _____

あなたご自身についておたずねします。おさしつかえなければ、なるべく正確にお答えいただきたいとします。

- あなたの性別 1 男 2 女
- あなたの年齢 1 20歳代 2 30歳代 3 40歳代
4 50歳代 5 60歳代 6 70歳代以上
- あなたのご職業 1 農業・林業・漁業関係
2 商業・工業・サービス業関係
3 土木・建設関係
4 事務・管理職・専門技術職
5 家事・家事手伝い
6 パート・アルバイト
7 学生
8 無職
9 その他 (_____)

それでは、次の本問にすすんでください。→

I はじめに、あなたが事件によって受けた被害・損失・影響や加害者との関係についておたずねします。

問1 あなたが、事件によって、負わされたけがについておたずねします。けがの治療には、どのくらいの期間（現在も治療中の場合は、見込みで結構です。）かかりましたか。一つだけ○をつけてください。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1か月～3か月未満 | 2 3か月～6か月未満 |
| 3 6か月～1年未満 | 4 1年以上 |
| 5 わからない | |

問2 あなたは、事件によって、後遺症が残ったり身体の機能の一部が損^{そこ}われたりしましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 身体の一部が失われた
- 2 身体の機能の一部が損われた（たとえば、よく目が見えなくなった、など）
- 3 傷あとが残った
- 4 痛みが残った
- 5 その他
()

問3 あなたは、けがを負わされたことによって、治療費・休業損害等の経済的な損失を受けましたか。

- | | |
|-------|----------|
| 1 受けた | 2 受けていない |
|-------|----------|

問4 あなたは、事件によって、精神的な影響を受けましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 受けていない
- 2 受けたけれども、小さい
- 3 大きな精神的な影響を受けた
- 4 なんともいえない

A 問4で、2、3に○をした（精神的な影響を受けた）方におたずねします。その内容などのようなものですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 病気になり、精神的に不安定になった
- 2 食欲がなくなった
- 3 何をする気力もなくなった
- 4 人と会いたくなくなった
- 5 外出ができなくなった
- 6 自殺を考えた
- 7 夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった
- 8 感情がまひした（喜びや悲しみを感じられない）ような状態となった
- 9 自分としての実感がない（自分が自分でない）ような状態となった

10 その他

()

問5 あなたは、事件によって、生活面での影響を受けましたか。あてはまるものすべてに○をつけて
ください。

- 1 影響はない
- 2 生活が苦しくなった
- 3 子育てに影響があった
- 4 家庭が暗くなった
- 5 家庭が崩壊した
- 6 近所との関係が悪くなった
- 7 引っ越さなければならなくなった
- 8 仕事や学校を続けられなくなった
- 9 その他

()

問6 あなたは、加害者を事件の前から知っていましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 知らなかった
- 2 顔や名前ぐらひは知っていた
- 3 よく知っていた

A 問6で、2、3に○をした（事件の前から知っていた）方におたずねします。加害者は、あなたとどのような知り合いですか。一つだけ○をつけてください。

- | | | |
|--------------|----------|-----------|
| 1 仕事や取引先関係の人 | 2 学校関係の人 | 3 恋人 |
| 4 遊びの仲間 | 5 近所の人 | 6 その他 () |

II 事件の後の、加害者側からの謝罪、示談・賠償金の支払いなどについておたずねします。

問7 事件後、現在までに、加害者側は、あなたに対して謝罪しましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 謝罪した
- 2 こちらが謝罪を求めたが、加害者側が応じなかった
- 3 謝罪を求めたこともないし、加害者側からも謝罪はない
- 4 加害者側からの面会や謝罪の申し出をこちらが拒否した
- 5 その他

()

A 問7で、1に○をした（加害者側が謝罪した）方におたずねします。加害者側はどのようにして謝罪しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者本人が自分に会って謝罪した

- 2 加害者本人が手紙や電話で謝罪した
- 3 代理人による謝罪だった（代理人は、加害者の親族、弁護士等、どのような立場のひとでしたか）

問8 事件後、現在までに、加害者側との示談は、成立しましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 成立した
- 2 交渉したが、不成立に終わった
- 3 交渉中である
- 4 示談の申し出があったが、こちらが拒否した
- 5 示談の申し出がなかった
- 6 示談の申し入れをしたが、加害者側が応じなかった

A 問8で、1に○をした（示談が成立した）方におたずねします。示談で決まった示談金の額は、いくらですか。1から3に、一つだけ○をつけ、1に○をした方は、示談金の額を記入してください。

- 1 示談金の額は、 _____ 円くらい
- 2 示談金の約束はあるが、額はわからない
- 3 示談金の約束はない

問9 事件後、加害者側から、賠償金、示談金、慰謝料等、名目のいかんを問わず、損害・被害をつぐなう趣旨の金（交通事故の場合は、相手方が加入していた保険による支払いを含みます。）の支払いがありましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 全額支払いがあった
- 2 一部支払いがあったが、残りは支払いの見込みはない
- 3 一部支払いがあり、残りも今後支払われる予定である
- 4 全く支払いはなく、支払いの見込みもない
- 5 全く支払いはないが、今後支払われる予定である
- 6 わからない

A 問9で、1、2に○をした（全額又は一部支払いがあった）方におたずねします。支払われた金額はいくらですか。

- 1 _____ 円くらい
- 2 わからない

B 問9で、1、2に○をした（全額又は一部支払いがあった）方におたずねします。誰が支払いましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者本人
- 2 加害者の親族
- 3 加害者の知人
- 4 加害者の加入している保険会社
- 5 その他（ _____ ）

6 わからない

C 問9で、1, 2に○をした（全額又は一部支払いがあった）方におたずねします。あなたは、賠償金等の額について、なっとくしていますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 なっとくしている
- 2 やや不満は残るが、おおむねなっとくしている
- 3 なっとくしていない
- 4 なんともいえない

問10 事件後、現在までに、あなたの側で加入していた生命保険、傷害保険、医療保険、労災保険などの保険金の支払いを受けましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 支払いを受けた
- 2 保険金請求の途中で、今後支払いを受ける見込みである
- 3 保険金請求の手続（その準備を含みます）中で、支払いを受けられるかどうかわからない
- 4 支払いを受けていない
- 5 わからない

A 問10で、1に○をした（支払いを受けた）方におたずねします。支払われた額は、あなたの損害のすべてを補てんするものとして、十分な額でしたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 十分な額だった
- 2 不十分だったが、一応なっとくできる額だった
- 3 不十分な額だった
- 4 わからない

問11 あなたは、事件による損害について、民事裁判を起こしましたか、又は起こす予定がありますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 起こした
- 2 今後起こす予定である
- 3 起こしておらず、今後も起こすつもりはない
- 4 起こしていないが、今後はわからない
- 5 その他
()

A 問11で、1, 2に○をした（民事裁判を起こした、又は起こす予定の）方におたずねします。起こした、又は起こす理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 損害を取り戻したいから
- 2 事件の全容を知りたいから
- 3 加害者に謝罪や反省を求めるため
- 4 その他
()

B 問11で、3, 4に○をした（民事裁判を起こしていない）方におたずねします。起こしていない

理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 民事裁判を起こす方法がわからない
- 2 費用が高くつく
- 3 勝訴しても、相手方の資力から見て、損害が取り戻せない
- 4 民事裁判を起こすだけの証拠がない
- 5 裁判に時間がかかる
- 6 これ以上相手と関わりたくない
- 7 その他

()

III 事件の後の、報道についておたずねします。

問12 今回の事件は、報道されましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 報道された
- 2 報道されなかった
- 3 わからない

A 問12で、1に○をした（報道された）方におたずねします。報道されたことについて、どのように感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 報道の内容は正確だった
- 2 真実でないことや、自分が言っていないことが報道された
- 3 報道や報道による反響によって勇気づけられた
- 4 事件が公表されて迷惑した
- 5 その他

()

IV 事件の後の、捜査への協力や刑事裁判に関することなどについておたずねします。

問13 あなたは、事件の捜査への協力に負担を感じましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 感じた
- 2 感じなかった
- 3 どちらともいえない

A 問13で、1に○をした（事件の捜査への協力に負担を感じた）方におうかがいします。どのような負担を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 呼び出しの回数が多かった
- 2 時間的拘束が大きかった
- 3 呼び出される際、自分の都合に対する配慮が足りなかった
- 4 しつこく聞いてきた
- 5 警察と検察庁で、同じことを聞かれた
- 6 自分に落ち度があるようなことを言われた
- 7 自分の言い分を聞こうとしなかった
- 8 他人に知られないような配慮が足りなかった

9 被害者としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた

10 その他

(

)

問14 あなたは、刑事裁判に証人として出廷しましたか。

1 した 2 していない

A 問14で、1に○をした（証人として出廷した）方にうかがいます。証人として出廷することに負担を感じましたか。一つだけ○をつけてください。

1 感じた 2 感じなかった 3 どちらともいえない

B 問14Aで、1に○をした（負担を感じた）方におたずねします。どのような負担を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 呼び出しの回数が多かった

2 時間的拘束が大きかった

3 呼び出される際、自分の都合に対する配慮が足りなかった

4 しつこく聞いてきた

5 警察と検察庁で聞かれたことと同じことを聞かれた

6 自分に落ち度があるようなことを言われた

7 自分の言い分を聞こうとしなかった

8 他人に知られないような配慮が足りなかった

9 被告人がいるところでは証言しづらかった

10 傍聴人がいるところでは証言しづらかった

11 被害者としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた

10 その他

(

)

問15 あなたは、刑事裁判を傍聴しましたか。

1 した（傍聴回数_____回） 2 していない

A 問15で、1に○をした（傍聴した）方におたずねします。傍聴した際に、不満が残りましたか。一つだけ○をつけてください。

1 残った 2 残らなかった 3 どちらともいえない

B 問15Aで、1に○をした（不満が残った）方におたずねします。どのような不満が残りましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 加害者に反省の態度がみられなかった

2 自分の言い分が反映されていない

3 被害者の気持ちが考慮されていない

4 手続がよく理解できなかった

5 その他

(

)

問16 加害者本人に対する裁判結果を知っていますか。

- 1 知っている 2 知らない

A 問16で、1に○をした（知っている）方におたずねします。その内容をわかる範囲で書いてください。

1 死刑

2 無機懲役

3 懲役 _____ 年 _____ 月 執行猶予 ア あり _____ 年 イ なし

4 禁錮 _____ 年 _____ 月 執行猶予 ア あり _____ 年 イ なし

5 その他

(_____)

B 問16で、1に○をした（知っている）方におたずねします。どこから知りましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 警察から

2 検察から

3 裁判の傍聴で

4 マスコミから

5 その他

(_____)

C 問16で、1に○をした（知っている）方におたずねします。裁判結果について、どう思いますか。一つだけ○をつけてください。

1 重すぎと思っている

(理由 _____)

2 適当であると思っている

3 軽すぎと思っている

(理由 _____)

4 わからない

問17 あなたは、加害者本人についての、次のようなことがらについて、この調査の以前から知っていましたか。知っていた場合は、どこから知りましたか。下の表のマス目の中に、あてはまるものすべてに○をつけてください。

	知 っ て い た					知らない
	a 警察から	b 検察から	c 裁判の傍聴で	d マスコミから	e その他	
1 加害者が検挙・逮捕されたこと						
2 加害者の氏名、年齢、職業など						
3 加害者が起訴されたこと						
4 裁判がいつ、どこで行われるか						
5 裁判の進み具合						
6 逮捕された加害者がいつ釈放される（た）か						

V あなたご自身の、加害者本人に対する気持ちについておたずねします。

問18 あなたは、現在、加害者本人に対してどのような気持ちを抱いていますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 許すことができない
- 2 許すことができる
- 3 その他
()

問19 事件の直後と現在とでは、あなたの加害者本人に対する気持ちは変化していますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった
- 2 前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった
- 3 ずっと、許すことができないと思っている
- 4 前から、許すことができると思っていた
- 5 その他
()

A 問19で、1に○をした（許すことができないという気持ちが強くなった）方におたずねします。気持ちが変化したきっかけは、何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者がつかまったことで
- 2 加害者が判決の言渡しを受けたことで
- 3 加害者が反省の態度がみられないことで
- 4 加害者が謝罪しないことで
- 5 加害者が賠償金等の支払いをしないことで
- 6 保険等により、損害の補てん^ほがないことで
- 7 時の経過で
- 8 けがや後遺症が悪化したことで
- 9 その他
()

B 問19で、2に○をした（許すことができるという気持ちが強くなった）方におたずねします。気持ちが変化したきっかけは、何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者がつかまったことで
- 2 加害者が判決の言渡しを受けたり、刑に服したことで
- 3 加害者に反省の態度がみられることで
- 4 加害者が謝罪したことで
- 5 加害者が賠償金等の支払いをしたことで
- 6 保険等により、損害の補てん^ほがあったことで
- 7 時の経過で

8 けがが治った, 又は, 後遺症が軽くなったことで

9 その他

(

)

問20 あなたは, 加害者本人の「罪の償い」のために, 一番大切なことは何だと思いますか。一つだけ○をつけてください。

1 判決で決められた刑に服すること

2 被害者に謝罪すること

3 示談を成立させ, 賠償金等の支払いをすること

4 社会で更生すること

5 被害者の許しを得ること

6 その他

(

)

VI 最後に, あなたのご希望について自由に書いてください。

問21 あなたは, 今回の経験を通じて, 警察等の捜査, 検察庁の捜査・訴追^{そつゐ}, 裁判, 弁護活動などに, 何か希望することがありますか。ありましたら, 自由に書いてください。

以上でおわりです。ご協力ありがとうございました。

末尾資料(5)

--	--	--	--	--	--	--	--

C

犯罪被害についてのアンケート調査

今回の調査では、平成 年 月に起きた、1 窃盗 2 詐欺 3 横領 事件により、あなたが受けた被害などについてお聞きします。

ご記入は、本人にお願いします。

それぞれの質問について、あてはまる番号に○をつけてください。一つだけ○をつける場合と、いくつ○をつけてもよい場合がありますが、そのどちらかなのかは書いてあるとおりをお願いします。また、()の中には、おさしつかえなければ、具体的な内容や理由を簡単に記入してください。

加害者（事件の犯人をいいます。）が何人もいる場合は、

加害者本人についての質問については、あなたが主犯（犯罪の中心人物をいいます。）だと思う人を一人だけ選んで答えてください。加害者側についての質問の場合は、加害者の共犯者や親族・弁護人など加害者側の人間すべてを含みます。

あなたが、主犯だと思う人について、わかる範囲でつぎのことを記入してください。

性別 1 男 2 女
 事件のときの年齢 _____
 事件のときの職業 _____

あなたご自身についておたずねします。おさしつかえなければ、なるべく正確にお答えいただきたいと思います。

あなたの性別 1 男 2 女
 あなたの年齢 1 20歳代 2 30歳代 3 40歳代
 4 50歳代 5 60歳代 6 70歳代以上
 あなたのご職業 1 農業・林業・漁業関係
 2 商業・工業・サービス業関係
 3 土木・建設関係
 4 事務・管理職・専門技術職
 5 家事・家事手伝い
 6 パート・アルバイト
 7 学生
 8 無職
 9 その他 (_____)

それでは、次の本問にすすんでください。→

I はじめに、あなたが事件によって受けた被害・損失・影響や加害者との関係についておたずねします。

問1 あなたが、事件によって受けた財産上（現金や物など）の被害についておたずねします。被害の内容について、1から4のあてはまるすべてに○をつけ、おおよその被害額やそれがあなたにとってかけがえのないものだったかどうかを記入してください。

1 現金をとられた（振込入金による場合を含む）

ア 被害額

a 約 _____ 円 b わからない

2 現金以外の物（有価証券、預金通帳、クレジットカードを含む）をとられた

ア 被害額

a 約 _____ 円相当 b わからない

イ それはあなたにとってかけがえのないものでしたか。

a はい b いいえ c どちらともいえない

3 物をこわされたり、使い物にならないようにされた

ア 被害額

a 約 _____ 円相当 b わからない

イ それはあなたにとってかけがえのないものでしたか。

a はい b いいえ c どちらともいえない

4 その他 (_____)

ア 被害額

a 約 _____ 円相当 b わからない

イ それはあなたにとってかけがえのないものでしたか。

a はい b いいえ c どちらともいえない

A 問1で、1、2に○をした（現金または物をとられた）方におたずねします。被害を受けた現金や物それ自体は、もどってきましたか。 一つだけ○をつけてください。

1 そのまますべてもどってきた

2 一部もどってきた

3 まったくもどってこなかった

問2 窃盗の被害者の方におたずねします。事件が起きた場所はどこですか。 一つだけ○をつけてください。

1 自宅 2 加害者の家又は居室 3 屋内（1、2以外）

4 自動車内 5 電車内 6 屋外

7 その他 8 わからない

A 問2で、1に○をした（自宅で事件が起きた）方におたずねします。事件が起きたとき、あなたや家族の人は家の中にいましたか。 一つだけ○をつけてください。

- 1 いなかった
- 2 いたが、気づかなかった
- 3 いた

問3 あなたは、事件によって、精神的な影響を受けましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 受けていない
- 2 受けたけれども、小さい
- 3 大きな精神的な影響を受けた
- 4 なんともいえない

A 問3で、2、3に○をした（精神的な影響を受けた）方におたずねします。その内容はどのようなものですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 病気になったり、精神的に不安定になった
- 2 食欲がなくなった
- 3 何をする気力もなくなった
- 4 人と会いたくなくなった
- 5 外出ができなくなった
- 6 自殺を考えた
- 7 夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった
- 8 感情がまひした（喜びや悲しみを感ぜられない）ような状態となった
- 9 自分としての実感がない（自分が自分でない）ような状態となった
- 10 その他
()

問4 あなたは、事件によって、生活面での影響を受けましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 影響はない
- 2 生活が苦しくなった
- 3 子育てに影響があった
- 4 家庭が暗くなった
- 5 家庭が崩壊した
- 6 近所との関係が悪くなった
- 7 引っ越さなければならなくなった
- 8 仕事や学校を続けられなくなった
- 9 その他
()

問5 あなたは、加害者を事件の前から知っていましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 知らなかった
- 2 顔や名前ぐらいは知っていた

問8 事件後、加害者側から、賠償金、示談金、慰謝料等、名目のいかんを問わず、損害・被害をつぐなう趣旨の金の支払いがありましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 全額支払いがあった
- 2 一部支払いがあったが、残りは支払いの見込みはない
- 3 一部支払いがあり、残りも今後支払われる予定である
- 4 全く支払いはなく、支払いの見込みもない
- 5 全く支払いはないが、今後支払われる予定である
- 6 わからない

A 問8で、1、2に○をした（全額又は一部支払いがあった）方におたずねします。支払われた金額はいくらですか。

- 1 _____円くらい
- 2 わからない

B 問8で、1、2に○をした（全額又は一部支払いがあった）方におたずねします。誰が支払いしましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者本人
- 2 加害者の親族
- 3 加害者の知人
- 4 加害者の加入している保険会社
- 5 その他（ ）
- 6 わからない

C 問8で、1、2に○をした（全額又は一部支払いがあった）方におたずねします。あなたは、賠償金等の額について、なっとくしていますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 なっとくしている
- 2 やや不満は残るが、おおむねなっとくしている
- 3 なっとくしていない
- 4 なんともいえない

問9 事件後、現在までに、あなたの側で加入していた盗難保険などの保険金の支払いを受けましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 支払いを受けた
- 2 保険金請求の途中で、今後支払いを受ける見込みである
- 3 保険金請求の手續（その準備を含みます）中で、支払いを受けられるかどうかわからない
- 4 支払いを受けていない
- 5 わからない

A 問9で、1に○をした（支払いを受けた）方におたずねします。支払われた額は、あなたの損害のすべてを補てんするものとして、十分な額でしたが。一つだけ○をつけてください。

- 1 十分な額だった
- 2 不十分だったが、一応なっとくできる額だった

- 3 不十分な額だった
- 4 わからない

問10 あなたは、事件による損害について、民事裁判を起こしましたか、又は起こす予定がありますか。
一つだけ○をつけてください。

- 1 起こした
- 2 今後起こす予定である
- 3 起こしておらず、今後も起こすつもりはない
- 4 起こしていないが、今後はわからない
- 5 その他

()

A 問10で、1, 2に○をした(民事裁判を起こした、又は起こす予定の)方におたずねします。起こした、又は起こす理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 損害を取り戻したいから
- 2 事件の全容を知りたいから
- 3 加害者に謝罪や反省を求めるため
- 4 その他

()

B 問10で、3, 4に○をした(民事裁判を起こしていない)方におたずねします。起こしていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 民事裁判を起こす方法がわからない
- 2 費用が高つく
- 3 勝訴しても、相手方の資力から見て、損害が取り戻せない
- 4 民事裁判を起こすだけの証拠がない
- 5 裁判に時間がかかる
- 6 これ以上相手と関わりたくない
- 7 その他

()

III 事件の後の、報道についておたずねします。

問11 今回の事件は、報道されましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 報道された 2 報道されなかった 3 わからない

A 問11で、1に○をした(報道された)方におたずねします。報道されたことについて、どのように感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 報道の内容は正確だった
- 2 真実でないことや、自分が言っていないことが報道された
- 3 報道や報道による反響によって勇気づけられた

4 事件が公表されて迷惑した

5 その他

()

IV 事件の後の、検査への協力や刑事裁判に関することなどについておたずねします。

問12 あなたは、事件の捜査への協力に負担を感じましたか。一つだけ○をつけてください。

1 感じた 2 感じなかった 3 どちらともいえない

A 問12で、1に○をした（事件の捜査への協力に負担を感じた）方におうかがいします。どのような負担を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 呼び出しの回数が多かった
- 2 時間的拘束が大きかった
- 3 呼び出される際、自分の都合に対する配慮が足りなかった
- 4 しつこく聞いてきた
- 5 警察と検察庁で、同じことを聞かれた
- 6 自分に落ち度があるようなことを言われた
- 7 自分の言い分を聞こうとしなかった
- 8 他人に知られないような配慮がたりなかった
- 9 被害者としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた
- 10 その他

()

問13 あなたは、刑事裁判に証人として出廷しましたか。

1 した 2 していない

A 問13で、1に○をした（証人として出廷した）方にうかがいます。証人として出廷することに負担を感じましたか。一つだけ○をつけてください。

1 感じた 2 感じなかった 3 どちらともいえない

B 問13Aで、1に○をした（負担を感じた）方におたずねします。どのような負担を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 呼び出しの回数が多かった
- 2 時間的拘束が大きかった
- 3 呼び出される際、自分の都合に対する配慮が足りなかった
- 4 しつこく聞いてきた
- 5 警察と検察庁で聞かれたことと同じことを聞かれた
- 6 自分に落ち度があるようなことを言われた
- 7 自分の言い分を聞こうとしなかった
- 8 他人に知られないような配慮がたりなかった
- 9 被告人がいるところでは証言しづらかった

- 10 傍聴人がいるところでは証言しづらかった
 11 被害者としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた
 12 その他
 ()

問14 あなたは、刑事裁判を傍聴しましたか。

- 1 した(傍聴回数_____回) 2 してない

A 問14で、1に○をした(傍聴した)方におたずねします。傍聴した際に、不満が残りましたか。
一つだけ○をつけてください。

- 1 残った 2 残らなかった 3 どちらともいえない

B 問14Aで、1に○をした(不満が残った)方におたずねします。どのような不満が残りましたか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者に反省の態度がみられなかった
 2 自分の言い分が反映されていない
 3 被害者の気持ちが考慮されていない
 4 手続がよく理解できなかった
 5 その他
 ()

問15 加害者本人に対する裁判結果を知っていますか。

- 1 知っている 2 知らない

A 問15で、1に○をした(知っている)方におたずねします。その内容をわかる範囲で書いてください。

- 1 懲役_____年_____月 執行猶予 ア あり_____年 イ なし
 2 禁錮_____年_____月 執行猶予 ア あり_____年 イ なし
 3 その他
 ()

B 問15で、1に○をした(知っている)方におたずねします。どこから知りましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 警察から
 2 検察から
 3 裁判の傍聴で
 4 マスコミから
 5 その他
 ()

C 問15で、1に○をした(知っている)方におたずねします。裁判結果について、どう思いますか。
一つだけ○をつけてください。

- 1 重すぎると思っている

(理由)

2 適当であると思っている

3 軽すぎると思っている

(理由

)

4 わからない

問16 あなたは、加害者本人についての、次のようなことがらについて、この調査の以前から知っていましたか。知っていた場合は、どこから知りましたか。下の表のマス目の中に、あてはまるものすべてに○をつけてください。

	知 っ て い た					知らない
	a 警察から	b 検察から	c 裁判の傍聴で	d マスコミから	e その他	
1 加害者が検挙・逮捕されたこと						
2 加害者の氏名、年齢、職業など						
3 加害者が起訴されたこと						
4 裁判がいつ、どこで行われるか						
5 裁判の進み具合						
6 逮捕された加害者がいつ釈放される(た)か						

V あなたご自身の、加害者本人に対する気持ちについておたずねします。

問17 あなたは、現在、加害者本人に対してどのような気持ちを抱いていますか。一つだけ○をつけてください。

1 許すことができない

2 許すことができる

3 その他

(

)

問18 事件の直後と現在とでは、あなたの加害者本人に対する気持ちは変化していますか。一つだけ○をつけてください。

1 前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった

2 前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった

3 ずっと、許すことができないと思っている

4 前から、許すことができると思っていた

5 その他

(

)

A 問18で、1に○をした(許すことができないという気持ちが強くなった)方におたずねします。

気持ちが変化したきっかけは、何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者がつかまったことで
- 2 加害者が判決の言渡しを受けたことで
- 3 加害者に反省の態度がみられないことで
- 4 加害者が謝罪しないことで
- 5 加害者が賠償金等の支払いをしないことで
- 6 保険等により、損害の補てん^ほがないことで
- 7 時の経過で
- 8 その他

()

B 問18で、2に○をした（許すことができるという気持ちが強くなった）方におたずねします。気持ちが変化したきっかけは、何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者がつかまったことで
- 2 加害者が判決の言渡しを受けたり、刑に服したことで
- 3 加害者に反省の態度がみられることで
- 4 加害者が謝罪したことで
- 5 加害者が賠償金等の支払いをしたことで
- 6 保険等により、損害の補てん^ほがあったことで
- 7 時の経過で
- 8 その他

()

問19 あなたは、加害者本人の「罪の償い^{つぐな}」のために、一番大切なことは何だと思いますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 判決で決められた刑に服すること
- 2 被害者に謝罪すること
- 3 示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること
- 4 社会で更生すること
- 5 被害者の許しを得ること
- 6 その他

()

VI 最後に、あなたのご希望について自由に書いてください。

問20 あなたは、今回の経験を通じて、警察等の捜査、検察庁の捜査・訴追^{そつう}、裁判、弁護活動などに、何か希望することがありますか。ありましたら、自由に書いてください。

以上でおわりです。ご協力ありがとうございました。

末尾資料(6)

--	--	--	--	--	--	--	--

D

犯罪被害についてのアンケート調査

今回の調査では、平成 年 月に起きた、1 強盗 2 強盗致傷 3 恐喝 事件により、あなたが受けた被害などについてお聞きします。

ご記入は、本人をお願いします。

それぞれの質問について、あてはまる番号に○をつけてください。一つだけ○をつける場合と、いくつ○をつけてもよい場合がありますが、そのどちらかなのかは書いてあるとおりをお願いします。また、()の中には、おさしつかえなければ、具体的な内容や理由を簡単に記入してください。

加害者（事件の犯人をいいます。）が何人もいる場合は、

加害者本人についての質問については、あなたが主犯（犯罪の中心人物をいいます。）だと思う人を一人だけ選んで答えてください。加害者側についての質問の場合は、加害者の共犯者や親族・弁護人など加害者側の人間すべてを含みます。

あなたが、主犯だと思う人について、わかる範囲でつぎのことを記入してください。

性別 1 男 2 女
 事件のときの年齢 _____
 事件のときの職業 _____

あなたご自身についておたずねします。おさしつかえなければ、なるべく正確にお答えいただきたいと思います。

あなたの性別 1 男 2 女

あなたの年齢 1 20歳代 2 30歳代 3 40歳代
 4 50歳代 5 60歳代 6 70歳代以上

あなたのご職業 1 農業・林業・漁業関係
 2 商業・工業・サービス業関係
 3 土木・建設関係
 4 事務・管理職・専門技術職
 5 家事・家事手伝い
 6 パート・アルバイト
 7 学生
 8 無職
 9 その他 (_____)

それでは、次の本問にすすんでください。→

I はじめに、あなたが事件によって受けた被害・損失・影響や加害者との関係についておたずねします。

問1 あなたが事件によって受けた財産上（現金や物など）の被害について、おたずねします。被害の内容について、1から4のあてはまるすべてに○をつけ、おおよその被害額やそれがあなたにとってかけがえのないものだったかどうかを記入してください。

1 現金をとられた（振込入金による場合を含む）

ア 被害額

a 約_____円 b わからない

2 現金以外の物（有価証券、預金通帳、クレジットカードを含む）をとられた

ア 被害額

a 約_____円相当 b わからない

イ それはあなたにとってかけがえのないものでしたか。

a はい b いいえ c どちらともいえない

3 物をこわされたり、使い物にならないようにされた

ア 被害額

a 約_____円相当 b わからない

イ それはあなたにとってかけがえのないものでしたか。

a はい b いいえ c どちらともいえない

4 その他（_____）

ア 被害額

a 約_____円相当 b わからない

イ それはあなたにとってかけがえのないものでしたか。

a はい b いいえ c どちらともいえない

A 問1で、1、2に○をした（現金または物をとられた）方におたずねします。被害を受けた現金や物それ自体は、もどってきましたか。一つだけ○をつけてください。

1 そのまますべてもどってきた

2 一部もどってきた

3 まったくもどってこなかった

問2 今回の事件で、次のようなことがありましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 殴られたり、蹴られたりした

2 凶器を見せられたり、つきつけられたりしておどされた

（凶器は何ですか_____）

3 凶器で殴られたり、切られたりした

（凶器は何ですか_____）

4 言葉や態度でおどされた

5 その他

1 病気になったり、精神的に不安定になった

- 2 食欲がなくなった
- 3 何をする気力もなくなった
- 4 人と会いたくなくなった
- 5 外出ができなくなった
- 6 自殺を考えた
- 7 夜眠れなくなったり、悪夢に悩まされるようになった
- 8 感情がまひした（喜びや悲しみを感じられない）ような状態となった
- 9 自分としての実感がない（自分が自分でない）ような状態となった
- 10 その他
()

問8 あなたは、事件によって、生活面での影響を受けましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 影響はない
- 2 生活が苦しくなった
- 3 子育てに影響があった
- 4 家庭が暗くなった
- 5 家庭が崩壊したほうかい
- 6 近所との関係が悪くなった
- 7 引っ越さなければならなくなった
- 8 仕事や学校を続けられなくなった
- 9 その他
()

問9 あなたは、加害者を事件の前から知っていましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 知らなかった
- 2 顔や名前ぐらいは知っていた
- 3 よく知っていた

A 問9で、2、3に○をした（事件の前から知っていた）方におたずねします。加害者は、あなたと
どういう知り合いですか。一つだけ○をつけてください。

- | | | |
|--------------|----------|-----------|
| 1 仕事や取引先関係の人 | 2 学校関係の人 | 3 恋人 |
| 4 遊びの仲間 | 5 近所の人 | 6 その他 () |

II 事件の後の、加害者側からの謝罪、示談・賠償金の支払などについておたずねします。

問10 事件後、現在までに、加害者側は、あなたに対して謝罪しましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 謝罪した

- 2 こちらが謝罪を求めたが、加害者側が応じなかった
- 3 謝罪を求めたこともないし、加害者側からも謝罪はない
- 4 加害者側からの面会や謝罪の申し出をこちらが拒否した
- 5 その他
()

A 問10で、1に○をした（加害者側が謝罪した）方におたずねします。加害者側はどのようにして謝罪しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者本人が自分に会って謝罪した
- 2 加害者本人が手紙や電話で謝罪した
- 3 代理人による謝罪だった（代理人は、加害者の親族、弁護士等、どのような立場の人でしたか _____）

問11 事件後、現在までに、加害者側との示談は、成立しましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 成立した
- 2 交渉したが、不成立に終わった
- 3 交渉中である
- 4 示談の申し出があったが、こちらが拒否した
- 5 示談の申し出がなかった
- 6 示談の申入れをしたが、加害者側が応じなかった

A 問11で、1に○をした（示談が成立した）方におたずねします。示談で決まった示談金の額は、いくらですか。1から3に、一つだけ○をつけ、1に○をした方は、示談金の額を記入してください。

- 1 示談金の額は、 _____ 円くらい
- 2 示談金の約束はあるが、額はわからない
- 3 示談金の約束はない

問12 事件後、加害者側から、賠償金、示談金、慰謝料等、名目のいかんを問わず、損害・被害をつぐなう趣旨の金の支払いはありましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 全額支払いがあった
- 2 一部支払いがあったが、残りは支払いの見込みはない
- 3 一部支払いがあり、残りも今後支払われる予定である
- 4 全く支払いはなく、支払いの見込みもない
- 5 全く支払いはないが、今後支払われる予定である
- 6 わからない

A 問12で、1、2に○をした（全額又は一部支払いがあった）方におたずねします。支払われた金額はいくらですか。

- 1 _____ 円くらい

2 わからない

B 問12で、1、2に○をした（全額又は一部支払いがあった）方におたずねします。誰が支払いしましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 加害者本人

2 加害者の親族

3 加害者の知人

4 加害者の加入している保険会社

5 その他（ ）

6 わからない

C 問12で、1、2に○をした（全額又は一部支払いがあった）方におたずねします。あなたは、賠償金等の額について、なっとくしていますか。一つだけ○をつけてください。

1 なっとくしている

2 やや不満は残るが、おおむねなっとくしている

3 なっとくしていない

4 なんともいえない

問13 事件後、現在までに、あなたの側で加入していた生命保険、傷害保険、医療保険、労災保険、盗難保険などの保険金の支払いを受けましたか。一つだけ○をつけてください。

1 支払いを受けた

2 保険金請求の途中で、今後支払いを受ける見込みである

3 保険金請求の手續（その準備を含みます）中で、支払いを受けられるかどうかわからない

4 支払いを受けていない

5 わからない

A 問13で、1に○をした（支払いを受けた）方におたずねします。支払われた額は、あなたの損害のすべてを補てんするものとして、十分な額でしたが。一つだけ○をつけてください。

1 十分な額だった

2 不十分だったが、一応なっとくできる額だった

3 不十分な額だった

4 わからない

問14 あなたは、事件による損害について、民事裁判を起こしましたか、又は起こす予定がありますか。一つだけ○をつけてください。

1 起こした

2 今後起こす予定である

3 起こしておらず、今後も起こすつもりはない

4 起こしていないが、今後はわからない

5 その他

（ ）

A 問14で、1, 2に○をした（民事裁判を起こした、又は起こす予定の）方におたずねします。起こした、又は起こす理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 損害を取り戻したいから
- 2 事件の全容を知りたいから
- 3 加害者に謝罪や反省を求めるため
- 4 その他

()

B 問14で、3, 4に○をした（民事裁判を起こしていない）方におたずねします。起こしていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 民事裁判を起こす方法がわからない
- 2 費用が高くつく
- 3 勝訴しても、相手方の資力から見て、損害が取り戻せない
- 4 民事裁判を起こすだけの証拠がない
- 5 裁判に時間がかかる
- 6 これ以上相手と関わりたくない
- 7 その他

()

III 事件の後の、報道についておたずねします。

問15 今回の事件は、報道されましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 報道された
- 2 報道されなかった
- 3 わからない

A 問15で、1に○をした（報道された）方におたずねします。報道されたことについて、どのように感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 報道の内容は正確だった
- 2 真実でないことや、自分が言っていないことが報道された
- 3 報道や報道による反響によって勇気づけられた
- 4 事件が公表されて迷惑した
- 5 その他

()

IV 事件の後の、検査への協力や刑事裁判に関することなどについておたずねします。

問16 あなたは、事件の検査への協力に負担を感じましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 感じた
- 2 感じなかった
- 3 どちらともいえない

A 問16で、1に○をした（事件の捜査への協力に負担を感じた）方におうかがいします。どのような負担を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 呼び出しの回数が多かった

- 2 時間的拘束が大きかった
- 3 呼び出される際、自分の都合に対する配慮が足りなかった
- 4 しつこく聞いてきた
- 5 警察と検察庁で、同じことを聞かれた
- 6 自分に落ち度があるようなことを言われた
- 7 自分の言い分を聞こうとしなかった
- 8 他人に知られないような配慮がたりなかった
- 9 被害者としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた
- 10 その他
()

問17 あなたは、刑事裁判に証人として出廷しましたか。

- 1 した
- 2 していない

A 問17で、1に○をした（証人として出廷した）方にうかがいます。証人として出廷することに負担を感じましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 感じた
- 2 感じなかった
- 3 どちらともいえない

B 問17Aで、1に○をした（負担を感じた）方におたずねします。どのような負担を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 呼び出しの回数が多かった
- 2 時間的拘束が大きかった
- 3 呼び出される際、自分の都合に対する配慮が足りなかった
- 4 しつこく聞いてきた
- 5 警察と検察庁で聞かれたことと同じことを聞かれた
- 6 自分に落ち度があるようなことを言われた
- 7 自分の言い分を聞こうとしなかった
- 8 他人に知られないような配慮がたりなかった
- 9 被告人がいるところでは証言しづらかった
- 10 傍聴人がいるところでは証言しづらかった
- 11 被害者としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた
- 12 その他
()

問18 あなたは、刑事裁判を傍聴しましたか。

- 1 した（傍聴回数_____回）
- 2 していない

A 問18で、1に○をした（傍聴した）方におたずねします。傍聴した際に、不満が残りましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 残った
- 2 残らなかった
- 3 どちらともいえない

B 問18Aで、1に○をした（不満が残った）方におたずねします。どのような不満が残りましたか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者に反省の態度がみられなかった
- 2 自分の言い分が反映されていない
- 3 被害者の気持ちが考慮されていない
- 4 手続がよく理解できなかった
- 5 その他

()

問19 加害者本人にに対する裁判結果を知っていますか。

- 1 知っている
- 2 知らない

A 問19で、1に○をした（知っている）方におたずねします。その内容をわかる範囲で書いてください。

- 1 無期懲役
- 2 懲役 _____ 年 _____ 月 執行猶予 ア あり _____ 年 イ なし
- 3 禁錮 _____ 年 _____ 月 執行猶予 ア あり _____ 年 イ なし
- 4 その他

()

B 問19で、1に○をした（知っている）方におたずねします。どこから知りましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 警察から
- 2 検察から
- 3 裁判の傍聴で
- 4 マスコミから
- 5 その他

()

C 問19で、1に○をした（知っている）方におたずねします。裁判結果について、どう思いますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 重すぎと思っている

(理由)

- 2 適当であると思っている

- 3 軽すぎと思っている

(理由)

- 4 わからない

問20 あなたは、加害者本人についての、次のようなことがらについて、この調査の以前から知っていましたか。知っていた場合は、どこから知りましたか。下の表のマス目の中に、あてはまるものすべてに○をつけてください。

	知 っ て い た					知らない
	a 警察から	b 検察から	c 裁判の傍聴で	d マスコミから	e その他	
1 加害者が検挙・逮捕されたこと						
2 加害者の氏名、年齢、職業など						
3 加害者が起訴されたこと						
4 裁判がいつ、どこで行われるか						
5 裁判の進み具合						
6 逮捕された加害者がいつ釈放される（た）か						

V あなたご自身の、加害者本人に対する気持ちについておたずねします。

問21 あなたは、現在、加害者本人に対してどのような気持ちを抱いていますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 許すことができない
- 2 許すことができる
- 3 その他

()

問22 事件の直後と現在とでは、あなたの加害者本人に対する気持ちは変化していますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった
- 2 前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった
- 3 ずっと、許すことができないと思っている
- 4 前から、許すことができると思っていた
- 5 その他

()

A 問22で、1に○をした（許すことができないという気持ちが強くなった）方におたずねします。気持ちが変化したきっかけは、何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者がつかまったことで
- 2 加害者が判決の言渡しを受けたことで
- 3 加害者に反省の態度がみられないことで
- 4 加害者が謝罪しないことで

- 5 加害者が賠償金等の支払いをしないことで
- 6 保険等により、損害の補てん^ほがないことで
- 7 時の経過で
- 8 けがや後遺症が悪化したことで
- 9 その他

()

B 問22で、2に○をした（許すことができるという気持ちが強くなった）方におたずねします。気持ちが変化したきっかけは、何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者がつかまったことで
- 2 加害者が判決の言渡しを受けたり、刑に服したことで
- 3 加害者に反省の態度がみられることで
- 4 加害者が謝罪したことで
- 5 加害者が賠償金等の支払いをしたことで
- 6 保険等により、損害の補てん^ほがあったことで
- 7 時の経過で
- 8 けがが治った、又は、後遺症が軽くなったことで
- 9 その他

()

問23 あなたは、加害者本人の「罪の償い^{つぐな}」のために、一番大切なことは何だと思いますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 判決で決められた刑に服すること
- 2 被害者に謝罪すること
- 3 示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること
- 4 社会で更生すること
- 5 被害者の許しを得ること
- 6 その他

()

VI 最後に、あなたのご希望について自由に書いてください。

問24 あなたは、今回の経験を通じて、警察等の捜査、検察庁の捜査・訴追^{そつう}、裁判、弁護活動などに、何か希望することがありますか。ありましたら、自由に書いてください。

以上でおわりです。ご協力ありがとうございました。

末尾資料(7)

--	--	--	--	--	--	--	--

E

犯罪被害についてのアンケート調査

今回の調査では、平成 年 月に起きた、1 窃盗 2 詐欺 3 横領 事件により、あなたが受けた被害などについてお聞きします。

ご記入は、本人をお願いします。

それぞれの質問について、あてはまる番号に○をつけてください。一つだけ○をつける場合と、いくつ○をつけてもよい場合がありますが、そのどちらかなのかは書いてあるとおりにお願いします。また、()の中には、おさしつかえなければ、具体的な内容や理由を簡単に記入してください。

加害者（事件の犯人をいいます。）が何人もいる場合は、

加害者本人についての質問については、あなたが主犯（犯罪の中心人物をいいます。）だと思う人を一人だけ選んで答えてください。加害者側についての質問の場合は、加害者の共犯者や親族・弁護士など加害者側の人間すべてを含みます。

あなたが、主犯だと思う人について、わかる範囲でつぎのことを記入してください。

性別 1 男 2 女

事件のときの年齢 _____

事件のときの職業 _____

あなたご自身についておたずねします。おさしつかえなければ、なるべく正確にお答えいただきたいと思います。

あなたの性別 1 男 2 女

事件当時のあなたの年齢 1 20～24歳 2 25～29歳 3 30～34歳
4 35～39歳 5 40～44歳 6 45～49歳
7 50～54歳 8 55～59歳 9 60～64歳
10 65～69歳 11 70歳以上

事件当時のあなたのご職業 1 農業・林業・漁業関係
2 商業・工業・サービス業関係
3 土木・建設関係
4 事務・管理職・専門技術職
5 家事・家事手伝い
6 パート・アルバイト
7 学生
8 無職
9 その他 ()

事件当時の未婚・既婚の別 1 結婚していた 2 結婚していなかった
それでは、次の本問にすすんでください。→

- 1 生活が苦しくなった
- 2 子育てに影響があった
- 3 家庭が暗くなった
- 4 離婚した
- 5 家庭が崩壊した
ほうかい
- 6 親しい人との関係が悪くなった
- 7 近所との関係が悪くなった
- 8 引っ越さなければならなくなった

9 仕事や学校を続けられなくなった

10 その他

(

)

11 影響はない

問4 あなたは、加害者を事件の前から知っていましたか。一つだけ○をつけてください。

1 知らなかった

2 顔や名前ぐらいは知っていた

3 よく知っていた

A 問4で、2、3に○をした（事件の前から知っていた）方におたずねします。加害者は、あなたと
どういう知り合いですか。一つだけ○をつけてください。

1 仕事や取引先関係の人 2 学校関係の人 3 恋人

4 遊びの仲間 5 近所の人 6 その他 ()

問5 あなたが事件の被害を受けた場所はどこですか。一つだけ○をつけてください。

1 自宅

2 加害者の家又は居室

3 ホテル又は旅館

4 屋内（1、2、3以外）

5 自動車内

6 電車内

7 屋外

8 その他 ()

II 事件の後の、加害者側からの謝罪、示談・賠償金の支払いなどについておたずねします。

問6 事件後、現在までに、加害者側は、あなたに対して謝罪しましたか。一つだけ○をつけてください。

1 謝罪した

2 こちらが謝罪を求めたが、加害者側が応じなかった

3 謝罪を求めたこともないし、加害者側からも謝罪はない

4 加害者側からの面会や謝罪の申し出をこちらが拒否した

5 その他

(

)

A 問6で、1に○をした（加害者側が謝罪した）方におたずねします。加害者側はどのようにして
謝罪しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 加害者本人が自分に会って謝罪した

2 加害者本人が手紙や電話で謝罪した

3 代理人による謝罪だった（代理人は、加害者の親族、弁護士等、どのような立場の人でした
か_____）

問7 事件後、現在までに、加害者側との示談は、成立しましたか。一つだけ○をつけてください。

1 成立した

- 2 交渉したが、不成立に終わった
- 3 交渉中である
- 4 示談の申し出があったが、こちらが拒否した
- 5 示談の申し出がなかった
- 6 示談の申入れをしたが、加害者側が応じなかった

A 問7で、1に○をした（示談が成立した）方におたずねします。示談で決まった示談金の額は、いくらですか。1から3に、一つだけ○をつけ、1に○をした方は、示談金の額を記入してください。

- 1 示談金の額は、 _____ 円くらい
- 2 示談金の約束はあるが、額はわからない
- 3 示談金の約束はない

問8 事件後、加害者側から、賠償金、示談金、慰謝料等、名目のいかんを問わず、損害・被害をつぐなう趣旨の金の支払いはありましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 全額支払いがあった
- 2 一部支払いがあったが、残りは支払いの見込みはない
- 3 一部支払いがあり、残りも今後支払われる予定である
- 4 全く支払いはなく、支払いの見込みもない
- 5 全く支払いはないが、今後支払われる予定である
- 6 わからない

A 問8で、1、2に○をした（全額又は一部支払いがあった）方におたずねします。支払われた金額はいくらですか。

- 1 _____ 円くらい
- 2 わからない

B 問8で、1、2に○をした（全額又は一部支払いがあった）方におたずねします。誰が支払いましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者本人
- 2 加害者の親族
- 3 加害者の知人
- 4 加害者の加入している保険会社
- 5 その他 (_____)
- 6 わからない

C 問8で、1、2に○をした（全額又は一部支払いがあった）方におたずねします。あなたは、賠償金等の額について、なっとくしていますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 なっとくしている
- 2 やや不満は残るが、おおむねなっとくしている
- 3 なっとくしていない
- 4 なんともいえない

問9 事件後、現在までに、あなたの側で加入していた生命保険、傷害保険、医療保険、労災保険などの保険金の支払いを受けましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 支払いを受けた
- 2 保険金請求の途中で、今後支払いを受ける見込みである
- 3 保険金請求の手続（その準備を含みます）中で、支払いを受けられるかどうかわからない
- 4 支払いを受けていない
- 5 わからない

A 問9で、1に○をした（支払いを受けた）方におたずねします。支払われた額は、あなたの損害のすべてを補てんするものとして、十分な額でしたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 十分な額だった
- 2 不十分だったが、一応なっとくできる額だった
- 3 不十分な額だった
- 4 わからない

問10 あなたは、事件による損害について、民事裁判を起こしましたか、又は起こす予定がありますか。一つだけ○をつけてください。

- 1 起こした
- 2 今後起こす予定である
- 3 起こしておらず、今後も起こすつもりはない
- 4 起こしていないが、今後はわからない
- 5 その他
()

A 問10で、1、2に○をした（民事裁判を起こした、又は起こす予定の）方におたずねします。起こした、又は起こす理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 損害を取り戻したいから
- 2 事件の全容を知りたいから
- 3 加害者に謝罪や反省を求めるため
- 4 その他
()

B 問10で、3、4に○をした（民事裁判を起こしていない）方におたずねします。起こしていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 民事裁判を起こす方法がわからない
- 2 費用が高くつく
- 3 勝訴しても、相手方の資力から見て、損害が取り戻せない
- 4 民事裁判を起こすだけの証拠がない
- 5 裁判に時間がかかる
- 6 これ以上相手と関わりたくない
- 7 その他

()

III 事件の後の、報道についておたずねします。

問11 今回の事件は、報道されましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 報道された 2 報道されなかった 3 わからない

A 問11で、1に○をした（報道された）方におたずねします。報道されたことについて、どのように感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 報道の内容は正確だった
2 真実でないことや、自分が言っていないことが報道された
3 報道や報道による反響によって勇気づけられた
4 事件が公表されて迷惑した
5 その他

()

IV 事件の後の、捜査への協力や刑事裁判に関することなどについておたずねします。

問12 あなたは、事件の捜査への協力に負担を感じましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 感じた 2 感じなかった 3 どちらともいえない

A 問12で、1に○をした（事件の捜査への協力に負担を感じた）方におうかがいします。どのような負担を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 呼び出しの回数が多かった
2 時間的拘束が大きかった
3 呼び出される際、自分の都合に対する配慮が足りなかった
4 しつこく聞いてきた
5 担当者が男性だった
6 担当者が女性だった
7 警察と検察庁で、同じことを聞かれた
8 自分に落ち度があるようなことを言われた
9 自分の言い分を聞こうとしなかった
10 他人に知られないような配慮が足りなかった
11 被害者としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた
12 女性の気持ちをわかっていないと感じた
13 性に関することを聞かれた苦痛だった
14 その他

()

問13 事件の捜査の課程で、次のことがらのうちで女性が担当していたものはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 被害を届け出た際の応対
 - 2 事情徴収
 - 3 あなたが被害現場その他の場所での被害状況を説明する際の立ち会い
 - 4 あなたが医師の診断を受ける際の付き添い
 - 5 あなたの悩みごとに対する相談や助言
 - 6 その他
- ()

問14 事件捜査の課程でなされる次ことがらのうち、女性に担当してほしかったもの、又は女性に担当してもらってよかったと思えたものはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 被害を届け出た際の応対
 - 2 事情徴収
 - 3 あなたが被害現場その他の場所での被害状況を説明する際の立ち会い
 - 4 あなたが医師の診断を受ける際の付き添い
 - 5 あなたの悩みごとに対する相談や助言
 - 6 その他
- ()

問15 あなたは、刑事裁判に証人として出廷しましたか。

- 1 した
- 2 していない

A 問15で、1に○をした（証人として出廷した）方にうかがいます。証人として出廷することに負担を感じましたか。一つだけ○をつけてください。

- 1 感じた
- 2 感じなかった
- 3 どちらともいえない

B 問15Aで、1に○をした（負担を感じた）方におたずねします。どのような負担を感じましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 呼び出しの回数が多かった
- 2 時間的拘束が大きかった
- 3 呼び出される際、自分の都合に対する配慮が足りなかった
- 4 しつこく聞いてきた
- 5 警察や検察庁で聞かれたことと同じことを聞かれた
- 6 自分に落ち度があるようなことを言われた
- 7 自分の言い分を聞こうとしなかった
- 8 他人に知られないような配慮が足りなかった
- 9 被告人がいるところでは証言しづらかった
- 10 傍聴人がいるところでは証言しづらかった
- 11 被害者としての悲しみや苦しみをわかっていないと感じた
- 12 女性の気持ちをわかっていないと感じた

13 性に関することを聞かれた苦痛だった

14 その他

(

)

問16 あなたは、刑事裁判を傍聴しましたか。

1 した（傍聴回数_____回） 2 してない

A 問16で、1に○をした（傍聴した）方におたずねします。傍聴した際に、不満が残りましたか。
一つだけ○をつけてください。

1 残った 2 残らなかった 3 どちらともいえない

B 問16Aで、1に○をした（不満が残った）方におたずねします。どのような不満が残りましたか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者に反省の態度がみられなかった
- 2 自分の言い分が反映されていない
- 3 被害者の気持ちが考慮されていない
- 4 手続がよく理解できなかった
- 5 その他

(

)

問17 加害者本人に対する裁判結果を知っていますか。

1 知っている 2 知らない

A 問17で、1に○をした（知っている）方におたずねします。その内容をわかる範囲で書いてください。

- 1 無期懲役
- 2 懲役_____年_____月 執行猶予 ア あり_____年 イ なし
- 3 禁錮_____年_____月 執行猶予 ア あり_____年 イ なし
- 4 その他

(

)

B 問17で、1に○をした（知っている）方におたずねします。どこから知りましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 警察から
- 2 検察から
- 3 裁判の傍聴で
- 4 マスコミから
- 5 その他

(

)

C 問17で、1に○をした（知っている）方におたずねします。裁判結果について、どう思いますか。
一つだけ○をつけてください。

- 1 重すぎと思っている

(理由

)

2 適当であると思っている

3 軽すぎると思っている

(理由

)

4 わからない

問18 あなたは、加害者本人についての、次のようなことがらについて、この調査の以前から知っていましたか。知っていた場合は、どこから知りましたか。下の表のマス目の中に、あてはまるものすべてに○をつけてください。

	知 っ て い た					知らない
	a 警察から	b 検察から	c 裁判の傍聴で	d マスコミから	e その他	
1 加害者が検挙・逮捕されたこと						
2 加害者の氏名、年齢、職業など						
3 加害者が起訴されたこと						
4 裁判がいつ、どこで行われるか						
5 裁判の進み具合						
6 逮捕された加害者がいつ釈放される(た)か						

V あなたご自身の、加害者本人に対するお気持ちについておたずねします。

問19 あなたは、現在、加害者本人に対してどのような気持ちを抱いていますか。一つだけ○をつけてください。

1 許すことができない

2 許すことができる

3 その他

(

)

問20 事件の直後と現在とでは、あなたの加害者本人に対する気持ちは変化していますか。一つだけ○をつけてください。

1 前よりも、許すことができないという気持ちが強くなった

2 前よりも、許すことができるという気持ちが強くなった

3 ずっと、許すことができないと思っている

4 前から、許すことができると思っていた

5 その他

(

)

A 問20で、1に○をした（許すことができないという気持ちが強くなった）方におたずねします。
気持ちが変化したきっかけは、何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者がつかまったことで
- 2 加害者が判決の言渡しを受けたことで
- 3 加害者に反省の態度がみられないことで
- 4 加害者が謝罪しないことで
- 5 加害者が賠償金等の支払いをしないことで
- 6 保険等により、損害の補てん^ほがないことで
- 7 時の経過で
- 8 けがや後遺症が悪化したことで
- 9 その他

()

B 問20で、2に○をした（許すことができるという気持ちが強くなった）方におたずねします。気
持ちは変化したきっかけは、何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 加害者がつかまったことで
- 2 加害者が判決の言渡しを受けたり、刑に服したことで
- 3 加害者に反省の態度がみられることで
- 4 加害者が謝罪したことで
- 5 加害者が賠償金等の支払いをしたことで
- 6 保険等により、損害の補てん^ほがあったことで
- 7 時の経過で
- 8 けがが治った、又は、後遺症が軽くなったことで
- 9 その他

()

問21 あなたは、加害者本人の「罪の償い^{つぐな}」のために、一番大切なことは何だと思いますか。一つだけ
○をつけてください。

- 1 判決で決められた刑に服すること
- 2 被害者に謝罪すること
- 3 示談を成立させ、賠償金等の支払いをすること
- 4 社会で更生すること
- 5 被害者の許しを得ること
- 6 その他

()

VI 最後に、あなたのご希望について自由に書いてください。

問22 あなたは、今回の経験を通じて、警察等の捜査、検察庁の捜査・訴追^{そつう}、裁判、弁護活動などに、
何か希望することがありますか。ありましたら、自由に書いてください。

以上でおわりです。ご協力ありがとうございました。

法務総合研究所研究部報告 7

平成 12 年 3 月 印 刷

平成 12 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼 法 務 総 合 研 究 所
発行人

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
